

令和 4 年

第 2 回臨時会

第 3 回臨時会 会 議 録

第 3 回定例会

奄美市議会

第2回臨時会
第3回臨時会 会議録目次
第3回定例会

○第2回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------	---

7月25日（月）

出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第58号（1件）上程	5



○第3回臨時会

議事日程・付議事件	17
-----------	----

8月17日（水）

出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	20
会議録署名議員の指名	21
会期の決定	21
議案第59号（1件）上程	21
議案第60号、61号（2件）上程	25



○第3回定例会

議事日程・付議事件	27
第3回定例会一般質問通告	29

9月5日（月）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	39
------------	----

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	39
職務のため出席した事務局職員	39
会議録署名議員の指名	41
会期の決定	41
議案第 62 号～第 72 号（11 件）上程	41

9 月 6 日（火）（第 2 日目）

出席議員及び欠席議員	45
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	45
職務のため出席した事務局職員	46
一般質問	
大迫 勝史 君（公明党）	47
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	56
永田 清裕 君（自民党新政会）	64
崎田 信正 君（日本共産党）	72

9 月 7 日（水）（第 3 日目）

出席議員及び欠席議員	85
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	85
職務のため出席した事務局職員	86
一般質問	
和田 霜析 君（自民党新政会）	87
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	97
伊東 隆吉 君（自民党新政会）	107
栄 ヤスエ 君（公明党）	118

9 月 8 日（木）（第 4 日目）

出席議員及び欠席議員	131
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	131
職務のため出席した事務局職員	132
一般質問	
奥 晃郎 君（自民党新政会）	133
竹山 耕平 君（自民党新政会）	141
多田 義一 君（自民党新政会）	153
奥 輝人 君（無所属）	163

9 月 9 日（金）（第 5 日目）

出席議員及び欠席議員	175
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	175
職務のため出席した事務局職員	176
一般質問	
与 勝広 君（公明党）	177
関 誠之 君（立憲民主党）	188

9 月 12 日（月）（第 6 日目）

出席議員及び欠席議員	201
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	201
職務のため出席した事務局職員	202
議案第 62 号～第 72 号（11 件）上程	203
議案付託	210
議案第 73 号（1 件）上程	210
議案付託	214

9 月 26 日（月）（第 7 日目）

出席議員及び欠席議員	215
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	215
職務のため出席した事務局職員	216
議案第 62 号～第 73 号（12 件）上程	217
陳情第 4 号（1 件）上程	223
陳情第 5 号（1 件）上程	224
議案第 74 号～第 83 号（10 件）上程	226
議案付託	235
発議第 7 号（1 件）上程	235
閉会中の継続審査について	237

別紙

各常任委員会審査報告書	239
閉会中の継続審査及び調査の申出について	242
参考資料（意見書等）	243

会期・議事日程 付 議 事 件

令和4年第2回奄美市議会臨時会 議事日程

○令和4年7月15日 奄美市議会第2回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
7月25日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（1日間） 3 議案第58号 上程 説明 質疑 討論 採決

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第58号	副市長の選任について	R4.7.25	同意	本会議

第 2 回 臨 時 会
令和 4 年 7 月 25 日
(第 1 日 目)

7月25日(臨時会1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
4 番	和 田 霜 析 君	5 番	松 山 さおり 君
6 番	林 山 克 巳 君	7 番	正 野 卓 矢 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	竹 山 耕 平 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	16 番	荒 田 幸 司 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

3 番	永 田 清 裕 君	13 番	元 野 景 一 君
-----	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	教 育 長	村 田 達 治 君
住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君	笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君
総 務 部 長	三 原 裕 樹 君	総 務 課 長	向 井 渉 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
市 民 部 長	徳 永 恵 三 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和4年第2回臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

先般執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、指宿市議会議長、下川床泉氏が当選いたしました。

また、去る第2回定例会において可決されました、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書並びに地方財政の充実・強化に関する意見書の提出につきましては、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、正野卓矢君、栄 ヤスエ君、多田義一君の3名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期をお手元に配付しました議事日程表のとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、議案第58号 副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○

市長（安田壮平君） おはようございます。議会の皆様、本日は臨時会を開催していただき、誠にありがとうございます。

ただいま上程されました議案第58号 副市長の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

令和4年3月31日をもって前副市長の任期が満了したことに伴い、新たに諏訪哲郎氏を副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番（和田霜析君） 皆様、おはようございます。自民党新政会の和田霜析でございます。皆様御存知のとおり、市長は市民の皆様から直接選挙で選ばれることになります。ただし、副市長の選任は市長が推選し、我々市議会において適正な方かどうかを評価し、判断しなければなりません。このことは、市長と同じく市民の皆様から直接選挙で選ばれました我々市議会議員が市民の皆様からの負託を受けて、一人一人が責任を持って判断することです。

それでは質疑に入ります。県職員からの選任にあたって、以前より県とのパイプを太くし、稼ぐ力を強くしたい、経験豊富な県職員を登用したいと市長は言っておりましたが、奄美群島広域事務組合の役割であるとか、大島支庁の体制であるとか、情報化であるとか県との関係性も格段に進んできた今の時

代にあって、県とのパイプを強くすることとは、具体的にどういうことを望んでいるのか、まず1点お聞きします。

続きまして、2点目として、県から登用するメリットはいかなるものかをお聞きしたいと思います。

3点目として、県職員を副市長にすることに期待することは何か、具体的にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長（安田壮平君） 和田議員より御質疑を頂きましたので、お答えをさせていただきます。三つほどあったかと思います。ちょっと順番が前後するかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

まず、県からの人事で期待するところは何かということでありますけれども、提案をさせていただいた諏訪さんはですね、行政職員としての26年以上の経験があり、また地域の課題であったり、あるいはまた実情の把握にもですね、やはりその行政職員としての経験を生かして、しっかり取り組んでいただき、またその点に関しては十分に長けているものというふうに思います。その上で、やはり県と市の連携を強力に推進したいという思いがございまして、特に県とは予算面、あるいはまた人材面、そして情報や知恵などの面でですね、日頃からやりとりをして、これまでもやりとりを続けてまいりましたけれども、副市長というすごく重要な立場に人材を登用させていただくということですね、より情報や知恵の面でですね、さらに大きな力になっていただけるのではないかなというふうに感じております。

そしてまた、奄美群島広域事務組合とか、あるいはまた大島支庁との関係性でありますけれども、やはり県庁本庁と大島支庁との役割はいろいろ違いがあって、例えば、大島支庁は窓口機能がメインで、政策立案をするというのはですね、そういった機能は限られているというふうにも認識をしておりますけれども、是非そのことも含めて、やはり県庁本庁、あるいは大島支庁との連携、つなぎをよくしていきたいということを思っております。大島支庁に関しては、とりわけ立場、役割は奄美市役所とは違いますが、同じ地域の一員として、あるいは時には仕事のパートナーとしてですね、更に連携を深めたい。そしてそれも行政だけではなくて、市議会やあるいは市民、民間の皆様との関係性を向上させていく、その推進力にも、この諏訪さんはなっていたのではないかなというふうにも思っております。

メリット、そうですね、副市長を外から、あるいは地元からという、いろいろな観点、考え方だろうとは思いますが。副市長を地元からという大事な価値については、私自身も十分認識をしているところではございます。そこで、私に与えられた任期4年間の中でですね、安定した市政運営を行いながら、私自身の目指すよりよい成果を上げていくために、地元のことは私や総務部長、各部長をはじめ、全職員で補いながら、新しい副市長には県庁や、あるいは私たちとは異なった分野での人的ネットワーク、情報ネットワークなどをいかして、更にですね、また新しい工夫、アイデア、提案なども頂きながら職務に邁進していただきたいと思いますと考えています。その点がメリットではないかなというふうに考える次第であります。

4番（和田霜析君） 安田市長、ありがとうございます。よく理解できました。今までの大島支庁とかとの関係が、窓口機能的なものが多かったと。ただし、今回県職員の諏訪さんを登用することで、政策面でも活用していきたいと。そこがちょっと県とはできなかったという理解でよろしいでしょうか。

市長（安田壮平君） 大島支庁の内部事情について、私は全て精通しているわけではないんですけれども、一般的に言ってですね、窓口機能が主な役割であり、もちろん大島支庁の中でいろいろな予算の配分であったり、事業の決定だったり、あると思うんですけれども、主な政策決定機関は本庁のほうにあるというふうに捉えております。その中で、私も議員時代含めて、いろいろ大島支庁のほうに相談に行ったり、あるいはまた市民、民間の方々、あるいは議員の皆様もですね、いろいろ相談に行ったり、要請要望に行ったりする機会というのがあろうかと思いますけれども、そこに対する迅速な対応であった

り、より丁寧な対応であったり、そういったところをですね、やはり同じ行政機関として行政サービスの向上を更に目指して一緒に取り組んでいきたい。それについて諏訪さんにおいてはですね、よいつなぎ役になっていただけるんじゃないかなというところを期待するものでございます。

4 番（和田霜析君） 安田市長、ありがとうございます。よく理解できました。それでは、私の質疑を終わらせていただきます。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

12 番（竹山耕平君） おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。それでは、早速ではございますけど、総括質疑をさせていただきます。

先ほども和田議員が申ししておりましたが、前回の結果に至るまではですね、あまりにも時間的に余裕がなく、その方のお人柄、そして市政に対するお考え、そういったことも含めて、理解も納得に至らなかったということでございます。前回から今日までのこの間に、奄美の中からまた、安田市長、今なぜ県から、県の職員なのか、人事交流なのか、含めてですね、今お話になりましたが、やはり私どものこの間にもですね、やはり地元の適任者がいないのかと、やはり副市長というパイプはですね、副市長という職責、重責は、やはり今市長が外向きには副市長に大いに頑張って期待していると、しかし内情、内政については市長、そして総務部長が頑張るというふうなお話もありましたが、やはり副市長という職責は、その部分を重く受けている、そういったところも強いと思います。そういった中からですね、やはり地域の方々や地域の実情を分かっている方が、やはり地元の適任者はいないのかという声も多く聞かれたところではございますが、やはり私も今のお話を、市長のお話も聞いてですね、奄美出身者の中から選定し、その推選をするということもあるのかなというふうなお考えが、この間になかったのかなと思いはします。しかし、一方では市長は最初からしっかりとですね、やはり信念を持って、このような奄美市をマニフェストの中から、また市長選挙のときからしっかりと訴えて、思いで、この奄美市を将来的に未来の奄美をどのような形を持っていくのか。そのために今回の人事案件が必要なんだというふうに、少し今の理解はしたところであります。更には、やっぱり市長の考えがぶれてはいけないということもあるとは思いますが、多くの方々、やはり支援者もいらっしゃると思いますが、そういった中で、市長の相談、難しかったのか、またそういうお考えがなかったのか、今県の職員という形でお話を聞いたので、なぜ奄美出身者の方でそういう適任者というお考えに至らなかったのか、そういった部分をですね、やはり我々が判断をするためにですね、しっかりと特に市民の皆さんからの意見もありましたので、お答えいただきたいと思います。これが1点目。

2点目に、次に任期についてお伺いをいたします。前回の答弁では、法令上4年、しかしそれ以外ということも示されてはおりますが、やはり4年が通常だと考えております。前回の答弁では4年なのか2年なのか、はっきりそこがですね、示されていないと、私は理解をしています。そのようなことから、またですね、任期というのはですね、4年なのか2年なのか含めて、結果を出すためにはある程度の期間をしっかりと確保して、担保をして、この能力、そして期待を発揮するものでなければならないと思っています。また、結果を出さなければ意味がないというふうに、新たなことにチャレンジするんであれば、そこまで求められると思いますので、この任期については、はっきりとまた答弁を求めたいと思います。

3点目の、市長が副市長に望むことということもありましたが、やはり何をさせていきたいのか、どの分野に対してしっかりと、この奄美の将来、未来含めて、どの分野で力をしっかりと発揮させていただきたい、今、プロフィール読みましたが、あらゆる県庁のほうでもですね、あらゆる部署を回っておりまして、しかも51歳という若さで課長職につくというものは、やはりしっかりとした能力の持ち主だというふうには考えています。しかし、市長がこの副市長という人格、能力を含めて、何に力を入れて、

本当にこの1点、この2点、含めてですね、何にということをしてですね、そして何を目標、目的、達成含めてですね、今の考えでいいので、やはり先のことはどうなるか分かりませんから、今の市長の思いをですね、聞かせていただきたいと思います。

この3点について、答弁をお願いいたします。

市長（安田壮平君） 竹山議員より質疑を頂きました。それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のことなんですけれども、地元からの選出はというようなことでありますけれども、ちょっとここで改めて自分の考えを整理したものをお伝えしたいと思います。冒頭でもおっしゃっていただいたように、前は30数年ぶりの外部からの副市長人事の提案をさせていただきまして、私自身の説明不足など、反省すべき点が多々あったことと存じております。今回、議会各会派との対話を強化させていただきながら、御理解を頂けるように取り組んできた次第であります。今回、県からの副市長人事を上程するにあたり、自分自身の考えをもう一度整理しましたところ、その中でですね、整理の中で県から副市長をとという考えについては、県内外の首長経験者から頂いた、そういうアドバイスを頂いたことも事実としてありまして、これまでの伝統や経験を大事にしながらも、これからの奄美市を築いていく上でとても大事な考え方ではないかと、私自身納得し、参考にしたという経緯があります。

その上でですね、地元からという考えももちろんあったわけではありますが、先ほど申し上げたとおり、まずは地元のことについては、地元のその詳しいこと、地元ならではのことは、私や部長、各部長はじめですね、全職員で補いながらですね、やっぱりそこはしっかりと少しずつ地元へ溶け込んでいく、馴染んでいく、その努力をですね、やっていただきたい、あるいは一緒にやっていきたいというふうに思っております。

議会の皆様からですね、地域を歩き、集落を歩くようにというような助言も以前頂きました。私も是非一緒に地域の行事に参加をしたり、あるいは昨日から始まりました市民とのふれあい対話などにも同行してもらったりして、住民の生の声を数多く聞くという機会を持いただき、地域に溶け込む努力をですね、ともにやっていきたいというふうに思っております。その上で、しっかりですね、私の、市長の補佐役、あるいは職務の代行、代理者として、そしてまた内部のマネジメントもですね、しっかりやっていただきたい、あるいは一緒に力を尽くしてやっていきたいというふうに思っております。

続いて、任期についてでありますけれども、これも確かに前はですね、少しあいまいな言い方をしていたかと思います。この点に関しても、今回上程するにあたり、県とのほうとですね、しっかり協議をさせていただいています。その中で、地方自治法上、副市長の、副首長の任期は4年です。今回のこの人事案件においても4年の任期を前提と考えています。一方、今回提案している諏訪哲郎氏は県からの派遣職員であり、県からはこれまで各市町村に派遣した副首長の派遣実績については、2年または3年が多いことは伺っております。しかしながら、私としては4年間の任期を全うしていただきたいと考えておりますし、今後とも引き続き県とですね、協議をしてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、どの分野でということでありました。先ほども一応申し上げたところでありますけれども、私が今回の県からの人の推選にあたってですね、前回同様、離島勤務経験があり、そして内部マネジメントもしっかりできて、そして経済産業分野に強い方をお願いしますということで知事をお願いをさせていただきました。その点を踏まえてですね、その内部マネジメントの面においては、特に職員との対話をしっかりといただき、特に研修の更なる充実など、人材育成をですね、積極的に行っていただきたいということを期待しております。また、副市長の重要な役割としては、入札、人事、採用など、多岐に渡りますけど、是非その点に関しては外からの公平・公正なフラットな目で行っていただきたいというふうに思っております。

また、前回述べたことの重複になりますけれども、是非鹿児島県ともですね、強い連携をつくっていききたい。今年、来年、奄美にとっては重要な節目を迎えるわけでありまして。日本復帰70周年、奄振法の改正延長、そして世界自然遺産をどのように活用していくか、また鹿児島国体、どのように盛り上げ

ていくかなど、県とのつながり、関わり、多く見られる状況になっていくと思いますので、連携を強くしてまいりたいと思いますし、また、度々になりますが、県の施策展開にもあります稼ぐ力の向上に関してはですね、今、奄美にとってももちろん大事な課題であると認識しておりまして、目下の課題としてはもちろんコロナ対策もありますけれども、私自身、この稼ぐ地域づくりに更に力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

今、奄美市の抱える課題としては、中心市街地活性化やマリンタウンの開発など、従来からの課題とともに足元においてはコロナ禍、そして物価高、燃油高などによる家計、企業への疲弊感、様々な影響、あります。これをどのように立て直していくか、どのように対応していくかという喫緊の重要な課題があります。これを含めて経済産業の活性化、強い経済をつくるということに、本気で取り組んでまいりたいと思っておりますし、それについてまさに適材の人材が諏訪さんであるというふうに確信をしております。商工労働部、環境生活部、交通政策課などの経歴があり、奄美が抱える現在の様々な課題について対応できるというふうに考えております。特に、その中でも交通政策課での勤務が長く、航空航路、あるいはまたバスなどの公共交通です、非常に強みを持っている、長年の経験を蓄積されている方ありますので、その点をいかしていただき、更に奄美のですね、交通の利便性を高め、交流人口、あるいは定住人口増加含めてですね、経済の活性化、ともに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 市長、ありがとうございました。今、3点お聞きしました。市民の多くの皆さんからですね、やはりなぜこれまでの前例じゃないですけど、これまで同様に島の方がやはり知恵も経験も、そして奄美のことをしっかりと、地域のことをよく知っている。そういった方をやはり適任者として選んでほしい、ほしかったという声も多くあったんですよね。そういったところから、なぜ30数年ぶりということでありましたが、30数年前はですね、今とちょっと事情が違う、本当に復興に向けた土台づくりを、礎を築き上げるための副市長だったのかなというふうに思います。

今回の今市長のお話を聞いていますと、やはりこれからの未来の奄美のために必要な人材だと、その適任者として大きく期待すると。共に歩み、そして地域と溶け込む。その中で一つ気になったのは、総務部長がですね、仕事量が増えるなというふうな思いはありますけど、やはりそこは市の職員の皆さんからもですね、いろんな前副市長の東 美佐夫さんもですね、その部分を大いに大きく担ってきた方でした。市長のほうにもいろいろと御助言とか、12月就任以降ですね、されていたと思います。そういったことを含めてですね、やはり副市長という仕事が、やはり何を望むのか、何をするのが副市長という仕事なのかというのは、この際、自分の思いもありますけど、今、市長の思いを聞きましたので、あとはまず判断をさせていただきたいなというふうに思いますので。あと、任期については、4年とはっきり申し上げましたので、2年なのか、2年というか、会計年度を含めるとどういう任期になるのかというの、やはり少し興味があったところでしたが、やはりこの4年間、市長就任されてこの4年間の任期と一緒に、ともに推進すると、奄美市推進をするというお考えということなので理解しました。ありがとうございます。

そういった点につきまして、総括をですね、終わらせていただきたいと思います。しっかりと市長の思いを、今の思いをですね、忘れないように、副市長とともにですね、副市長も一緒になって頑張してほしいと思います。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。議案第58号、副市長の選任についての質疑になります。この間、永田議員、竹山議員からも質疑がありましたので、副市長選任の質疑ですから、どうしても同じような内容になるわけですが、私も若干ちょっとニュアンスが違

うので、改めて質問をさせていただきたいと思います。前回の副市長の選任にあたって、副市長の役割については、前回もここで述べました。議員からも今ありましたように、地元をよく知った人との質疑もありましたけれども、今回も県の職員を副市長に提案すると、その理由は何かというのは、今答弁いただきましたけれども、ただ一つ、気になるのは、前回の方はですね、提案された方と、当然経歴も人柄も違っているわけですが、特に前回の方は反対はゼロだったんですね、賛成は少数だけど、反対する人はいなかった。だけれども、今回提案されているのは、その方とは違うということで、こうなればですね、その人に期待することというよりは、何とか県から県の職員を副市長に持ってきてほしいという思いのほうが強かったのかなという思いもするわけですが、今回期待すること、前回の人と違う面もあるかと思いますが、前回の人に対して期待したことと、今回の副市長候補になられる方に期待するというのが、どこがどう違ってくるのか。先ほど説明がありましたけれども、もう一度明確に説明していただければと思います。

さらに、副市長の任期については、今、4年間ということがありましたので、これはそれでして、きちんとやっていただきたいと思います。

3点目ですけれども、前回市長の説明では提案理由を三つ上げられております。その中で真っ先に県とのパイプを太くしたいということを真っ先に述べられたわけでありまして、私は県政というのは、鹿児島県43の市町村あります。全てに対して公平・公正な行政が求められるものだと思います。その中で、わざわざ県とのパイプを太くと言われた意味について、是非御説明をいただきたいと思います。いろんな県の課題については、優先課題とかありますけれども、それ、優先課題に従ってですね、必然と協議も何回も重ねるということは、当然出てくるわけですが、それを県との太いパイプがあったからできたとかいう問題ではないんじゃないかなという思いがいたします。そういった意味でなぜ県との太いパイプと、この言葉を使わないほうがいいんじゃないかというのが私の思いですので、御説明をお願いしたいと思います。以上です。

市長（安田壮平君） それでは、崎田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

2点ですね、大きく2点あったかと思いますが、まず1点目のほうで、前回の方とですね、経歴や人柄も違うのではないかとということでありました。私自身は先ほど和田議員、竹山議員の質疑の中でも答えたとおり、県から派遣していただくメリットですね、期待するものということをお答えもさせていただいたんですけれども、その中でも申し上げましたが、私自身は県のほうにですね、知事のほうに具体的な人物像としてお願いしたのは、前回と変わっておりません。県が今回、前回とは異なる方を推薦をしていただいたというのは、あくまでも県の調整というか、県内部での事情であるというふうに認識をしております。ただ、期待するもの、そしてそれに応える能力というのはですね、十分に備わっている方だというふうに思っております。

確かに歩んで来られた経歴は違いますので、やっぱり専門性であったり、強みは異なると思うんですが、今回の提案させていただいた諏訪さんはですね、本当に経済産業だけでなく、環境関係ですね、であったり、あるいはまた全体的に政策を見るような、知事公室というところですね、総合的に政策を見るような、そういう立場にも立たれたりされていますので、よりまた諏訪さんならではのお力を発揮していただいて、内部のマネジメントはじめ、そしてまた稼ぐ力の増進というものをですね、十分にともに達成していけるものというふうに考えています。

あと2点目になりますけれども、県とのパイプについてでありますけれども、確かにちょっと表現がですね、捉え方によっては何かそういうマイナスイメージを抱かせるような、そういう文言であったかかもしれません。でも言い換えるならば、やはり県と市との連携を強力に推進したいということであります。これもあと繰り返しになりますけれども、今県のほうから予算、事業の面でですね、いろいろとお力添えを頂いたり、人材を派遣していただいたり、市役所からも派遣させていただいていますが、そしてまた、情報や知恵などを共有をさせていただいています。何かあれば市のほうにですね、指導を仰い

だり、あるいは助言を頂いたりというような関係、対等ではありませんけれども、そういった関係で運営をされてきています。その中で、崎田議員がおっしゃるとおり、県の県政運営というのも中立公正、中立公平、県内43市町村に対してですね、そうあるべきだし、実際にそうであるというふうに思っておりますけれども、その中で、まずは副市長という重要な役職に県から職員を登用させていただくことで、やはりその情報面、あるいは知恵の面ですね、ですね、本当によりよい連携を達成できるんじゃないかなと思います。情報や知恵に関しては、これはいくら使ってもですね、やっぱりお互いにどんどん共有していける、シェアしていけるものでありますので、より多面的、多様な情報や知恵というものも収集・活用におおいに、この連携の強化というものを発揮できるんじゃないかと考えております。

そしてまた、先ほど申し上げましたけれども、県庁本庁や大島支庁との連携、つながりを今までよりもまた更に良くしていきたいというような思いもあって、この県・市連携を強力に進めていくという思いでありますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

14番（関 誠之君） おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。よろしく願いいたします。

早速、議案第58号 副市長の選任について質疑をいたします。

まず最初に、市長として副市長は市長にとってどのような存在だとお考えになっているのかというのが1点。

二つ目は、先ほど市長の答弁もありましたけれども、職員との対話、人材育成ということも大事なことでありますが、そういう中で、市長は副市長に対して職員との関わり方、また職員の意識改革について、具体的に今申し上げました職員との対話、人材育成等についてですね、どのような手段でやっているというふうな話し合いをしているのか、是非お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

市長（安田壮平君） それでは関議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず最初に1点目、副市長の存在というものについてでありますけれども、これも繰り返しになるかと思いますが、まずは私自身もですね、市政運営や政策立案などについてしっかりと補佐をし、そしてまた職務の内容などによっては、あるいはまたその時々 of 臨時的な対応を含めて職務の代行代理をしていただくことになります。一言でいえば、本当に大事な右腕であり、相談相手であり、しっかりと市政を前に進めていくための強力なパートナーであるというふうに思っております。是非、内部マネジメント、そしてまた稼ぐ地域づくりですね、この市政運営とそして政策の推進と、両方の面で大いに力を発揮していただきたいと思っております。

続いて、職員との関わり方という部分でありますけれども、人材育成、あるいは意識改革などのような言葉もありましたけれども、まずは是非これまでのやり方をしっかりと参考にさせていただく。これまでどのようなですね、そういう研修であったり、人材育成というのをやってきたかというのを、まずはしっかりと踏まえた上で、是非諏訪さんが持っている様々な、県庁を中心とする様々なネットワークから、より有益な情報、知恵を引き出していただいて、それを奄美市に合うかどうかも含めてですね、そこはまた人事担当、研修担当ともしっかりすり合わせ、議論をして、新卒新入職員から若手、そして中堅、また管理職とですね、それぞれに応じた様々な研修であったり、人材育成などにですね、積極的に取り組んでいただきたい。また、私自身も積極的に関わっていきたいというふうに思っております。以上です。

14番（関 誠之君） 御答弁ありがとうございました。今市長が申し上げましたとおりね、一心同体なんですよ。そういう意味からはしっかりとこの副市長の考え方と、市長の方向性、これが一致をしなけ

れば副市長としての任務がなかなか果たせないのではないかというふうに思っておりますので、今答弁にありましたとおり、これまでのやり方を参考にするのは大変重要なことではありますけれども、せっかく県から幅広い知識を持った、見識を持った方が今提案されておりますので、そういう中で、しっかりとその方を生かしてですね、有益な、奄美にとって有益な施策をしっかりと作っていただくということと、一番大事なことは、それを下支えするのは職員でありますから、その職員としっかりと日常の会話を含めてですね、意思疎通をしながら政策の立案に、本当に心から一緒になってできるような体制を作っていくというのが副市長の役目だというふうに思っておりますので、この今申し上げた点について、市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

市長（安田壮平君） 関議員がおっしゃる点については、そのとおりだというふうに思いますし、私も重々承知をしているところです。この方をですね、この人材をしっかりと活用して、様々な効果を、様々な成果を出していただけるようにですね、一緒になって取り組んでいきたいと思いますし、そのためにも職員との意思疎通、コミュニケーション、日頃のコミュニケーション、信頼関係づくり、大事だというふうに思います。それは私自身も取り組んでいるところであり、まだまだ足りないところでもありますけれども、是非そこも一緒になって取り組んでまいります。どうか御理解をお願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。是非そういう思いですね、副市長とはお付き合いをしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これ同意案件でありますから、市長が提案をして、市長の任命権でやるわけですからね。もしこの副市長が我々の思いと違ったようなことがあったとしたら、これは任命権者である市長の責任だと私は思っておりますので、そういう中でそのようなことがないようにですね、しっかりと先ほども申し上げたとおり、市長と副市長は一心同体でなければいい政策は作れません。それを支えていくのは職員でありますから、もちろん市民の政策的な意見はしっかりと聞きながらということでは前提がありますが、そのようなことでしっかりとやっていただきたいということを申し上げて終わります。

議長（西 公郎君） 他に。

市長（安田壮平君） ありがとうございます。叱咤激励だというふうに受け止めております。その中で、本当におっしゃるとおり、私の任命権、私の全責任の下に推選をさせていただき、議会の同意を求めさせていただいているものでありますので、私自身が全責任を持ってですね、この諏訪さんを副市長に登用していただいて、一緒になってよりよい奄美市をつくっていく。議会の皆様ですね、考えと、もちろん様々な意見とか、対話はあると思いますけれども、しっかりと奄美市を発展させていく、その点についてはぶれることなく、迷うことなく、ともに進んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 他に。

20番（伊東隆吉君） おはようございます。自民党新政会の伊東隆吉です。少し質疑をさせていただきます。

まず、質疑の前に今回のこの人事案件でございますが、3月議会の25日にも安田市長が提案された県からのなんとかさんが、提案されました。それに関しては、結果的には否決に至りましたが、その内容の中で、なぜ否決になったかというのが、翌日、いろんな形の流れで市民に広がったようでございます。その中の一つに、これは合っているか合っていないか分かりませんが、否決されたであろうという人物の氏名が書かれたものが流れたという、これあくまでうわさですけども、そういうものがある。

私は今回、この電子採決、これが始まるにあたって、押さない場合には否決とみなすという、こういう悩ましい決定権の中においてのものでありますので、先ほど質疑に立たれた崎田議員も言われたように、個人的なことに關しては否決ということは誰もないんです。その翌日の説明の中で、安田市長がおっしゃってました。あくまでも説明不足だということです。それは我々議員の中においても、その説明が非常に足らなかったんじゃないかと。もしくは、若き市長としての意気込み、副市長にかける思い、そういうのを含めてのトータルの説明が足らなかった、こういうふうに私個人は認識しております。よって、そういうことを含めて、また地元新聞等において、議員の資質を問うという、ひろばのほうに投函されたことも、皆様御存知でしょう。これは意見の相違、考え方の相違、いろいろあります。議会においての相違、そういうのを含めながらじっくりと熟慮したものが投函されるのであれば、私も個人的にはなるほどと理解も示したでしょう。しかし、一方的通行、一方通行の中において、我々がそれに対して言う暇もない。そういう場もないということがあったことに対して、そしてそういう中、なぜ起こったか、なぜ投函されたかというのは、市長選挙においてのしがらみがあるんじゃないかと、こういうこともあったように気がします。それはあくまでもないよと、そういうことで議会はやるんじゃないんだよということを、私は個人的にそう思っておりますので、それを一言、冒頭申し述べたいと思いますので、安田市長においては御理解のほどをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そういうことで、皆さんも聞かれましたけど、御本人、市長自体のやる気ということで、確認の意味でお尋ねいたします。人事案件、これ2度目でございます。今回の諏訪さんに関して、先ほどから聞いておりますと、あくまで県に委ねるようなイメージにも聞こえます。私としては、本当に説明不足ということが言われました。そうであれば、当初の人を再度持って来てもいいんじゃないかと、これは今言ったように、当初の最初の人に反対したわけじゃないんです。そういう意気込みはなかったのか。やはり我々4万1,000のあなたは親分なんです。そういう意味で、これから、私はこういうことをやるためにはこういうことをしたいという、やはり考え方を曲げない、そういう意味を県と折衝してもよかったんじゃないかと、個人的には思いますけれども、先ほどの答弁の中におきましては、県のほうからのものというようなふうにも聞こえるし、それを納得したというふうにも聞こえますので、そのこのところ、本意のほどを再度強くお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、県とのパイプということでありますけれども、これはあくまで人材育成ということは、これまで人材は育成はされていると私は思います。600名近い人間が、そういうスタッフがこの奄美市には頑張っておるんです。そういう中から、それぞれの部課長、担当課において一生懸命鋭意努力し、市民の幸せと幸福を願って頑張っていると、我々議会、私も議会歴22年です。そういう流れでこれまで名瀬市からのずっと流れを見て、本市における職員の資質はかなり向上している、やる気もあるというふうに個人的には考えているところでありますので、それにあわせて、県からやはりそれをもっと重複する意味でもっていくつもりなのか、そういうことがあるんじゃないかなろうかと思いますが、あくまで、パイプということは、これは言いませんが、大島支庁と県との向上をさせるためということも先ほど述べられました。この辺のこの本意のことをです、しっかりと。

そして、最後にこれに絡めてなぜ聞きたいか。副市長の職というのはですね、4年間、それは自治法で決められています。今さっきちょっと気になったのは、一般的にその43市町村の中では2年で帰って来ることがあると、そういうのがそれは2年でいいのかと、逆に聞きたくなりますので、そういうことは絶対考えてほしくない。だから、あくまで市長として4年はしっかりとしてもらって、1期。下手すれば2期もあるかもしれん。そういうことを望んでこの人事案件にお願いしたい。なおかつこの副市長というのは、一旦出向するにしろ、恐らく県職は辞めるんです。辞めるんです。辞めて出向という形になる、その辺が詳しく分かりませんが、過去においてもいろいろあります。沖永良部の方にも行っています。いろいろあります。これは本当2年で帰るということは、元職に戻ることです。こういうことを絡めながら、この人の人生のことも考えなければいけない。私は副市長というのは、議会で選ば

れる、これは特別職なんです。いわゆる何を言いたいか。政治家なんです。政治家なんです。なぜか。もし安田市長が調子が悪い、体調を崩した、お休みになることがあるとすれば、副市長が代理権を持って職務執行を行わなければいけないんですよ。そういうことだから、この人事案件の大事さというのは、簡単に人事交流みたいな考え方ではいけないんじゃないかというのは思う一人でもあるので、そここのころのその思いをですね、やはりしっかりとさせていただきたいと思っております。以上のことを申し上げたんですけども、市長としての思いと、思いというか、本当の考え方、なぜこの県からでなければいけないかということを含め、簡略でいいですから、私が今問うたその分にお答えいただきたいと思います。お願いいたします。ありがとうございます。

市長（安田壮平君） それでは、伊東議員の質疑にお答えをさせていただきます。

大きく2点ほどあったかと思えます。まず、前回提案させていただいた方をというようなお話でしたが、私自身はですね、その点についても改めて知事とですね、話をする際に、そういう話も申し上げさせていただきました。ただ、やはりそこを最終的にどなたを推薦するのかというのは、やはり県の県全体の人事などにも関わることですので、そこについてはですね、やはり希望どおりにならない可能性もあるというようなこともですね、割と早い段階で聞いてはありました。それでも、全く遜色のない、同じ力のある方を推薦しますからということでですね、お話を頂いておりますので、そこについては、私自身は全く不安などは感じておりません。しっかりと仕事をしていただける方を推薦していただいたものというふうに思っております。その後も何度もですね、この諏訪さんとはいろいろコミュニケーションを深めさせていただいておりますけれども、人柄、能力、そして経歴、いずれをとっても申し分のない方だというふうに思いましたので、今回、上程をさせていただいております。

続いてですけれども、確かに副市長は政治家だという観点もあります。その4年という任期を全うしていただきたいという点に関しては、諏訪さん本人にもですね、確認を取っております。最終的に決めるのはやはり県ではあるんですけども、県ともしっかりと協議を続けていく、節目のごとにですね、協議を続けていく。私も最初の段階で4年でお願いしますということは伝えてありますので、知事にも伝えてありますので、そこは是非とも実現していきたいと思えますし、実現できることだというふうに思っております。その上で、副市長は特別職、政治家であるということ。やっぱりですね、本当に一緒になって市民の方々に向けても、あるいは議会の方々に向けても、そして庁内に向けてもですね、やっぱりそういう特定の立場に縛られずに、本当に自由にですね、動いていく、声を聞いていく、そして判断をしていく、そういう役割が求められると思います。もちろん、諏訪さん本人も、そういう副首長という立場に、同意を頂いた場合ですけども、なるのは初めての経験ですので、最初は慣れないことも多々あるかと思えます。でも、県庁には本庁にも、あるいは今現役でですね、各市町村に副首長として仕事をしている方々もたくさんおられるわけで、そこでのやり取り、ネットワーク、情報交換はこまめにやっていただける方だと、そういうことをやっていきたいと、本人もおっしゃっていますし、それでやはり諏訪さんなりの、そして奄美市なりの副市長という理想像にですね、向けて取り組んでいただける方だというふうに思っています。そこは私自身も責任を持って、一緒に奄美を、奄美市を発展させていくということをですね、責任を持ってお誓い申し上げますし、必ずその努力は怠らない。休みなくですね、本当に鹿児島のほうでも、このような桜島の噴火があつて、特別職というのはやっぱり自分の時間に縛られずに、何かあればすぐに出動しないといけないということでもありますけれども、本当に年中無休でですね、24時間365日地域のことを考え、地域のために取り組む、その思いを共有して頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） はい、どうもありがとうございます。特段質疑はありません。私としては、さっきの質疑で質問いたしましたように、副市長というのは政治家なんだと。そして、市長の何かあったときの代行じゃなくて代理なんだと、権限があるんだと。こういうことをもって政治家と一緒にということ

をね、そしてその600名の職員のことも考えなければいけない。なおかつ市民のことも考えなくちゃいけない。こういう思いをもってそういうのをお互いに植え付けて、任命されたら頑張ってもらいたいということを期待して、私は終わります。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

先ほど市長の発言で不適切な言質がありましたので、議長において議事録を確認し、取り消しを行います。

お諮りいたします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

暫時休憩し、10時45分再開いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時32分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

4番（和田霜析君） おはようございます。自民党新政会の和田霜析でございます。

今回は賛成の立場としてといいますか、前回と違うことをきちんと議会人としてお伝えしなくてはならないと思い、討論させていただきます。

前回、市長が私どもに副市長案件をされたのは、約1週間前でありました。その後、私の経緯を言いますと、私は次の日から研修が入っておりまして、出張に出ており、市長と会うことができず、電話で話ただけであります。次に市長とお会いしたのは議会当日。当日でもあり、本人とお会いしたのは全員協議会、その場でありました。その場で判断することが難しく、午前中では終わるところを昼までまたいで考えましたが、判断材料がつかなく、不同意という票にさせていただきました。ただし、今回に関しては、約1か月前に市長からお話をいただき、先日も御本人と面会をさせていただきました。今回、このように5人の質疑があるように、納得された上で質疑をされているような感じもいたしました。また、市長の答弁に関して、今回の副市長人事に関し、強い意気込みを感じたものであります。そのような理由から今回、私は賛成の立場として発言をさせていただきました。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第５８号について採決いたします。

この採決は電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は１９名であります。

この際、念のため申し上げます。

出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押さないときは、会議規則第７３条第５項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

投票の結果を報告いたします。

投票総数１９票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成１８票、反対１票、以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第５８号 副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和４年第２回奄美市議会臨時会を閉会いたします。(午前１０時５０分)

————— ○ —————

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 多田 義一

会期・議事日程 付 議 事 件

令和4年第3回奄美市議会臨時会 議事日程表

○令和4年8月10日 奄美市議会第3回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程						
8月17日	水	本会議	1	会議録署名議員の指名					
			2	会期の決定（1日間）					
			3	議案第59号	上程	説明	質疑	討論	採決
			4	議案第60号, 61号	上程	説明	質疑	討論	採決

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第59号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	R4.8.17	原案可決	本会議
(2)	議案第60号	工事請負契約の締結について	R4.8.17	原案可決	本会議
(3)	議案第61号	工事請負契約の締結について	R4.8.17	原案可決	本会議

第 3 回 臨 時 会
令和 4 年 8 月 17 日
(第 1 日 目)

8月17日(臨時会1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	竹 山 耕 平 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番	橋 口 耕 太 郎 君	13 番	元 野 景 一 君
14 番	関 誠 之 君	16 番	荒 田 幸 司 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	川 上 浩 一 君
市 民 部 長	徳 永 恵 三 君	環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君

8月17日(臨時会1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和4年第3回臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、和田霜析君、大迫勝史君、永田清裕君の3名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付しました議事日程表のとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、議案第59号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第59号の提案理由を御説明いたします。

議案第59号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

今回の補正におきましては、原油価格や物価高騰に加え、新型コロナウイルス感染が再拡大している厳しい状況を踏まえ、新型コロナウイルス緊急対策事業として補正予算を計上するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきましては、感染防止対策といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や保育施設など公共施設における感染防止対策経費等を追加計上いたしております。生活支援及び経済対策といたしましては、ほーらしゃ券発行事業助成金2億2,400万円を新たに計上いたしております。子育て世帯への支援といたしましては、保育所等給食支援事業補助金681万3,000円を新たに計上いたしております。子どもたちへの支援といたしましては、子どもたちの元気活動応援助成金700万円や、島外で頑張る学生応援事業助成金2,850万円を新たに計上いたしております。地域活動への支援といたしましては、地域自治活動支援事業助成金2,500万円を新たに計上いたしております。民生費の社会福祉費におきましては、高齢者支援といたしまして食の自立支援事業所支援給付金378万4,000円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国・県支出金におきましては、ワクチン接種推進事業やほーらしゃ券発行事業など、各種事業に要する財源といたしまして2億332万9,000円を計上いたしております。繰入金におきましては、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金2億4,735万3,000円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で4億5,068万2,000円を追加することにより、令和4年度奄美市一般会計予算の総額は321億8,706万1,000円となります。

以上をもちまして、議案第59号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してく

でございますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、無所属 奥 輝人君の発言を許可いたします。

19番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやうがみしょうら。元気がないですね。うがみしょうら。おはようございます。私は自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。あらかじめ通告しています質疑を行いたいと思います。

それでは、1、令和4年度新型コロナ対策事業予算（コロナ第4弾）の中からであります。1枚目の1ページの（1）財源内内訳について、予算額4億5,068万2,000円の内訳については、国・県補助金2億332万9,000円と財政調整基金2億4,735万3,000円であります。コロナ交付金は計上されていない、国からの地方創生臨時交付金について、国は交付決定をしていると思いますが、内示や交付時期、また予算額についてどのようになっているのか。また、今後の取り扱いについての見解を伺います。

（2）農畜水産業等への事業等が提示、計上されていない。現在のウクライナ情勢による原油高騰や配合飼料価格の高騰化が進み、農畜水産業の経営が圧迫している状況であります。農畜水産業等への事業等が提示、計上されていないのはなぜか伺います。

後の質疑からは自席から行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） おはようございます。それではお答えいたします。

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の今後の取り扱いにつきましての御質問でございますが、今後、交付が予定されている臨時交付金といたしましては、令和3年12月の国の補正予算として示された3億5,288万8,000円と、令和4年4月に国から示されたコロナ禍における原油価格・物価高騰分としての2億2,509万2,000円などの合計5億7,847万3,000円を見込んでおります。

本市におきましては、今後、交付に関わる手続きを経まして、交付金の受け入れを行うこととしておりますが、昨年度までと同様に交付金の受け入れ後に歳入の補正予算の計上及び、今年度実施しております各種の新型コロナ対策事業への財源として活用をする予定としております。以上でございます。

農林水産課長（俵 裕樹君） おはようございます。原油高騰や物価高騰により市民生活やあらゆる産業に影響が出ている中、議員御指摘のとおり農畜産業や水産業でも肥料や飼料、燃料、資材などが高騰しているのは承知しているところでございます。現在、国や県において物価高騰対策に関する事業が示され始めていることから、まずは事業の対象となり得る方々が、国や県による支援を受けることができるよう制度の動向を注視しているところでございます。併せて、国や県の制度を補完する市としての支援の在り方についても検討しているところでございますので、御理解いただくようよろしくお願いいたします。

19番（奥 輝人君） ただいまの答弁で、1番目のほうのこの地方創生臨時交付金の今後の取り扱いなど説明されましたけど、やはり地方創生臨時交付金というのは、もう令和3年から令和4年にかけて、合計で5億7,847万3,000円という数字も出ていますので、内示額も出ていますので、そこらあたりでやっぱり、このコロナも大事、今の現状を考えて、やはりこの農畜産業、水産に対するそういった支援事業等も、やっぱり早め早めに予算化していくべきではなかったかなという思いがしております。

す。一応、この交付金については、9月から12月、そういうまた延び延びになってしまった場合に、やっぱり農家さんとしても、早くこういった支援事業というのを受けたいと。国も早くやって、国も支援をさせたいということで、早めにこうやって交付内示額も決めさせていますので、そこあたりをスピード感を持ってですよ、やっていただきたいなという思いがしております。

それと（2）番の農畜産業振興等の件についてはですね、今検討していると言いましたけれど、これはですね、私も6月議会でも一般質問をしております。この農家さんの苦しみですよ。令和4年の3月までの単価と、これまでに令和4年になって、4月分と7月分において約10から20パーセントの肥料やら飼料とかが、資材等がですね、高騰化しているんですよ。今、農家さんのやっぱり話など聞けばですよ、高くなって、もうこの状況では、肥料も節約しなければいけない、やっぱり撒きたいんだけど、高くして購入ができないという、そういった声も多数聞かれています。それはやっぱり現場に行かなければ分かりませんので、農家の声など聞かれていますよ、しなければいけないと思っておりますけれど、今の現状で私も農協さんからもいろいろ話を聞いています。そして、他の町村ですね、臨時議会などけっこう開いております。新聞紙上等で見えています。地方創生臨時交付金を活用して農家への上げ幅分ですよ、6月から7月にかけての値上げ分のそこらあたりの上げ幅分なども、ちゃんと対策をしてJAあまみさんを通してですよ、交付決定ということで農家さんはもうこれでちょっと安心したなということで、ほかの町村はやっているんですよ。奄美市だけがまだやっていないんですよ、今現在では。やはり足並みを揃えるということも大事だと思うんですよ。特に奄美市の農家さんというのは、この奄美本島内では奄美市が農家さんが急激に多いんですよ。こういった奄美市の農家さんが、やっぱりこうやって多いところが、なぜ何もしない、またバランス的にも釣り合っていないのかなと、私も思っているし、やはり早め早め、先ほど言ったスピード感を持ってやってもらわなければ、やっぱり農家さんも意欲、また資質もやっぱり低下していくと考えられるんですよ。そこらあたり、今後の情勢を踏まえながら検討していくと言いますが、できれば自分としてはこの財政調整基金でも当てながらですよ、この対策を進めるべきではなかったのかなという思いがしております。また、JAあまみさんにおいてもですね、やはりほかの町村はJAあまみさんのほうでは、こうやって肥料とかが上げ幅分の幾らか、10パーセントから15パーセントは補助をするということで、価格も決まっております。しかし、笠利の農家さん、JAあまみの農協さんでは、奄美市はその対策はされてないもんだから、高い、その現状のままのお金で払わなければいけないと、肥料とか飼料とか買うときですよ。そういう、そういったあべこべというか、そういったバランスが釣り合っていない部分も指摘しているのがJAあまみさんからの声が聞かれるんです。そこあたりも早めにやっぱり解決していかなければいけないと思っておりますので、今の現状でいつ頃になるのか、今検討しているとか課長が言っていましたけど、その農家さんへの支援とか、今後の見通しですよ、見通しをちょっと聞きたいと思えます。

農林水産課長（俵 裕樹君） 今御指摘のあったスピード感を持ってということと、見通しということでございますが、今内部調整をしているところであり、いつということは一概には言えないところではございますが、議員おっしゃるとおり、農家さんへの高騰の、圧迫されているというのは承知しておりますので、できるだけ早い時期に行いたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

19番（奥 輝人君） 3回目ですね。早い時期と今おっしゃいましたけど、やはり自分としてもですね、やっぱり農家からの面から見ればは、やっぱりもうすぐ今日でも明日でも、専決処分でもしてですよ、やっぱりJAあまみさんの足並みを揃えと、5市町村のこういった農家さんを守るという意味で、支援していくということで、やっぱりこうやって足並みを揃えながらやっぱりやっていくのも必要なと、私は大事なかなというのを思っております。今、この高騰することによってですね、肥料を買うのを控えている農家もいます。今、サトウキビの植え付け、夏植えのピークであって、そこでやっぱり使わなきゃいけないと。その肥料等もやっぱり1袋当たりの価格があまり高騰化しているもんだから、高齢

とか、小規模中規模の方々もそうなんですけれども、やはりこんなに高くなつては困るという、先ほどのまた自分の意見、繰り返しになりますけど、農家さんが困っているということもありますので、是非よろしくお願いしますと思います。

それとですね、今農協さんのほうでも、やっぱり4月の高騰されたときと、7月に高騰されました。今まで2回、令和4年で高騰化されているんですよ。その2回のうちですね、やっぱり農協さんも農家さんのことを思ってですけど、ようやくですね、4月に高騰しますからということで、3月の月にですよ、農家さんには4月から10パーセントから20パーセント高騰しますので、その4月の分だけでもいいから、予約をして購入していただきたいというお知らせも来ております。それも7月のときもそうでありました。そういう農協さんも取り扱いをしておりますので、是非検討していただきたい。

それとまた、今後においてですけど、また10月にもですよ、値上がりということで、これが今度はまだ今の7月の単価に対しての94パーセントという、そういった数字まで示されております。この10月以降の値上がりについてはですよ、国のほうで今回鹿児島県から選出された野村哲郎さんが農林水産大臣にもなりましたが、その選挙期間中でも公表していました、その上げ幅分の7割を補填するというのをずっとこの街頭演説でも話しておりました。また、森山裕先生からも直接話を聞くことができ、この農家さんの悲鳴は分かると、農家さんが苦しむことは分かるということで、やはり7割分は、上げ幅分ですけど、7割程度は国が面倒見ていきますからよという話も伺っております。この10月以降のまた7割は補填しますが、残りの3割なんですよ。残りの3割。今の7割だけでも本当高騰化して、全国の農業新聞やら、今日も朝に公明党さんから公明新聞というのをもらいました。この公明新聞の中にも、もう10月、秋肥料分のこの高騰化に対する年内にも国から支給をするという見出しの記事もでかでかと載っております。そういったことも踏まえてですね、今全国で農家が一番苦しんでいると。また畜産農家にしても、今のそのウクライナ情勢とコロナ関係によってですよ、その単価もセリの価格もですよ、ピーク時の15万から20万ぐらい下がってしまって、農家さんとしても、その牛農家さんも、肥育農家さんも大変な状況で、こうやって経営をしているのが、今の現状なんですよ。そういうことも踏まえながらですね、今のは10月以降のことになりましたけど、現在の8月、7月までこうやってアップされた、そういった引き上げ分に対して、ほかの町村もその引き上げ分の上げ幅分に対しての補助金は支出するというので、ちょっと確認を取っておりますので、奄美市としてもやっぱり専決処分をしながらでもいいと思いますので、JAあまみさんとそういった各町村のそういった上げ幅分などを参考にしながら、即ですよ即、一刻も早くということが、やっぱり農家さんが求めていることだと思いますので、専決処分が検討できないのかを、そこまでちょっと聞いて3回目の質疑を終わりたいと思います。市長でもお願いします。

市長（安田壮平君） 奥議員の御質疑、そしてまた現場に根差した農家の方々ですね、苦境を訴えていただくお言葉、非常に重く受け止めております。そうですね、本当、奄美市は農業はじめあらゆる産業がある中ではあるんですけども、特に農業に関して言えば、奄美大島の中でもですね、やはりサトウキビ生産の中心地でもありまして、そしてまた、市がこれまでも掲げて大事に育ててきた農業、観光／交流、情報通信という産業三大柱のですね、第一に掲げられている大事な産業であるというふうにも思います。また、今食料安全保障という観点からも、食と農のですね、大事さが見直されているということも重々認識しております。その上でですね、今、担当課長からも話がありましたように、できる限り早く農家の方々への支援、肥料高騰分などへの支援というのを考えていきたいというふうに思っております。専決処分にすべきかどうかというところは、やはりまた議会の様々な質疑、意見などを踏まえてですね、考えていかないといけないことでもありますので、また、来月早々には9月定例会も開催される見通しでありますので、そういったところも踏まえて、出きる限り早く取り組んでまいりたいと思います。どうか御理解をお願いいたします。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

議長（西 公郎君） 日程第4、議案第60号及び議案第61号 工事請負契約の締結についての2件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第60号及び議案第61号の提案理由を御説明いたします。

議案第60号及び議案第61号の工事請負契約の締結につきましては、令和4年度奄美大島食肉センター新築工事2件の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第60号及び議案第61号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから議案2件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この議案2件は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案２件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この議案２件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

この議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第６０号及び議案第６１号 工事請負契約の締結についての２件は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって令和４年第３回奄美市議会臨時会を閉会いたします。(午前９時５７分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 和田 霜析

奄美市議会議員 大迫 勝史

奄美市議会議員 永田 清裕

会期・議事日程 付 議 事 件

令和4年第3回奄美市議会定例会 議事日程

○令和4年8月25日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 22日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月5日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（22日間） 3 議案第62号～72号(11件) 上程 説明
9月6日	火	本会議	1 一般質問 -大迫議員，幸多議員，永田議員，崎田議員（質問順）
9月7日	水	本会議	1 一般質問 -和田議員，正野議員，伊東議員，栄議員（質問順）
9月8日	木	本会議	1 一般質問 -奥(晃)議員，竹山議員，多田議員，奥(輝)議員（質問順）
9月9日	金	本会議	1 一般質問 -与議員，関議員（質問順）
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本会議	1 議案第62号～72号(11件) 上程 質疑 付託 2 議案第73号(1件) 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 総務企画－議案第70号，72号（2件） 文教厚生－議案第63号～67号，71号（6件） 産業建設－議案第68号，69号，73号（3件） 全委員会－議案第62号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第5号 産業建設－陳情第4号，（継続分）陳情第3号
9月13日	火	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（文教厚生）
9月14日	水	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（産業建設）
9月15日	木	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（総務企画）
9月16日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	敬老の日
9月20日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月22日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月23日	金	休 会	秋分の日
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	本会議	1 議案第62号～73号(12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第4号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第5号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第74号～第83号(10件) 上程 説明 質疑 付託 5 発議第7号 上程 説明 質疑 討論 採決 6 閉会中の継続審査 ☆付託区分 一般会計決算等審査特別委員会 議案第74号（1件） 特別会計決算等審査特別委員会 議案第75号～議案第83号(9件)

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		出資法人の経営状況を説明する書類			
(1)	議案第62号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	R4.9.26	原案可決	全委員会
(2)	議案第63号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(3)	議案第64号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(4)	議案第65号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(5)	議案第66号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(6)	議案第67号	令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1号)	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(7)	議案第68号	令和4年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	R4.9.26	原案可決	産業建設
(8)	議案第69号	令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算(第1号)について	R4.9.26	原案可決	産業建設
(9)	議案第70号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R4.9.26	原案可決	総務企画
(10)	議案第71号	奄美市相撲練習道場条例の一部を改正する条例の制定について	R4.9.26	原案可決	文教厚生
(11)	議案第72号	土地の処分について	R4.9.26	原案可決	総務企画
(12)	議案第73号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	R4.9.26	原案可決	産業建設
(13)	議案第74号	令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(14)	議案第75号	令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(15)	議案第76号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(16)	議案第77号	令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(17)	議案第78号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(18)	議案第79号	令和3年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(19)	議案第80号	令和3年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第81号	令和3年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第82号	令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第83号	令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R4.9.26	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(23)	発議第7号	奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出について	R4.9.26	原案可決	本会議
(24)	陳情第4号	川内原発の20年延長運転期間に関する陳情	R4.9.26	不採択	産業建設
(25)	陳情第5号	安倍元首相の「国葬」に反対を求める陳情	R4.9.26	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査事件

(26)	陳情第3号	政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情	-	(継続審査)	産業建設
------	-------	-------------------------------------	---	--------	------

第3回定例会一般質問通告

9月6日（火）

◎公明党 大迫 勝史

1 コロナ関連

（1）本市においても医療体制の逼迫が起こりつつあることについて

- ①現在の具体的な逼迫状況を説明して頂きたい。
- ②医療従事者の負担増等についてはどの程度把握されているか具体的な例などがあれば示してください。
- ③行政として医療従事者の手助けとなる手段等や何かしら方策を考えられないか伺う。

（2）本市職員の現在までの感染状況について

- ①現在までの感染延べ人数を部局ごとに示してください。
- ②出張の際のガイドラインとマニュアルを詳細に定めているか。
- ③業務に必要な職員の欠員が出た場合の対応方法を伺う。

2 防災について

（1）災害用トイレについて

- ①本市の災害用備蓄品の中に簡易トイレや携帯トイレはどの程度あるか。
- ②鹿児島市のように災害用トイレ確保に力を入れている自治体のように災害用トイレに特化した計画策定の必要性を感じているが当局の見解を伺う。

3 市民の健康について

（1）带状疱疹ワクチン助成について

- ①带状疱疹は日本人の90%以上は発症する可能性があり、50歳から80歳までに3人に1人が発症し、約2割の人に带状疱疹後神経痛（PHN）の後遺症が残る。带状疱疹はワクチン接種で発症を防げるワクチン接種の助成制度の検討をR3年9月議会で質問をしたところ当局は「研究の材料とさせて頂きたい」との答弁でした。1年間の研究結果を示してください。
- ②「带状疱疹ワクチンについての効果は認識しており、周知広報が足りてない面があるので広報誌やホームページにて周知広報を行っていききたい」との答弁もありましたが、この1年間、その気配は見当たらないが、その理由を伺う。

4 子育て支援

（1）3歳児検診に簡便な「屈折・眼位スクリーニング検査機器」導入について

- ①この質問もR3年9月議会に行っております。答弁では「この機器の導入は非常に有用だと考えている、今後導入自治体の情報を収集し、検査時間、専門スタッフ、コスト等のメリット、デメリットなどを整理させて頂きたい。」と答弁しています。

現状をお示しください。

(2) 奄美市「まーじん子育て応援団」子育てガイドブックについて

①2ページ目の変更差し替えを早めをお願いしたいが遅れている理由等があれば、お聞かせください。

5 奄美市のホームページについて

(1) 奄美市のホームページについて

①HPのトップページから「まち・くらし」に入ると27項目のカテゴリーがあり、12項目ほどの更新年月日が2013. 3. 20になっている理由はあるか。(細目は、それぞれ更新年月日が正常なものも見受けられる)

②これまでも新しい施策の更新がなされてなかったり、変換ミスなどその都度、担当部局に指摘して修正をしていただいたが、ホームページの全体管理をする部署はどこなのか、そもそも、そういう部署がないのか伺う。

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 働き方について

(1) マンパワー不足による1人あたりの労働者の仕事量増加について

①本市における職員の仕事量、勤務時間について

②本市、そして関連する施設も含めた36協定締結割合について

③36協定遵守の状況について

(2) 女性の働きやすい職場について

①本市が取り組んでいる、女性の働きやすい職場づくりについて

2 ネーミングライツについて

(1) ネーミングライツ、アンケート調査結果について

①調査結果をもとにした、今後の進め方について

3 名瀬クリーンセンターについて

(1) 現在の名瀬クリーンセンターのゴミの受け入れ量について

①焼却炉の現状について

②循環型社会形成について

4 雑草問題について

(1) 多方面における雑草の除草の現状について

①ハブによる咬傷被害への不安解消について

②景観を守る為の除草、快適な施設利用の為の除草について

◎自民党新政会 永田 清裕

1 副市長の政治姿勢について

(1) 新任地奄美市での決意

2 保育所整備について

- (1) 名瀬地区保育所の現状
- (2) 小浜保育所の建て替え計画について

3 自然環境保全について

- (1) 環境文化協力金について

4 観光とスポーツ振興について

- (1) 近年のスポーツ合宿の動向について
- (2) スポーツ合宿による効果・検証はいかに

5 水産業振興について

- (1) シラヒゲウニの資源回復に向けた取り組みと今後の方向性について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 旧統一教会関係について

①地方自治体の関連団体のイベントの後援が問題となっている。奄美市、及び旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村時代も含めてこのような事実はなかったか、また後援依頼はなかったか。

- (2) 日米共同訓練について

①日米共同訓練に関する要請書への回答は

- (3) 土地利用規制法について

①6月1日に一部施行され、9月1日に全面施行となるが住民への影響はどのようなのか

- (4) 住用町戸玉集落周辺の採石場問題について

①7月31日の業者集落説明会が流会となっていることについての奄美市の見解と対応は。

②地元住民は、現状について問題点を指摘しているが、奄美市の見解と対策は。

2 社会保障制度について

- (1) 介護保険制度について

①8月24日の地元紙に「介護報酬24年度改定に不安」との見出し記事について当局の見解と対策は

- (2) 国民健康保険制度について

①国保税の負担軽減のために均等割の廃止、減額が必要と思うが、当局の見解と実現への見通しは

3 経済活性化策について

- (1) 住宅リフォーム制度について

①制度始まって以来の実績（経済効果）と評価

- (2) 店舗リフォーム制度について
 - ①奄美市全域を対象にした制度に

9月7日（水）

◎自民党新政会 和田 霜析

- 1 新型コロナウイルスについて
 - (1) 新型コロナウイルス対策について
 - ①宿泊療養者の人数について
- 2 観光振興について
 - (1) 奄美大島への入島者数について
 - (2) 宿泊施設数について
 - (3) アフターコロナでの観光振興について
 - (4) マングローブパークの今後について
- 3 市政について
 - (1) 総合支所の在り方について
 - ①総合支所長の任期等について
- 4 子育て環境整備について
 - (1) 住用認定こども園のスケジュールについて
 - (2) 市保育園の今後の在り方について
- 5 教育行政について
 - (1) 教育現場の点検について

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

- 1 防災について
 - (1) 8月28日に予定されていた避難訓練について
 - ①今後のスケジュール
 - ②コロナ禍の避難について
 - ③避難訓練の中身について
 - ④出前講座について
 - ⑤ペット避難について
- 2 観光について
 - (1) ユニバーサルツーリズムについて
 - ①ユニバーサルツーリズムについて
 - ②奄美市の窓口について
 - ③社協や観光業との連携について
 - ④実態調査で見えた課題について

⑤飲食店等との連携について

3 新規就農について

(1) 新規就農について

①遊休農地について

②遊休農地を新規就農者にあっせんするシステムについて

③新規就農者への支援状況について

④新規就農者の定着度について

4 地域サロンについて

(1) 地域サロンについて

◎自民党新政会 伊東 隆吉

1 コロナ感染について

(1) 奄美市民として今後コロナにどの様に行動すべきか。

2 国道整備について

(1) 国道58号おがみ山B Pトンネルの進捗について

①トンネル本体の主要構造物となる延長1225メートル工事に関して、発注含め現状を尋ねる。

(2) 国道58号住用城道路拡幅について

①3月議会で「地権者の理解を頂いており、今後協力同意を確認した上で改めて県へ要望書提出を行いたい」との答弁であったが、現状進捗を伺う。

3 マリントウンについて

(1) マリントウン分譲地について

①分譲地の売却完了の現状を問う。

②残る4区画の分譲公募の開始の日程を伺う。

4 航空便貨物輸送について

(1) 奄美の地場産空輸の現状について

①奄美地場産の農産物、海産物、養殖物等の航空貨物輸送実績を尋ねる。(輸送先特に東京、大阪、福岡)

②航空便貨物輸送取り扱いに関して伺う。

5 名瀬クリーンセンターについて

(1) 名瀬クリーンセンター稼働状態について

①平成9年3月に竣工、以来25年が経過している。焼却炉、最終処分場等、施設の現状を尋ねる。

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民生活について

- (1) 自治体の努力義務の「個別避難計画」における避難行動要支援者名簿について
 - ①本年度の取り組みを伺う 名瀬地区・笠利地区・住用地区
 - ②1／18に市長へ提出された「避難行動要支援者」の適切な避難に関する要望書をうけて、介護事業所・福祉事業所等との取り組みを伺う
- (2) 本市における、AEDの現状について
 - ①設置場所や24時間利用できる設置場所の情報提供について伺う
 - ②女性に配慮したAED利用の取り組みについて伺う
- (3) コロナ感染対策について
 - ①「コロナ・フォローアップセンター鹿児島」が開設されることでの本市における、メリットとデメリットについて伺う
 - ②自宅療養者・宿泊施設療養者の現状について伺う
 - ③自宅療養者への生活物資の本市の対応について伺う
 - ④ワクチン接種の現状と課題を伺う
- (4) 本年4月にプラスチックに係る資源循環の促進に係る法律が施行された。
 - ①プラスチックごみにおける本市の取り組みを伺う
 - ②本市の公共施設にマイボトルで給水できる無料給水機の設置ができないか伺う
 - ③ペットボトルのリサイクルごみの適切な出し方がわかるチラシを全戸配布できないか伺う

9月8日（木）

◎自民党新政会 奥 晃郎

- 1 中学生ひかり議会について
 - (1) 開催までの経緯と目的
 - (2) 開催日は如何にして決定されたのか
- 2 集落の活性化等に関することについて
 - (1) 奄美市の人口動態予測は
 - (2) 人口増加対策等具体的な取り組み
 - (3) 住用、笠利地域の特色を活かして農業、漁業等を活用した新たな雇用創出
 - (4) 空き家、廃屋対策
 - (5) 集落活性化アドバイザー等の配置
- 3 防災対策について
 - (1) 南太平洋トンガの海底火山噴火津波警報以降の対策、防災計画の見直し
 - (2) 集落内等の指定された避難場所
 - (3) 奄美市内の集落等の自主防災組織の現状
 - (4) 無電柱化について
- 4 陸上自衛隊奄美駐屯地開設3周年を経過して

- (1) 陸上自衛隊が駐屯したことに対する安田市長の自衛隊に対する期待と自衛隊に対する考え
- (2) 自衛隊が駐屯したことによる経済効果
- (3) 自衛隊が駐屯した事で居住する自治会等に対する効果
- (4) 災害時に自衛隊災害派遣要請の体制

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 諏訪哲郎副市長に伺う

- ①就任1か月経過したが、現在の本市へ対する見解、理解、認識をどのようにとらえているか
- ②県職員時代から今日にまでにおいて本市の課題の可能性についてどのように見えているのか、またご自身の検証、分析されていることは
- ③今回の副市長人事に伴う、これまでとは違う副市長人事の在り方を通して、ご自身の課せられた使命とは。また任期中の4年間に取り掛かること（重点的に行いたいこと）、4年後にどのような形をもってご自身の人事（任命）が成功した、達成できたと市民へ示されると考えているか（現時点においての見解）

(2) 金作原へ設置予定のバイオトイレ整備事業の進捗について

(3) 大浜海浜公園整備事業について

- ①リニューアルされた海洋展示館の状況について
- ②バースハウスの利用状況は、また、シャワー室の利用状況と開放時間

2 教育行政について

(1) タブレット端末の活用状況について

- ①導入から1年経過したが、学校内及び学校ごとの活用状況に差が生じているのではと聞かれるが現状は、また学校と教職員への活用に関する指導は
- ②補償の件について
- ③宅習（宿題）における活用状況は、また、家庭内Wi-Fiについてどのように進んでいるのか

(2) 曾於市における事故後の奄美市における対応について

- ①全校調査への対応
- ②保存樹（あかぎ）の在り方について

◎自民党新政会 多田 義一

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市警戒レベルについて

(2) 医療機関の現状について

(3) 飲食業界の現状について

2 環境行政について

(1) 分別について

(2) 資源ごみ回収作業について

(3) 資源の価格の推移について

(4) 物価，人件費の上昇について

3 土木行政について

(1) 道路管理コストについて

(2) 景観の保全について

◎無所属 奥 輝人

1 市民の声から

(1) トンネル内のラジオの難聴解消について

①地域コミュニティーラジオについて

②予算の確保について

(2) 奄美・沖縄直行便の運休について

①週に2便又は3便体制について

2 農水産業の物価高騰対策について

(1) 9月補正の支援内容について

①肥料価格，飼料価格の支援について

②10月以降の再値上げについて

③漁家に対する支援等について

3 さとうきびの振興

(1) 生産量の確保について

①農家戸数について

②大規模農家の育成について

③高齢農家の支援について

(2) 反収の向上対策について

①株だし栽培の欠株対策について

②株だし栽培の除草対策について

9月9日（金）

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

(1) コロナ禍，ロシアのウクライナ侵攻による影響とされる物価高騰，燃油高騰等による市民の生活および中小，小規模企業の現況について

(2) マリントウン地区整備事業，中心市街地活性化基本計画事業（末広・港土地区画整理事業）完了後の奄美市の将来構想をどのように描いているのか

①上記の事業はこれから策定する奄美市総合計画にどのような影響があるのか

(3) バイパス事業について

①おがみ山バイパス事業

②三儀山バイパス事業

③大熊，芦良間バイパス事業

2 教育行政について

(1) 教員の働き方改革について

①公務支援システム導入後の成果について

◎立憲民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 新型コロナウイルス感染症の現況について

①現在の感染状況についての認識を問う。

②児童への個別接種，集団接種の状況を問う。

③コロナ感染症に対する今後の市独自の施策は何か。

(2) 行政課題・公約の取組みの現況について

①副市長の行政執行における課題と取組みについて

②奄美市総合計画策定の進捗状況をお答え下さい。

③行政協力員の活動実態と今後の活用について問う。

④市役所における育児休業の取得実態を示せ。

(3) 奄美市開発公社から無償譲渡された土地の売買状況と今後の開発公社の方向性について。

①前年度に契約していた1者との売買契約の現状と8月めどに公募予定の4区画の進捗状況を問う。

②1次売却時に流通，娯楽サービス各2区画が分譲の対象となっていないが，その理由は何か。

③市における土地売却の予定損益をお示し下さい。

④造船所の補償，換地等の現況と今後の対応について

2 教育行政について

(1) 学校給食センターにおける課題・問題点について

①小・中学校給食費滞納金の徴収のあり方

②（有）奄美市名瀬米飯給食センターの清算について

③給食センターの今後の運営方式のあり方について

3 その他の施策について

(1) 自衛隊駐屯地開設のその後の拡充について

- ①米軍のオスプレイ全機地上待機の問題点について
- ②日米共同訓練「オリエント・シールド」の見解を
- ③奄美市国民保護計画の見直しと実効性について

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 5 日
(第 1 日 目)

9月5日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	元 野 景 一 君	16 番	荒 田 幸 司 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和4年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において可決されましたゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出について、他2件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

次に、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。その内容はお手元に配布しました資料のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、関 誠之君、与 勝広君、奥 晃郎君の3名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付しました議事日程表のとおり、本日から9月26日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第72号 土地の処分についてまでの11件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。上程理由の説明の前に、議長のお許しを得て一言述べさせていただきます。

現在、東シナ海を北上中の台風11号についてであります。進路や影響が気になるところでございますが、議員の皆様におかれましては、本日、当初予定どおりに議会を開会、開催していただきまして、ありがとうございます。現在のところ人的あるいは公共施設など、物的被害の情報は入っていないということでございますが、今後も適宜情報収集に努めてまいりたいと思います。御案内のとおり、まだしばらくは強風域にありますので、議員の皆様、市民の皆様におかれましては、引き続き気をつけてお過ごしくださいようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第62号から議案第72号までの提案理由を御説明いたします。

議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、昨年度のふるさと納税寄附金の確定により、ふるさと応援基金積立金860万9,000円を追加計上するほか、金作原にバイオトイレを設置する工事費1,400万円や新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の確定に伴う市町村負担金6,784万7,000円を新たに計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、がん患者ウィッグ購入費扶助費４０万円を新たに計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、農業用ハウス設置への補助として、経営発展支援事業補助金３７５万円を、農業研修者への支援として経営開始資金１５０万円を新たに計上いたしております。農地費におきましては、大川ダムの管理システム詳細設計業務委託費１，５００万円や、大川ダムに関する防災対策として、ハザードマップ作成業務委託費５００万円を新たに計上いたしております。

土木費の住宅費におきましては、公営住宅の修繕料や営繕工事費のほか、住宅リフォーム等助成金４００万円を追加計上いたしております。

教育費の保健体育費におきましては、来年度の本番に備えた鹿児島国体のプレイベント費用などとして、国民体育大会推進協議会負担金３８０万円を追加計上するほか、名瀬運動公園市民球場の防球ネット改修工事費などとして２，６８０万円を追加計上いたしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費におきましては、去る５月から６月の大雨により発生した農林水産業施設の復旧に要する経費として１億４，２９６万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、５，１３３万１，０００円を追加計上いたしております。

財産収入につきましては、名瀬米飯給食センターの清算に伴う返還金として４９０万円を追加計上いたしております。

寄附金につきましては、金作原バイオトイレ設置工事費の財源といたしまして、総務行政指定寄附金５００万円を新たに計上いたしております。

繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金７，２６０万８，０００円などを追加計上いたしております。

その他歳出予算に要する財源といたしまして、国・県支出金７，４９６万円、市債１億２２７万６，０００円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で３億３，３０８万６，０００円を追加することにより、令和４年度奄美市一般会計予算の総額は３２５億２，０１４万７，０００円となります。

次に、第２表、債務負担行為補正につきましては、末広・港土地地区画整理事業の限度額の変更を行うものでございます。

また、第３表、地方債補正につきましては、事業の追加などに伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第６３号 令和４年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を減額または増額計上いたしております。また、総務費におきまして、国保情報データベースシステムの改修費を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、基金繰入金及び人件費の補正に係る一般会計繰入金を減額し、県支出金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ３７８万５，０００円の減額となり、令和４年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、５３億９，５３９万２，０００円となります。

議案第６４号 令和４年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い人件費を減額計上いたしております。また、住用診療所におけるマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認のシステム導入に伴う経費を新たに計上いたしております。笠利診療所につきましては、全身用Ｘ線ＣＴ診断装置の修繕費用を追加計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金及び衛生費収入を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ78万9,000円の増額となり、令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億8,118万5,000円となります。

議案第65号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、保険事業に係る職員の人件費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に係る財源といたしまして、後期高齢者医療広域連合委託料を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ582万円の増額となり、令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億9,324万5,000円となります。

議案第66号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を増額または減額計上いたしております。

地域支援事業費におきましては、会計年度任用職員に関する費用を増額計上いたしております。また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。また、前年度の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ7,698万4,000円の増額となり、令和4年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は54億3,109万5,000円となります。

議案第67号 令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い人件費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、人件費に係る一般会計繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ665万円の減額となり、令和4年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は2億7,176万1,000円となります。

議案第68号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、資産減耗費を減額するなど、合わせて95万2,000円を増額計上いたしております。また、収益的収入につきましては、人件費の補正に伴う雑収益を増額計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、名瀬地区及び笠利地区の配水施設整備費、東部地区再編推進事業に係る経費を増額するなど、合わせて2,487万2,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6億1,387万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第69号 令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費として、2,790万1,000円を減額計上いたしております。また、資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費のほか、事務費の調整など合わせて27万7,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億1,222万3,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第70号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の改正に伴い、育児休業の所得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第71号 奄美市相撲練習道場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市内にある他の社会体育施設と同様に使用料を徴収するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

最後に、議案第72号 土地の処分につきましては、社会福祉法人恵寧会に売却するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第62号から議案第72号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時46分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 6 日
(第 2 日 目)

9月6日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	元 野 景 一 君	16 番	荒 田 幸 司 君
21 番	川 口 幸 義 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君	国 保 年 金 課 長	久 保 和 代 君
世 界 自 然 遺 産 課 長	平 田 博 行 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 保 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君

9月6日(2日目)

都市整備課長	藤原 俊輔 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
教育部長	石神 康郎 君	スポーツ推進課長	田 中 巖 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1, 一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各時持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。当局においては、休日返上で対応してまいりますので申し付けておきます。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制限もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。なお、大迫勝史君により書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

10番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。今定例会、久々に一般質問1番を引かせていただきまして、いささか緊張しております。公明党の大迫勝史です。質問の前に少々所感を述べさせていただきます。今般の台風11号接近に伴い、実被害はないものの、物流が途絶え、台風が接近する度に幾度となく生鮮食品の枯渇に難儀をしている奄美群島民の困窮を我々、地方議員は結束して県本土や国の中央に強く訴えるべきであるし、地元においても何らかの方策を官民連携の下、講じるべきと感じるところであります。

まず、国内におきましては、去る7月8日に起こった安倍晋三元総理を襲った惨劇に強い憤りを覚えます。改めて安倍晋三元総理に深い哀悼の意を表します。事件の要因に関連したその後の動向に対しても、関係者の方々、また、現岸田首相におかれましては、国葬に関して国費を投ずる意義を国民が納得する十分な説明を心よりお願いを申し上げたいと思います。また、昨日のヤフーニュースでは、アメリカ、ドイツ、フランス等の首脳は参列を見送り、8月いっぱい締め切りの出欠の返答がいまだにこない国が多数に上るとの報道があり、僭越ながら岸田首相の言われる吊問外交が成り立つのか心配するところであります。世界に目を転ずれば、ウクライナの変わらぬ惨状、NPT核不拡散条約再検討会議では、ロシアの一方的な論理で最終文書案に強く反対したため決裂。アジアでは、ロシアのウクライナ侵略の連日のニュースに隠れてというか、マスメディアが報道しないミャンマーの国軍によるクーデターから1年半、権力側と抵抗勢力の衝突が激しく、国軍は、少数民族や抵抗勢力と無関係の住民の無差別な虐殺を続け、非暴力の抵抗運動を行っていた勢力も雪崩を打つように武器を取り、内戦状態化しています。アウン・サン・スー・チー氏は、拘束され訴追を受けている状態です。ミャンマー国軍に武器供与をしているのが、これまたロシアです。世界は、どこに向かっているのでしょうか。日本は、今こそ国際平和に向けて日本にできること、日本にしかできないことを真剣に模索して、地球民族の平和のリーダーになる覚悟を持ち、それには知恵と勇気と慈悲の心を持ち、生命尊厳の精神を共有する対話を広げるべきと強く念じて所感といたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

1, コロナ関連について。本市においても医療体制の逼迫が起きつつあることについて伺います。なお、今月中旬より県は、全数把握を止める方向で状態は変化すると思いますが、現在の奄美市の医療機関における具体的な逼迫状況を説明していただきたいと思います。

次からは、発言席にて行います。

市長（安田壮平君） おはようございます。大迫議員の御質問にお答えいたします。

本市の医療機関の逼迫状況についてお答えいたします。新型コロナの感染状況としましては、7月中旬から増加し、旧盆、新盆と続く8月上旬から中旬にかけて急激に拡大いたしました。旧盆に入った8月7日から13日の週は、一週間の感染者数の合計が最も多くなり、1,051名。最多感染者218名を記録した翌週は、1,022名。8月21日の週は、778名。先週8月28日から9月3日の週は、592名と、現在は徐々に感染者数が減少しております。医療機関の状況としましては、感染者数が急激に拡大した7月下旬以降、重症化リスクの高い高齢者に加え、感染による高熱から脱水や熱性けいれんを起こした乳幼児の入院が増えているとのことでした。また、発熱外来の受診者が急増し、受診の予約枠がすぐ埋まってしまう状況にあること。予約の電話対応なども含め負担が増えているという状況を対策会議の中で伺っております。

更に、8月上旬には、コロナだけではなく通常の診療にも影響があり、予定していた治療や検査の延期や、新規の入院調整も非常に厳しい状況にあるという状況を伺っております。本市といたしましても、医療提供体制を維持することが、市民の命や健康を守ることにつながるということを強く認識しており、医療機関や保健所からの助言を頂きながら、医療提供体制の負荷の緩和につながる受診行動に関する周知や、一人ひとりが感染対策をしっかりと行い、うつさない、うつらないを強く意識し、行動してもらうような広報を行ってきたところです。

感染状況は、徐々に減少傾向にあるところですが、医療従事者の皆様には、まだまだ厳しい状況の中、御尽力いただいているところであり、感謝を申し上げます。今後も医療関係者や保健所と連携しながら、必要な対策を迅速に行ってまいりたいと存じます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（大迫勝史君） 状況は、よく分かりました。医療従事者とその家族からですね、仕事の大変さ、業務量の増加、そういうことで本当に生活に大変きつい思いをしているという声を頂きました。行政当局が把握されております医療機関の関係者の負担増等についてどの程度把握されているか、具体的な例などがあれば、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。医療従事者の負担増についての把握についてお答えいたします。感染者拡大時の医療機関の状況につきましては、市内の主な医療機関に聞き取り調査を行っております。医療機関のスタッフやその家族の感染により人員不足となり、また、市長答弁にもございましたが、発熱外来を含めた受診者増加の対応や電話対応などの業務量の増加により、スタッフが疲弊しているなど医療機関の負担増について把握をしております。

また、新型コロナ感染症対策本部会議においても、このような医療機関の状況を踏まえ、市で実施する行事の見直しなどを含めた本市の対策について協議を行っているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） それではですね、行政といたしまして、この医療従事者の負担増に対して何か手助けとなる手段や方策は考えられないか、伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。先ほど、感染拡大時には、医療機関、医療従事者への負担が増大していることは認識しているとお答えいたしました。医療体制の維持につきましては、市民の命を守るために重要であると認識しております。行政でできること、すべきことは何か、大島郡医師会とも協議を行い、一つの医療機関への負担が集中しないような受診方法について新聞等で周知を行っております。

対策本部会議において、医療機関からの要望として発熱外来の診療時間内の受診、休日発熱外来へのかかり方、検査を受ける適正な時期についての周知依頼があり、感染拡大を抑えることに加え、医療機

関の負担軽減につながるよう新聞等での周知を行ったところでございます。

また、その他の本市の取組といたしましては、保健所支援として本市保健師の派遣を今年度も継続して行っており、4月以降延べ94回にわたり、保健師の派遣を行っております。今後とも医療提供体制維持のために行政として必要な支援につきましては、医療関係者や保健所と連携を取って取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（大迫勝史君） 保健師の派遣とか、いろいろな周知活動とか、できることはすべてやっているということと理解いたしました。

次にですね、県は、8月30日の発表分から陽性者の同居家族に症状が出た場合は、検査を行わずに診断のみでみなし陽性としていますが、このことで検査キットの節約以外でですね、どのような業務量の変化があるのか。また、患者側に不利な状況は発生しないか。想定範囲内でお示ください。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。議員御案内のとおり、県は8月29日からコロナフォローアップセンターの開設と同時にみなし陽性の運用も開始されました。みなし陽性につきましては、診療検査医療機関の負担軽減を目的とし、国が今年1月から自治体の判断で導入できる方針を示しております。このみなし陽性につきましては、陽性者の濃厚接触者で同居している家族などがある場合に、医師の判断によりPCR検査や抗原検査を行わず、臨床症状で診断する取り扱いでございます。検査キットの節約以外にどのような業務量の変化があるのかということでございますが、診療時間の短縮や検査を行うことの心理的負担の軽減、検査に関わる書類作成を行わないことによる事務量の軽減につながるということでございます。

みなし陽性につきましても、コロナフォローアップセンターからの健康観察や自宅療養証明書の発行など、他の感染者同様の取り扱いとなるため患者側にとって不利益になる状況はなく、特に小さなお子さんは検査の負担が大きいため、みなし陽性が導入されましたことで患者側の不利益はなく、診療検査医療機関の負担軽減につながっているものと考えております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） よく理解できました。次にですね、本市の職員の感染状況について伺いたと思いますけれども、当議会におきましても数名発症いたしましたりしたものですから、この間の新聞記事の報道によりますと、群島民の1割が、コロナに発症しているのではないかとということが、記事がありましたが、そういう割合でいけば、相当数のやっぱり職員の方も罹患しているのではないのかなと思っている次第です。その状況について、また、8月17日のですね、全協での説明資料によりますと、今年1月から8月15日までの市内感染者数は、7,954名になっていました。また、そういうことでこの1月からですね、で結構ですので、職員の感染者数はどの程度の人数になるか。できれば部局ごとをお願いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。お答えいたします。令和4年1月から8月末までの市職員の感染者状況について部局ごとにお答えをいたします。職員及び消防職員合わせて現在まで229名の職員が感染しております。部局ごとに申し上げますと、総務部が21名、市民部が22名、保健福祉部が35名、商工観光情報部が14名、農林水産部15名、建設部12名、上下水道部7名、教育委員会20名、各種委員会4名、住用総合支所で13名、笠利総合支所28名、大島地区消防組合が38名となっております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） やはり、予想どおり相当数の職員の方が罹患しているということですね。それですね、職員の方が、島外に出張される場合もあると思います。その出張の際のですね、ガイドラインとマニュアルは定めていると思いますが、これが意味を成すのかどうか、ちょっと疑問ではありますが、

あれば示していただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては、国の緊急事態宣言発令や県知事メッセージ発出を受け、市職員の公務出張等に関する取り扱い、これを定めております。特に緊急事態宣言が発出された場合には、同地域への出張は原則として認めないこと、緊急事態宣言地域以外などへの出張につきましても極力テレビ会議やオンラインでの用務実施などを推奨することとしております。また、やむを得ず出張を行う際には、出先での細かな手洗い、うがいや用務以外での外出自粛など、公務出張時の感染対策の徹底に関するに加えて、帰任後も2週間は、検温などを実施するなど、健康管理等の対応について定めております。

現在は、緊急事態宣言発令下ではないことから通常時の出張の取り扱いを行っているところでございますが、これまでの取組により、出張から帰任した職員、これは市長も含めた特別職も含めてでございますが、自発的にPCR検査や抗原検査等を実施し、健康観察に努めているところでございます。引き続き公務出張時の感染対策の徹底に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。先ほどすみません、職員の部局ごとの感染者数を延べで報告していただきましたけれども、これ合計すると何名になって、全職員数のパーセント的にはどのくらいになるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 合計で229名ですので、職員数が613名ですから、3分の1くらいは感染ということになります。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 3分の1となると、やっぱり多いなという感じしますが、例えば業務に必要な、チームで動いている業務とかですね、最低限必要な人員が仕事もあると思うんですけども、そういう業務に必要な職員の欠員が出た場合の対応の方法をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の業務体制の考え方、及び新型コロナウイルス感染拡大を防止するための在宅勤務の実施を定めております。これに基づきまして、各課において事業継続計画を定めております。庁内で新型コロナ感染症が発生した場合におきましても、市民生活に必要な不可欠なサービスを継続すること、かつ職場内での感染を拡大させないことなどが求められております。この考えの下、新型コロナの感染発生時も軽視できない業務の選別を行いまして、最優先業務を最少人員で実施をするようにしております。

また、在宅勤務や他の課からの応援体制も含め、各課において業務の継続計画を策定しております。併せまして、各課における感染拡大の抑止に努めるよう、日常的に職場のフロア内、それから共有空間の消毒等を実施しているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。くれぐれもですね、市民サービスに支障のないようお願いをいたします。次の質問にまいります。防災についてでございますが、（1）災害トイレについて伺います。過去の災害では、断水などでトイレが使えなくなり、不衛生なトイレを避けて水分を控えて体調を崩す人が後を絶たない状況になる。内閣府は、2016年に避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインを公表し、各自治体に管理計画について地域防災計画などに反映するよう呼び掛けているが、十分に進んでいない。本市における災害用備蓄品の中に簡易トイレや携帯トイレはどの程度あるか伺います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本市におきましては、議員御案内の避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインに基づき、各年度ごとに備蓄あるいは更新などを行っているところでござい

す。そのうえで、令和2年度におきまして、決して十分とは言えませんが、各避難所用に防災簡易トイレ、これを100個購入をしております。加えて環境衛生面への配慮といたしまして、し尿凝固剤、これを1万個を購入し備蓄をしているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ある程度備えているということで理解いたしました。東日本大震災の被災地や県内の鹿児島市のように、災害用トイレ確保に平時から取り組んでいる自治体もあります。しかし、一般社団法人日本トイレ協会の調査では、特に計画は定めていない自治体が34パーセントにも上っています。このような現実を踏まえて、災害用トイレに確保の計画策定の必要性を感じていますが、先ほど部長は、そのガイドラインに沿ってとおっしゃいましたが、平成23年に作成された本市の地域防災計画一般災害対策編の中のし尿処理対策の事前措置の項目では、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について具体的な備蓄計画の策定に努めると明確に書いてあります。既にできていれば大まかな内容説明でいいです。また、詳しい計画策定がこれからであれば計画策定に対する見解を求めます。

総務部長（三原裕樹君） 本市の備蓄品につきましては、先の答弁でもございましたが、各年度ごとに災害用トイレを含め備蓄更新を行っているところでございますが、具体的な備蓄計画策定には至っていないところでございます。しかしながら、災害時のトイレの重要性につきましては、本年1月の津波警報において、市民の皆様から避難先のトイレについての御意見も寄せられており、その重要性について認識をしているところでございます。今後におきましては、議員御提案の簡易トイレや携帯トイレなど具体的な備蓄計画策定に向け、関係各課とも協議をしながら進めてまいりたいと存じます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。先ほど言いましたけれども、平成23年の防災計画では、しっかりと計画を策定すると努めると書いてありますし、されど平成27年度作成の地域防災計画では、わずかに避難所運営の中では、必要な対策を講じる程度しか触れていないのが現実であります。しっかりと対応、計画策定をつくっていただくようお願いいたします。鹿児島市は、簡易トイレと携帯トイレ、計11万7,800個を本庁や支所に備蓄をしています。避難者3万7,000人に3個ずつ配ることが可能であり、内閣府の指針では、1日平均5回使用という指針がございます。都道府県所在地の首都、政令指定都市51市の調査では、39パーセントにあたる20市が、災害発生から3日間で不足すると回答をしております。

また、これは阪神大震災の後に消防庁がまとめた報告書によりますと、震災時のトイレ対策によりますと、住民らは避難先の学校などに到着し落ち着きを取り戻すとトイレの利用を始めた。しかし、断水や停電で水が流れない。ある神戸市内の中学校では、既設トイレが発生当日に使用不能となると校庭の側溝がトイレ化し、汚物で溢れた。仮設トイレは、通信や道路の寸断により、市内避難所に行き渡るのに約2週間を要した。同じような現象は、2011年の東日本大震災や16年の熊本地震などでも繰り返し起きているということでございます。東日本の大震災では、被災した千葉の浦安市では、トイレの完全復旧に1か月を要したそうです。こういうことで備えの大切さが分かりますが、地震、津波、台風、大雨、災害の種類でも復旧期間の違いにより必要数も変わってくると思いますが、保管状態が良ければ、それほどの経年劣化はないと思いますので、最悪の場合を想定してのストック数を十分に確保すべきと思い、それぞれの災害に適応した試算を含めた計画策定の必要性を強く感じるところであります。避難所ではですね、食糧やプライバシー確保よりもトイレの心配度が高いということをお忘れなきようにお願いします。再度答弁があればお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 先ほど議員からございました鹿児島市をモデルにして試算をいたしますと、令和2年度の大規模台風10号にて2,377名が避難をいたしておりますので、本避難者数を基に試算をいたしますと、簡易トイレ、携帯トイレの必要数が約7,000個と想定をされます。しかしながら、

本年1月の津波警報や平成22年の奄美豪雨などの事例から勘案いたしますと、決して十分な備蓄数とは言えないと認識しております。今後は、それぞれの災害に応じた備蓄計画について、備蓄数や保管場所も含めて総合的に検討を進めてまいりたいと存じます。併せて、御家庭での携帯トイレの常備などについても、1つの方法として有効と考えておりますので、行政としてそのような取組の推進などについても、それぞれ御意見を伺いながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 了解いたしました。よろしくお願いします。次の質問に移ります。市民の健康について伺います。带状疱疹ワクチン助成について質問をいたします。1年前の令和3年9月議会に同じ質問をいたしましたが、再度質問をいたします。带状疱疹は、日本人の成人90パーセント以上は発症する可能性があり、幼少期に罹患する水ぼうそうのウイルスが数十年にわたり人の神経節に潜伏を続け、加齢やストレス、疲労からくる免疫力の低下により、50歳代から80歳代までに3人に1人がこの带状疱疹を発症し、痛みが3、4週間続き、約2割の人に带状疱疹神経痛PHNという後遺症が残り、ほかにも带状疱疹が現れる部位により、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こす恐ろしい病気であります。ここで昨年も見てもらいましたが、議員側にも当局側にもまだ実際に症状を見ていない方がいらっしゃるかと思ひまして、写真資料の投影をお願いします。

これがよく一番多いわき腹に出る症状ですね。次をお願いします。これは胸のほうです。この発疹しているところが、すごく剣山を例えば、木綿針にした状態で、こう突かれるような強い痛みがあるといひます。次をお願いします。この方は、もう広まって酷い状態ですね。今回お見せするのは、皆様の見るに耐え得る限りの写真を選んでまいりました。次をお願いします。こういう額からですね、頭皮にかけて出る場合には、痛みとまた強い頭痛も伴ったりするようでございます。次をお願いします。これは、後遺症として顔面神経麻痺になった方の写真でございます。ありがとうございました。

しかしですね、このような症状もですね、ワクチン接種により発症を予防できます。ワクチン接種による予防効果は、97.2パーセントという高い数字が出ております。高齢者肺炎球菌予防ワクチンと同程度の助成をすることで、医療費抑制に大きな効果が期待できるとの思いで昨年質問したのですが、当局答弁は、ワクチン効果の高さを詳しく説明した後に、助成に関しては研究の材料とさせていただきたいと、私の期待どおりにはいきませんでした。そこで再度質問いたします。1年間の研究結果を是非説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。带状疱疹ワクチン助成につきましては、昨年9月議会で答弁させていただいたところでございます。带状疱疹ワクチンの助成制度につきましては、現在のところ国の助成制度もなく県や市の助成制度もないため接種を希望される方につきましては、実費で接種をお願いしているところでございます。令和4年8月4日に開催されました国の専門委員会、これは予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会におきまして、带状疱疹ワクチンの定期接種化の検討が行われております。その中で带状疱疹につきましては、感染力が低く期待される効果や導入年齢に関して検討を要するとのまとめがなされております。助成制度につきましては、国の動向も注視してまいりたいと存じますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（大迫勝史君） 分かりました。それでですね、またその折に去年の質問の折に別の答弁で、带状疱疹ワクチンについての効果は認識しており、周知広報が足りてない面があるので、広報紙やホームページにて周知広報を行っていききたいと存じます、との答弁がありましたが、この1年間、その気配は見当たりませんが、その理由を伺いたいと思ひます。

保健福祉部長（山下能久君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、議員御案内のとおり、带状疱疹発症を防ぐために効果的であるということは認識しております。昨年9月に議員からの御質問後に、市民の方

から带状疱疹ワクチンについてのお問い合わせが数件ございました。助成制度の有無などについては説明を行っているところではございますが、助成制度のない予防接種の広報につきましては難しい面があり、ホームページによる広報は行っていないところでございます。

带状疱疹につきましては、加齢とともに気をつけなければならない疾病であり、早期発見、早期治療が効果的であり、予防接種も有効であるという点につきましては、関係各課とも連携を取りながら広報紙において带状疱疹についての周知を検討しているところでございます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 1年間検討し続けたわけですね。長引くコロナ禍によるストレスなどで、带状疱疹の罹患者が全国で増加中です。国が、带状疱疹ワクチンの接種補助として地方創生臨時交付金を活用できるとしたため、ワクチン接種の助成制度を創設すべきと各地で要望運動が起きています。恒久的な財源としては当該交付金はいかがなものかとは思いますが、このことに対して見解があれば伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 国のほうから新型コロナ臨時創生交付金が活用できるということの市の見解につきましては、財政とも協議をしながら、こういった形がいいのか検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

10番（大迫勝史君） よろしくお願いを申し上げます。次の質問に移ります。子育て支援について。3歳児健診に簡便な屈折・眼位スクリーニング検査機器導入について伺います。この質問も同じく令和3年9月議会に行っております。目の機能は、6歳から8歳までに発達することから、3歳児健診で弱視等の異常が発見できれば、早期治療が重要だということでもあります。3歳児健診の視力の1次検査は、ランドルト環を用いた家庭内での自主検査が万全に行われている確証がなく、多くの子どもの弱視が見逃されてきた実態があり、簡便な屈折・眼位スクリーニング検査機器導入で問題解消を図ることが重要なことだと思います。答弁では、この検査機器の導入は、非常に有用だと考えている。今後導入自治体の情報を収集し、検査時間、専門スタッフ、コスト等のメリット、デメリットなどを整理させていただきたいと答弁をされています。現状をお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、昨年9月議会におきまして、3歳児健診における屈折・眼位スクリーニング検査機器について答弁いたしております。現在、3歳児健診での視覚検査につきましては、第1次検査として御家庭でランドルト環を用いた検査をお願いしております。御家庭で視力検査ができなかったお子さんに関しましては、2次検査として健診会場でもう一度検査を行い、確認漏れがないよう留意しております。屈折・眼位スクリーニング検査機器を導入した市町村にお伺いしましたところ、短時間での検査が可能であること、精密検査も件数が増え、疾病の早期発見につながったケースもあったなどの声もあり、検査機器の有用性が高いことを確認できました。一方で予算の確保が難しく、導入に至っていない自治体もあり、機器購入や保障費用が高額であることが導入に至らない大きな要因であることも分かっております。本市におきましては、3支所で乳幼児健診を行っており、機器購入後、どのように運用していくかについても議論の必要性がございますが、疾病の早期発見に有用であることを踏まえ、機器の導入につきましては、今後も検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。部長答弁で検査機器が大変高価であるというお話がありましたが、この機器の価格が1台約100万円に上り、昨年度までに導入市町村が3割に止まっていたため、厚労省は今年度から購入費の半額補助を行うため、当初予算に10億5,000万円の予算を計上しています。この補助を活用して、県内で導入自治体の動きが広がりつつあります。伊佐市では今年の4月から活用を始め、指宿市が7月から、日置市でも10月に導入するとのこと。他にも導入決

定自治体が、いちき串木野市、薩摩川内市、始良市、霧島市、他に導入済みが鹿屋市、鹿児島市、垂水市、県下19市のうち10市が導入済みあるいは導入決定ということは、重く受け止めるべきだと思います。厚労省予算の10億5,000万円を機器導入額の半額の50万円で割りましたら2,100という数字になります。現在の1,718自治体数を上回る数字です。これは、厚労省が早く導入しなさいと言っているに等しいと思います。以上のようなことも情報収集の一環であると思いますけれども、当局は把握されていたのでしょうか。見解を伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 県内各市の導入状況につきましては、令和2年度に始良市、令和4年度、議員から御案内があったとおり、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、南九州市、伊佐市、未実施が6市ということは把握しております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ですから、機器導入に対する半額補助があるということは御存知でしたかと聞いているんです。

保健福祉部長（山下能久君） 国の補助につきましては、令和4年度から母子保健対策総合事業補助金にて2分の1の補助があるっていうことは認識しております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ですから、この半額助成する、国がするということで、導入自治体が県内でも増えているということにつきましてですね、奄美市だけ遅れをとっていいものかと思うんですが、市長の見解あればお願いします。

市長（安田壮平君） 今回、大迫議員からですね、この質問を頂いて、私自身もこういった機器があると、そしてまた、県下の実施状況、あるいは、この国の補助制度があるということをしっかりと把握をさせていただきました。やはり、やはり子どもがですね、子どもの目が、その発達していく6歳ぐらいまでが、すごく大事だということも認識をしております、そのためにも3歳児健診でですね、その弱視とかそういう状況をしっかりと把握して、よりよい支援につなげないといけないということも十分に認識をしておりますので、本市としてもやはり急ぎ検討していかないといけない大事な課題だというふうに思っております。また、そうですね、しっかりと考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

10番（大迫勝史君） 一つ取り組み方よろしくお願い申し上げます。

次に、「奄美市まーじん子育て応援団」子育てガイドブックについて伺います。このガイドブックの2ページ目の変更の差し替えを早めをお願いしたいのですが、現在まで遅れている理由等があれば、お聞かせください。それでは、ちょっとその内容をですね、モニターに、現在も市民に配布しているということなので、そのガイドブック2ページ目をモニターに出していただけますか。

左側が2ページ目ですね、アップをお願いします。見えますでしょうかね。まだ朝山市長になっているんですよ。これで構わないと言うんだったら構わないですけど。これはやはりですね、ずっと何年もここに、奄美市に住まわれている方は、状況が分かると思うんですけども、新しく移住して来られた方とか転勤されて来られた方とかには大変な違和感を感じると思うんですけども、何かこの変えない理由があれば、お示してください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、議員ご質問の「奄美市まーじん子育て応援団」子育てガイドブックについてお答えいたします。本市の子育てに関連する制度や施設利用できる店舗などの情報を広く紹介する目的で、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しまして、平成30年度に初版版としまして5,000部、それから令和元年度に改定版として3,000部、合計8,000部を作成しております。

市内の小学校、幼稚園、保育所や市役所窓口、子育て関連施設にて配布を行ったところでございます。議員御案内では、現在も配布中ということでしたが、市の在庫は既にもう１０部程度となっておりまして、今現在は、もう窓口等では配布はしていないという状況です。既に配布は終了したという認識でお願いしたいと思います。

作成当初につきましては、３年に一度内容の更新を行う計画等もありましたけれども、子育て関連情報は日々更新されているということもあります。それからガイドブックは、配布部数に限定があることなどから、奄美市の子育て情報を求める人に早く広く伝える情報発信の在り方について検討を重ねてきたところなんです。検討の結果ですね、今般、各家庭のインターネットやスマートフォンの普及によりウェブを活用した情報の伝達が身近になっているというところから、内容の見直しがいち早く行える、それから情報が必要な人に広く伝えられるという点から、ガイドブックに代わりまして、本年度、奄美市子育て支援ポータルサイトを新たに構築して、子育てに役立ててもらう情報発信の準備を現在行っております。紙媒体からウェブ版で情報発信をするということでございます。議員御指摘のガイドブックの差し替えにつきましては、当該箇所は作成当時の情報でありますので、本年度新たな子育て情報発信をすることで更新に代えるものと御理解をいただきたいと思います。以上です。

１０番（大迫勝史君） 要するに、この紙ベースから今、ウェブ情報に移行しているからもういいっていうことですね。分かりました。ということでございます。

次に、奄美市のホームページについて伺います。ホームページにつきまして、ホームページのトップページからまち・くらしに入りますと、２７項目のカテゴリーがあり、１０項目ほど更新年月日が２０１３年３月２０日、これ平成２５年ですよ、となっていますが、その理由があるか伺います。細目は、それぞれ更新年月日が正常なものも見受けられますが、項目については、戸籍・住民の手続、保険・年金、生活環境、移住・定住、市民生活、人権・男女共同参画、選挙、外国人市民向け、福祉・高齢者、子育て、上下水道、まちづくり・住まい、以上１２項目です。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） ホームページの更新年月日についてお答えいたします。本市の公式ホームページにつきましては、各課と連動して作成することができる独自のシステムを用いて運用を行っており、現在のシステムにリニューアルされた日付、これが２０１３年３月２０日でございます。このシステムにおいては、それぞれの内容が記載されている個別ページ、先ほど議員からございました。この更新が行われた際には、更新日付が変わる仕様となっておりますが、御指摘のとおりメニューページにおいては、個別ページの更新日が反映されるシステムとはなっておりませんでした。このことから、メニューページにおける更新日の表示につきましては、現在、システム管理者と解決に向け調整を行っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

１０番（大迫勝史君） そういう理由だということなんでしょうけど、見る人は、そういう裏事情は分かりませんのでね、奇異に映ると思います。

次の質問で、これまでも新しい施策の更新がなされてなかったり、変換ミスなどその都度、担当部局に指摘して修正をしていただいておりますが、このホームページの全体管理をする部署はどこなのか。そもそもそういう部署がないのか伺います。

総務部長（三原裕樹君） 本市のホームページの全体管理につきましては、企画調整課において行っております。御質問のチェック体制及び管理体制につきましては、まず、企画調整課においてホームページの更新作業の研修を実施した後、各課にて作成された掲載情報の表現等について基本的なチェックを行います。そのうえで情報の作成、更新、管理までを各課で行う体制としております。議員御指摘のとおり、公式ホームページは、本市の情報発信の最たるものであり、その情報に誤りがあってはならないと認識

をいたしております。今後、再度注意喚起を図りながらホームページの管理について、最新の情報を正確に提供できるよう全庁的に取り組んでまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

10番（大迫勝史君） 分かりました。よろしくお願いします。市民はもとよりですね、島外からやはり情報を得ようとするホームページへのビジターに対してですね、なるべくそういう利便性を図るとともにですね、新しい情報をいち早く届けるということは大変、部長がおっしゃったように大事なツールだと思いますので、これからもしっかり取組をお願いしたいと思います。少々早いですけど私の一般質問をこれにて終了いたします。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時21分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時40分）

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。なお、幸多拓磨君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔溢れる奄美市を、笑いが循環するこの島と一緒につくってまいりましょう。御質問に入ります前に所感を一言述べさせていただきます。先日、スーパーに買い物に行こうとしたところ、右手に杖、左手に買い物袋を持ち、立ち止まっている御老人がいらっしゃいました。私がお母さん、お荷物を持つのを手伝いましょうか。おばあちゃんがおっしゃいました。え。私が持ちますよ、どちらまでですか。おばあちゃんが、え、本当にいいんですか。15分くらいの距離の御自宅までお話をしながら一緒に歩いていきました。おばあちゃんが、まだまだ動けるうちは頑張らないと。私は思いました。本当に強いなあ。心から尊敬いたしました。他にもお子様の自慢話やお孫さんのお話などなど、私の胸は、感動と今までこの島を支えてくださった大先輩への感謝の気持ちでいっぱいとなりました。同時に御高齢の方々へのサポート、支援の必要性を強く感じました。誰もが必ず年をとり、体は衰えていきます。必ず1人では生きていけない。誰かの支援が必要となる時がやってまいります。声を掛け合い支え合う。昔ながらのこの島のすばらしい文化。今、私たち大人が、未来を担う子どもたちに声を掛け合い支え合う。困った人がいたら助けてあげる。そのような姿、背中を見せることの大切さ。子育ては、思うようにいかないのが子育てだと思います。しかしながら、子どもたちは、必ず私たち大人の背中を見て育ちます。いつの日か大人の姿を思い出し、真似る日がやってきます。子どもたちへ助け合い行動のバトンを渡す。いつの日か自分たちも身をもって、自分たちの身にも返ってくることでしょう。私も声を掛けることに勇気がいります。もちろん声を掛け支援を断られたことも多々ございます。しかしながら、そのことで人の笑顔を見ることができれば、これからも勇気を振り絞り声を掛け続けていこう。人の幸せの中にこそ自分の幸せがある。その思いを大事に声を掛け続けていこうと強く決心した出来事でした。それでは、通告書に従い御質問させていただきます。

1、働き方について。（1）マンパワー不足による1人あたりの労働者の仕事量増加について。①本市における職員の仕事量、勤務時間について。②本市、そして関連する施設も含めた36協定締結割合について。③36協定遵守の状況について。現在、慢性的な人手不足により、各方面において人手確保に苦悩されている責任者の方々からの声を多く聞きます。そして、追い打ちをかけるかのように、BA.2株の1.4倍の感染力のオミクロン変異株BA.5の流行。社員の出勤停止や待機など、民間企業におきましてもやむを得ず休業したり営業時間を短縮して対応するなど、あらゆる手を尽くしながら営業されております。少ない従業員で業務を遂行することで仕事量が増加している、休みが取れないな

どの声もお聞きします。本市においてもBA・5により同じように苦悩はあると思います。労働基準法で、労働時間は原則として1日8時間、一週40時間以内と定められております。また、休日も毎週少なくとも1回と決まっています。(変形休日性の運用をしている場合を除く。)そして、残業する場合は、労働基準法36条に基づく36協定を締結しなければなりません。原則月45時間、年360時間までの時間外労働が可能。特別要綱付きで更に延長も可能ですが、その内容としましては、時間外労働が年に720時間以内、時間外労働が月45時間を超えられるのは年6か月までとあります。奄美市役所また関連施設は、市民にとって大変重要なインフラ施設でございます。そして、他にも、パワハラ防止法、労働施策総合推進法が2022年4月より中小企業まで拡大されました。これまで努力義務でしたが、義務化されております。職員一人ひとりの働き方を大切にすることにより、職員が心穏やかに安心して業務を遂行でき、利用される市民の方々へのサービス向上にもつながると感じます。そして、行政との関わりがある施設、指定管理導入施設など、第3セクター等も本市が代表であり同様だと感じます。労務管理において本市各施設にアンケートを取るなどし、現状を把握するような対策が必要不可欠だと感じます。また、36協定締結率は、記事にございました内容によると、日本労働組合総連合会が行った労働者向け調査になります。勤め先が、36協定を締結していると回答した労働者は45.2パーセントにとどまり、それどころか、締結しているかどうか分からないと答えた労働者が37.6パーセントに上るとございました。現状を御質問させていただきます。先ほどの質問になるんですが、本市における職員の仕事量、勤務時間について、本市そして関連する施設も含めた36協定締結割合について。36協定遵守の状況についてお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本市における職員の仕事量につきましては、人事・定数査定ヒアリングにおいて、業務量についてのヒアリングを行い適正な人員配置に努めているところでございます。特に近年は、新型コロナ関連業務等において業務量の増加が見込まれる部署については、定数配置の強化を図るほか、一時的に業務が集中するなどマンパワーが必要な場合には、職員の動員を行い対応しているところでございます。

また、勤務時間につきましては、奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例におきまして、1日につき7時間45分、1週間あたり38時間45分と規定されております。なお、時間外勤務につきましては、奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則におきまして、超過勤務命令の上限を設定しており、ひと月において時間外勤務を命ずる時間については45時間、1年において時間外勤務を命ずる時間については360時間と定めております。上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとしているところでございます。

次に、本市そして関連する施設等の36協定締結割合及び遵守状況についてお答えをいたします。議員御案内のとおり36協定とは、法定労働時間を超えて労働させる場合や休日労働させる場合に、会社側が、あらかじめ従業員の過半数を代表する者、労働組合と書面により協定を締結するものでございます。地方公務員につきましては、36協定なしに時間外勤務が可能でございますが、公営企業職員等につきましては、協定書の締結が必要となっております。本市における36協定を締結している課につきましては、下水道課、水道課及び市内各保育所であり、協定を遵守しているものと考えております。

また、指定管理導入施設につきましては、36協定締結割合や遵守状況については、把握できておりませんが、基本協定の締結にあたり、指定管理者が36協定を含めた労務管理等に関する法令全般を遵守していることが前提となります。更に、指定管理者へのモニタリング調査において、指定管理運営業務に従事する職員の雇用関係を確認をし、不適正と判断される事項がある場合には、改善の指示を行うこととしております。

36協定は、あくまで使用者である企業側の管理責任となりますが、指定管理者には、労働基準監督署の指導監督の下、適切な労務管理が行われるよう連携をして啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

す。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。関連施設の管理につきましても本市が精査し、先ほどのお話があったんですけれども、やはりきちんとできていなかった場合は、そこに指導してくださったり、いろいろあるというお話お聞きしたんで、大事なことだなとすごく感じました。労務管理がなされているかって把握することは、本市の責任でもあると感じるところもあります。労働者が働きやすい労働環境下において業務すると、先ほどもお話ししましたが、利用者のサービスの向上、ひいては施設の魅力向上にもつながると思います。是非これからも、ガバナンス、コンプライアンスが効いているか。そのような調査をしていただいて、労働者の働きやすい環境づくりに力を入れていただけるようお願い申し上げます。

では続きまして、次の質問に入ります。（2）女性の働きやすい職場について。①本市が取り組んでいる女性の働きやすい職場について御質問させていただきます。すべての女性が輝く社会づくり本部の設置について、平成26年10月3日閣議決定、設置根拠として、様々な状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である女性の力が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣にすべての女性が輝く社会づくり本部を設置する。このようにございました。男女共同参画局が、女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻すという女性の活躍の意義をまとめており、今まさに国を挙げての施策となっているのです。平成26年は、西暦で言うと2014年、SDGsが国連サミットにおいて全会一致で採択されたのは2015年9月、いち早く日本は、5番目の項目であるジェンダー平等を実現しように取り組まれていたのかもしれませんが。また、女性活躍推進法において、常時雇用する従業員が301人以上の企業においては、義務付けられている取組がございます。内容として、自社の女性の活躍に関する状況を把握し課題を分析すること。状況把握、課題分析を踏まえた行動計画を策定。社内周知、公表すること。都道府県労働局に一般事業主行動計画策定変更届を届け出ること。女性の活躍に関する情報を公表すること。年に1回以上のデータ更新することとあります。こちらは民間だけでなく国、地方公共団体も含まれております。

島は、少子高齢化が急速に進んでおり、R2年の国勢調査によると、奄美市の65歳以上は32.5パーセントと高齢化率21パーセント以上の超高齢社会にあたります。そのうえ、コロナ禍により労働人口減少にも拍車がかかっております。マンパワーだけでなく男性に優秀な方がいるように、女性の中にも優秀な方がたくさんいます。例えば、女性ならではの目線やきめ細やかなスキルなど、これからの島は、女性の働きやすい職場環境づくり、活躍してもらうことが必要不可欠だと思います。子育て世代には、庁内に病児・病後児保育室等も必要なのではないかとも思います。お伺いします。本市が取り組んでいる女性の働きやすい環境づくり、どのような取組をされているかお示してください。

市長（安田壮平君） 幸多議員にお答えいたします。女性が働きやすい職場環境づくりにつきましては、奄美市特定事業主行動計画に基づき、女性が働きやすい職場環境づくりに努めているところでございます。まず、子育てや家族の介護をしやすい環境づくりに努めているところであり、妊娠、出産、子育てや介護に関する休暇制度や休業取得手続きを掲載した両立支援ハンドブックを作成し、職場へ制度の周知を図るほか、育児休業にかかる代替要員の確保など、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めております。

次に、女性職員のキャリア形成支援に取り組んでおり、国・県への研修など意欲と能力開発に努めながら、女性登用の推進に取り組んでおります。このほか、仕事と生活の調和がとれる職場づくりにも努めており、昨年度からテレワークを導入することにより、新型コロナ発生時の業務継続の円滑な実施や働き方改革の推進を図るほか、定時帰宅キャンペーンの実施など超過勤務の縮減を図っているところであり、今後も女性が働きやすく活躍が推進できる職場環境づくりに努めてまいりたいと存じます。併せてありますが、いわゆるクオータ制度と言われるような制度ですね。一定程度の管理職の割合にです

ね、女性を充てるというような制度についても私自身大事だなというふうには認識をしております。その一方で実は先日、庁内でですね、男女共同参画に関する職員向けの研修などもありまして、女性の方が講師を務められました。その中で先ほど議員もお言葉ありました女性ならではの目線とか、きめ細かな感性とかですね、スキルとか、その方が感じているのは、女性ならではの言葉はよく言われるけど、じゃあ男性ならではの、男性らしい感性とかそういう言葉を使われないのは何故だろうというような疑問をですね、我々にも投げかけていただいて、それこそが、もしかしたらいわゆるアンコンシャスバイアス、無意識の偏見じゃないかというようなお話も受けて、私自身もハッとさせられたところがありました。やはり男性、女性すべてがですね、働きやすい環境づくりというものが大事ですし、更に、その人らしさというか、その個人に合った働き方、働きやすさというものを求めていくことが大事なだろうというふうに感じた次第であります。そのことについては、またこれからもですね、引き続き庁内でもしっかりと研修なども通じて取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（幸多拓磨君） 市長、ありがとうございました。今のお話の中で、ハンドブックを作成したり、あと定時帰宅キャンペーンというのがあるっていうのは初めてお聞きしたんですけど、すごい大切だなと思っています。先ほど市長がおっしゃた、そのLGBTQ+もそうなんですけど、多様性のある今世の中でございまして、確かに私も言葉を選ぶときに悩んだ部分でもありました。ですので、その部分は、今一度自分を戒め、もう少し勉強して成長していければと思っています。大変失礼いたしました。

ある記事に女性が働きやすいと感じる四つの特徴として、社内に育児をしているロールモデル人材が在籍している。取締役や管理職に女性がいる。産休、育休の制度利用者がいる。働く時間や場所の融通が利くとありましたが、まさに今お話があった中ですべてが本庁舎ではやはり取り組まれているというふうに感じました。また、復職時の不安解消も大切だともございました。是非これからも女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻すという女性の活躍意義を迫及してくださるようですね、お願いしたいところでございます。ありがとうございました。

では、次の質問にいきます。2 番、ネーミングライツについて。（1）ネーミングライツアンケート調査結果について。①調査結果をもとにした今後の進め方について。第2回定例会にて、市所有の施設ごとに導入可能性に向けたアンケート調査をしており、7月末までには調査結果を基に関係各課と施設ごとの協議を行っていくとの御答弁を頂きました。そこで①ですね。調査結果を基にした今後の進め方についてお示しください。

総務部長（三原裕樹君） ネーミングライツ導入についてお答えいたします。これまで本市所有の355施設に対し可能性調査を行い、導入の可能性があると回答した施設を対象に、7月下旬に担当課と個別協議を行ったところでございます。協議の結果、29施設が導入を検討することとなり、今後は、更に庁内において協議を重ね、対象施設を決定してまいります。

また、同時にネーミングライツの金額や期間、応募資格等についての調査、検討を行っており、ガイドライン募集要項の作成に向け引き続き協議を行ったうえで、ネーミングライツ導入を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございました。29施設が今検討に入ることだったんですけど、そうですね、各施設、各通り、いろんな課題があると感じます。施設だけでなく全国世界を見ますと、ストリートにおいても、通り沿いにおいてもネーミングライツを採用し、その道路の管理だったり維持をしているという自治体もございます。要するに、その施設だけでなくそういう通り名とかもですね、また考えていただければいいのかなと思ったりします。ここで参考までにモニターのほうで写真のほう映させてもらうんですけども、これは以前から私が質問させてもらっていた名瀬公民館の現状を写真

見ていただきたいと思います。こちらはですね、受付前の床になるんですけど、この床、模様ではなく床が剥がれているような状況ですね。これ施設のスタッフさんにお聞きしたところ、そこで躓く方もいらっしゃるという話でした。

次お願いします。こちらも同様ですね。次お願いします。こちらもですね。次お願いします。こちらはですね、軽体操室になるんですけど、上のほうを見ていただいたら扇風機がございます。これ扇風機が4機付いているんですけども、これが破損していて2機しか今使えない現状です。そして、左側にクーラーが見えますけれども、このクーラー1つで、この広いスペースを冷やしているというか、エアコンとして利用しているので、中で体操をした場合、やはり、その暑さで中の方が大変という状況がありまして、左下に扇風機が置いてありますけど、こちら持ち込んで扇風機で対応しているような状況です。

次お願いします。こちらもですね。次お願いします。こちらはトイレになるんですけども、次お願いします。使用中止になっているんですが、上のほうから雨漏りがあったことによって、雨漏りの修理をし、その天井が開いた状態。そして、下が使用中止になっている理由は、雨漏りがあるという理由で使用中止になっています。

次お願いします。こちらは4階のこちら体育館になるんですけど、こちらの建て付けが非常に悪いということで開け閉めをすると取れる可能性があるということで、その部分を改善していかないといけないかなと感じます。

次お願いします。こちらは棚の部分ですね。次お願いします。こちらは上の照明なんですけれども、こちら照明の取り換えをする際に大変手間がかかってしまいます。その関係で照明が幾つか切れたときにまとめてするという方法しか取れない現状にあります。

次お願いします。こちらは調理室なんですけれども、調理室かなり広いスペースです。この議場くらいあるんじゃないでしょうか。次お願いします。火を使うんですけど、今正面、エアコンがあるんですけど、アップをお願いします。これは手前側にある大きいエアコンは壊れています。奥にあるエアコンを使っております。この広いスペースで、このエアコンが2台しかございません。

次お願いします。こちらアップをお願いします。上のほうですね、コンセントの部分、アップをお願いします。こちらのコンセントなんですけど、これは以前、大雨が降った際に雨漏りがこのコンセントからしておりました。そのようにお伺いしております。非常に危険だと思います。

次お願いします。こちら雨漏りの跡ですね。次お願いします。こちらはですね、インターフォンなんですけど、以前質問させていただいて、インターフォンを取り付けるということで、こちらアップをお願いします。こちらのインターフォンは、故障していますということでですね、このインターフォンは使えません。次お願いします。こちらのほうにインターフォンがあるんですけど、ちょっと何のためにインターフォンがあるのか、ちょっと分からない状況だったので、施設のスタッフさんに、こちらの手助けは必要な方はインターフォンをお押しください等の説明があったほうがいいんじゃないかということをお伝えしました。これ余談でした。以上になります。ありがとうございました。

このように施設によっては、本当に利用者が、今回のエアコンだったり扇風機じゃないですけど、直接健康被害を受けるような可能性がある場所も出てくると思います。ただ予算の部分でどうしても難しいというのは出てくるんですね。そこも私も重々承知しています。ですので、このネーミングライツというのが、いかに大切か。いかに自主財源を生み出していくために大切かっていうことをすごく感じました。

では、次の質問に入らせてもらいます。3、名瀬クリーンセンターについて。(1) 現在の名瀬クリーンセンターのごみの受入量について。①焼却炉の現状について。②循環型社会形成について。焼却炉の現状についてですね、名瀬クリーンセンター、年末休業日変更のお知らせについてとの張り紙が受付にございました。R4年度より、昨年末までは12月31日の昼15時まではごみの受入を行っていましたが、今年度より休業日となります。12月31日大晦日は、完全に閉まりますので、年末のごみの搬

入を早めをお願いいたします。とのお話でした。その理由につきまして、昨日まで奄美市環境対策課、大島地区衛生組合よりお話を伺ったところ、名瀬クリーンセンターの焼却炉は、2炉ございます。老朽化が進んでおります。耐久年数は15年とのお話でしたが、現在25年使用しており、あと13年使用しないといけない状況でございます。通常の定期整備は、1炉を稼働させ、もう1炉を休ませ、点検、整備を行っていましたが、2炉まとめて休ませ整備することができるのは、年末のお休みの期間だけでございます。内部点検清掃は、運転管理上必要不可欠な作業であり、焼却炉内部の温度は最も高温な場所で850度。煙突付近の温度が低い場所でも約200度あります。点検清掃の際は、冷却をしなければならず、作業員が内部で作業できるまでには3日から4日ほどの冷却時間が必要となります。そのことから、お休みを1日増やすこととなりました。とのお話でした。第2回6月定例会において、同僚議員からの質問の答弁にて、ごみの減量化を方向性として考えているお答えがありました。そこを踏まえてお聞きします。①焼却炉について。現在の処理能力において適切な量はどれほどで、現在の量からどれくらい減らすことが必要なのかお示してください。②循環型社会形成について。過去にコンポスト購入補助金の制度が、本市においてあったとお聞きしますが、今後改めて購入補助を検討していただけないでしょうか。3R、リデュース、リユース、リサイクルについて、そして、減量化に対してどのような取組を行っているのかを重ねてお示してください。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問のまず①の焼却炉の現状についてお答えいたします。名瀬クリーンセンターの能力としましては、現在2基の焼却炉で1時間に4トン前後の焼却能力を維持していると伺っております。処理能力に対する適切な量を示すことは困難ですが、ごみの多い時期や定期整備の時期は、24時間稼働で対応するなど、運用によりその処理に努めているところでございます。

ごみの減量化につきましては、焼却すると灰になり二度と利用できなくなりますが、分別することで新たな資源となり再利用ができるものがございますので、市民の皆様には、再利用できるものはできるだけ分別して、ごみの減量化と再資源化に御協力をいただきますようお願いしているところでございます。

次に、②の循環型社会形成についてですが、議員御案内のとおり、ごみ減量化の取組について3R政策が展開されております。本市においてもマイバッグやマイボトルを利用することで、空き瓶、段ボールや新聞紙などの分別収集、リサイクルによる容器、古紙類、ごみの削減が推進されているところでございます。

また、リユースにつきましては、個人利用ではございますが、簡単に不用品の譲渡ができるアプリを利用した粗大ごみの削減が広がっていると伺っております。本市といたしましては、分別収集への取組を周知するため、毎年全戸配布していますごみ収集カレンダーや広報紙、奄美市公式LINEでのごみ出しの通知や分別検索機能などを活用し、市民の皆様へ御協力をお願いしているところでございます。名瀬クリーンセンターに搬入されるごみの状況としましては、令和2年度に搬入された可燃ごみ1万8,835トンのうち約1万2,488トンのおよそ66.3パーセントが紙や布類であったと報告されております。その中で奄美市の古紙類の回収量は、約360トンとなっておりますので、何よりも古紙類の再資源化がリサイクル率の向上に寄与するものと考えており、最優先課題としております。本年度から資源物循環活動助成金として、自治会による古紙類の再資源化活動を支援する仕組みづくりに取り組んでおり、古紙類のリサイクルが促進されることに期待しているところでございます。循環型社会の形成は、行政だけではなく事業者、市民の御協力が必要不可欠となっております。一人ひとりのちょっとした心掛けでごみの減量化につながっていきますので、引き続き市民の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

最後に、生ごみのコンポストの補助事業を再開できないかという御質問だったと思います。コンポスト事業につきましては、最終年度の令和元年度は、6件の利用がありました。年10件前後の最近は利用で推移していた状況です。コンポスト利用による、具体的なごみの減少が把握できないため、再開に

あたっては、利用前のごみの実態、利用後の実績などを基に補助決定するなど具体的な効果を把握する仕組みが必要だと考えておりますが、名瀬クリーンセンターに搬入されるごみの組成で生ごみにあたる厨芥類は、6.6パーセントと比較的少ない状況となっており、可燃ごみ1万8,835トンのうち約1,243トンとなります。本市においては、限られた人員と予算で効率的なリサイクルへの取組として、先ほど答弁いたしました、紙ごみの再資源化を最優先事項として考えておりますので、取り組んでいくところでございますので、御理解を賜りたいと考えております。以上です。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。古紙のリサイクルに力を入れるということが今あったので、とても大切なことかなと思っております。先ほどのコンポストの件なんですけど、ちょっとお聞きした話によると、予算のほうも年間10万円ぐらいの低い予算で確保されていたというお話なんですけど、そのときの周知とか、その時代の背景というのがあると思うんですね。今のSDGsに対しての意識って盛り上がってきてますし、あと環境の保全だったりとか、そういった部分でも団体が今多くの場面で、場所で活動されているっていう現状もあるので、それが3年前と今が同じ結果になるとは到底思えなくて、その生ごみにしてもやっぱり量を減らすということは大事だと思うんですけど、生ごみっていうのは水分が80パーセントと言われてまして、残りの20パーセント、極端な話、そのごみが20パーセント減るという安易な発想かもしれませんが、減ることはできると思うんですね。あとそれは、生ごみを本当に畑に撒いて肥料にされる人たちもいらっしゃると思いますし、中には、その肥料にされなくても、それはごみとして出す場合でもごみが削減することはできると。そういったところもありますので、古紙の部分も大事だと思うんですが、並行してそのような形で取り組んでいくことが、この名瀬クリーンセンターの負荷を減らすことにもつながると思いますし、ひいては、奄美市が、世界自然遺産になっていますし、その環境に対しての意識の高い自治体だと、そして、市民の方々もその自然を守りたいと思っている方が多くいらっしゃるの、とても大切なところだと思います。それが今回、極端な予算を確保すべきとか、そこまで思わなくて、ただその3年前は、恐らくなんですけど、周知の方法も今と違っていたと思うんですね。3年前のやり方がどうだったかという記録が残っているかどうか分かりませんが、例えば周知をどのようにしていて、それがどのような形でその市民に伝わっていたか。例えば、私に、このようなコンポストの助成とか補助のことを尋ねてくる方は、3年前にそのような助成があったって、補助があったってことを知らない方なんですよね。ああ、あったんだ。驚かれています。ですので、もしかすると、この周知の仕方によっては前回のように年間6件程度っていうことにはならないと思います。今、全国を見ても東京でもそうなんですけども、自治体のほうではコンポスト購入助成というのをいろんな自治体がされています。これは何故かと言ったら、日本全体でやっぱり考えるべきことだと思うんですね。そこのところもですね、奄美市が、世界自然遺産にやはり我々はなっているわけですから、そういった意味でも、もっと意識を高く持ち、その部分に力を入れるところも必要なかなと感じました。

では、次の質問に入らせていただきます。4、雑草問題について。（1）多方面における雑草の除草の現状について。①ハブによる咬傷被害への不安解消について。②景観を守るための除草、快適な施設利用のための除草について。奄美市のホームページ、奄美の気象の説明でもありますが、奄美大島の気候は、亜熱帯海洋性で四季を通じ温暖です。降水量は全般的に多く年間2,800ミリの雨が降ります、とございます。日本の平均降水雨量は、1,668ミリです。2014年の世界の平均降水量を見ますと、1位がコロンビア3,240、2位がサントメプリンシペ3,200、3位がパプアニューギニア3,142、4位がソロモン諸島3,028、5位がパナマ2,928、6位がコスタリカ2,926、7位がマレーシア2,875、8位がブルネイ2,722、9位がインドネシア2,702、10位が現在水害で大変なことになっているバングラディッシュですね、2,666。奄美大島は2,800ということで、世界で見ても8番目に位置するほどの平均降水量ということが、今回調べてみて分かりました。日本列島は、南北に長いので北は亜寒帯から、南は亜熱帯まで様々な気候区分に属しています。奄美大島におき

ましては、亜熱帯海洋性気候であり、雨量と温暖な気候により雑草が育ちやすい環境にあるとも言えると思われます。奄美大島はハブが生息しており、雑草が生い茂る場所は近づくことが危険であり、近寄らないことが大切になってきます。しかし、島外よりいらした観光のお客様からは、ハブがいるのになんでこんなに道端に雑草が多いのですか、怖くないのですか、などの質問もございます。外から見た奄美大島です。山の守り神とも言われているハブではございますが、日常の生活において利用する道路や公園など、危険回避のために除草を積極的に行う必要があるのではないのでしょうか。先日の地元紙のひろばにて投稿がございました。歩道の植栽コーナーに雑草が繁茂して、車社会の奄美では、路上から出るときには見通しが悪いとの御意見もございました。多方面に宿泊施設等も増えてきており、今まで人通りが少なかった場所も脚光を浴びてきている現在です。今一度、予算を増額するなど、除草についての重要性を検討してはいただけませんか。また、本市において毎年除草を行っていますが、除草の計画を可視化し公表することはできませんでしょうか。外来種駆除に対しても予算がついていると思いますが、雑草についての予算が足りない場合、先ほどのネーミングライツの話なんですけれども、通り名をネーミングライツで募集することも、自主財源確保において有効的だと感じます。御質問です。①ハブによる咬傷被害の不安解消について。②景観を守るための除草、快適な施設利用のための除草について御質問させていただきます。お願いします。

建設部長（濱田洋一郎君） 雑草問題について御質問いただきました。多方面における雑草の除草の現状ということで、①ハブによる咬傷被害への不安解消について。そして、②景観を守るための除草、快適な施設利用のための除草について、1と2、まとめてお答えいたします。現在、本市の道路及び河川、都市公園につきましては、一般財団法人奄美市開発公社と指定管理及び業務委託契約を締結しております。住用地区、笠利地区は、会計年度任用職員を雇用し伐採等の維持管理を行っているところでございます。その中で年間計画を策定をいたしまして伐採作業を行っておりますが、議員御案内のとおり高温多湿で世界8位という降水量の多い奄美において、雑草の生育が非常に早く、行き届かない箇所がある現状も把握しております。

議員お尋ねの除草計画の可視化につきましては、緊急対応などにより対象箇所の時期の変更など計画どおりに行えない場合もあることから、市民の皆様へ誤解や不安を招く事態になりかねないということもございますので、公表につきましては慎重に、公表につきましては慎重に検討しなければならないというこの現状を御理解いただきたいと存じます。

それから、ハブによる咬傷被害を防ぐために伐採を徹底する、もしくは、雑草が生育しない環境をつくっていくということが重要であると認識をしております。防草シートですとか、防草資材の積極的な活用。そして、自走式草刈り機等の機材の導入などを検討いたしまして、維持管理に今後も努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございました。先ほどの可視化について慎重に対応していくというのは、とても大切だと思いますし、それは、その状況によって市民の方からの急な御要望で、それが危険性があれば、そこを優先的にするというのは分かるんですけど、実際その今、市民の方々からお聞きするのは、どここの場所が、すごい草が生い茂っていて、その部分にハブがいるかもしれないから怖いとか、公園にこういった状況があって、その公園で子どもを遊びに連れていっても遊ばせることができないとか、それ以外に先ほどの景観の部分ですね、観光のお客さん方がいらして、その観光の方が、やはりその雑草がひどく生い茂っているだったり、海沿いのその景観、その部分を雑草が邪魔しているとか、いろんなお話があったりするんですね。先ほどの話なんですけど、防草シート敷くなり、いろんな対応していくというのもすごい大事だと思いますけど、やはりその市民の方々もそこまでは言われないような気がします。それなんですかと言うと、その誰でもそうなんですけど目的だったり、目標がどこにあって、どこでこういうふうな形で節目があるかっていうのが分かってたほうが、私たちも前に

進んでいきやすいのに近いかもしれないんですけど、市民の方々が、いつか切ってくれるのかな、それとも私たちでしないといけないかな。自治会ですべき場所もあるかもしれないですけど、その自治会の人たちも、これだけ生い茂っている。じゃ私たちがやっていかないといけないかなと思うんだけど、市のほうが対応してくれる。去年はしてくれたから、また今年もあるんだろうと思っていたけど、なかなか来ないっていう状況もやはりあると思うんですね。ですので、その表現の仕方は、とても大事だと思うんですけど、そのある程度の節目の部分っていうか、いつできるというところを記載して、その地域の方が見ることによって、その方々も安心すると思います。ただ、その変更があった場合には、思うんですけど、そのインターネット上、ホームページ上で掲載する場合は、そこで修正を入れるなりしていけば、そんなにそこまでの問題は起きないのかなと思います。それよりも、そういったいつ除草されるか分からない状況というのが、市民の方は、逆に不安なのかなと思うところもあります。ですので、そこは今、部長がおっしゃいましたけど、慎重にしていくことは、一番大事だと思うんですが、是非前向きにですね、考えていただいたほうが、自治会だったり、そのボランティアで除草されている方々も動きやすいのかな。例えば、1週間後にここを表ですって、この地域で除草がされるというのが出ていた場合、あっされるんだ。だったら除草を自治会でするのは、もうちょっと待っておうかなとかもなると思うんですね。ところが、されてなかった場合は、自治会のほうから連絡がきたりとか、するかもしれませんが、そのときには、御丁寧に対応していただいて、今計画的にちょっと別の部分があるから、このところを優先してそのあとちょっと考える形になりますなど、丁寧な対応をしていけばいいのかな、なんて思うんですね。急な変更のほうが多いのか、計画通りに事が行われているのが多いのか、そのバランスの問題もあると思うんですけど、実際にぶん計画通りにされていることが多いのかなと思ったりします。そのところを慎重とおっしゃいますけど、是非、難しいかもしれないですけど、実現に向けて動いてくださればと思います。本当に今後のその島というのは、外から観光のお客さんだったりとか、島外からいらっしゃる方は、どんどんどんどん増えてくると思うんですね。そして、第3次産業、観光産業が、私たちの島はとても強いです。そして、また帰ってきたいと思えるような島づくり、そして、この少子高齢化社会において新しく人が来てくれる。それはまた帰ってきたいと思える島にしたいので、していきたいので、是非そのところですね、雑草問題というのは、意外と大きかったりするんでないかなと感じるところでございます。では、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上でチャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時29分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。

3番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新政会の永田清裕でございます。一般質問に臨むにあたりまして一言所見を述べさせていただきます。いまだもって全国各地、そしてこの奄美大島においても衰えることなく猛威を振舞っている新型コロナウイルスに感染なされた皆様、療養を続けておられる皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御快復をお祈りいたします。また、何よりも医療環境の厳しいこの離島である奄美大島にあって、常に現場の最前線に立ち、危機感を抱える中にもあっても使命感を持って対処なされている医療機関の皆様、福祉介護施設の皆様、そして、同じく適宜適切に対応なされている奄美市職員の皆様方に改めまして心より敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、先月の8月1日付けで諏訪哲郎副市長が就任されました。私ごとで恐縮ではありますが、大変

失礼ながら、また大変残念ながら副市長選任の臨時議会に出席することができませんでした。私自身、市民を代表する議員の立場として、副市長の選任に対し明確に責任を持って一票を投じることができなかった、その責任を感じているところであります。ただ、その議会での審議状況を拝見した中で、多くの同僚議員が、議員としての役割と責任を持って質問に立ち、安田市長も副市長に寄せる御自身の強い思いを答弁されておりました。そして、諏訪副市長におかれましても副市長の責任の重さを痛感した、安田市長の下、奄美市市勢発展に誠心誠意働いていくとの決意を述べておられました。その就任日から早1か月が過ぎました。大変慌ただしい1か月であっただろうと思うところでございます。

そこで、お伺いしますが、最初の質問でございます。副市長の政治姿勢について。改めて市民の皆様へしっかりと伝える意味も含めまして、今回の副市長選任に関する安田市長のお考え、副市長に寄せる御期待については、幾度となく市民の皆様へ述べておられますので、今回は、諏訪副市長におかれまして、御自身のお言葉で奄美市副市長就任に対する思い、奄美市副市長を引き受けるにあたっての決意についてをお伺いいたします。次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

副市長（諏訪哲郎君） 奄美市での決意について御質問いただきましたので、お答えいたします。議会の皆様の御信任を頂き奄美市副市長に着任して1か月が経過いたしました。副市長という重責に身が引き締まる思いを感じながらも、奄美市が抱える様々な課題を把握するために、市長や職員との対話を重ねることで、あっという間に過ぎ去った1か月であったというのが実感でございます。副市長選任にかかる先の臨時会におきまして多くの御議論をいただきましたが、副市長としての私には、市長の職務代理としての役割はもとより、奄美市役所の組織マネジメントや政策立案能力の向上のため、県職員として培った経験やネットワークなどを活用した取組も期待されているものと感じているところでございます。

また、私自身の県職員としての経験から、これまでの市政運営とは、視野、視点が異なる部分もあるかとは思いますが、その違いも私に期待されている部分であると思っているところでございます。今後、副市長として安田市長をしっかりと支えながら、職員とのコミュニケーションを深め、市長が示す、まちづくりの方向性に向かって、庁内一丸となって取り組む環境づくりを進めてまいります。

また、着任後は、新型コロナの感染拡大により予定をしておりました市民と市長のふれあい対話が延期になってしまうなどの影響もございましたが、市長や職員の協力を頂きながら、地域、集落を実際に歩き、地域に溶け込むことに努めてまいります。これらを通じて、安田市長が掲げる、明るく やさしく 風通しのよい 未来都市・奄美市の実現に向けて取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。私も市議会議員になって、いまだ2年10か月ほどでありますけれども、この2年というのは、あっという間に過ぎた感がいたします。諏訪副市長におかれましても奄美へ赴任してまだ1か月余りでありますけれども、任期としては4年間だとお聞きしております。県職員を辞して、この離島である奄美市へせっかくお越しいただいたわけですから、4年と限られた期間ではありますけれども、安田市長の肝いりで地元からではなく県職員からお迎えになったことでありますので、私が、どうこう申し上げることは毛頭ございませんけれども、いずれにいたしましても副市長の役割は、この奄美市を代表するナンバー2の役職として、常に市長の代役をこなし、行政のすべての事務、すべての職員の取りまとめ、そして、市長とともに最終的に奄美市としての決断を下し、その責任を負う大変重要な役職を担っていくことになろうかと思えます。

また一方で、市長とともに、あるいは代役として現場にも出向き、市民の皆様、事業所や各種団体の皆様など、地域の皆様とも積極的に交流することとても大切な役割であると、そのように感じるところでございます。出身地が違えば、何も分からないのは当たり前だと思います。だからこそ、地域の実情をよく理解するためにも、地元の皆様とも積極的に付き合っていかなければならないと感じていると

ころでございます。このように市役所の内部のことだけではなく、地域との関わりもしっかりと認識したうえで副市長職を引き受けたものと、そのように思いますので大いに御期待申し上げます。

我々議員といたしましても、経験日数に違いはありますが、市民皆様お一人おひとりの思いを背負って議会へ送り出していただいております。私も議員の一人でありましても、安田市長をリーダーに行政と議会がともにスクラムを組んで、奄美市を良くしたい、奄美市をもっと発展させたい、この一心で務めております。どうか、諏訪副市長におかれましても、この4年間は、奄美市の職員の一人として奄美市への思いを強く大きく持っていただきまして、県職員としての豊富な実績を、経験を存分に発揮していただくよう、御期待と激励を込めて次の質問に移ります。ありがとうございました。

それでは、次の質問でございます。2、名瀬地区の保育所の計画について。(1)名瀬地区の保育所の現状について伺います。この質問については、保育所に子どもを預けている保護者の方々、保育所で働く職員の方々の声を聞く度に、何とか早く実現させてあげたいとの思いから質問しているわけでございます。安田市長におかれましても、就任後に早速、小浜保育所を視察されたとそのようにお聞きしております。名瀬地区で一番多くの子どもたちを受け入れている小浜保育所の現状を御覧になって、どういう御感想をお持ちになったのか。まずは、市長の御感想と奄美市の保育の現状をどう捉えているかについて伺います。

市長（安田壮平君） それでは、永田議員の御質問にお答えいたします。名瀬地区小浜保育所の現状についてということでございますが、小浜保育所につきましては、本年8月末現在で153名の児童が入所しており、名瀬地区でも入所希望者が多い保育所となっています。

建物については、議員も御承知のとおり、昭和46年建設から築50年が経過しており、施設の老朽化が一番の課題であると認識をいたしております。先般、永田議員から御質問を頂き、その後3月に小浜保育所を視察してまいりましたが、建物の現状を確認するとともに、現場の保育士の方々からも多くの声を聞いたところです。主なものとして、台風などの災害に不安があること。職員用のトイレが少ないなど職場環境に改善が必要であること。給食室が古い構造であるため不安を感じていること。収納スペースが少なく他の部屋を使用せざるを得ず、保管スペース確保に影響が出ていることなど様々な課題を現場で確認いたしました。

課題に関しては、児童の安全安心面に影響を及ぼすことのないよう修繕するなどの対応に努めておりますが、小浜保育所の整備につきましては、将来にわたる本市の子育て環境整備のうえでも大変重要な課題であると存じております。まずは、やはり子どもの安全安心の確保であると。そのための補修などは、しっかりと必要に応じてやっていきたいと行っております。そのうえで将来に亘ってについては、まずは、庁内における検討協議を進めておりますので、御理解のほどお願いいたします。

3番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。私としましても小浜保育所に関しては、何度も相談を受けまして、最近では、コロナ禍で行けないでおりますけれども、何度も現場に出向く中で、今、市長もおっしゃいましたが、築50年近くの老朽化している保育所で、子どもたちは無邪気に遊んでいます。このような姿を見る度に、行政の責任として一日でも早く、安心安全な保育環境を提供してもらいたいとの思いから申し上げているところでございます。保育所を担当する部署だけではなくて、施設を運営する市といたしましても、しっかりと現状を把握して現場も確認して、すぐにも実行できること、必要とされることは積極的に取りかかっていたきたいとそのように思います。

それでは次にいきます。(2)小浜保育所の整備計画について。この質問についても何度も本議会で質問していますので、またかとお思いでしょうが、よろしく願いいたします。奄美市の保育所への取組としましては、今年度に住用地区と笠利地区において、新しい施設の整備に向けた基本構想の策定に取り組んでいることだろうと思います。住用・笠利地区の動きを見ましても、計画の策定から実際に施設の建設が始まるまでには、少なくとも3年ほどはかかっているようであります。新しい施設を整備す

るためには、時間もお金もかかることは当然のことです。名瀬地区は、保育所の規模も大きく、改築や大規模改修にしても土地の問題や財源の問題など、他地区と比較しても多くの問題を抱えることになるかと思います。だからこそ、他地区と同時に名瀬地区の議論を始めなければならないと思うのですが、残念ながら一向に進んでいるようには見えません。そのような中で小浜保育所について伺いますけれども、昨年度の議会での答弁においては、市役所内部での検討を進めるということでありましたが、令和4年度になって、どこまで内部の検討は進んでいるのかをお伺いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、永田議員の御質問にお答えいたします。小浜保育所の整備計画につきましては、方向性として大きく三つあると認識しております。現在の保育所建物を大幅改修をするのか。現地建て替えを行うのか。新たな場所に保育所を移転をして建設するのか。それぞれの方向について、将来にわたる子どもの安全安心な環境確保を念頭に、防災面でありますとか、コスト面、メリット、デメリット勘案して、それから、大型事業となりますので、本市他事業への影響も考えられることから、小浜保育所整備計画について現在、正式な検討会の位置付けとしてはございませんけれども、建設部局、それから総務部局との横断的な課題として庁内の共有を図り検討を進めているというところでございます。

具体的な計画については、まだお伝えできる段階ではございませんけれども、先ほど市長の答弁でもございましたが、小浜保育所は、定員150名と奄美市で最も多くの児童を受け入れており、児童の安全面への影響を及ぼさないよう手当てしながら、課題を一つひとつクリアして整備計画の方向を定めていきたいと考えております。以上です。

3番（永田清裕君） 答弁ありがとうございました。部長がおっしゃることは、ごもっともだとそのように思います。財政面とかいろいろ、何と言うのかな、クリアする課題がたくさんあると思いますが、しかし、その聞くところによると、あまり前に進んでないような気がいたしますので、改めてお聞きしますけれども、検討委員会というのを立ち上げるのであれば、いつ頃になるのか。そして、検討委員会というのは、どういうメンバー構成になるのかですね。それともう一つ、お聞きしたいのは、3月の議会が終わって市長は、すぐ現場を見に行かれたということなんですけど、その担当職員というのは何回ほど見に行かれたか。その状況まで教えていただけませんかでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 庁内の検討委員会の設置時期につきましては、明確に何月というのは、まだ決めてはございません。ですが、早急にと言いますか、年度内には間違いなく立てたいと考えております。

メンバーにつきましては、先ほど申しましたが、財政面のこともありますので総務部局、それから建設に関わる話ですので建設部局などを考えているところでございます。

それから、担当員の小浜保育所の訪問ということでございますが、前回3月に訪問した際は、私も行きましたし、担当、それから担当課長も行っております。その以前は、定期的に月、夕方だったんですが、課長と担当係長で小浜保育所の意見を聞くという取組をしておりました。そのときに現場まで回ったかどうか分かりませんが、定期的な職員との意見交換というのは、実施しているという状況であるということをお伝えしたいと思います。

3番（永田清裕君） ありがとうございました。年度内に検討委員会を開催するということをおっしゃいましたので、それが一つの前進であろうということでお聞きしました。もう一つだけお聞きしたいのは、検討したそのもの、検討して上げるのは、次はどこにどう反映されるのかまで、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。その次に進む段階までお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 市の事業のやり方としては、様々なやり方があると思います。まず、今回の場合の小浜保育所の場合には、検討委員会を立ち上げて、粗方の筋と言いますか、そういうのができたときに、例えば幹部会等で、こういった事業を行いたいというところを諮って、市全体の方向性として位置付けてもらうというところが、になったうえで、やっぱり進んでいくものじゃないかと考えております。以上です。

3 番（永田清裕君） 分かりました。奄美市におきましても毎年いろんな施設の整備を計画されているようですけれども、先にお聞きしました小浜保育所の現状からしましても、子どもたちを預かる保育所の必要性からしましても、多くの皆様が小浜保育所の新たな整備を強く望んでいるところです。奄美市としても子育て支援には積極的に取り組んでいる中で、新たな子育て複合施設の計画もありますけれども、今も多くの子育て世帯が利用している小浜保育所のことは、特に優先的に進めていくべきだと強く思っております。そして更には、社会福祉事業団が運営している保育所の整備も同じく上げられていくものだと思います。それでは、お伺いしますけれども、いまだに木枠の窓でガラスの飛散防止のためにガムテープで補強している姿などを見て、子どもたちの安全性に不安を感じませんか。保育所整備は、市長が推進する福祉政策の一環で、中でも子育て政策の中の大変重要な一つで、長年の懸案事項だと思っております。私はですね、この3年間、質問させてもらっていますけれども、すぐに建て替えよというやり取りをしているわけではなくて、一つひとつ丁寧に前に進めていく建設的なやり取りをやっていきたいという思いですが、改めて奄美市として保育所、小浜保育所の整備の必要性について、どの程度真剣に考えているのか。整備計画をどう考えているのか。具体的にお答えいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 先ほどの答弁と少し重複するところもあるかと思いますが、先ほど大きく三つの方向性というところで言いました。現地の大幅改修なのか、その場で建て替えるのか、それとも新しくするのかというふうなことも含めまして、先ほど窓ガラスのお話も出ましたが、正直、今回の大型台風とかのときも、職員が一生懸命その予防をするというのは何っております。なので、危険性、安全性、そのへんについても老朽化を含めて十分認識しているというところは、是非御理解いただきたい。それから、お互いに前向きに進めたいと考えているのは、こちらも一緒でございます。議員と同じ気持ちで少しでも進めたいという思いはありますので、そのために内部での、まだ正式ではございませんが、検討会を始めておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

3 番（永田清裕君） どうかよろしく願いいたします。いずれにしましても、話し合いから始めて計画を立てて実際に施設ができ上がるためには、4、5年はかかると思います。是非今年度中には、明確に整備計画まで示せるように進めてほしいのと、また、途中経過についても報告を聞ける場を設けていただきたいと市長にも直接お願い申し上げ、次の質問に移ります。

3、自然環境保全についてをお伺いいたします。（1）環境文化協力金についてでございます。奄美・沖縄の世界自然遺産登録から1年が経過いたしました。新型コロナの感染が再び感染している中ではありますが、この夏も奄美への帰省客や観光客は多く見られ、人の動きも活発となっております。7月26日にオープンしました世界自然遺産センターも多くの方々に賑わっているようであります。ただ、世界自然遺産として認められたということは、活性化の起爆剤となることはもちろんであります。一方でこの奄美の自然や文化や伝統を永遠に守り、確実に受け継いでいかなければなりません。その責任をここで暮らす我々が背負っていくことは当然のことですけれども、訪れる皆様方にも世界の宝となった自然や文化を体感してもらい、奄美の魅力と大切さを一緒になってPRしてもらいたいと思っていますところでございます。そこで私の質問、環境文化協力金であります。政府が閣議決定した22

年度版観光白書で紹介され、あまみ大島観光物産連盟の協力金徴収システム構築実証実験計画が、観光庁のモデル事業に採択されたとありました。先月の20日に開催された世界自然遺産活用プラットフォームの会議の中でも、委員の方から意見や提案があったようです。私も思うところは、あくまで仮称の環境文化協力金につきましては、単に自然を守るための財源としてではなくて、その協力金を支払うということで、一人ひとりが奄美の自然にもっと関心を持って地元と一緒に奄美の自然を守っているという意識の向上にもつながるものだと思っております。是非ともそういう方々、奄美ファンを増やすという観点からも、環境文化協力金の導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。奄美市の考えをお伺いいたします。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員御質問の環境文化協力金についてお答えいたします。議員御提案の環境文化協力金の方法としましては、協力金と法定外税という方向性があると考えています。まず、協力金について御説明させていただきますと、旅行客などに対して使いみちを示したうえで任意で負担を求めるもので、法令上の根拠はありません。環境に関連する国内の協力金導入例につきましては、屋久島山岳部環境保全協力金や富士山保全協力金、また白神山地における森林環境整備協力金などが挙げられます。

次に、法定外税につきましては、地方税法に定める税目以外に条例によって税目を新設することができるもので、市町村議会の承認のほか、総務大臣との協議と同意が必要となっております。同じく法定外税としての国内導入例は、沖縄県の離島である伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村の環境協力税や、座間味村の美ら島税などが挙げられます。また、あまみ大島観光物産連盟の提案によって、観光庁が昨年度実施した奄美の環境文化協力金に関する調査にて、来島者を対象にしたアンケート結果として、協力金導入について賛成と容認を合わせた肯定的な御意見が、約8割に上ったとの結果もございました。そのようなこともあり、今年度は引き続き協力金の徴収決済システムを構築するための実証実験が観光庁に事業採択され、来年度以降の制度導入検討につなげていきたいとのことです。併せて、本市において今年度から設置している世界自然遺産活用プラットフォーム公民連携会議におきましても、コアメンバーとなっているあまみ大島観光物産連盟職員から同様の提案がなされたところであります。

これまでもあまみ大島観光物産連盟が、継続的に観光推進や自然環境の保全・保護と伝統文化の継承を実施するための財源確保を目的に、勉強会や検討会を実施されていることを踏まえて、連盟として、まずは、導入検討の議論を来年度から再開するため、市による検討委員会の設置を御提案いただいているところです。プラットフォームの事務局を担っている本市といたしましては、協力金の導入の効果は、財源の確保のみならず、議員御指摘の奄美の自然を守るという意識の醸成にも大いに効果があるものと認識しているところでございますので、プラットフォーム会議での議論の深堀りや具体的な市への提案・検討を経て、その在り方や目的を改めて議論する場として、来年度の検討委員会設置に向け、庁内の関係課とも調整を行っているところでございます。以上です。

3 番（永田清裕君） ありがとうございます。今後のスケジュールとしては、いろいろ今年度から来年度に向けて関係機関で詳細に検討していかなければいけないというのと、やはり、今ちょっとお聞きした中で気になるのは、やっぱり島内の5市町村で条例制定を目指すことが必要だと、そのようにお聞きしました。このことってというのは、やっぱり行政だけではなくて民間の方々の理解も協力も必要なことだと思います。また、奄美市だけではなくて奄美大島の5市町村、そして、同じく奄美群島内の徳之島とも足並みを揃える必要があろうかと思います。仮に、導入しようにも、今お聞きしているだけでも時間がかかると思いますので、是非、民間の方々との意見や先進地の事例なども参考にしながらですね、実現に向けての取組を官民連携して進めてほしいと要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。4、観光とスポーツ振興について。（1）近年のスポーツ合宿の動向について

でございます。昨年は、コロナ禍の制限された中ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックは、無事に開催されました。その後も最近では、バドミントンの世界大会も日本で開催されたところです。子どもたちのインターハイ、全国中学体育大会、甲子園、そして、離島甲子園もコロナ禍に打ち勝つべく、全国各地で2、3年ぶりに通常開催されております。多くのスポーツ競技、文化・芸術においても、競技人口に違いはございますが、すべての選手が大会を目標に日々努力しております。そのような中で我が奄美大島は、自然豊かで人情味ある癒しの島として、気候も施設も、そしてお迎えする体制も、スポーツ合宿には最高の環境ではないかと感じるわけであります。そこで私の質問、近年のスポーツ合宿の動向についてであります。新型コロナの影響もあつただろうと思われすけれども、受入人数、そして、競技内訳をお伺いいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、近年は、新型コロナの影響を大きく受けておりましたが、昨年度より冬季の陸上競技を中心に徐々にコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。着実に復調の兆しがあることは、奄美大島が持つ合宿地としての恵まれた環境を反映しているものと認識しているところでございます。令和3年度の実績といたしましては、団体数72団体、実人数883人、延べ宿泊人数8,764人となっており、競技内訳といたしましては、陸上競技が64団体で683人、野球競技が5団体で168人、そのほかゴルフ、デフリンピック、パラカヌーが、それぞれ1団体で32人となっております。以上でございます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。新型コロナの影響がなければ、まだ当然増えたということですが、年々増加しているということで理解できました。ありがとうございます。

それでは次に、(2) スポーツ合宿による効果・検証はいかにということで書かせていただいておりますけれども、スポーツ合宿による経済効果をどのように捉えているのでしょうか。併せて、通告してありますけれども、合宿の誘致拡大や受入体制の充実に向けての取組についてなど、今後の展望についてをお伺いいたします。

教育部長（石神康郎君） お答えいたします。まず、スポーツ合宿の経済効果につきましては、これまでも一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が実施いたしております、交流人口動態調査における一人当たりの観光消費額に延べ宿泊人数を乗じた額をお示ししており、これによりますと昨年度の経済効果は、およそ2億370万円と算出されております。

次に、合宿費助成事業の効果につきましては、議員御案内の奄美満喫ツアー事業の学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業において、昨年度は13団体、延べ宿泊人数992人、助成額187万7,871円の実績となっており、学生の合宿誘致に関して効果は大きいものと認識をいたしております。なお、本事業は、学生の実施する合宿で一定の要件を満たした場合、適用可能となっております。

続きまして、スポーツキャンプ誘致拡大事業につきましては、合宿受入側である奄美スポーツアイランド協会として国内主要大会に出向き、本市合宿チームの激励と併せて新規の誘致活動を行っており、更なる誘致拡大のため継続してまいりたいと考えているところでございます。また、官民連携した宿泊施設間の調整などにつきましても、情報共有を図りながら合宿チームのニーズに応える受入体制づくりを進めているところでございます。また、スポーツの学びの場の提供、またスポーツ人材育成などにつきましては、誘客拡大と併せまして大変重要であり、また、そのことを地域のスポーツ力向上、市民の健康増進につないでいくことが必要であると考えているところでございます。

近年は、新型コロナの影響により実施に至っておりませんが、引き続きチーム関係者と連携をし、スポーツ教室や講演会等の実施について準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

3 番（永田清裕君） ありがとうございます。今、部長が、おっしゃったように、そのスポーツ合宿、スポーツ団体で好評の奄美満喫ツアー事業というのがありまして、それについては、私が聞くところによりますと、奄美市がその事業を創設して、いまや他の町村にも全部その事業が広がって行って大変好評だと。そして、合宿に来られる人たちにとっても非常に使い勝手のいい制度ですので、是非これから誘致にあたってですね、この事業を、制度を利用する方を広げて行って、誘致拡大につなげていていただきたいと思います。ありがとうございます。

今回の質問で観光とスポーツとしたのはですね、合宿や自主トレの中においても、練習の日々だけではなくて、なかび1日は、奄美の宝である自然・文化にも是非触れていただきたい。そして、スポーツの充実した日々とともに奄美の魅力も広く発信していただきたい。訪れる方々は、人脈も豊かだと思いますし、スポーツと観光を上手く融合させた取組もより効果的だと思いますので、是非新たな発想も取り入れて誘致拡大につなげてほしいと思います。来年は、鹿児島国体も開催されます。喜ばしいことに奄美開催競技に奄美群島日本復帰70周年記念を冠することが決定されたようですが、私自身も先の一般質問で提案・要望した一人でありますので、差し支えなければ、契機などお聞かせ願えませんでしょうか。

教育部長（石神康郎君） お答えをいたします。この件に関しましては、まず、奄美群島市町村会会長名で県国体実行委員会へ冠称付与に関する要望書を提出いたしております。これを受け、県実行委員会におきましては、実行委員会総会にて承認の後、会長名、県知事でございます、スポーツ庁及び日本スポーツ協会へ同様の要望書を提出いただいております。その後、8月25日、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において承認という経緯でございました。この一連の手続きに関しましては、県実行委員会をはじめ各関係機関の皆様方に迅速に御対応をいただきましたことに対し、この場をお借りして感謝を申し上げますとともに、本市実行委員会といたしましても来年10月の相撲競技大会開催に向け、万全を期して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

3 番（永田清裕君） 本当に今お聞きしたとおりで、本当にありがたいお話ですので、このチャンスもしっかりと捉えて、世界自然遺産の島とスポーツ合宿に最適な島としても全国各地に発信してほしいと希望して次の質問に移ります。

5、水産業振興についてお伺いいたします。シラヒゲウニの資源回復に向けた取組と今後の方向性でございます。近年、御承知のとおり奄美近海では、多くの水産資源が減少しております。今回は、シラヒゲウニを取り上げさせていただきましたが、減少の要因としては、海洋環境の変化が大きく影響していると考えられていて、具体的には、磯焼けが原因だと言われており、この問題は、奄美だけではなく全国的なものでございます。毎年、多くの種苗を放流しておりますが、残念ながら育たず、水揚げゼロが続いていると聞いております。磯焼けで餌となる海藻がないところにウニの種苗をいくら放流しても、増殖につながるとは考えにくいと思います。素人の思いですから、認識違いをしていたら御容赦いただきたいと思います。そのうえで申し上げますと、瀬戸内町で陸上でのウニの養殖の試みが行われているようですけれども、現在の事業の見直しとして実施しているものなのか、当局の見解をお伺いします。また、先の議会で奄美市もこの事業に拠出しているとのことでしたが、その成果についても御教示ください。お願いをします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、議員御質問のまず、シラヒゲウニの資源回復に向けて取組内容と藻場の造成について、まずはお答えしたいと思います。シラヒゲウニなどの増養殖への取組といたしましては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、種苗の中間育成及び放流を実施しております。令和3年度の実績といたしましては、名瀬・笠利・住用地区で1,875個を放流しております。藻場造成の取組といたしましては、表層型フロート、沈下型藻場ブロックなどの設置を実施しており、これらの

追跡調査を行い、効果・検証を行っております。また、議員御提案の奄美群島水産振興協議会が事業主体となり奄美群島振興交付金を活用し、奄美地区での種苗生産の技術の導入や体制の確立に向けた事業を実施しております。瀬戸内町においてシラヒゲウニの種苗生産を試験的に取り組んでおり、本市におきましては、事業費の一部を負担しているところでございます。

事業の見直しについてという御質問についてお答えいたします。シラヒゲウニの放流や藻場の造成につきましては、資源の管理や保護の重要性の観点から重要と認識しており、各地区の漁業者が中心となり中間育成の方法や放流場所の選定など見直しを行っているところでございます。

また、奄美群島の各地区との意見交換もあり、取組状況や課題と改善策の情報共有も実施しておりますので、引き続き資源回復や生産力の向上を図り、水産業の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

3番（永田清裕君） 水産業振興にはですね、後継者育成だとか、後は、未利用資源の活用だとか、それと並んでですね、やはり水産資源の回復は、重要な課題だとそのように思います。昔から、御承知のとおりシマウニは夏の味覚として親しまれてきましたし、そのウニを使った料理ということを考えますと、ある意味観光資源にも成り得るとそのように思います。是非関係機関と連携してですね、資源回復に努めていただきたいと希望して終わります。

結びになります。冒頭、諏訪副市長の決意を聞かせていただきました。奄美市のナンバー2として奄美市政の発展に全力で取り組む姿勢とその決意を確認することができました。私自身も市民の皆様からの負託を受けてこの場に立たさせていただいております。改めて私も2年半前の初心を顧みることができました。ありがとうございました。

行政と議会と立場は違いますが、奄美市へかける思いは、一緒でありますので、これから約4年間どうぞよろしくお願いいたします。さて、結びにもう一言申し上げたいと思います。夏の風物詩、甲子園のことであります。まずは、何と言っても県立大島高校の活躍です。春の甲子園出場、第1シードとしてのプレッシャーを背負いながらも、期待どおりの実力と持ち前の粘り強さを最後の夏予選でも存分に発揮し、堂々たる準優勝でありました。コロナ禍の厳しい環境にあっても、島の子どもたちが、春に続き島でも十分にやれる、島からでも夢は叶う、この勇気と希望と感動を与えてくれました。改めて心から敬意を表し大きな拍手を送りたいと思います。そして、甲子園優勝校の仙台育英高校であります。104回を数える甲子園大会で初めて白河の関を越え、東北へ念願の優勝旗を持ち帰りました。歴史的快挙に感動しました。そこには、更に感動を受けた仙台育英高校の監督の教え、チームづくりがありました。100名を超える部員一人ひとりにいつも歩み寄り、コミュニケーションを大切にし、そして、一人ひとりの長所を引き出しながら全員にチャンスを与えてのチームづくりでした。それが見事に甲子園で大きな花を咲かせ、全員出場、全員野球で栄冠を勝ち取ったのであります。すばらしい快挙であったと思います。このような場面に接して、改めて感じるものがありました。コロナ禍が続き、生活様式も変わり、いろんな場面において制限を受ける。この御時世だからこそ改めて人と人とのつながり、コミュニケーションの大切さ、そして、チームワークの大切さを痛感するものでありました。これからも行政の立場、議会の立場、それぞれの立場から奄美市発展のためにともに力を合わせ、歩み進むことを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。（午後2時17分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時35分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。字句の訂正、通告書ですね、介護保険のところで8月4日とあったのを8月24日の間違いです。それと、一番最後、②とありますが、これは、もう当然①ということで訂正をお願いをいたします。

さて、今の人類は、何と闘うべきか。こういうことを考えさせられる状況が続いております。地球上各地で発生している自然現象、自然災害、これは、気候の危機であり、いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症など、全世界が一致団結して取り組まなければならない課題ではないかと私は思います。しかし、世界の情勢を見てみると、ロシアによるウクライナ侵略により多くの人命が失われており、靈感商法などが問題となる団体と政治家との結びつきが、連日報道される状況です。こんなときに私は、8月4日のテレビのバラエティ番組でありますけれども、ある歌手が、洋楽の中で一番好きな歌と紹介していたのが、ジョン・レノンのイマジンでした。この言葉を聞いて、2005年、17年前になりますけれども、ロック歌手の忌野清志郎さん、御年輩の方はよく御存知だと思いますけれども、この方が、4月24日、17年前の4月24日、東京のアースデーコンサートで語っている新聞記事、偶々切り抜いて取ってありました。そのことを思い出したんですが、紹介したいと思います。忌野清志郎さん、こう語りかけたと新聞記事にはありました。ロックの基本は、愛と平和だ。一番の環境破壊は戦争なんだ。この国の憲法9条知っているかい。戦争はしない。戦争に加担しない。愛と平和なんだ。まるでジョン・レノンの歌みたいじゃないか。世界中に自慢しよう。というものであります。そこで、改めてネットでイマジンの日本語訳の歌詞を検索をしてみました。全部紹介するわけにはいきませんが、こういう部分がございました。想像してごらん。国なんてないんだと。そんなに難しくないでしょう。殺す理由も死ぬ理由もなく、そして宗教もない。いつかあなたもみんな仲間になって、そして世界はきっと一つになるんだ。というのが、イマジンの歌詞の中にごございました。これを紹介させていただいて、これからの質問に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初の質問ですけれども、旧統一教会に関係してでございます。旧統一教会に関わるニュースというのは、もう連日報道されています。朝から晩までですね。これほど政治に食い込んでいるのかという驚きと、そして、正体を隠して政治及び政治家への巧みな接近というのは、事実がどんどん明らかになるにつれ、恐ろしい思いさえ私はしております。当初は、国政の場での関わりかと思っておりましてけれども、事実が明らかになれば、地方自治体にもいろんな形での関わりが報道されるようになりました。統一教会の問題というのは、半世紀前から起こっておりますから奄美市のみならず旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村時代においても、このような事実はなかったのか。また、後援依頼などなかったのか、お示しをいただきたい。更に、鹿児島市が講演を取り消したピースロード2022イン鹿児島県大会というものがああります。主催者は、実行委員会ということになっておりますけれども、共催者に鹿児島県平和大使協議会という名前が連ねてあります。実行委員会には、現職の国会議員あるいは県会議員、そして地方議員らも名前を連ねており、大学教授まで含まれておりました。大会の趣旨文によりますと、北海道宗谷岬から沖縄までリレーで縦走しているとあります。内容は、趣旨文をみただけでは、これが旧統一教会関係の団体かとは、なかなか分かりづらいものでありますけれども、この中で沖縄までリレーで縦走しているということですから、その間に奄美が入っているわけですので、奄美市でも何らかの形で関係している部分がなかったのか、お示しをいただきたい。

今度、くしくも明らかになった世界平和統一家庭連合の実態や、国会議員、地方議員そして地方自治体の関係も巧みにつくられてきたということがよく分かります。世界的なカルト集団でもあり、今後ともどのような方法で影響力を持とうとするのか分かりませんが、このような反社会的行動あるいはカルト集団は、正体を隠して動いているようですから、関わりは持つことがないように毅然と対応することが求められますけれども、奄美市の決意といたしますか、明らかにしていただきたいと思います。私は、これ地方自治体があちこちで問題が明らかになっているけれども、奄美市は決してそんなことはなかったという答弁を期待しての質問でございますので、よろしくお願いをいたします。

市長（安田壮平君） それでは、崎田議員の御質問にお答えいたします。旧統一教会関連団体についての御質問でございます。三つほどあったかと思えます。まず、1点目の御質問につきましては、記録の残る過去5年間、平成29年度から令和3年度にかけての後援申請について確認をしましたところ、旧統一教会関連と思しき団体へ後援などを行った事実はございませんでした。また、平成28年度以前の奄美市及び合併前の旧市町村におきましても過去の担当者等にも確認しましたが、旧統一教会関連団体への後援や後援依頼は、なかったものと認識しております。

次に、2点目に御質問のピースロード2022イン鹿児島県大会については、本市において共催、後援などの申請は、そもそもございませんでした。議員御案内のとおり、公職者や著名人が名を連ねる場合など、判別が容易ではないケースも考えられますので、しっかりと申請段階から確認してまいりたいと改めて感じているところでございます。

最後に、3点目の御質問に関して、本市におきましては、共催、協賛、後援などに関する基準を定め、地域振興や学術的内容または公益的性格を有するものを対象としております。また、主催者の要件や事業の内容などについて申請時に確認することとしており、その中で公益性のあるものであっても、宗教活動と認められるものは除くこととしております。今後も引き続き申請内容などを事前に確認し、基準に基づき運用してまいるとともに、承認後に疑義が確認された場合には、しっかりと調査し、場合によっては承認取り消しとすることも含め、適切な運用に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） 市長、ありがとうございました。質問の冒頭で政治及び政治家への巧みな接近だと述べましたけれども、例えば、旧統一教会、現在の名称は世界平和統一家庭連合でありますけれども、友好団体は、国際勝共連合、世界日報社、世界平和女性連合、世界平和連合、宇宙平和連合、平和大使協議会などがあります。その他にもいっぱい、学術関係も含めて、平和を冠にした団体、他にもいっぱいあるんですね。だけど、代表的なのはこれだということで、朝日新聞で紹介されていたものでありますけれども、一つひとつどんな団体かなどと、ここではもちろん問うことはありませんけれども、質問でも含めましたけれども、平和大使協議会ですね、このことは大変気になってですね、この平和大使について奄美市との関わりなど、先ほどの答弁ではないんだと思いますけれども、もし情報があればお示しをいただきたいと思います。というのは、平和大使協議会ですから、いろんな形の平和大使があって、それをまとめる団体があるのかなと。それが旧統一教会に関係したというのが、ピースロードの中身ですから、その平和大使と、我々、前の質問でもですね、核兵器で高校生平和大使というのを紹介したものがありますけれども、もちろんこのことは関係はないんだと思いますけれどもね、ただ平和大使という言葉だけがあればですね、調べようがないというような感じもするので、そういったことで奄美市に何ら関係があるのかなのか。調べようがないから分からないかも知れませんが、この平和大使というのはものすごく気になるものですから、一応質問させていただきました。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。御質問、それから最近のマスコミ等の情報を見まして、我々も今回、いろいろ関係団体、あらゆるインターネット情報も含めまして調査をさせていただきました。その中で平和大使という呼称のみで持ち合わせている情報はございませんが、今後関連性がございましたら、そこについてはしっかりと確認させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

15番（崎田信正君） これだけ問題になればね、また、そういう思いがある人は、それ以上に巧みにやってくるのかなという心配もするものですから、奄美市としてはこれまでなかったわけですから、毅然とした態度で臨んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。日米共同訓練についてですけれども、7月21日付けで市長名でですね、九州防衛局

長西部方面総監宛てに、同じ文面ですけれども、日米共同訓練に関する要請書、提出をされております。その回答がどういうものなのかですね。今回で自衛隊の駐屯地ができて毎年のように合同訓練があるわけですけれども、過去2回も、去年一昨年もそういった要請書を出していたのかですね。それと、日米共同訓練は、今述べたように、これまでの経過を見ると、毎年実施をされ、更に規模も拡大して取り組まれていくことが心配されます。今回も蒲生崎観光公園も訓練場所と新聞報道がありました。大和村の嶺山公園は一般利用者の立ち入りを一部規制すると。奄美市ではこのような規制はないのか。これは、後で新聞報道で蒲生崎の訓練はなくなったということは分かりましたけれども、こういったことがどんどん拡大をされていくことがあるということになってはいけないとは私は思うんですけれども、奄美市の対応について1, 2, 3点ですね、御答弁をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 日米共同訓練につきましては、島しょ防衛ひいては日本の安全保障上の観点から実施をしているものと理解をしておりますが、実施に際しましては、市民の皆様の安全安心が大前提でございます。したがって、本市といたしまして、九州防衛局長並びに西部方面総監宛てに安全対策に万全を期すこと、新型コロナ対策の徹底、訓練に関する情報提供等について文書にて要請をしたところでございます。

要請書への回答につきましては、九州防衛局から要請事項についてしっかりと対応してまいりたいと、口頭ではございますが回答を受けているところでございます。これまでの日米共同訓練につきましても同様に、安全確保等について要請を行っており、口頭で回答いただいております。

それから、3点目の蒲生崎観光公園の訓練使用につきましては、先ほど議員からもございましたが、今回使用せず笠利地区の一部で実施をしたということでございました。そのようなことですので、立ち入り規制や交通規制等は、行われなかったと伺っております。以上でございます。

15番（崎田信正君） 大和村のほうは嶺山公園で一部規制をしたということになってはいますけれども、今回蒲生崎なかったんですけどね。一部そういう規制がある場合は、事前に奄美市と協議をしてやるわけですね、そのへんはどうなんですか。

総務部長（三原裕樹君） 確かにおっしゃるとおりですね、これまでもそういった申請がございましたら、日米共同訓練に限らず、自衛隊の訓練につきましても事前にお話を頂いて、承認をしているという状況でございます。以上でございます。

15番（崎田信正君） どんどん規模が拡大していくようであればね、お断りするなり、変更を求めるなり、強い態度で臨むときもあろうかと思っておりますので、そこは頑張ってくださいね。よろしくお願いします。

次に、土地利用規制法についてです。6月5日の南海日日新聞に土地利用規制法の対象地域を年内に600か所選定するとありました。以前にも質問しておりますけれども、新聞報道にあるとおり自衛隊や在日米軍、海上保安庁の施設だけにとどまらず、生活関連施設を重要施設と規定をされております。奄美での重要施設とは、具体的にどうなるのか。その周辺1キロの範囲は、注視区域に指定できるということになっておりますけれども、奄美に関わる人、対象者は、そのところにあるのかですね、それと奄美は国境離島に当たるのか。この3点についてお伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。この法律につきましては、原発施設や自衛隊の基地など日本の安全保障上、重要な地域での土地利用を、国が調査・規制することを可能とする法律でございます。9月中旬の全面施行と伺っておりますので、現段階で持ち合わせている情報で答弁をさせていただきます。

まず、1点目の重要施設についてでございますが、この法律において防衛関連施設、海上保安庁の施

設、生活関連施設と規定しており、生活関連施設につきましては、原子力関係施設、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港としております。また、具体的な施設選定につきましては、法の運用指針を定める基本方針案において、対象地域から国が選定をすることとしており、対象となる施設は、今後示されてくるものと存じております。

次、２点目の重要施設の注視区域についてでございますが、注視区域につきましても重要施設の具体的な施設が選定されておられませんので、注視区域につきましても、まだ指定をされてない状況でございます。また、調査等実施後も情報は国において一元的に管理されることとなっております。その区域の対象者についての本市への情報提供についても、まだ示されておられませんので御理解をいただきたいというふうに存じます。

最後に、国境離島かということでございますが、奄美群島は、この法に規定する国境離島等ということに位置付けられております。以上でございます。

１５番（崎田信正君） ９月１日から全面施行ということになっていますが、具体的にはこれからというのが、今の答弁かなと思いますけれども、特別注視区域の指定にあたってはですね、当該区域に属する住民の実情をよく知っている地方自治体に意見を聴取するということになっているかと思いますが、その意見を聴取するという行為は、まだ成されていないということではないでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） おっしゃるとおりでございます。この件につきまして、我々も熊本防衛支局のほうにも確認をさせていただきました。先ほどございましたが、法施行後に土地等利用状況審議会、そういった意見を伺いまして、この注視区域ということが設定されると伺ってますので、まだそこに至っていないという状況でございます。

１５番（崎田信正君） 自衛隊が共用する空港ということですが、奄美空港は、それに該当するのでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） ちょっと言葉尻で正確にはお答えできませんが、共用をしている空港ではないというふうに認識しております。以上でございます。

１５番（崎田信正君） 原子力関係とか自衛隊が共用する空港というには、これは内閣官房土地調査検討、令和３年５月のときの方針では、この二つだというふうに言っているけれども、その前に現時点においてはという言葉があるんですね、現時点においては。これだけでも、これから先どうなるか分からないという状況ですから、これらの動きをしっかりと、世界自然遺産で外部からいろんな人を呼んで経済的発展も果たそうといったときに、一方でこれがどんどん勝手に動くようであれば、奄美のまちづくり、経済政策にも大きな影響を与えるかと思しますので、今後とも注視をしてしっかり見ていただきたいと思えます。

次に、住用町の戸玉集落の採石場問題ですけれども、これはですね、私もこの件につきましては、これまで度々質問をさせていただいております。令和３年第２回定例会で、環境問題として戸玉地域の採石問題での住民と業者の話し合いはどうなっているのか。新たな構造物や相変わらずの赤土汚染があるようだが、見解はということで質しておりました。答弁では、設置されたコンクリート製の防音壁について、本市、集落、業者による三者立ち合いの下、騒音計にて事業検証を行うということについて確認したというのが答弁でありましたけれども、私も新聞報道を見て驚いたわけでありまして、新聞の見出しでは、住民は怒り、途中退席というのがありました。何かと思ったら、今回の業者はこれまでの業者と違うというわけで、新たな問題の発生かなという思いがいたしました。７月３１日の業者集落説明会が流会というふうに報道されておりますけれども、これについて奄美市としての見解と対応についてお伺いをしたいと思います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） 崎田議員にお答えいたします。議員御質問の7月31日に行われました業者説明会につきましては、戸玉集落の北東側に位置する海沿いの山周辺で新たに岩石採取を予定している業者が集落に対して行った説明会でございます。説明会の冒頭にて業者から環境シミュレーション調査の結果、山を取り除いても集落への風の影響はないため、山をとらせてほしいとの説明があり、集落の方々が反発する結果となり、途中退席もみられ、会が終了となりました。

集落の方々が強く反発した経緯につきましては、今回の業者参入に際し、集落側は、防災面にて集落に面する尾根を採石しないことを条件に、平成26年5月22日に開発に対する同意書に押印をしております。また、その同意内容につきましても、同日に集落と業者双方にて確認書を交わされておりますので、この確認書が履行されないことに反発したと思われます。

本市の見解、今後の対応につきましては、双方による確認書が遵守されることが基本であると存じます。そのうえで当初の確認書から変更が生じるのであれば、業者は、新たに集落からの同意を得ることが必要であろうと認識しております。また、このことにつきましては、許認可権者である県や業者に対しても伝達しており、今後ともこの認識の下、対応してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） 今のところ同意書があるから、これが遵守されるべきだということで、この同意書を超えて作業は行わないというのが、現時点での確認事項だというふうに思います。

次に、地元住民の方ですね、これは以前からの問題ですけれども、山間港戸玉地区の港湾施設について、これまでの利用、活用に大変問題意識を持っておられるようであります。まず、全体的に地盤沈下があることも言われておりますし、特に岸壁付近の沈下が著しいんだというふうにも感じておられるようです。損壊箇所もあるとか、岸壁に車止めがないから危ないんじゃないかとかいうようなことも指摘をされておりますけれども、それと、物揚げ場ですね、公共の場所だと思うんですが、ここ一業者の専用のように使われているんじゃないかなというふうな思いもされておりますので、こちらについては、港湾の管理体制のほうですね、業者と住民ということじゃなくて、港湾を管理するほうが、どのように問題意識が持っているのか。御見解をお伺いしたいと思います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。議員御質問の山間港戸玉地区の港湾施設につきましては、御指摘のとおり、エプロンの損傷や防舷材と呼ばれる船体保護施設、車止めの欠損等破損状況は確認いたしております。これまで事業者や本市において修繕等を実施してきたところでございます。

また、施設の利用状況につきましては、岸壁や野積み場の使用には、申請、許可を必要としており、1社が年間のほとんどを利用している状況でございます。このことにつきましては、利用を制限することはございませんが、管理者として適正な利用について指導、監督を行っていくこととしておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

15番（崎田信正君） 指導していくということですので、その成果がこれまであったのかどうかですね、こう改善されたんだというようなことがあるのか。指導して終わりなのかですね、そのところが、一番気になる所なんです、答弁できればお願いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） これにつきましては、施設の利用状況など確認して、業者と確認しながら、今後現場を見ながら検討させていただきたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） これは業者も山はとらないと安全に作業できないというふうに新聞記事はなっ

おりますので、これからもまだ、この問題は続くんだと思いますけれども、今日はこの程度にしたいと思います。

それと、もう1点ですね、以前にも質問しましたけれども、その戸玉のその港湾に設置されたC型チャンネル、これ指摘をされて申請書が上がって3年間の使用期間というのは、来年の3月で切れるんですね。この取り扱いがどうなるのか。向こうから再申請がきているかどうかは分かりませんが、どうなるかというのは、地域住民の要望も十分反映をされて対応されるのかどうか。そこのところだけ伺いたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えいたします。次に、山間港戸玉地区に設置されたCチャンネルの今後の取り扱いについての御質問についてお答えいたします。C型チャンネルとは、小型船舶を陸に揚げ降ろしを行うために使用するレールでございます。本年度で使用期限を迎えることとなっております。使用期間の令和5年3月30日以降につきましては、港湾管理者及び地域漁業者と話し合いを設け、現使用者以外の利用があるかなどを総合的に調査し、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

15番（崎田信正君） よろしく願いいたします。

次に、社会保障制度について伺いますが、まず、介護保険制度です。これは2000年、平成12年度から始まった制度ですが、当初、政府も欠陥を認めて走りながら改善だというふうに言ってきました。しかし、実態は、改善とはならず、私から見れば改悪と言える状況が続いております。制度は複雑になる一方で、従事者の処遇改善も期待される状況には進んでいないというふうに思います。今なお介護を巡る事件は後を絶ちませんけれども、ヤングケアラーという問題も大きな社会問題になってきました。この状況の中で、8月24日の地元新聞ですね、ここに介護報酬24年度改定に不安という大きな5段抜きぐらいの見出しだったと思いますけれども、記事がありました。不安というふうに表現をされていることから、第9期の事業計画についても関連するのではないかと思いますので、当局の御見解をお伺いしたいと思います。併せて、対策についてもですね、具体的にはこれからだというふうにありますけれども、方向性などについてお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。介護報酬改定につきましては、記事にありますように3年ごとに見直されます介護サービスの基本報酬や制度の体制等の見直し、強化、推進等を図るものでございます。記事の内容につきましては、介護業界はプラス改定を望むものの、政治力などの影響により厳しいものになる。更に、奄美大島介護事業所協議会の要望といたしまして、介護以外の分野も含めた幅広い支援制度の確立を求めたことが記載されておりました。令和6年度から始まる第9期に向けた介護報酬改定につきましては、来年から本格的に国の社会保障審議会介護保険部会で議論がなされるところでございます。

本市の見解、対策につきましては、介護報酬改定に伴う介護給付費の動向も踏まえ、今後も高齢者人口が増加する見込みの中で、保険者として積極的に介護予防、重度化防止、地域共生社会の構築に向けた取組を実施し、適正な介護保険運営に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

15番（崎田信正君） 第9期ですから来年がいろいろ検討の、今から始まっているのかも分かりませんが、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株はどんどん出現が続いて、奄美市で新規感染者が連日報道されております。先ほどの同僚議員の質問でも奄美市役所で3分の1ということですから驚きをもって聞いておりましたけれども、奄美の感染者、確認は令和2年の4月だったですね。2年5か月が経過しており、保健所、医療機関の負担はもちろん、飲食業など多くの業種が、コロナ対策でいろんな制約を受け、日常生活や地域のコミュニケー

ションにも大きな影響を与えております。介護の分野の影響も利用者へのサービス提供や事業所の運営にも大きな影響があると思いますけれども、介護サービスの提供でどういう変化が起こっているのか。事例があればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナによる影響についてお答えいたします。特に、今般の新型コロナ第7波の感染拡大により高齢者や介護サービス事業所職員等へも感染が広がり、介護サービス提供体制にも大きく影響を及ぼしております。具体的には、介護従事者不足によるデイサービス、ショートステイなどの受入休止や縮小をせざるを得ないといった影響を受けております。限られた人員の中で介護サービス提供に取り組まれている介護事業者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

新型コロナによる給付費の影響につきましては、人が集まるようなデイサービス等の通所系サービスが控えられ、在宅サービスである訪問系サービスの給付費が増加傾向にございます。そのような傾向はございますが、国の柔軟な介護保険制度の取り扱いなどや各サービス提供事業者の感染拡大防止策によって、新型コロナによる影響を最小限になるよう努めているところと認識しております。今後も介護事業所をはじめ関係機関との連携を密にして、新型コロナ感染防止対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

15番（崎田信正君） ありがとうございます。新聞記事の、先ほどから出ている介護報酬というのが、事業所の運営及びサービスを提供する量ですね、に影響するのではないかと思いますけれども、一方で相次ぐ物価高の中で年金の引き下げが行われました。高齢者を取り巻く生活環境は厳しくなっているのではないかと感じております。現在、基準額が月額6,600円。介護保険料ですね。第7期から据置きとなりましたけれども、重い負担には変わらないんですね。来年が、第9期事業計画の策定に入るかと思っておりますけれども、これ財政制度等審議会、国の機関ですけれども、5月に財務省に提出をした建議では、自己負担原則2割に上げるということや、これまでも問題になってきたケアプランの有料化などを提出をしているとのことであります。こんなことになればサービスを受けることを躊躇する人が出てこないかと心配もされるわけですが、これでいくと憲法25条のすべて国民はという精神に反することになるかと思いますけれども、当局の今の見解があればお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。まず、介護保険料につきましては、令和6年度から第9期事業計画の策定の中で、高齢者の人数や必要な介護サービス利用とともに議論することになっておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、利用者の原則自己負担2割とケアプランの有料化につきまして、財務省の所管する財政制度等審議会が5月に財務大臣に建議として提出しております中に盛り込まれたものでございます。この自己負担2割とケアプラン有料化は、介護保険制度全体に関わることであり、社会保障審議会の介護保険部会の中で今後議論がなされるものと認識しております。

市の見解でございますが、ケアプランの有料化は、以前に見送られたこともあり、また、自己負担割合の引き上げは、令和6年度からの第9期の介護保険事業計画期間に向けて結論を得るべく検討していくべきであるとされており、まずは、国の動向を注視してまいりたいと存じます。市の見解ということでございますが、この制度改正がなされますと、サービス利用者の負担増にはなりますが、現段階では、影響について図りかねるものがございます。被保険者の多くの皆様は、年金収入により生活されておりますので、個々のケースごとに丁寧に対応することで被保険者の皆様の生活、暮らしの維持に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

15番（崎田信正君） 今のはサービス利用の量ですね。どれだけのサービスが受けられるのかといったことでお伺いをしましたけれども、やっぱり今、介護保険の一番の問題は、保険料です。高い。これを

どうするかということですが、第9期の事業計画あるいは、来年度予算編成でもあるんですが、介護保険料の負担軽減のために独自の減免制度を設けることが必要かと、これはこれまでも再三言ってきましたけれども、御見解があればお伺いします。というのはね、国民年金の、部長からも出ましたが、満額受給額は、昨年は78万9000円でした。4月、減額されてますよね、77万7,800円なんです。65歳一人暮らしの方の国民健康保険税は、7割軽減で1万5,630円。ところが、介護保険料の一番低い第1段階の方が2万3,800円なんです。高いんです。減免制度の必要性は、これで御理解いただけるかと思いますが、是非減免制度、設けるように頑張っていたきたいと思いますが、御見解お伺いします。

保健福祉部長（山下能久君） 介護保険料の減免についてお答えいたします。介護保険料についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、第9期の事業計画の策定の中で議論することになっております。低所得者の介護保険料につきましては、国の低所得者保険料の軽減強化ということで、保険料第1から第3段階の方に対し、保険料基準額に対する割合を段階的に引き上げております。

これまでの引き上げ率につきましては、第1段階で0.5から0.3へ、第2段階では0.75から0.5へ、第3段階では0.75から0.7となり、低所得者の負担軽減につながったと考えております。

また、本市では、介護保険料の所得段階を9段階から14段階へと細分化いたしまして、より被保険者の状況に合わせた保険料の設定を行っております。市独自の減免制度につきましては、このようなことを踏まえ、第9期の介護保険事業計画策定委員会の中で議論、検討がなされますので、御理解をお願いいたします。いずれにしても、介護給付費の増加の抑制、介護保険料の収納率の維持、また、介護予防や介護給付適正化事業を引き続き取り組み、第9期の保険料を適正な金額となるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

15番（崎田信正君） 適正と言ったときに、やっぱり誰もが払えると、生活を圧迫しないという金額にして適正だということになろうかと思しますので、是非第9期、頑張ってください。

次に、先ほど言った地元新聞の8月24日の記事のことで、これ私の思いなんですけれども、この記事を読んで大変違和感を覚えたのが、7月の参議院選挙で、記事の内容ですよ。7月の参院選で全国老人福祉施設協議会が比例選に擁立した自民党候補が落選したことで影響が懸念されている。改定に向けた交渉では、政治力が左右する。頼みの綱の政治力を失った。介護報酬改定は、厳しい交渉になる。こういう記事なんですね。これでいくとね、自民党のその候補者を落としたのが、悪かったみたいな印象になるじゃないですか。私は、こういう政治の在り方は旧態依然で、あつてはならないと思うんですよ。昔からよく言う族議員ということがありますけれど、もちろん、いろんな制度について詳しい方が出て意見交換するというのは、水準を上げるからこれは必要だと思うんですよ。ところが、これ一人の国会議員候補が落ちたために、影響力が介護保険全体に関わってくるという政治の仕組み自体変えていく必要があると思うんですね、変えなきゃならないと思うんですよ。それを新聞の記事としてね、そこに一言触れていないと、こういう依然の政治の在り方は問題だというようなことが、ちょこっとでもあればね、まだいいんですけれども、これだけを読むと、この候補者を落としていかんかったかと、介護保険良くならないなというような印象になってしまうわけですから、私はこれ新聞社のほうにも、ちょっと意見を申し上げたいということで、紹介をさせていただきました。当局の質問ではありません。

次に、国民健康保険制度についてです。国保税は高いというのは、先ほども述べましたけれども、これは全国各地共通のものですね。私は、国保税の負担軽減にもっと力を入れるべきではないかと思っております。これまでも質問、要望も行ってきましたが、全国知事会など地方団体が1兆円の公費負担を要望するなど負担の軽減を要望しております。こういう動きもあつてかと思いますが、国もようやく均等割の軽減制度を始めました。対象は未就学児で、その半額というものですが、対象が非常に限られております。十分ではありません。自治体独自で均等割軽減対策を行っているところ

もあります。奄美市も国保財政が、今後も引き続き厳しい状況が続くことが予想される。これ前回私の質問に対しての答弁ですけれども、何と云うか、そっけない対応だなという感じをしたわけですから、均等割の廃止または減額の制度を取り入れる方向での検討を是非やるべきだと思います。均等割廃止あるいは減額が必要だという認識があると思いますけれども、そもそもあるのかということで、まず質問したいと思います。また、実現するためには何が課題になっているのか、必要かなど、見通しについても御見解を示していただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員御質問の国保税の負担軽減のために均等割の廃止、減額が必要と思うがとの内容です。お答えしたいと思います。国保税の均等割の廃止、軽減についてお答えいたします。現行制度におきましては、所得の低い方に対し公費により7割、5割、2割の軽減を行っており、また、今年度から未就学児の均等割についても2分の1の軽減を実施しております。更なる負担軽減をとのことでございますが、仮に均等割廃止を実施するとすると、その影響額は約2億円の減収となることから、国保財政の悪化につながることであります。現在、本市国保では、赤字解消計画に則って赤字の解消に努めているところではございますが、今後も被保険者の減少や前期高齢者の増加などにより、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想されます。このことから均等割の廃止等につきましては、大変困難な状況であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

15番（崎田信正君） 今、2億円という数字が出てきましたけれども、これは対象はどうなっています。

市民部長（徳永恵三君） これは、国保税を収めておられるすべての、となります。

15番（崎田信正君） 国保に加入されているすべての人の均等割を廃止した場合に2億円だということですね。それで、これ兵庫県の加西市ですけれども、子育て支援の観点から国保加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、令和2年度より、令和2年ですから、国が始める前からですね、高校3年生までの児童の国民健康保険税の均等割額を全額免除、全部対象じゃないですよ。高校3年生までを対象にして均等割額を全額免除したと。その実施理由も述べられております。社会保険の場合、被扶養者が増えても保険料はそのままですが、国保の場合、収入0円の児童が加入しても、加入者が1人増えるごとに均等割が加算される制度となっており、全国市長会等が国に改善を求めています。そこで、加西市が、独自に減免を実施し、国保加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るものと。霞ヶ浦市ありますけれども、ここも独自に拡充し、18歳以下の方にかかる均等割額についても5割を減免するとう制度なんですよ。ですから、いきなり全部を対象にして免除しろということじゃなくて、この前も乳幼児医療についても段階的に小学校卒業まで、中学校、今高校というふうに行っているわけですから、何としても子育て世代で援助したいということであれば、せめてここから始めようという考えがあっているんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりは、どうでしょうか。

市民部長（徳永恵三君） 議員おっしゃるように社会保障制度において特に子育て支援策については、今後も重要なことと認識をしております。そのような中でございますが、国民健康保険事業の制度におきましては、枠内における適正な運用が求められる状況となっていることから、国が認める制度の範囲内でしかできないことを御理解賜りたいと存じます。なお、最近の動きとしましては、全国知事会において、国保の未就学児を対象にした保険料の均等割軽減制度について、対象年齢の拡大と軽減額の拡充を明記する提言がなされております。そのような動向も踏まえながら、適正に対応を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

15番（崎田信正君） これは、引き続き機会あるごとに取り上げていきたいと思いますが、その

ときに、ここまで制度ができましたというようなことになればいいなと思います。

次に、経済活性化住宅リフォーム制度についてですが、これ先日の新聞でまた募集が始まったというふうに載っておりました。2011年4月から10年以上経ちますけれども、好評なんでしょうね。第1次募集で埋まったということですから。制度始まって以来の実績、経済効果、評価があればお示しをいただきたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） 住宅リフォーム制度でございますが、平成23年度から始まりまして、今年で12年目ということで、昨年度までの実績を申し上げますと、交付決定件数が2,721件、補助総額が約2億6,000万円。対象となる工事費の総額は28億8,500万円ということになっております。このことから推計しますと、奄美市の持ち家、空き家を除きますが、約29パーセントが利用しているということになります。

それから、このリフォーム工事は、外壁とか室内の改修のみならず、設備、建具の改修、塗装工事など幅広い分野を幅広く対応できますので、様々な職種や個人業者の方の仕事も増えているというメリットがございます。そういうことで、高い評価を受けているわけですが、また、補助金の交付にあたってアンケート調査を、利用されている方、事業者にもさせていただいておりまして、昨年度のアンケート結果におきましては、利用をした方からは、工事の時期を早めたとか、工事を行うきっかけとなったと。そして、工事の内容を増やしたという意見がございまして、施工業者の約70パーセントが、工事請負件数が増えたと回答しているところです。したがって、この制度につきましては、市民のニーズも高く、地域経済の波及効果も大きいものと認識しておりますので、今後も継続していけるように検討してまいりたいと思います。以上です。

15番（崎田信正君） 好評ということなんですが、これは、次の店舗リフォーム制度についてもメリットは、同じようなメリットがあるんじゃないかなと思います。それに加えて、この件で度々取り上げてきましたけれども、令和2年の第1回定例会で、奄美市中心市街地活性化基本計画が終了する令和3年度以降の研究課題だと当時の部長が答弁されました。私は、令和3年度に実施できるように準備を進めるべきだと申し上げてきましたが、奄美市全域を対象にした制度として実現することがいいのではないかと思います。というのは、レンタカー、よく目立っていましたよね。レンタカーというのは、中心市街地じゃなくて奄美大島全体を対象にして走り回りますから、いろんなときにお店が、小奇麗なお店があれば、そこで休憩しようということになるかも分かりません。だから是非、店舗リフォームは必要だと思うんですが、それに、そのときの答弁は、全部に広げるとなると予算的な面も出てくると思うというのが答弁がありました。制度設計にも、制度設計、どういった内容にするかにもよると思いますけれども、対象店舗が何軒くらいあるのか。また、その店舗が全部、その制度を利用するということにはなりませんね。今、住宅リフォームのほうでも29パーセントだと、10何年かかってね、ということですから、すぐすぐ、そんな予算が枯渇するほどポンと出てくるということも思われないので、どの程度の予算から始めることができるのか。住宅リフォームも全部は対象にしませんよね。2,000万円とかそういったところから始めていますから、そういった考えで奄美の全体を活性化するという意味でやればいいんじゃないかなと思います。また、実際利用するかどうかのアンケート調査も必要かと思えますけれども、御見解をお伺いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。現在実施しております店舗リフォーム補助事業につきましては、中心市街地における商業店舗魅力向上と出店を促進するために実施させていただいております。現在、都市再生整備事業として実施しているところでございます。本事業と同様の事業を市全体を対象として実施できないかとのことでございますが、現在、市内全域において事業所のリフォーム化に活用が可能な事業といたしまして、主に創業者向けであります

が、本市が実施している奄美市創業支援事業や国における小規模事業者持続化補助金を活用した店舗リフォーム制度などがあり、中心市街地以外での店舗リフォームにも活用されている事例もあるところでございます。今後もこれらの店舗リフォーム事業についての周知、広報を行っていくとともに、ほかに活用できる補助事業がないか、国、県、関係機関とも情報共有に努めてまいりたいと考えております。

先ほど、店舗の把握とか、予算の御質問ございました。現時点におきましては、事業そのものがまだ見えていない状況でありますので、店舗数の把握、そして、予算見込みについてもお示しできる状態でないことを御理解いただきたいと思います。併せまして、アンケート調査ということもございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、現在、中心市街地以外でも利用できる店舗リフォーム制度等もございますので、まずは、その事業の周知、広報に努め、他に活用できる補助事業がないか、状況に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時35分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 7 日
(第 3 日 目)

9月7日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	元 野 景 一 君	16 番	荒 田 幸 司 君
21 番	川 口 幸 義 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 部 参 事	永 田 隆 樹 君	総 務 課 長	向 井 渉 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
市 民 部 長	徳 永 恵 三 君	環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君
市 民 福 祉 課 長	山 下 克 蔵 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君

9月7日(3日目)

土 木 課 長 安 村 幸 一 郎 君 教 育 部 長 石 神 康 郎 君
教 育 総 務 課 長 信 島 賢 誌 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 島 袋 修 君 議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱 池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 和田霜析君の発言を許可いたします。

4番（和田霜析君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。自民党新政会の和田霜析でございます。一般質問を行う前に、少々所見を述べさせていただきます。

毎回、一般質問の所見で述べておりますが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻は未だ終息されず続いております。一刻も早い終息を祈るばかりです。また、あろうことか、ザポリージャ原発近くへ攻撃したとの報道もあります。このことは決して許される行為ではありません。憤りを感じるばかりです。さて、日本においてもウクライナ問題は決して対岸の火事ではございません。我々自民党新政会の政務活動調査で、7月に沖縄の航空自衛隊を表敬訪問してきました。沖縄の航空自衛隊、南西航空方面隊においては、中国の威嚇など、東アジア情勢の不安定に対するスクランブル、いわゆる緊急発進です、が活発しているとのことでした。全国のスクランブルの昨年度の実績は1,004回と、過去2番目の多さということです。推定を含めた対象国の割合は中国機72パーセント、ロシア機26パーセント、その他2パーセントとなっているとのことでした。この全国の1,004回のスクランブルのうち、南西航空方面隊だけのスクランブルは652回と突出しておりました。このことは、東アジア情勢の不安定さが増していると感じました。この状況の中、奄美大島は国境離島でもあります。台湾有事の現実味や尖閣諸島をはじめ、南西諸島の航空侵犯で非常に危機が高まっていると感じました。私、個人的な意見ではございますが、戦争は決してあってはならないと思っております。戦争を起こさないためにも、台湾有事や航空侵犯の抑止力のためにも、日米合同訓練は非常に抑止力の高い大切なものだと感じております。これからも、日本政府に防衛力の強化をお願いしたいものです。

さて、新型コロナウイルスについては、第6波が来たと思いきや、収束へ向かうことなく、第7波へ移行し、8月に入ってから、今まで経験したことのない感染が拡大しております。現在も収束へ向かっているのかさえ見えない状況です。感染された方、現在も療養中の方の1日も早い快復を祈るばかりです。また、対応に当たっていただいている医療関係者、各種団体の職員の皆様へ感謝するとともに、敬意を表します。

さて、それでは、一般質問をさせていただきます。先ほどもお伝えしたとおり、現在、第7波の最中でございます。そこで、新型コロナウイルスについてお聞きしますが、昨日、同僚議員が細かく聞いておりましたので、私からは一つ、お聞きしたいと思います。

1、新型コロナウイルスについて。（1）新型コロナウイルス対策について。①宿泊療養者の人数について。昨日の答弁で、8月上旬より診療に影響が出ていると答弁されていたように、医療機関は非常に逼迫していると痛感いたしました。これに伴い、宿泊療養者や自宅療養者も多いと思っております。今回、宿泊療養施設に関してお聞きしたいと思います。現在、奄美大島の宿泊療養施設は2か所と認識しておりますが、合っておりますでしょうか。また、この宿泊療養施設の宿泊可能人数と、現在の療養

者数、利用率と言っているか、入所率と言っているか、ちょっと不明ですけども、教えていただけないでしょうか。

次の質問からは、発言席にてさせていただきます。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。宿泊療養施設の現状について、お答えいたします。奄美大島島内には、議員御案内のとおり、2か所の宿泊療養施設がございます。感染者が宿泊可能な部屋数は83室となっております。8月の感染拡大時には、宿泊療養施設に入所を希望しても、入所の調整に時間を要するケースも多く見られました。現在の稼働率につきましては、日々変動するため数字をお示しすることは難しいのですが、8月の感染ピーク時と比べると、入所の調整もスムーズに実施できていると伺っております。本市といたしましては、病床使用率や宿泊療養施設の状況も確認しつつ、保健所や大島郡医師会と情報共有の上、感染拡大防止に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。奄美大島で2軒というのは聞いておりましたけれども、83室しかないっていうのは、ちょっとびっくりをしたというか、かなり少ない数字だとなっているのは感じた次第です。ただ、8月上旬ですかね、調整が難しかったと、なかなか入れなかったと。ただ、現在においては調整がスムーズにいつているっていうことで、了解いたしました。

これに関しまして、もう一つお聞きしたいんですけども、今回、莫大的な拡大をして、上旬の時には調整が難しいということでしたけれども、宿泊療養施設については、県の管轄になるとお聞きしておりますが、当局としては足りていると思っているのか、それとも、少し増やしたほうがいいと考えているのか、当局の考えというか、これから、もしかすると、また、第8波、第9波、訪れる、近いうちに訪れる可能性もあると聞いておりますので、そこを聞かせていただきたいというのと、ただですね、この質問をした、通告で出したんですけども、ここ数日でですね、県においてはみなし陽性を導入したり、全数把握の見直しとか、いろいろ情勢が変わってきているようで、私も今朝起きて、ちょっとびっくりしたんですけども、昨日ですかね、岸田首相が、現在は症状が出た場合でも10日間となっている陽性者の療養期間を7日に短縮すると発表した。無症状のケースでは、検査で陰性を確認することを条件に、7日から5日間に早めると。また、全感染者の情報提出を医療機関に義務付けた全数把握を、今月26日から全国一律で見直し、報告を簡略化することを明らかにしたと。これに対し、首相はまた、こうした対策をウィズコロナの新たな段階への移行ということで、新聞報道で書かれておりました。ちょっと、今後、どうなるか分かりませんが、今のこの宿泊療養所、第8波、第9波、もし来た場合に、当局として県に増やしたりとか、または、今、この首相の、昨日の話ですと、全数把握はしないっていうことで、もしかするとホテルとかの宿泊療養所が減ってくるのではないかと。それを減らすのではないかと。という危惧もしておりますけれども、今の段階での当局の見解をお聞かせいただければと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 宿泊療養施設の今後のあり方について、お答えいたします。まず、宿泊療養施設につきましては、御存知のとおり、新型コロナに感染しているが、強い咳や呼吸困難など呼吸に関する症状や発熱がない方と、症状はあったが改善してきている方に、先ほどの療養期間、宿泊していただくための施設であります。また、県は病床確保計画におきまして、宿泊療養施設の確保も記載されており、6段階あるフェーズごとに宿泊療養施設の室数を確保する計画を持っております。それに伴い、確保に努めていると考えております。議員からもございましたように、国のほうでは全数把握の見直しや療養期間の見直し、それに伴って、県のほうでも、この宿泊療養施設のその確保のあり方も検討されておりますので、県とも連携しながら、その宿泊療養施設、適正な宿泊療養施設に、把握に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

4 番（和田霜析君） ありがとうございます。本当に、1日1日、状況が変わってくる状況ですので、是非、県と情報共有しながら、適切な対策を練っていただければと思います。

この質問を行ったのはですね、次の質問、観光振興についてというのと、ちょっと私は絡めて質問させていただきました。ですので、次の質問をさせていただきたいと思います。観光振興ということで質問をさせていただきますけれども、奄美大島の観光振興は5市町村でまとめてだと、認識はしております。それを取りまとめているのが一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が取りまとめて、その物産連盟との調整役が奄美市が担っていると、私は思っておりますので、当局にちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

2の観光振興について。（1）奄美大島の入島者数についてお聞かせいただければと思います。令和4年の現在までの入島者数と、コロナ以前の入島者数が、もし、比較ができる数字がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。この質問、させていただきますのは、ゴールデンウィーク以降、昨年までとは違い、規制がかからない状況で今まできていると思っております。このことは国も、鹿児島県も、新型コロナウイルスを、対策を行いながら、経済も回していくように方向転換をしたと思っております。先ほど、新聞をちょっと読ませていただきましたけれども、更に加速するように、ウィズコロナ、新たな段階へと、また、向かっていくんだろうなと認識しておりますので、お聞かせいただきたいのと、私もエコツアーガイド、やっております、7月、8月がですね、やはり昨年度と比べて、多数の予約が入り、以前と比べて確実に観光客が増えているなって実感しておりますので、質問です。よろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。コロナ禍前と現状ということで、現状が申し訳ございません、6月までの数値となっておりますので、それで比較をさせていただきたいと思います、御了承いただきたいと思います。議員御質問の奄美大島への入込客数について、お答えさせていただきます。コロナ禍前の令和元年、1月から6月までの入込客数は25万9,053人。今年1月から6月までの入込客数は17万2,589人となっているところでございます。

4 番（和田霜析君） コロナ前と比較して、まだまだやはり、6月っていうことですので、ゴールデンウィークから、6月、結構ここで規制を掛けずにやってきたんですけれども、まだまだ増えていないということで、これから、世界自然遺産、なったっていうのもありますけれども、増えてくると、私も実感しております。先ほどもお伝えしたとおり、やはり7月、8月っていうのは、話に聞くとレンタカーも不足しているとは聞いておりますので、引き続き、今後の、期待したいところではあります。

入島者数は分かりました。次の2番のですね、宿泊施設、これがですね、先ほどのちょっと新型コロナウイルスの宿泊者、2施設使っていることと関連してくるんですけれども、現在の宿泊施設の数、また、収容人数、これが、もし分かるようでしたら、直近の7月の宿泊施設の利用率っていうのが分かりましたら、教えていただきたいと思います。先ほど、入島者数、分かりましたので、令和4年1月から6月までっていうのも、分かりましたら、教えてください。この質問は先ほど、コロナ、先ほども言いましたけれども、コロナの宿泊療養施設との絡みもありまして、現在、2施設、療養施設で利用されていますので、観光客も増えていると実感しております。本当に観光客用の宿泊施設が足りているのか、確認のための質問でございますので、よろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の奄美大島の宿泊施設につきましては、県が公表しております奄美群島の概況によりますと、令和3年度では246件と、これまでで最も多い宿泊施設数となっております。また、収容人数につきましては、4,217名となっております。議員が御質問いただいた、

稼働率、利用率につきましては、現在、公表数字等がございませんので、申し訳ございません、お示しできる状況でないことを御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 番（和田霜析君） ありがとうございます。令和3年が246件と。ちょっと確認なんですけど、これは、ホテルと簡易宿泊所、まとめた数になると認識してよろしいですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい、議員がおっしゃったとおりでございます。御参考までに、令和3年度の246件の内訳で、ホテル、旅館は22件で、簡易宿泊所が224件となっております。以上でございます。

4 番（和田霜析君） はい、分かりました。ちょっと私も観光物産連盟さんとちょっとお話しして、数字がちょっと違っていましたので、令和3年、県が発表しているのはこの数字ということで了解いたしました。飛行機とかの数とか、決まっていると。また、船も1日1回と決まっていると。最大のマックスの人数が決まっていると思いますので、そこ、観光物産連盟にお伺いしたところ、最近の旅行者の宿泊日数が2.6日と聞いております。それで計算してみると、今のところ、足りているんだろうなということは認識できました。ただ、これがまた増えてくると、足りないっていうことになる、やはり観光客からクレームがあると思いますので、そこら辺、これ、施設については、もう事業主がやることですので、奄美市がタッチすることではないんですけども、そこら辺も、順次、動向を見ていただけたらと思います。ありがとうございます。

それに伴いまして、次の質問。今、私がお伝えしたように、これから宿泊、観光客が増えてくるだろうと。3のですね、アフターコロナの観光振興ということで、お聞きしたいんですけども、この6月までは入島者数が17万5,000と、約17万5,000ということで、まだまだコロナが回復しないっていうか、ウィズコロナというよりは、まだまだコロナ中というか、いう感じなんですけれども、これから、首相も言っているように、新たな時代のウィズコロナ時代になってくると思います。新型コロナ対策用の薬も開発されつつあると、臨床も、臨床試験さえクリアすれば、承認が下りるのではないかとこの話も聞いております。またですね、今、2類に分類されている、このレベルに関しても、5類に引き下げるのではないかと。これがなってくると、インフルエンザ並みというふうに聞いておりますので、早急でも、アフターコロナの対策、観光事業っていうのは奄美大島にとって非常に大切な、市長がおっしゃっている稼ぐ力にもなってくると思いますので、何か、現在ですね、観光誘致活動やこれからの対策等、行っているもの、これから、行っていこうと思っているものがあつたら、お聞かせいただけますでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。本市におけるアフターコロナの取組ということで、お答えさせていただきます。奄美・沖縄世界自然遺産登録を契機とした持続可能な奄美観光の構築を後押しすることを目的として、旅行者への環境保全の取組となる、つなぐ未来へ、奄美観光と環境保全事業を実施しているところでございます。また、本市におきましては、クルーズ船の誘致や受入体制の充実化を図る取組や、訪日外国人観光客等への受入対策といたしまして、観光事業者等への受入体制整備助成事業や、外国人向けのホームページによる観光情報の発信、通訳案内士との連携を図るなど、受入環境の整備に努めているところでございます。更には、今後、観光客の増加が予想される中、金作原への観光利用が集中していることから、分散化へ向け、住用のほうにございます、役勝エコロードのツアー構築に向けても取り組んでいるところでございます。そして、修学旅行の誘致の取組につきましても、島内で実施する修学旅行を催行、誘致するための支援といたしまして、奄美大島5市町村が連携して実施している奄美満喫ツアー助成事業のメニューの一つに、学校研修旅行誘致助成事業がございまして、また、本市におきましては、昨年、修学旅行を専門とする旅行会社と合同で誘致

活動を実施しているところであり、今年度につきましても、観光協会において、観光キャンペーンの計画も予定されておりますので、本市といたしましても、積極的に参加し、修学旅行の誘致にも努めてまいるところでございます。

4 番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。持続可能な観光誘致、未来へつなぐっていうので、すばらしい言葉だと思いました。私が少し、ちょっと気になったのはですね、このクルーズ船の誘致とかインバウンド、訪日外国人の誘致に関して、やはり島内の住んでいる市民、島民と言いますか、には、やはり少しハードルがまだまだあるのかなという気持ちがありますので、そこを島内の島民の方ですね、に対して、いかにケアをしていくかというのは大切になってくると思いますので、そこもきめ細かくやっていただけたらと、今、感じたところであります。

金作原のオーバーツーリズムで、今、役勝エコロードに関しても、私もこちら、研修会、参加させていただきまして、いいところですので、是非、ツアーに組んでいただいて、あと、修学旅行ですね、大手旅行会社とか、今までは史跡を巡る、大人数で史跡を巡ったりとか、平和の象徴のようなところを巡るっていうのが多かったようなんですけれども、今は探求的な学びの実現を推奨するというような形で、大手旅行会社も変わってきていると思いますので。これは、簡単に言いますと、少人数で金作原に行ったり、住用のマングローブ、カヌーに行ったりとか、大勢で行くのではなくて、その求める生徒、一人ひとりが行きたいところに行くというようなことですので、奄美大島、すごくそれに合っているような気がしますので、是非、修学旅行、団体旅行っていうのはやっぱり、個人旅行よりも収入が上がるというか、誘致にはいいと思いますので、是非、そこもしていただきたいのと、あと、昨日、同僚議員も言っていました、スポーツ合宿ですね、こちらもスポーツアイランドということで、是非、誘致活動をしていただければと思います。これから、ちょっといろいろ大変だと思いますが、是非、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次の、4 番のですね、マングローブパークについて、聞かせていただきたいと思います。皆様も、もう、御存知のとおり、マングローブパークの近くに、去る7月26日ですね、世界自然遺産センターがオープンいたしました。昨日の新聞報道ですかね、7月26日から8月末で2万5,740名の来館があったと記載がされておりました。1日平均695名と、好調な推移でできてきているようです。まさかここまで、この一つの施設で人が来るとは私も思っておりませんでしたので、非常に驚いているのと、私ももう、近くですので、3回ほど行かせていただいているんですけれども、やはり3回とも人がいっぱいいて、すごい施設ができたかなと思っております。これに先立ちまして、世界自然遺産センターの住民説明会に、私も出席させていただいております、その中でですね、マングローブパークと連動して、両施設が行き来ができるような形でつくっていきますっていう説明を、私、受けました。ただ、現在は雨の日には雨の中を、渡り廊下等がありませんので、行かなくちゃいけないという状況になっています。私がお聞きしたところによると、マングローブパークがですね、近々改修するのではないかと聞いております。もし、計画がされているのでしたら、現状、どのようなスケジュールになっているのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、和田議員の御質問にお答えいたします。議員御案内のとおり、マングローブパークにおきましては、本年7月26日に世界自然遺産センターがオープンいたしました。奄美の自然をテーマにした、これまでにない新たな施設が誕生し、既存のマングローブパークの施設も連動し、賑わいを見せているところでございます。議員も御承知のとおり、このマングローブパークは奄美大島の観光交流の拠点として、国の重点道の駅としての選定も受けている施設でございます。現在、国や県をはじめ、関係団体等を交えた整備推進協議会を組織し、施設の更なる活用、今後の整備の必要性について議論しているところでございます。そこで、マングローブパークのリニューアルの質問があります、質問でございますが、世界自然遺産センターが新たにでき、展示スペースやシア

ターなど、既存の施設と重複する部分も出てきてまいりましたので、今後の施設のあり方、改修の必要性も意見されているところでもあります。施設自体も平成13年度に完成し、20年を経過しているところでございますが、利用客は年々増加しております。日本を代表するマングローブ原生林に面し、自然環境にも恵まれている施設でございます。今後も奄美大島を代表する観光交流拠点として期待されていることは確かでございます。このようなことから、本市といたしましても、施設自体の必要性はもとより、今後は世界自然遺産センターとの連携は非常に重要なことであり、その上でも、議員から御指摘のありました連絡通路の問題なども含め、今後、マングローブパークの大規模改修計画を検討しているところでございます。今後とも、先ほど申し上げました協議会での議論を踏まえ、これからの時代を見据えた、マングローブパークの具体的な整備方針を定め、そして、道の駅や奄振事業など、有効な財源確保も検討しながら、早期のリニューアル実現に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。現在、整備推進協議会ですかね、そちらで大規模改修について進めているということで、もしお答えできるならでよろしいんですけれども、いつぐらいから具体的な対策というか、話し合いが始まりそうなのというのは、お聞きすることはできるのでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。整備推進協議会につきましては、本年中に開催したいと考えております。

4番（和田霜析君） すいません、私の聞き間違いだったかもしれないんですけれども、整備推進協議会はこれからやるっていう認識ってことですね。了解いたしました。そこから、具体的な話になってくるだろうとは思いますので。マングローブパーク、いろいろな人から聞きますと、ちょっとカヌー広場、カヌー乗り場が、昔に建てたもので、今の規模では合わないとか、あと、グラウンドゴルフの施設がちょっと老朽化で滑りやすいとか、怪我をしやすいとか、お聞きしていますので、マングローブパーク、全体的に改修するっていう方向で考えていらっしゃるか、最後、お聞かせください。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、お答えします。先ほども申しましたが、マングローブパークにつきましては、国や県の事業、協議会で議論しながら、大々的にリニューアルに向け協議して、今後、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、了解いたしました。先ほど言ったことも含めて、是非、協議していただければと思います。この質問は、これで終わらせていただきます。

次の質問、させていただきます。3番の、市政について。総合支所のあり方についてということで、お聞かせください。①の総合支所長の任期等についてということで、これ、人事に関することなので、私が聞いていいのかすごい悩んだんですけれども、まずは、各総合支所の支所長の任期っていうのが何年なのか、決まっているのかっていうのと、今まで見てきた中で、多くの支所長が2年任期で役職を就いていたと思います。今回、住用総合支所の支所長は1年で定年と聞いておりますが、地域の住民には評判が良く、期待を持っていました。1年ではちょっと、地域の発展になかなか力を発揮できないかなと思っの質問でありますので、よろしくお願いいたします。

市長（安田壮平君） おはようございます。和田議員の御質問にお答えいたします。予め伺っていた部分に関しても、お答えをさせていただきます。

まず、総合支所の今後のあり方についてということですが、総合支所方式につきましては、本

市では合併時よりこれまで名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書に基づき、各地区に地域自治区を設置し、総合支所を置くことで、市民の皆様にも最も身近な行政機能を確保しているところでございます。また、住用・笠利地区においては、皆様で構成される地域協議会を通して、地域の皆様の声を頂きながら、各種政策への反映に努めております。今後も市民の皆様にとって、行政サービスの均衡が図られるよう、総合支所方式を堅持してまいりたいと考えております。

続いて、御質問の総合支所長の任期についてでございますが、合併当初は任期を2年と定め、地域自治区に特別職の区長を置くこととしておりましたが、現在は一般職での人事配置となっており、任期の定めはございません。総合支所長の配置につきましては、住用・笠利それぞれにお住まいの皆様にご接する重要な職制でございますので、適切な人材配置に努めているところでございます。御理解のほど、お願いいたします。

4番（和田霜析君） 市長、ありがとうございます。今、2点、まとめて答えていただきましたので、ちょっと私の方からも2点、併せてちょっとお聞きさせていただきたいのですが、実は、住用総合支所なんですけれども、この総合支所機能をなくして支所機能にするのではないかという話を聞いての、この質問になります。そのようなことが、今の市長のお話ですとないとお受けしたんですけれども、本当なのかどうかっていうのを、再度、お聞きさせていただきたいのと、あとは支所長の任期ですね。今、特に一般職っていう形で、任期は求めていないっていうことなんですけれども、私が戻ってきて4年ちょっと、なりますけれども、やはり2年でも短いかなと。せめて、3年ぐらいいてもらおうと、1年で中身が分かって、2年目に何か対策をして、3年目を仕上げるっていうような形になるのではないかなと、個人的にはちょっと思っていてまして、今回、ちょっと残念だなっていうのもあつての質問なんですけれども、そこら辺、3年にするとか、そこら辺の考えというのはあるかどうか、お聞かせいただければと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、総合支所方式の件ですけれども、これまで市内でも住用・笠利を支所方式について議論は一度もしたことはございません。どっからそういうお話を聞かれたのか、ちょっと分かりませんけれども、そういったことはございませんので、先ほど市長から答弁がございましたように、総合支所方式を堅持をしていくということでございますので、それについては御理解いただきたいというふうに思います。

それから、支所長の任期でございますけれども、これ、部長職ということで人事配置をしております。管理職になりますので、もちろん、職員の経験、そういったのを踏まえて、人事配置をいたします。先ほどありました、直に住民の皆さんと接する大切な職制でございますので、その辺は適材適所という方向で人事をしていくところでございますので、併せて御理解を頂きたいというふうに思います。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。この総合支所方式はこれからは行っていくということで、安心しました。また、私、ちょっと笠利のほうの支所長っていうのは、なかなか、住用に住んでおりましたので、お会いすることはできなかったんですけれども、今までの住用総合支所の支所長も、住民といろいろやって、かなり密接な関係で上手くいっていたと思いますので、また、いろいろと御協力をお願いいたします。

次に、次の質問をさせていただきます。これはちょっと、前回のところでもさせていただいた、質問させていただいたんですけれども、4の子育て環境整備についてということで、再度、1、認定住用こども園のスケジュールについてということで、前回も、先ほども申したとおり、質問しましたが、基本方針を策定したのち、地域住民で周知を図り、その後、住用地域保育施設基本構想策定委員会を開催すると聞いております。既に9月になっており、今年度の半分が終了しましたが、現状をお聞かせいただけますでしょうか。進んでいるなら進んでいるでいいと思いますし、やっていないとちょっと問題

かなというので、確認のために、再度、聞かせていただければと思います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、御質問にお答えいたします。住用地区保育施設の整備につきましては、本年度第2回定例会におきまして答弁をいたしましたとおり、本年度は住用地区保育施設基本構想計画策定委員会を開催し、その中で施設規模や整備などの内容についての協議を行っていただき、住用地区保育施設基本構想計画を策定いたします。令和5年度以降、施設整備に向けた基本設計、実施設計を作成する予定になっております。御質問の整備の進捗状況でございますが、現在、奄美市住用地区保育施設あり方基本方針の策定を進めているところでございます。これまで庁内の関係部署と4回にわたり検討、協議を行っております。基本方針の策定後は、地域住民へ周知を図り、その後、基本構想計画策定に取り組んでまいります。この住用地区認定こども園整備事業は、住用地区における大変な、大変重要な課題として受け止めております。今後も関係部署と連絡を図りながら、早期に供用開始できるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。前回も、住用地区保育施設基本構想策定委員会を本年中に開催するっていうことで、その前の基本方針というものの策定に関しては、どれぐらいまで進捗ができていたっていうのは、お聞き、お答えできるものでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。基本方針の進捗状況でございますね。基本方針の進捗状況につきましては、施設の規模とか、そういったのは、まだ、構想委員会のほうで策定しますので、大まかに住用地区の施設のあり方、まず基本、それを検討している状況でございますので、中身については、今後の策定委員会の中で協議したいと思っております。以上でございます。

4番（和田霜析君） はい、分かりました。ありがとうございます。本年度中で、住用地区保育施設基本構想策定委員会が開かれるっていうことで、了解いたしました。こちらが遅れてしまうと、まだ、後ろにスケジュールがずれてしまうっていうことがあるので、是非、委員会を開催していただければと思います。

それに伴いまして、2番のですね、現在、市保育園の今後のあり方について、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、現在、休園中になっていると思います。もし、幼児がこの市地区いた場合、どのような対応になっているのか。いるのかどうかっていうのも、ちょっと定かではないんですけども、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、お答えいたします。市へき地保育所につきましては、令和2年3月末で利用者並びに入所希望者がなくなったため、令和2年4月1日から休所しております。現在、市集落には1名の未就学児が居住しておりますが、東城へき地保育所を利用している状況でございます。市集落へ未就学児が転入された場合の、市へき地保育所の対応につきましては、保育士の確保や施設の整備、修繕等を考慮すると、直ちに開所することは困難であると認識しております。現在と同様に、東城へき地保育所、あるいは住用へき地保育所を利用させていただくよう、御理解、御協力を賜りたいと考えております。なお、認定こども園が整備されたのちの市へき地保育所のあり方につきましては、様々な検討を重ね、奄美市住用地区保育施設あり方基本方針の中に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

4番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。1名、現在、いらっしゃる。その方は、東城に行っておられるっていうことで、ちょっともう一つお聞きしたいんですけども、この東城に行っているっていうのは、親御さんがお送りしているっていう認識でよろしかったでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。現在、学校の先生のお子さんでありますので、御家庭の方がお送りしている状況でございます。

4 番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。今後のこともです、住用地区の認定こども園に関してもなんですけれども、これから認定こども園の委員会が開かれるというところで、これが単独なのか、それとも、3地区合同になるのか、それも全て、この委員会で決めていくことになると思うんですけれども、0歳から5歳、6歳ですか、の子どもたちになると思いますが、小さい子どもはなかなか、親御さんが連れて行かないと難しいと思うんですけれども、バス通学っていうのも、是非、この委員会の中で考えられるなら、もし、統一するなら、っていうのを考えていただきながら、進めていただければと思います。親御さんも、やはり、住用ですと名瀬方面に来る親御さんばかりでなく、瀬戸内方面だったり、宇検方面に行く方もいらっしゃると思いますので、もし東城に統一となると、そういう負担がかかってくるのではないかなと思いますので、そこらへんも御検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。はい。この質問はこれで終わらせていただきます。

最後にですね、5番、教育行政についてっていうので、1、教育現場の対応についてですね。ちょっと、前回もお聞きしましたがけれども、お聞かせくださいというのはですね、もう皆さんも記憶に新しいと思いますが、8月9日に曾於市の小学校で校長先生が草刈り中に木の枝の下敷きになり、お亡くなりになるという痛ましい事件がおきました。亡くなられたこの校長先生には、心より御冥福をお祈り申し上げます。このことより、鹿児島県教育委員会はこの事件を受けて、鹿児島県全校に点検を通知したと思います。奄美市も緊急の点検をしたと聞いており、早急な対応、ありがとうございました。このような痛ましい状況にならないためにも、前回、私は施設の問題について、もう一度、把握をしていただきたいということを申ししたんですけれども、その後、点検状況等、もし、教えていただければ、教えていただけますでしょうか。

教育部長（石神康郎君） それでは、各学校の点検状況について、お答えをいたします。各学校の点検状況につきましては、まず、学校から施設等の不具合が寄せられる際、職員が直接現場を確認し、緊急性を要するものや、軽微なものにつきましては、随時、修繕等の手配を行い、対応いたしております。また、現場確認の際、管理職の先生などから他の不具合の有無や要望などをお聞きし、各学校の状況把握に努め、頂いた要望等につきましては、緊急性や予算規模などを考慮し、優先すべきものから、順次、対応しているところでございます。これまでに、既に全ての学校を複数回訪問し、各学校の現状把握に努めているところでございます。以上でございます。

4 番（和田霜析君） はい、ありがとうございます。先ほど申した曾於市の事件もあり、いろいろと大変だったと思いますが、複数回、全学校を調べていただいたということを聞き、安心いたしました。これ、もし、教えていただけるなら教えていただきたいんですけれども、この中で緊急性の高かったものって、何件かあったか、お聞かせいただくことは可能でしょうか。

教育部長（石神康郎君） 今回の倒木の件でよろしいですか。

4 番（和田霜析君） 両方、もし、施設も分かりましたら、はい。

教育部長（石神康郎君） それでは、これまでに訪問をしてやってきたことに対しましては、前回、議員のほうから御指摘のございました、学校のほうの渡り廊下、そういうところはもう既に改修を済ませております。その他、教員住宅でございますとか、その他、学校の遊具、そういうところについても、順次、

予算の範囲内で改修を、入っているところでございます。また、今回、先ほど議員の御案内のとおり、先月9日に曾於市の高岡小学校の倒木の件がございましたので、本市といたしましては、従来から各学校に不具合が生じた場合は、随時、連絡を頂くよう、全学校に周知をしておりましたが、この事故を受け、翌10日の朝に協議を行い、改めて各学校に対しまして、緊急に対応すべき危険と思われる箇所についての調査報告と、危険性が危惧される箇所について、ロープ等での仕切りなど、仮措置のお願いをしたところでございます。その結果、10校から危険性が危惧される樹木等の異常ありの報告がございましたが、うち2校につきましては、危険木の伐採など、全てに対応済みでございます。また、残りの8校につきましては、ロープなどで仕切り、子どもたちが立ち寄らないよう仮措置がとられているところでございます。御報告いただいた危険木と併せ、他の繁茂する樹木等につきましても、現場確認を行い、早急に対応が必要と判断したものについては、随時、伐採等の手配を行っているところでございます。以上でございます。

4番（和田霜析君） ありがとうございます。10校の、樹木に関してなんですけれども、10校という、約、奄美市の半数近くになるんですかね、にやはりあったという形で、既にもう2校が対応済みということで、教育委員会の早い対応に感謝を申し上げます。また、教職員住宅の、その施設に関してですね、緊急的な対策とか、あと遊具に対しても、今回は素早い対応していただき、本当にありがたく思っております。

もう一つですね、これ、来年の国体がありますので、相撲がありますので、ちょっと、昨今ですね、気になるニュースがありましたので、お伝えさせていただければと思います。もう皆さんもお聞きしていると思うんですけれども、9月4日に鹿児島県南大隅町などで開催された全日本大学対抗選手権、通称インカレですね、の自転車競技大会の男子ロードレースで転倒事故があり、法政大学の1年生が若き命を落としました。この亡くなられた方に対しては、心より御冥福をお祈りするとともに、御遺族、関係者の方に哀悼の意を表したいと思います。このようにですね、スポーツ、どうしても事故が付き物だと思っております。相撲に関しても、私も小学校、中学校と相撲をしておりましたので分かるのですが、やはりちょっとした動きで怪我をしたりとか、大相撲でも亡くなった方がいらっしゃいます。ですので、この安全対策というのには、万全を期して、開催、こぎつけるよう、お願いしたいと思います。教育委員会の皆様には、いつも大変お世話になっておりますけれども、忙しい中、いろいろ、今回のことも早急に対応していただいて、大変だと思いますが、今後とも安全・安心をやっていただければと思います。

一応、こちらで私、全ての質問は終わりましたが、今回、私、多岐にわたり質問させていただきました。私の、これは考えになってしまいましたが、まずは重要なことは子どもの安心・安全対策っていうので、前回も話させていただいたと思います。子ども、やはり、島の宝ですので、子どもがいることで、集落のおじ、おば、おじいちゃん、おばあちゃんが元気になってきます。そこで、集落であったり、街であったりと活性化していきます。活性化することで、観光客に対しても優しい心で接されるのではないかと。そこが、観光客が増えたときにも、奄美大島ってこんだけいい島じゃないかということで、市長がおっしゃっている、稼ぐ力っていうのも、少しずつ持っていけるのではないかなというふうに思っています。今回、いろいろな質問をさせていただいた次第です。諏訪副市長は、今回、1か月っていうことで、前回の、昨日の答弁でも、いろいろとこれから頑張っていくと、大変だったということでお聞きしています。私も市長と同じときに選挙に立ち、11月15日ですね、昨年に議員としてなりまして、この1年、走馬灯のように、本当に何をしてきたんだろうというような形で、答弁を、こちら、過ごさせていただきました。市長もあと12月になると1年になると思います。お互いですね、奄美市のために、やはり、発展のために、力を尽くしていきたいと思いますので、当局も、議会も、そちらには力を惜しみませんので、協力して、奄美市の発展のために頑張っていきましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 和田霜析君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時29分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

7番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓矢と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、通告に従って、質問、入っていききたいと思います。

1、防災について。（1）8月28日に予定されていた避難訓練について、お聞きします。8月28日に予定されていた防災訓練が延期になった理由とですね、今後のスケジュール。そして、どういった訓練が予定されていたのかまで、お示ください。

次の質問からは、発言席で行います。

市長（安田壮平君） それでは、正野議員の御質問にお答えいたします。

8月28日に予定しておりました、奄美市防災訓練の延期になった理由につきましては、連日のように、新型コロナの感染者数が多くなったことで、町内会などから不参加の連絡が相次いだことと、医療機関が逼迫している状況を受けて、延期とさせていただきました。今後のスケジュールといたしましては、新型コロナの感染が落ち着き、また、医療機関への影響が少なくなってから実施したいと考えております。訓練内容につきましては、本年1月に発生した津波避難警報により、多くの方々が避難したことなどから、そのことを踏まえて、住民の高台避難訓練を中心に行う予定でした。また、警察、消防、海上保安部、陸上自衛隊など、防災関係機関を含めた、本市の情報連絡訓練を行うとともに、職員の安否確認及び施設被害状況伝達訓練などについて行うこととしておりました。以上となります。

7番（正野卓矢君） はい、市長、ありがとうございます。時期的にはまだ未定ということです。

次の質問に移ります。コロナ禍の避難についてなんですが、今回、延期になりましたが、コロナ感染者、陽性者が多い時期に、万が一、避難が必要なことになった場合を想定してですね、シミュレーションするなどの訓練、そういった予定はありますが、今回、台風11号が接近するのかもしれないのか、そういった感じで、もし、そのタイミングで何かしらあったのであれば、どういった対策がされたのか、お示ください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。新型コロナ感染者の避難につきましては、事前に連絡を頂き、一般の避難者とは別の避難所を案内することとしております。また、台風等の一般災害時の避難に関しましては、各避難所へ職員を配置し、国・県のガイドラインを参考に、避難されてきた方へ、受付名簿へ記入をお願いいたします。その際には、検温、手指消毒を実施し、体調に関するチェックリスト、この記入を行い、受付時に発熱症状などのある方につきましては、別に開設を予定しております、新型コロナ感染者の避難所を御案内いたします。また、密を防ぐためにも、一人ひとりの間隔を空けるなどの対応を行い、避難所における感染予防対策の徹底に努めてまいります。突発的な津波の際には、一刻を争うため、まずは高台への屋外避難となります。そのあと、自宅に被害がなければ帰宅をしていただき、また、仮に自宅に被害が遭った際には、避難所への避難となりますので、一般災害と同様に対応をいたすこととしております。今回の防災訓練ではこのようなシミュレーションは予定はしておりませんが、令和2年、新型コロナの発症時ですね、その際には、新型コロナを想定した避難所開設のシミュレーション、これ、実際に行っております。今後も関係機関と連携を図りながら、取り組んでまい

りたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。今回も、多数、自宅で療養されている方も合わせたら1,000人を超える方がいらっしゃると思いました、広報というか、そういった方々に、広報についても何かありますか。

総務部長（三原裕樹君） 今回の台風11号に関しましては、今回につきましては、自宅、今、療養者という言葉、使っておりますけれども、方が多いということを聞いておりまして、事前に名瀬・住用・笠利のほうに、新型コロナの避難所を開設する予定で準備を進めておりました。幸いにも台風が少しそれましたので、開設には至りませんでしたけれども、そういった情報についても、幹部会の中で情報を共有をして、仮に避難を要する場合には、市民の皆様にも広報、周知を図っていくという話し合い、協議もなされたところでございます。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。ちなみに、もしそういう、陽性者の方が避難される場所を開設される方は、市の職員がされると思うんですけども、そういった方々の対応ってというか、あれは決まっているんですか。

総務部長（三原裕樹君） はい。市の職員が避難所へ参ります。加えて、保健師さんもそこに配置をして、対応する予定としております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、分かりました。それなりの格好っていうか、何て言うんですかね、防護服みたいなやつも着けてって形ですか。分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。今回、避難訓練の中身、今、市長の答弁の中でも幾つかあったと思いますけれども、1月の避難訓練の際ですね、奄美市でもいろいろな課題が出てきたと思います。たくさんさんの検証がですね、課を超えて、行われたと思いますが、今回、予定されている避難訓練の中で、どういったことを生かしていく予定だったのか。何か、先ほども答えられたかもしれませんが、分かりやすい事例などありましたら、イメージもしやすいと思いますので、是非、よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、1月の津波避難の際に、幾つかの課題がございました。その中の一例といたしまして、報道等でもございましたが、車による高台避難での交通渋滞が発生したことも、大きな課題の一つでございます。津波避難の際には徒歩での避難を原則としておりましたが、周辺に高台がない方、垂直避難ができない方、また、歩くことが困難な方につきましては、車での避難も一つの手段だと理解をしております。このようなことから、今回の防災訓練では、車での避難も想定し、交通整理を行うなど、渋滞緩和についての訓練も予定をしておりました。今後の防災訓練の中で改めて実施をし、検証を行いながら、安全・安心な避難行動に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。車での避難も想定してとの話ですが、1月のときは、突発的なことでしたので、皆さん、自由に高台を目指して、自分がここだと思うところに走って行かれたと思うんですが、それで渋滞が生まれたと思いますが、この地区ごとに、もし、高台に車で行くならとか、この地域はここにとかいう、そういったイメージとか、みたいなやつはあるんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） ハザードマップにおいてですね、一時避難場所というのを指定しております。今回の渋滞につきましては、そこに一斉に避難されたこともありますけれども、その途中で路側帯で駐

車をしていることが渋滞につながったということが、検証した結果、見えてまいりましたので、そういったのを踏まえて、今回の防災訓練では、それに対応できるような訓練しようというふうに予定をしていたところでございます。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい。分かりました。一時避難場所に、みんなが、そのことを理解しているかって、ちょっと、そこはまだ難しいことだと思いますけれども、案内があればですね、そのほうに逃げやすいのかなと思います。これは、これで終わります。

次の質問に移ります。出前講座についてですね、はい、お聞きしたいと思います。避難訓練についてですね、出前講座、この依頼はですね、例年、どれぐらい行われていますか。また、この、その1月の津波避難を受けてですね、今年度はどうだったのかと。今からの、今年度、行う予定も併せて、行う予定の地域があれば、それも併せて、よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問の出前講座等の回数につきましては、過去5年間の年平均で申し上げますと、おおよそ年4回ほどの実績となっております。今年度につきましては、先ほど議員からもございましたが、1月の津波警報を踏まえまして、4月から8月までの5か月間で12件実施をしていることから、市民の皆様の防災意識の向上が、実施件数として表れているものと考えております。今後につきましても、地域から要請があった場合には、本市から出向いて、出前講座を実施したいというふうに考えております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。聞き取りのときは8件だったんですけれども、4件増えている感じで、はい。この12件なんですけれども、可能であれば、どういったところからの依頼であったかまで。全部じゃなくてもいいですけれども、分かる範囲で、よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 仲勝和光平成会、それから大川小中学校、春日老人クラブ、奄美和光園、それから奄美市老人クラブ連合会、それから奄美高校、それから小湊町内会、大熊町内会、浜里自治会については、個別避難訓練の講座を実施しております。それから教育委員会、これは定例校長会研修会で出前講座を行っております。それから市集落からの12件でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。今年度は1月以降、出前講座が増えているということで、市民の皆さん、防災組織、校長会なり老人クラブですか。そういった自主防災の機運が上がってきているのを感じ、大変嬉しく思います。ですけれども、市内の真ん中ですから、市街地、ハザードマップで言えば低い地域の皆さんの地域のつながり、住民同士のつながりが、少し弱い地域からの声はあまり上がってきていないような印象を受けます。そこで、提案みたいな形になりますけれども、声が上がりにくい地域ですね。この市街地になるとと思いますが、その方々に向けて、プッシュ型と言いますか、行政のほうから、その出前講座を働きかけることは可能なのかなと、ちょっとそこをお聞きしたいんですが。地域に沿った備えやですね、避難の仕方とか、こういった避難がこの地域には必要であると、地域としてはどう考えているんでしょうかとか、一度、こういったことを行いたい、時間をつくれないかみたいな感じで案内していくことはできないかという質問なんです、いかがですか。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、つながりの弱い地域、特に市街地におきましては、出前講座等の依頼が少ないように感じているところでございます。議員御提案のプッシュ型の講座につきましても、一つの方法ではございますけれども、市が主催をし、地域の方へ参加を促し、講座を開くというスタイルとなりますと、防災への関心が薄い地域では参加者が少ないということも想定をされます。まずは、これまでどおり、地域からの要望を受けて実施をすることで、防災意識の醸成や地域の共助、

互助につながるものと考えておりますので、今後もこれまで以上に、我々のほうから町内会等に積極的に働きかけ、実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

7 番（正野卓矢君） はい、部長、ありがとうございます。市役所、行政側から提案すると参加者が少ないということですが、でも、最終的に自助っていうのをつくっていくのは、前回も言いましたけれども、地域であつたり、地域のやり方であつたり、その、地域のやり方っていうのは、公助のほうからの形があつて、地域の避難の仕方があつて、それを踏まえて、やっぱり自分はどう逃げるっていうのが、最終的にできあがっていったら、その自助力が、最終的に街を、その避難を楽にしていこうと思うので、是非、そうですね、難しいって話ですが、一応どっかに、頭のどっかに入れててくれたらありがたいです。

次の質問に行かせていただきます。⑤ですね、ペット避難について、ちょっとお聞かせください。ペット避難については、もう何度か質問させてもらっていますが、その進捗状況ですか、奄美市のペット避難について、何か進んでいることがあったら、お示しください、よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） ペット避難についてでございますが、家族同然であるペットと一緒に避難することは、飼い主として切実な思いだと認識しております。しかしながら、他に避難されて来た方の中には、動物が苦手な方、ペットアレルギーの方などもおられます。また、しつけがなされていないペットの鳴き声や行動、また、他のペットとのトラブルなどにより、避難所内での大きなストレスをもたらす要因となる恐れもございます。このようなことから、ペット避難につきましては、まだまだ課題が多い状況でございます。現在のところは知人宅への避難やペットホテルへの一時預かりを依頼していただくなど、御理解を求めているところでございます。現在、他自治体の避難準備マニュアル等を参考に、本市での課題の洗い出しを進めているところでございますが、ペットも大切な家族の一員でありますので、飼い主と一緒にストレスなく避難ができるよう、飼い主の方々の御意見にも耳を傾け、連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。ペット避難について、要望があつた皆さんにですね、どちらかあつた話か分かりませんが、自主防災組織、そのペットを飼われている、要望されてる方々に、自主防災組織をつくっていただいてみたいな話が、ヒアリングのときにあつたんですが、自分としては、とてもいいアイデアだなと思いました。もし、そこで話が止まっているということであれば、先ほどの質問ではないですが、要望のあつた皆さんにですね、その自主防災組織のつくり方とか、その、今、部長がおっしゃった、ペットに関するストレスやアレルギー、そんなのを考えなきゃいけませんが、その家族同然のペットが逃げられる、一緒に避難できるようなやり方みたいなやつを、あるのではないかと思いますけれども、もし、そのことについて、何かあれば、よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） まず、本市の指定避難所につきましては、学校や集会施設など、数多くが指定をされております。まず、その指定避難所が飼い主とペットの同行避難、それ以上の同室避難、そういったものが可能な施設が指定できるかどうか、まず、そこについて、施設管理者と協議が必要かなというふうに考えております。その上で、ペットを飼っておられる方々での自主防災組織の立ち上げの可能性についても研究をしてまいりたいと考えておりますけれども、これまで避難された際に、実際にペットと一緒に避難された方もいらっしゃいました。その避難所については、ピロティみたいなところがありまして、ケージに入れて避難されたんですが、そういったの、実際、受け入れた実績もございます。その施設によっては、そういったことも可能でございますので、そこはしっかり整理をして、これから進めていきたいというふうに考えておりますので、そこについて、御理解を頂きたいと思います。

7 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。普段から避難訓練に、ペットを連れて、地域の活動

に参加されている飼い主とか、そのペットとかは、結構、地域での避難とかに受け入れられやすいみたいな話もありますので、避難について、そういった方々に、普段からの訓練に参加とかの広報までお願いして、今回、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2、観光についてですね。1、ユニバーサルツーリズムについて。昨年でもですね、同じようなことを質問させていただいておりますけれども、1年経って、いろいろ動き出した部分もあるかと思っています。奄美市にとって、ユニバーサルツーリズムの取組方法とかですね、考え方などありましたら、お聞かせください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、ユニバーサルツーリズムについての御質問でございます。観光庁によりますと、ユニバーサルツーリズムとは、全ての人が楽しめるようつくられた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指す観光とあり、本市といたしましても、魅力的な旅行形態であると捉えているところでございます。ユニバーサルツーリズムは個々の状況により、特性や困り事、必要な支援、対応手段はそれぞれ異なっておりますので、まずは本市のホームページにおきまして、NPO法人かごしまバリアフリースターセンターの情報をリンクさせていただき、情報発信を行い、県が実施しております、奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業に参画し、情報共有に努めているところでございます。併せまして、奄美大島5市町村で構成する、奄美地区障害者差別解消支援地域協議会とも連携を図り、各観光施設、飲食店、宿泊施設などの受入体制の整備を促進し、安心・安全の旅行先として御来島いただくための観光地づくりに努めてまいりたいと存じます。よろしく申し上げます。

7番（正野卓矢君） はい、部長、ありがとうございます。

次の質問に移ります。奄美市のユニバーサルツーリズムについての窓口についてお聞きします。障害のある方や歩行に不安のある方が事前にですね、奄美の旅情報をチェックしていくときに、参考となる資料やパンフレットなどの案内はあるのかどうなのかっていうこととですね、その窓口となる場所はどういったところになりますか。そして、そういった情報の発信は、今、どうなっているのか、お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ユニバーサルツーリズム、本市における窓口についての御質問でございますが、現在のところ、先ほど申し上げました、かごしまバリアフリースターセンターが、本市を含め、県全体のワンストップ窓口となっております。併せまして、本市において問い合わせがあった際には、観光施設、宿泊施設、飲食店の情報提供を行っているところでございます。また、障害者や高齢者の方々が奄美旅行をする際に事前に確認できる情報につきましては、先ほど申し上げましたが、本ホームページ上を通じまして、ユニバーサルツーリズムのための設備を有する観光施設や宿泊施設、飲食店の情報発信に努めているところでございまして、特に現在のところ、資料、パンフ等は準備をできていない状況でございます。これらの情報は、適宜、更新されており、新しい宿泊施設や飲食店などの情報が追加をされております。現在、奄美大島本島内31か所、うち市内15か所の施設を紹介させていただいているところでございます。以上でございます。

7番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。窓口はバリアフリースターセンターのホームページってことですね。何年か前、1回、その同じバリアフリースターセンターが作成したパンフレットみたいなやつがあったかと思うんですけども、案内所になかったという声がありましたので、一応、質問に入れました。ちなみに、龍郷町ではバリアフリーマップみたいなやつがあるんですが、そういったものは作る計画みたいな、声みたいなやつはありますか。Web版でずっといくのか、どちらかあれば、お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先ほども申し上げさせていただきましたけれども、現在はバリアフリー ツアーセンターのホームページを通じて情報発信を行っているところでございます。後ほどの、また、答弁もさせていただきますが、いろいろな課題等も、モニターツアー等でも示されておりますので、今後、そういった地図等につきましても、検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（正野卓矢君） ありがとうございます、ありがとうございます。

次の質問に移らさせていただきます。社協や観光業との連携について、お聞きします。旅をされる方がですね、車椅子を普段から使われている方は持参して来られるとは思いますが、歩行に不安があったりですね、高齢者の方、観光ともなれば、こう結構歩くことも増えますので、ゆっくり散策するときなど、常に車椅子が必要とまではいかななくても、あったらいいよね、みたいな声もあるみたいですね。社協や、そういった関連事業、また、組織とですね、連携して、そういった車椅子の貸し出しとかあるのかどうか、お聞かせください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。奄美市社会福祉協議会で観光客への車椅子貸し出しにつきましては、有料となりますけれども、1 週間、車椅子を貸し出すことが可能であり、本市におきましても、観光客から問い合わせがあった際には、当協議会への案内をさせていただいているところでございます。また、あまみ大島観光物産連盟におきましても、車椅子についての問い合わせがあった際には、A i A i 広場にて管理している車椅子を貸し出していると伺っております。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） ありがとうございます。一応、社協と連携されているということで、何台、台数とか、分かりますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 申し訳ございません、台数までは確認しておりませんでした。すいません。

7 番（正野卓矢君） すいません、自分が聞いてなかったものですから。

次の質問します。観光業の皆さんとの連携について、ちょっとお聞きします。ホテルのフロント等ですね、車椅子のレンタル対応や飲食店の予約とか、店の案内マップであったり、ツアーガイドさんとの連携を取りやすく、その日の体調に応じて、ツアーの中身や車種を選べるなど、ユニバーサルツーリズムに参加される方へ様々な情報が先にお伝えできると助かるのではないかと。連携がとれていることで、スムーズな旅が御案内できるのではないかと考えています。これは民間企業の話かもしれませんが、奄美大島にお越しいただき、満喫していただき、こう長く滞在していただくためには、今後、大切な連携となってくると思います。民間同士の話ですので、旗振り役と言いますか、行政として、何かこう考えていることがあったら、よろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今の御質問でございますが、現在におきましても、先ほども答弁させていただきましたけれども、各、観光客関わらず、いろんな業種の方から問い合わせがあった際には、こちらもお答えさせていただいております。また、今後におきましても、先ほどのバリアフリーツアーセンターの協力も得ながら、いろんな情報につきましては、各観光団体等通じまして、こちらから情報共有に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番（正野卓矢君） 共有される情報があつてですね、それを提供できるシステムが、今、バリアフリーツアーセンターってことなんですけど、もう少し、手に取りやすい情報があつたらいいのかなと思つての質問です。ありがとうございました。

次の質問に移ります。県の事業だと思いますけれども、モニターツアーがですね、実態調査などで見えてきた課題などが幾つかあるかと思ひますけれども、そういった課題が見えて、そういった課題に対してですね、奄美市としての対応と言ひますか、どのように考えているか、お示しください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先ほども申し上げましたが、令和2年度より県において、奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を実施いたしてあります。この事業におきましては、奄美大島の保健福祉、観光、交通及び行政関係者を委員とした検討会や、島内の主要な観光スポットである観光施設や景勝地について、モデルコースを作成し、アクセス方法や公衆トイレの状況などについて、現地調査などを行っているところでございます。令和2年度に実施された現地調査におきまして、先ほど若干出てまいりましたが、障害者が利用できるトイレ場所を示した地図の作成や観光施設の情報収集と発信など、課題が提示されているところでございます。提示されました課題に対しましては、奄美地区障害者差別解消支援地域協議会などにおかれましても、情報共有を図り、そして、行政も一体となつて課題解決に向けて取り組んでいるところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

7 番（正野卓矢君） はい、部長、ありがとうございます。多分、出てきた課題、ちょっとしたことなんでしょうけれども、実際、モニターツアーに参加された方々がですね、感じたことだったりすると思ひますので、できることからですね、一つずつ、取り組んでいっていただけたらと、対応していつてほしいと思ひます。よろしくお願いいたします。

はい、次の質問に移ります。5ですね。それで、飲食店との連携についてお聞きします。やっぱり奄美大島に来ていただいたからにはですね、観光でお越しくださった全ての皆様に、繁華街である屋仁川であつたり、島唄であつたり、島の文化や食ですね、黒糖焼酎などを気兼ねなく楽しんでいただきたいと思います。そのために、飲食店等と連携してですね、楽しんでもらうための環境の整備、ユニバーサルツアーなんで、スペースやトイレ、段差などであつたり、おもてなしをする上でですね、リハビリ職等の、専門的な、専門職との方々との研修、知識もそうですけれども、体の支え方とか、不安を解消する方法、介助方法など、更におもてなしがですね、何か、しやすくなるのではないかと考えています。そういったことは考えられないかと、ちょっとお聞きしたいと思ひます。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、まず飲食店等の連携についてということ、御質問でございますが、観光団体、宿泊、飲食事業者、交通事業者等を対象として、県が令和4年度奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業の中で、ユニバーサルツーリズム推進に係るおもてなし研修を、奄美大島でも開催される予定となっております。このおもてなし研修は、障害者や高齢者等への接遇に関する基礎講座や、議員もおっしゃいました、車椅子の扱い方や航空機やバス等での乗り降り時の介助方法などの実践的な内容を学ぶことで、ユニバーサルツーリズムの促進に向けた人材育成にもつながるものであると期待いたしているところでございます。また、観光庁の観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得に向けては、各施設が三つの基準を満たすことで、この認定も受けることができますが、本研修を受講することにより、そのうちの一つの基準もクリアすることにもつながります。このように、おもてなし研修の受講を含めた心のバリアフリー認定制度を取得することなどを通して、ユニバーサルツーリズムへの理解を深め、関係機関が連携を取りながら、受入体制の改善や情報発信を行い、安心・安全な旅行先として御来島いただくための観光地づくりに努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

7 番（正野卓矢君） はい、部長、ありがとうございます。おもてなし研修ということで、自分の質問はもうちょっと軽い感じかなと思っていたんですけども、はい。それが浸透したらすばらしいことだと思います。障害のある方やですね、歩行に不安のある方が、事前に奄美の旅情報をチェックするときですね、必要な情報を見つけやすかったり、手に取りやすかったりというのは、旅先を選択するときには相当プラスに働くのではないかと考えておりますので、ユニバーサルツーリズム、バリアフリースーツアールについてですね、奄美市の今をですね、もう、もっと発信して行ってほしいなと、情報発信して行ってほしいなと思っています。SNSにも力を入れていく奄美市でもあると思いますので、是非、新しい情報を待っている方、絶対、世界中にいらっしゃると思いますので、バリアフリースーツアールセンターのホームページまで、なかなか辿り着かないと思いますので、市のSNSとかですね、新しい情報を待っている方に、こう発信して行ってほしいなと思います。そして、民間との連携もですね、5市町村、奄美群島全体とも連携をとっていただいてですね、この誰もが気兼ねなく楽しめるユニバーサルツーリズムを促進して行って、奄美群島の島旅を進めて行ってほしいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。3、新規就農についてですね。①遊休農地について伺います。現在の遊休農地は全体でどれぐらいありますか。また、各地区ごとに分かれば、各地区ごとでお願いします。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御質問の遊休農地について、お答えいたします。遊休農地につきましては、農業委員会による農地利用状況調査から本市の農地面積は約1,934ヘクタールに対し、遊休農地が330ヘクタールで、約17パーセントの遊休農地でございます。地区ごとの遊休農地面積につきましては、名瀬地区が農地面積448ヘクタールに対し、遊休農地が約142ヘクタールで32パーセント。次に、住用地区においては、農地面積249ヘクタールに対し、遊休農地が約72ヘクタールで、29パーセント。笠利地区においては、農地面積1,237ヘクタールに対し、遊休農地が約116ヘクタールで、9パーセントが遊休農地となっております。以上です。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。はい、ありがとうございます。

次の質問に移ります。遊休農地を、新規就農者も含むですね、地域の担い手農家さんの方々に斡旋していくみたいな事業、そういったシステムみたいなものはありますか。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御質問の農地の斡旋についてお答えいたします。農地の貸し借りにつきましては、農業委員会による農業経営基盤化促進事業により、農地の借り手、貸し手のマッチングによる農地の賃貸借、使用貸借等を行っております。令和3年度における当事業による利用権設定の実績といたしましては、認定農家5名、一般農家31名、新規就農者10名に対し、約16.6ヘクタールの農地の契約を行ったところでございます。事業内容といたしましては、農業委員会が年1回の農地利用状況調査による遊休地について、農地所有者に意向調査を行い、貸したい農地について、担い手農家への農地の斡旋などを行います。また、本市が受託業務として、公益財団法人鹿児島県地域振興公社による農地中間管理事業を行っております。令和3年度の担い手への農地の斡旋の実績といたしましては、認定農家16名、一般農家20名に対し、約16.7ヘクタールの農地の契約を行ったところでございます。今後とも引き続き、関係機関と連携し、担い手や新規就農者等への農地集積、集約化を促進してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

7 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。はい。

次へ行きます。新規就農者への支援状況について、ちょっとお聞きします。就農者の育成や、その研修制度、卒業後の支援がいろいろあると、内容がいろいろあると思うんですけども、その内容について、教えてください。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、本市の新規就農者育成につきまして、現在、公益財団法人奄美市農業研究センターにおいて、農業研修を実施しており、次世代を担う農業者の育成、確保を図っているところでございます。研修期間は２年間であり、市農業研究センター内のほ場において、本市重点品目であるパッションフルーツやカボチャなどの実践研修や、先進地視察研修を実施しているところでございます。研修期間中は年間最大１５０万円を県が交付する就農準備資金の活用や、資金の対象とならない研修生に対しましては、市が日額５，８００円の研修助成金の交付を行っております。研修終了後の新規就農者に対しましては、各関係機関と連携し、農業基礎講座の開催や、営農指導による技術支援を行うとともに、市の所有するハウスの無償貸し付けや堆肥の無償提供、農業機械使用手数料の免除などを行っております。併せて、５０歳未満の認定新規就農者に対しては、年間最大１５０万円を最長３年間交付する経営開始資金や、機械、施設などを導入する際の４分の３を補助する経営発展支援事業を活用した支援を行い、円滑な就農定着を図っております。今後とも、各種支援事業を活用するとともに、各関係機関と連携し、農業研修内容の充実を図りながら、新規就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧なフォローを行い、担い手農家の育成、確保を図ってまいりたいと存じます。以上です。

７番（正野卓矢君） はい、部長、ありがとうございます。

続いて、④に移ります。研修の卒業生が新規で就農された農家さんですね。定着度って言いますか、について伺います。定着状況について、どうなっているか、お示してください。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、新規就農者の定着度について、お答えします。合併後の平成１９年度から今年度までの１６年間で、農業研修修了生は４１名いらっしゃいます。うち就農中の方は３３名、死亡者を含む離農者が８名となっており、農業研修修了生の就農定着率は約８０パーセントとなっている状況であります。以上です。

７番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。今回、質問に入れたのはですね、今回、台風でスーパーも空っぽになったので、ストックヤードの必要性とかを感じるわけですが、今の燃料高騰とか飼料の高騰、世界の情勢など、いろいろどういった形になっていくかわかりませんが、島自体のですね、食料自給率ってどんな感じなんだろうと思って、そういうのって、やっぱり新規就農しやすいほうが、そういう自給率って上がっていくのかなという気持ちから、質問させていただきました。安定した、そうですね、子どもたちが食べる安心な食材とかですね、そういった自給率が気になっての質問でした。自分が初めての質問で、ちょっと分かっていないこともあって、いろいろ丁寧に答えていただいて、ありがとうございます。また、よろしく願いいたします。

それでは、４にいきます。地域サロンについてですね。市長のマニフェストの２５番目に掲げている地域サロンについて、お聞きします。マニフェストの中ではですね、高齢者を対象にした地域健康教室やころばん体操教室などを参考に、地域サロンを市内各地に設けるとありますが、市長の目指している地域サロンといったのは、どういったものでしょうか。公民館やですね、集会所のある地域だと、イメージしやすいのかなと思うわけですが、ない地域にはですね、どのような形で地域サロンを運営していくのかなど、大まかなものでもいいので、イメージがあればお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の御質問にお答えいたします。はじめに、地域サロンとはどのようなものかについて、説明をさせていただきます。地域サロンとは、地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また、仲間づくりや社会参加を目的として行われており、地域の方々に立ち上げ、運営を行い、地区の公民館などで定期的に開催されるものでございます。地域の豊かな人間関係、お互いの支え合い、助け合う関係をつくり出す継続的な地域活動として、個と社会をつなぐ拠

点として、サロン活動が期待され、住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動でございます。さて、本市におきましては、子育て中のお母さんが中心となり実施している子育てサロンや、65歳以上の方が中心となり、介護予防のための運動を実施している地域健康教室、ころばん体操教室、また、地域における美化活動や趣味活動などの自主的グループなどの活動があり、多くの団体が自主的に地域のつながりを持ちながら活動しているところでございます。本市におきまして、コロナ禍において、地域での集まる機会も減少しており、更に将来的にも少子高齢化が進むことにより、今後、地域間のつながりが希薄化することが懸念されているところでございます。このような中で、地域コミュニティの一つである地域サロンにつきましては、子どもから高齢者、障害者などの方々が交流できる場所として、必要な場所であると認識をしております。このような中、市街地におきましては、集会場がない地域もあり、交流拠点がないことも十分に認識しているところでございます。本市といたしましては、人と人のつながりや交流の場は社会的孤立を防ぐためにも必要と考えており、地域支え合い体制づくりや介護予防事業を通しながら、地域の方々や自治会と協力しながら、立ち上げ支援を行うとともに、集会場がない地域においても、近くにある店舗の協力の下、空きスペース利用や民間保育園の休日等を利用しながら、事業実施に取り組んでいるところでございます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、これからも身近な場所で交流できる小さな拠点づくりを、介護予防を通しながら、様々な工夫を凝らして、地域のつながりや居場所づくりを、これからも積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

7 番（正野卓矢君） はい、分かりました。もう何て言うんですか、すばらしい、できたら全部の地域で地域サロンができて、共同で運営してですね、新しい仲間づくり、多世代で交流できる、障害、持っている方も含めてですね、地域から声が出て、そういったところが出ていく。地域から声が出て、それをサポートしていくっていう形で合っていますか。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の地域から声が上がリ、市のほうでサポートして立ち上げていくっていう御質問で、まさにそのとおりでございます。また、いろんな老人クラブであったり、そこら辺りの働きかけも、現在、しているところでございます。以上でございます。

7 番（正野卓矢君） ありがとうございます。拠点が無い場所は、空き店舗や保育園の休日とかを使ってという話ですけれども、これも地域で、この場所を自分たちで選定して、こういったところをこう使って、自分たちでやっていきたいんですがという声が出たら、それはその、持ち主さんとの話は行政側もサポートしていただけるって形でやるんですか。

保健福祉部長（山下能久君） この実績のある店舗の賃貸借につきましては、ちょっと確認していないんですけれども、自治会が店舗と、二つの自治会と店舗のほうで契約をされたと考えております。

7 番（正野卓矢君） 契約は自治会と店舗がされる。そこに金銭が発生する場合は、何かしら補助的なやつはあるんでしょうかね。

保健福祉部長（山下能久君） ちょっとすいません、この地域健康教室を含めてですね、健康教室において、民間の施設を借用し、利用料金、料金が発生する場合につきましては、市の助成は今のところございません。

7 番（正野卓矢君） そうですね。先ほど空き店舗とおっしゃいましたっけ。そうか。地域に健康教室やお茶飲みする場所とか、多世代交流する場所、いいですか、大丈夫ですか、ゆらいどころが出てですね、

先ほど部長がおっしゃったようにですね、地域みんなで支え合うコミュニティができて、そこで役割を感じたり、居場所を見つけたり、個と社会をつなぐですね、居場所づくりにもつながると思います。もう、やり方はこれからだと思いますけれども、この地域サロン構想がですね、動き出すの、期待して、動いているところもあるんだと思いますけれども、期待してですね、拠点がないところは、これから、また、相談してですね、動き出していけたらと、そういうのをお願いしてですね、この質問を終わりたいと思います。はい。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時37分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
自民党新政会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

20番（伊東隆吉君） 皆さん、こんにちは。市民の皆さん、そして、並びに、議員の、今、出席の皆さん、そして、ネット視聴の皆さん、自民党新政会の伊東隆吉です。昼の一番でございますが、お付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。まず、先月8月1日付で本市に新たに諏訪哲郎副市長が就任いたしました。4月1日以降、4か月の間、不在が続いており、今回、諏訪副市長の就任により、市行政の組織がしっかりと整ったものと考えます。諏訪副市長におかれては、鹿児島県庁入庁後は商工政策課、それを皮切りに、環境整備課、交通政策課、そして、一時、公室政策調整課、そして、更には健康増進課等、様々な部署を務められておられます。このことは、本市の政策立案に関し、その培われた知識、経験を、本市職員とともに遺憾なく発揮していかれるものと期待をいたすものであります。ところで、諏訪副市長は大島支庁への赴任はないようでございますが、既にあなたは奄美のために大きな仕事を一つなされておられます。この場で少し御披露しましょう。この件は、私が日頃より懇意にしている知人で、奄美空港関係の会社役員の方からのお話であります。それは、遡ること今から8年前の平成26年3月の6日に、当時、奄美市企画調整課長であった前奄美市の副市長である東美佐夫調整課長、この方からの連絡で、県の交通政策課長が島に入るので、どうか会っていただきたいとの旨のことがあったようで、翌日7日に面談されたようでございます。そのときは、県のほうからは企画部交通政策課課長であった、そのとき、伊勢尚史、この方は国交省より出向されていたようで、東大の出身のようでございます。このとき、同行されたのが、当時、航空対策室、航空対策の係長であった諏訪哲郎さん、副市長、あなたであります。奄美市側は、当時、総務部長の安田義文氏、そして、さっき申し上げた東美佐夫前副市長の、この4人での面談と相成ったようでございます。話の内容というのは、奄美群島復帰60周年の節目として、バニラエアの就航を検討して、企画している。それで、この奄美空港での、要するにバニラエアのハンドリング業務の依頼を、こういうことを受けたようでございます。それから4、5日のちに、県の当時の伊藤県知事から、新聞紙上で発表があり、7月の1日、皆様も覚えていらっしゃるでしょう、成田・奄美線初のLCCの就航となり、一番機を放水アーチで迎え、我々もみんな行きましたね、奄美のみんなが歓喜に浸った日でもありました。諏訪副市長、この事案はしっかりと記憶にあるものと思います。あなたは奄美市民の一人で、もう既に一人であります。もう8年前から、私に言わせれば、しまっちゅなんです。奄美は第2のふるさととなっているのでございますよ。どうぞ、奄美とのつながりを心に宿して、副市長としての気概、これを携えて、若き安田市長をしっかりと補佐し、支えていく。それと同時に、市職員とのコミュニケーション、対話は特にしっかりとって、奄美市市勢発展に頑張っていたいただきたいと思います。どうぞ、諏訪副市長、頑張ってください。

さて、話変わりますが、私は自由民主党党员として、自称、長きにあって、政治活動を行っている一人であります。去る7月8日に安倍晋三元内閣総理大臣が選挙演説中に銃撃を受けて死亡するという、痛ましい事件が発生しました。安倍元総理におかれては、平成26年の衆議院選県区2区の補選の際、応援演説のために本人が奄美入りされました。記憶にありますね、皆さん。そのとき、みんなと握手されていた安倍総理の姿を思い出します。私も握手をした一人であります。柔らかい手でありました。そして、8月の12日、東京、芝、増上寺にて、御本人の葬儀に私は参列いたしました。大勢の方々が来られておりました。本市の自由民主党の皆さん、皆で弔意を示しましょう、を申し上げて、質問に移ります。

まず、コロナ感染についてであります。奄美市民として、今後、このコロナにどのように対応、行動すべきかっていう、単純な質問でございますが、我が国において最初のコロナ感染者が確認された令和2年1月の15日、これからやがて、もう2年と7か月が過ぎようとしています。政府、内閣官房においては、国民に対し、感染拡大防止に向けた取組として、基本的な感染防止策として、手洗いの徹底、隙間なくマスクの着用、密接、密閉、密集のいわゆる3密の回避、そして、こまめな換気、この基本的な感染対策の徹底を現在も発信し続けております。しかし、今年に入り、この新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株BA.5、この系統を中心に感染が急速に拡大しております。9月5日現在、日本、この国内において、感染者総数1,954万6,927人、死者数4万1,333人、入院療養154万3,589人、うち、大変、重症者として579人であります。感染者の割合として、現在の日本国の人口1億2,478万人、これの15.6パーセントという、1割半も感染者が示されて、このように及んでおります。本市においてみますと、9月5日、9月の5日の現在、感染者総数は1万500であります。もう1万超えました。大台に乗っており、本市の人口4万1,764人、これ、8月末現在、ホームページに載っております。これの4分の1、25.1パーセント、もう4分の1を超えているんです。このように、このコロナの感染に関しては、また、感染経路の確定も明確に示せない、このような状況であります。この感染状況は当面収まる気配がないものと考えざるを得ません。これはもう、1,2週間の前の考えですが。今後、この奄美市民として、このコロナに対し、どのように対応し、どのように行動すべきか。奄美市としての指針、この基本的なことは分かりますが、これをどうしたらいいのか。今後、先ほど同僚議員が新しいいろんな情報も言っておりますが、市としてどういうことが示したらいいか、いや、本市としての指針、そういうものを市民にしっかりと示すべきじゃないかという気がする一人でありますので、これに関して、答弁を頂きたいと思います。

あとは、発言席から行います。

市長（安田壮平君） 伊東議員におかれましては、冒頭の所感の中で、諏訪副市長への大きな激励を頂きまして、ありがとうございました。私自身もそのお話の経緯について学ばせていただき、感動した次第であります。感謝申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。新型コロナが確認されてから3年目に入りました。この間、市民をはじめ、事業所の方々には大変な状況の中、感染防止対策へ御協力を賜りましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。当初の行動制限などは緩和されつつあるとはいえ、以前は当たり前に行っていたことも、工夫や対策をとっていかなければならない状況は続いており、ストレスや閉塞感を感じておられる方もいらっしゃるかと存じます。特に子どもたちにおいては、休校や、この時期でしか体験できない行事や大会などが中止や延期になるなど、我慢を強いられることも多くあったのではないかと推察いたしております。しかしながら、一方では、社会生活の中で、デジタル化が大きく進み、また、働き方についても多様化が進んだことなどは、コロナによってもたらされた社会の変化ではないかと考えております。新型コロナにつきましては、感染者数が徐々に減少傾向にはありますが、今後も感染症の一つとして、引き続き付き合っていかなければならないと考えております。本市の新型コロナへの考え方につきましては、奄美大島警戒レベルがございます。今年4月には大きな見直しを行っており、これ

までの人との接触を減らし、感染を防止するという考え方から、感染対策の徹底と社会、経済活動の維持に向けてという考え方の下、基本的に行動制限等は行わず、社会活動については、工夫や対策強化を行いながら実施していくという方針としておりますので、現在もこの考えの下、進めているところでございます。感染対策としましては、これまでの繰り返しにはなりますが、ワクチン接種とともに、基本的な感染対策を継続し、医療提供体制を維持していくことが、市民の暮らしと命を守ることだと考えております。保健所長が提唱しておられる、危機管理のABC、当たり前のことをバカにしないでちゃんとやるを、大人の私たちが子どもや高齢者を守るため、うつらない、うつさないを肝に銘じ、日々の感染対策を習慣にしていくことが大切であると考えています。昨年度からの新しい風として、世界自然遺産登録や子どもたちの各方面での活躍など、明るく元気の出る出来事も続いております。感染対策についても、このような明るい出来事や、これからの未来に目を向け、社会経済活動と感染対策の両立を目指して、知恵を絞りながら考えてまいりたいと存じますので、今後とも御理解のほど、よろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） どうもありがとうございます。基本的なことを、それを踏まえて、更にしっかりと行動に、毎日の日々の行動に、うつらない、うつさない、これが原則だと思いますので、今、市長の言われた、ごもつものことでございます。私はこの長きにわたって、このコロナ感染は消滅はなかなかしづらいというふうに考えている一人であります。皆さんもそうでしょう。特に、日本国内においても、内閣、いわゆる国においても、これはなかなか難しい。いわゆる、類として、2類を5類に下げるとかいろいろあります。しかし、このインフルのようになるには、いささか時間もかかるであろうとは思いますが、それで緊急事態宣言を出して止めるかということ、もうそういう時代ではないと、そういうときではないというふうなのが感じますし、また、国においても、昨日、岸田内閣、岸田総理がしっかりと申しました。今日からってということで、今まで感染者の、陽性の方が10日管理だったのが7日いい、7日だった陰性管理は、管理するのは5日がいい。このようになっています。私はそういう一つのなんかな、これはウィズコロナなんですよ。コロナと一緒に社会生活をやろうじゃないか、経済をしっかりと活性させようじゃないかということであるというふうに認識いたしております。更には、国外の2万人から5万人、入込もどんどん入って来ました。海外から入るのも、今までPCRを取らなければ出来なかった、これもいらなくなった、陰性証明書もいらなくなった。こういうふうにして、どんどんどんどん経済を回転させようと、国も一生懸命なんですね。そういう中で、この本市、この外海離島である奄美においてみたら、夏、7月26日、世界自然遺産センターがオープンしました。冒頭の、最初の和田議員のほうもありました。非常に賑やかです。これだけ都市圏のほうから観光客、入込客は、極端にゼロではないんです。むしろ、こういう時期によく入ったなと思うぐらいのが、この奄美なんです。それは、逆に奄美の知名度がかなり世界自然遺産登録によって上がったっていうことの表れじゃないかと思います。そういう流れの中で、私は、ただ同じようなことだけでは、これははいはいで終わる。私はやっぱりこの、今、市長の言われたことに、かなりプラスして、それぞれ一人ひとりはどう生きたらいいのか、どうしたらいいかってことをですね、もっとこう、なんか方策がありそうな気がするんですよ。そこで、その、担当部長、いつも頑張っておられる山下部長にお伺いしたいんですけれどもね、今、この国のほうにおいてもその2メートル、2メートルを離れたらマスクはしなくていい。これ、ちゃんと国のあのホームページ、ちゃんと載っていますね、皆さんが見ているとおり。そして、一番その、思うのは、この薬のことです。昨年12月の24日ですかね、このMSD、いわゆるラゲブリオ、いわゆるこれが、よくそのニュースでも言われていましたが、モルヌピラビルとかなんとかなんとかっていう、こういう一応薬が認可され、厚生労働省が、これ、認可されているんです。これを市販ができることはできるはずなんです。これはいわゆるコロナの薬として、ちゃんとオープンされているんです。いろいろな噂を聞きますと、本市の医療にもあるような、ないような、出しますよとか、妙な話も出てきます。だから、お医者さん、医療関係の中には知れ渡っていることじゃないのかと思います

のでね、これをあげなさいという意味じゃないんだけど、こういうのも徐々に出てきている段階に。そうであれば、この奄美に入るいろんな観光客を含め、入込客を含め、そして、地元も含めて、どうやったらこのコロナ感染をしながら普通の生活ができるんじゃないかと、こういうこともちょっと思うものですから、そういうことを踏まえて、トータル的にウィズコロナでしっかりと歩けるようにしましょう。これにはどうしたらいいかっていうものの、難しいと思いますが、そういう指針をちょっとお伺いしたかったんで聞きましたが、部長、どうですか。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、議員の質問にお答えします。ウィズコロナとは、この感染症を防ぐ治療方法や治療薬が開発されて、ある程度安心して暮らせるようになるまで、少しずつでも元の生活に回帰をしようとする、その道のりこそがウィズコロナではないかと考えております。クラスターを2回経験しました与論町では、伝統文化である与論献奉を同じ杯を使用しない方法として、伝統の継承に努めているという報道もございました。このように、住民一人ひとりが基本的な感染防止対策をしながら、元の生活に戻せるよう、楽しめるまでとはいかないまでも、様々な工夫を凝らし、知恵を働かせ、その道のりを歩んでいくことが大切なことではないかと考えております。市といたしましては、先ほど、市長の答弁にもございましたように、警戒レベルを改定して、社会経済活動の維持に向けてという考えの下、公共施設につきましては、公共施設ごとにその閉館措置でなく、対応していくと。行事についても検討していくということに改定しております。まだまだ感染の収束が見通せない中ではございますが、新型コロナに対しましては、これまで世界中の知能が結集し、通常の開発ではできない短期間でワクチンの開発にも取り組んでおります。先ほど、議員のほうからもございましたが、治療薬につきましては、9種類の治療薬について、薬事承認がなされておりますが、この中には安定的な入手が難しいことから、一般流通は行わず、厚労省が所有した上で、対象となる患者が発生した医療機関からの依頼に基づき、無償で譲渡される治療薬もございます。この治療薬でも、大量生産で大規模流通が可能となりますと、感染症で2類相当からインフルエンザの5類へ引き下げる、引き下げが可能になると考えております。市といたしましては、繰り返しになりますが、医療提供体制を維持すべく、特に重症化リスクの高い高齢者や乳幼児などと接する機会には十分な感染防止対策を施した生活様式を、市民の皆様には努めていただきたいと考えております。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） はい、おっしゃることはよく分かります。我々、この道をずっと行き来しても、ほとんど皆さん、マスクをしっかりと、2メートル離れとってやっては動いております。奄美市民は結構順守しているんじゃないかと、このように感じておりますので、その上で、守った上で、行動をどうしたらいいかっていう幅を少し見せていただきたいというのが、今回の質問でありますのでね。縮こまる必要はないんだよと、しっかりと感染対策をして歩けばちゃんと歩けるんですよ。但し、感染経路にかかった人を見るとどこでかかったか分からない。これが摩訶不思議なんで、ちょっと気にしているってことです。しかし、行政の長としてどうあるべきかっていうことをです、今の中でこうするっていう、名案はないかもしれませんが、絶えず注意喚起を、今、放送やっておりますが、そのようなことをね、言えば、自治会も含め、そういう細かいところの部署にまで、通達が行くような形を、是非、とっていただいて、市の活性、及びに、普通に歩ける奄美市、こういうふうにやっていただければと思いますし、また、今、部長が言われた、そのお薬によって、もう経口薬によっても、そういう情報等は早めにいろんなものを仕入れて、医療、いわば、医師会等のいろいろな話など、いろいろ、こちらにできると思いますのでね、何も県を通じてやる必要はないですよ。奄美医師会があるんですから。そういうのもして、やっぱりしっかりと奄美市としての、奄美市としての進むべき方向は早めに、他より早く知らせると。こう行きましょうってことぐらいは示していただきたいと思いますので、市長、頑張ってください、よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。国道整備についてですが、これもよく質問しております。58、いわゆる

おがみ山バイパストンネルの進捗ですが、これが本年度のその県の予算を見ると、主要構造物になる、延長1,225メートルの工事に関して、発注を含め、しようと、こういう予算が付いているように、伺っておりますが、この件に関して伺いたいします。進捗、どうなっているか。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。国道58号、おがみ山バイパス事業につきまして、事業の主体でございます県に確認いたしましたところ、トンネル本体の設計については完了しており、規格、構造等は決定をしておりますが、工事の着手につきましては、用地交渉等の進捗状況を見極めながら、その時期を調整しているとのことでございます。本市におきましても、早期着手に向けた県の用地交渉等に協力を行っているところでございますので、御理解を頂きたいと思っております。以上です。

20番（伊東隆吉君） これは県の事業ですのでね、ああだこうだ言ってもあれかもしれませんが、もうこれはかれこれもう10何年もずっとかかっているんです。一旦、伊藤知事のときに止められて、三反園知事で再度出発して、こういう形になっているにも関わらず、なかなかできない。いわば、聞くところによると、前後には、用地買収のところにもいろいろ手間取っているような、そういうお話も伺います。これはあくまで県の予算上の、がありますので、年度年度によって、その地価の価格等に勘案して、やはり予算付けあるでしょう。それに、用地買収ですから、当然OKというかもしれん、ちょっと少ないんじゃないっていうのもいるかもしれん。そういうやり取り、これは人と人との関係ですから。そこにやはり市としての担当がしっかりとやっぱり間に入って、やはりこうじゃないですかっていうことの、高かったらこういう、何かのこう、迂回のなんか策でも考えないと、強制執行はやりたくてもできないと思うんです。実際、法的にやってもいいんですよ。これ、できないと思うんです。だから、それをどうしたらいいかっていうことをですね、しっかりと県に、しっかりとやっぱりこの現状を見ていただいて、中途半端に今まで、あちこちもたもたしたら、こういうようなまちづくりになりますよと、こういうことも含めて、若干の予算の状況等も含めながら、しっかりとお願いをして、今後とも、担当部局としてはですね、もっと綿密に、いろんな形をとっていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく伺いたいしますね。頑張ってください。

続いて、もう一つ、次に行きます。3月議会でも、いつもこれ、尋ねております。国道58号、住用の城の道路であります。地権者の理解を頂いており、今後、協力を頂いて確認した上で、改めて県へ要望を提出したいというのが、これが3月の答弁であります。その後、そのとき、また少し申し上げましたけれども、国会議員であります保岡宏武さんが奄美に入るといことで、その現場をいろいろ見ていただきたい、視察っていうことで。そのときに、安田市長も御同行していただきまして、大変ありがとうございます。現地の方といろんな話をして、区長はじめ、いろんな話をしました。その要望等もしっかりと把握されたようで、されていたと、こういうふうに思っております。それで、伺いですが、その後、現状を問います。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） それでは、伊東議員の御質問にお答えいたします。議員御質問の国道58号、住用城道路拡幅に関する現状でございますが、現在、地権者及び集落の方々の御協力により、約9割の同意を頂いているところでございます。残りの地権者につきましても、再度、事業実現に向けての同意を得たいと考えております。また、7月下旬には、集落の役員会を開催し、現在の進捗状況も含め、情報交換を実施したところでございます。役員からの意見といたしまして、地権者全員の同意が得られるよう、業務を進めてほしいとの意見もありました。本市といたしましても、国道拡幅が可能になるよう、集落の方の協力を頂きながら、県への要望書の提出を行っていきたいと考えておりますので、御理解を頂きますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） あまり3月から、いろいろ頑張っておられることは理解できます。今の答弁の中

にありましたように、できればそれは、地権者の100パーセント、それは当然と言えば当然です。当然と言えば当然です。そういう中で、やはりあそこ、やっぱり何とかしなくちゃいけないってのは、住用の担当、当然、考えていると思います。これの、今回、聞き取りのときに、住用の支所の職員、お2人、いろいろお願いをしました。この2人とも城に住んでいる方なんです、職員。誰さんと誰さんとは言いませんが。この人たちも一生懸命やりたいと、職員も頑張っているんです。やれる方法が絶対あるはずなんです。区長にもこの間、お電話入れて、現状をお伺いしました。今、所長が言われたとおりの流れでありますけれども、若干入り口をこうこうとか、いろんな話もあったようですけれども、やはりこれを100パーセントにするのに、どうしたらいいか。100パーセントならなかったらどうなのかとかいうこともあると思います。これは、県のほうに、ある程度、100、納得しなければ何もできないのかということもあると思います。進め方っていうのはそうだと思います。結局、100の、100パーセントの地権者の見えないところも、どうやって探せない人もいると思うんですよね。だから、その割合をどうあるべきか。この拡張をすることによって、100パーセント安全な道路になるっていう考えと、100パーセントならなければできないっていうのと、7割でもいい、8割でもいいから、地権者がOKすれば拡張したほうがいいって、どっちが利口なんだと。どっちが安全性が高まるんだと、そういうことも考えてしないと、こういう困難に行き当たったときには、物事は進まないと思うんですよね。やっぱり人間の知恵として、そこはしっかりと考えて、100なければ、なかなか、やっぱり9割でも8割でも、陳情書、出してやるべきだ。これはやっぱり県に言って、こうじゃないかということ言うべきじゃないかと私は思うんですよね。そういうのを含めてやらないと、いつまでも同じようなパターンで、これ、もう何年かかっていると思いますか。市長、分かりますか。字図混乱からして、もう大変です、私がこれに取りかかってから。全く進んで、やっと地域はOK、OKしました。ルートを変えて、それまでOKしたんです。海側のルートっていうことで、ちゃんとこれ、図面もある程度、絵もできている。ではなぜっていうことですので、そのところは、反対運動は何も起きていないと思います。反対運動が起きていたらいざ知らず、反対運動は何も起きていない。だから、そういうところを、どこが攻めどころか。県のほうがなぜ、ただ単純に100パーセントないから駄目だって言っているのかどうか。やっぱり攻めどころがあると思うんです。そういうことで、なかなか答弁難しいと思いますが、私はちょっとここで、県の経験者、建設のところにもおられたようですけれども、ちょっと急でありますけれどもね、諏訪副市長、あなたの役割がここを出るんじゃないかと、こう思って。このトンネル、おがみ山、国道58号の城のバイパスの拡張。道路の拡張。こういうことにもしっかりとらまえて、ちょっと話を聞いていただいて、県とのパイプを太くしたい、安田市長の考えのその一つでもあります。新しいアイデアを含めながら、この辺りはどう考えるか、今、ここで答弁難しいかもしれませんが、何かいいアイデアありませんか。ちょっとお尋ねですが、よろしかったら答弁お願いします。

副市長（諏訪哲郎君） 大島支庁と建設部との協力関係ですとか、連携とかについての御質問かと思いますが。この事業は県の事業として、長年関わっているということは、私も承知しております。ただ、やはり地権者との協議等、いろいろ難しい問題もございました。私も、かつて用地交渉の経験もございまして、収用委員会の事務局としても、こういう土地問題について、長年携わってまいりました。そういったところで、解決できる、ある程度、私の経験が生かせるのであれば、そういうのも生かせる場について、大島支庁、あるいは本庁の道路建設のほうとも協議をしながらですね、実現に向けて、少しでも努力したいと考えております。

20番（伊東隆吉君） 安田市長、一緒に住用でその道を歩きましたね。感じたこともあると思いますし、早期に実現に向けて、思いもあったと思います。やっぱりこれは奄美市のボスとして、リーダーシップをやっぱり県に見せるためにも、やっぱり副市長ともども頑張っていたきたいと思いますが、少し何か、前向きな言葉をもらえませんか。

(「頑張れ頑張れ」と呼ぶ者あり)

市長（安田壮平君） この住用、城のバイパスの件については、まさにその30年以來ですね、かかっている課題かなと思います。20年、30年ですね。平成の初期の頃から、逆ればもっと前からかもしれませんけれども、その新和瀬トンネルとか、城トンネルとか小和瀬トンネルとか、その一連のバイパス事業の中の最後の部分に当たるんじゃないかなというふうにも思っております。これ、本当に、今、職員も一生懸命ですね、地権者の同意を得るために努力しておりますし、集落との連携もしっかりと進めさせていただいております。その中で、引き続きその同意を得るということもですね、行いながら、地元も頑張る、また、県とのですね、そういう連携、連絡というのもですね、また、副市長にも頑張らせていただいております。そしてまた、やはりその、この奄振であったり、そういう、県全体としての、あるいは国としての予算とか、そういうところもあると思いますので、そういう総合的な視野から、少しでも早く進んでいくようにですね、引き続き頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 意欲は十分理解できました。そして、これは担当課の形として、住用支所の、総合支所の担当になるっていうことは、もう理解していますけれども、住用総合支所にただ投げるだけじゃない。やはり本庁も含めて、今、言ったように、市長、副市長も一緒になって、一丸となってやらないと、この問題はなかなか難しいんじゃないかという気がします。ですから、それはやっぱりそこが奄美市の知恵をしっかりと持って、県とのやり方をですね、県がOKすればできるはずですから、なぜできないのか。ただ、地権者だけの問題なのか。そういうことも、私はずっと疑問しますので。地権者がノーって言ったら、ずっと駄目ですよってなったら、これ、どうしようもないと思うんです。その方向性もあると思いますので、是非、そういうことも、しっかりとこの勉強して、支所と同時に、支所の担当は大変だと思いますよ、確かに。その聞き取りのときのお2人さん、頑張って、頑張りますからって言ってくれた。自分なんかの集落ですから。そして、聞き取りの最後に本人も言っていました。できれば今年度には、何とかその形の意見書を取りまとめて、要望を出したいという思いを、お2人からも、担当お2人からもしっかりと伺いましたので、こういうことをですね、やっぱり市としてもしっかりと考えて、そのフォローするような形を、是非、とっていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、マリンタウンについて伺います。名瀬本港地区マリンタウンの分譲地での、建物の整備が、これが本格化しておりますね。既にオープンしている娯楽施設をはじめ、今年の12月にオープン予定のホテル建設も順調に進んでいるようです。スタッフ等に関して、先だって募集もかけているようでありました。また、先月、新たにホテルとマンション1棟の起工式があったようでございます。新たなまちづくりが始まり出したと、この間であります。造成地の分譲は、全部で18区画ですが、うち、14区画を売却したとあるが、ここに予定を含むというようなのが出ておりましたが、正確な現状をお尋ねしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えします。御質問の名瀬港のマリンタウン地区につきましては、議員御案内のとおり、既に営業を開始しております娯楽施設をはじめ、その他の売却した土地の一部についても、順次、整備が進められてきております。御質問の土地処分の現状でございますが、全18区画のうち、奄美市開発公社として5区画を売却し、その後、本年1月に奄美市が第2回公募の契約候補者として7事業者9区画を引き継ぎ、本年3月末には6業者7区画と契約を完了いたしております。令和4年3月末で申し上げますと、9業者12区画が契約完了というところでございます。残りの1事業者2区画についてでございますが、昨年度より協議を継続しているところでございまして、条件が整い次第、契約をする方向で進めております。今年度内には契約はもとより、土地の引き渡し、移転登記までの全ての

手続きを完了できるよう進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 全部、きれいに売れたらいいですね。当初、債務負担行為のときの場合、確か43億円、全部売ったらってなっていました。徐々に少し下がって、31億円ぐらいのものに、若干、こうなっているようでございますが、それはそれとして、今、7業者のうちに6業者がもう確定しているということです。そのうちの1業者もいずれなるであろうというふうな答弁でありました。私はですね、やっぱりあくまで予定というものに関して、やっぱり公共のものの、お披露目するわけですから。そこで、皆さんが不可思議に思わないようにということも、さっきから気になって、恐らくその一つであろうというところの予想ですが、ある施設だと私は思っております。3月の16日の南海のほうで、なんとなくこういうふうな、が出ましたね。これで、パースのほうもしっかりと出て、見開きで出ておりました。12月予定、オープン。あくまで予定って書いてありますから、別段、特にあーだこうだ言うわけじゃないけれども。ただ、市の事業の売却、造成地の方が、まだ契約も終えてない段階で、こういうの出されるのは、私は議会の一人としていかなもんかと、こう感じて見ていた1人でありました。よって、確かにこの、せっかくの新たなマリンタウン構想をやるときに、ケチの一つも付けたくない、そう、私は思っております。なおかつ、このマリンタウン構想に関しましては、平成元年、昭和64年前後から始まった、この埋立の、この構想から始まっている、長い歴史があるマリンタウン構想なんです。従って、一点の曇りもないものを造っていただきたい。当然、議会として、最初から携わっている私としましては、思うのは当然で、至極当然じゃないかと、自分なりには思っております。従って、今、もちろん答弁の中には、いずれなるだろうという予定のようにも見えますが、やはり、今後、いろんな形で、是非、やっぱりしっかりと確認してから、現在は、あれは予定を含むであるけれども、やっぱり6に、しっかりとする。やっぱりそういうのが、議会に示したときにあるべきじゃないかと。なるであろうということは、普通はこれはあり得ない話だと、私は議会のほうに示すときには、少し、いささか気になります。そういうところに関して、ちょっと気になる。この件は、別にイレギュラーとか何とか、何か分かりませんが、私はそうは感じますが、担当として、市としてどう思いますか。

総務部長（三原裕樹君） はい、先ほど年度内に契約完了という、予定ということで申し上げましたが、定期的にですね、事業所さんとは連絡をとってございまして、相手方の現在のスケジュールであったり、進捗状況であったり、そういったものを、意見交換含めて聴取をしているところでございますので、そういった考えを含めて、今年度中には何とか契約を終了して土地の引き渡しまで終えたいという、この気持ちは双方一緒でございますので、そういうつもりで答弁させていただきました。御理解をお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） それは、答弁の繰り返しの内容ですが、私がお伺いしたいのはね、やっぱりこうやって一旦新聞紙上に出す、これ自体はどうですかということなんです。売却する側の市として、まだはっきりしていない、予定。売れなかったら予定でもいいのかと、こういうこともなり得るのでね、やっぱりこういうことが二度とあってほしくないから、そこをどうですかと聞いているんです。再度、お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） その地元紙の広告が掲載されるという情報は、我々も情報として得ておりませんでした、正直申し上げまして。そういうこともございましたので、相手方にはそういったのを含めまして、今後の状況について、しっかりスケジュールをお示しくださいということで、連絡を、現在もとっているところでございますので、御理解をお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） そうであるならば、これはペナルティですな。だから、その辺はきつく、詰問す

るわけじゃないんですけれども、市長ね、多分、恐らく次の若い世代の方であろうというふうに、今、お伺いしておりますけれども、やっぱり育てる意味も、当然、当たり前。やはり、これは一応市の売却に対して、ちょっと気になるなと思うんで、知りませんでしたでいれば、それはおくことは何もないが、やっぱり駄目でしたよぐらいのクレームの一つぐらい入れましたか。

総務部長（三原裕樹君） はい、この件に関しましては、まだ契約前のことでございますので、そういったことがあるのであれば、事前に連絡を頂きたいという話はさせていただきました。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） はい、分かりました。そのことが大事なんです。見過ごすことは駄目なんです。行政としてしっかりと指摘するところは指摘する。それがなければ、なあなあになってしまいます。と私は感じますので、これはしっかりと、市長、特にいろんなことがあると思います、市長。そういうことはやっぱり、筋目はしっかりとしていただきたい、こう思いますので、いろんなことを進めるに当たっては、しっかりと法整備、それから、お互いの確認、これはオープンしていいのかどうか。そういうのを含めて、言葉一つから、確定、予定、未定、そこをしっかりとね、市としても、今後、いろんなことが出ると思いますが。そうして市民に公開するっていう形を、是非、とっていただきたいと思いますので、以後、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、その次に、それじゃ残りの4区画にございますが、これはいつ頃売却する予定なんですか。

総務部長（三原裕樹君） 残りの4区画につきましては、今回、第3回公募での土地処分を予定して進めております。先月の8月23日に市としての土地処分検討委員会を開催をし、第3回公募に関する内容を御審議いただきました。その結果を踏まえ、現在、第3回公募に向けた応募要領等、事務作業を進めているところでありまして、予定公募開始を9月15日として準備を進めております。なお、今回の第3回公募におきましては、全国公募で行う予定としておりますので、御理解をお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） はい、9月の15日、売却予定、全部売れるといいですね。売れるように、是非、努力していただきたいと思います。全国公募ですから、若干とびとびの土地しか残っていませんけれども、それでも結構な敷地でありますんでね、是非、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に移ります。航空貨物に関して、ちょっとお伺いします。この、奄美、この地場産の空輸に関してですが、奄美における農産物、海産物、養殖といろいろあります。これ、地場産の輸送に関して、パッセンジャーはいろんな、もう、年間の人員、出るんですが、この航空貨物としての年間輸送がどれぐらいあるのかっていうことをですね、ちょっとお尋ねして、聞き取りもなかなか難しかったんですが、この輸送実績等に関連して、お願いいたします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、議員の御質問について、お答えいたします。農産物、海産物、養殖物の航空輸送については、本市で把握できている実績といたしましては、水産物の奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業に関わるもののみとなり、農産物に関して、航空便での実績は把握しておりません。輸送コストにおける航空輸送の実績といたしましては、水産物の海ぶどう、クルマエビでございます。令和3年度の実績といたしましては、海ぶどう9,633キロ、事業費につきましては74万980円でございます。また、クルマエビにつきましては、2万4,263キロ、事業費につきましては、180万2,825円でございます。実績数に対する輸送先といたしましては、海ぶどうが輸送量の多い順に大阪、東京、福岡となっております。また、クルマエビにつきましては、多い順に東京、大阪、福岡となっております。なお、詳細につきましては、販売業者の販路特定にかかわるため、答弁を控えさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

20番（伊東隆吉君） 私はですね、この航空貨物の件に関しましては、今、奄美に就航している飛行機は旅客機なんです。いわば、旅客、お客さんの手荷物を入れるのがメイン。そういうことで、航空貨物というストックがないんですね。従って、こういうこと、あると思うんですが、特にパッセンジャーに関しては、今朝もいろいろありました。入込客数、すぐ出てる。県の概況にもちゃんとしっかり載っています。しかし、これは不思議とないんですね。今。私はこれで、大島支庁の総務企画に電話入れました。ありません。総務企画の人が、伊東さん、県庁の空港港湾課にかけてくれと言いました。空港港湾にかけたら、やっぱりそういうの、取っていない。空港港湾の方が、離島振興課へかけてくださいって。県の離島振興課まで私は電話を入れました。これに関してはないんですね。だから、それで、私はなぜこれ聞かかって、やっぱり将来の航空貨物の、いわゆる地場製品の拡大が、6次産業を含めて、そして、養殖、いろんな含めて、今、奄美、どんどんどんどん増える可能性もある。現に、瀬戸内、あの辺のやっぱり養殖、近代マグロから、ニチロからいろいろやっています。これ、結構送っているんですよ。但し、航空貨物便として、航空専用とかではないです。普通の水産物に関しましたら、漁協に関しては、混載業の中にあるでしょうけれども、一つの大きなコンテナに氷を詰めて、魚入れて、それで送るんですよ。ところが、その地場、地元の魚屋さん、それも漁協と一つ、通じて、いわば直接、空港に持って行くんじゃないんです。しっかりとした輸送業社、ありますよね、宅急便とか佐川急便。こういうところに委託をして、契約をして、それが同じような混載して空港に持って行く。ところが、そういうような流れで。ところが、この辺が、2のほうにも行きますけれども、こういうことで、まず、私がこの、その、今、部長も言いました、農林水産輸送コストの支援事業ありますよね、いわゆる交付金での。これに関してのみ分かる。これは当然です。チェックして、お金出すわけです。これがいずれ拡大してきたときに、地場製品がどんどん出てくる。それと見れば、航空の便が、次にこう移りますが、それが必要になってくるといふことでの質問なんですけれどもね、次に、そういうことを踏まえながら、このもう一つの質問は、この航空貨物輸送の取り扱いでですね、地場産の魚介類の輸送に関して、空港において受付がノーになると。現在、その奄美空港の離発着便は、今、さっき言った、航空、旅客メインなんですけれども、この航空貨物取り扱いに関して、この空港でノーになったときが、事例が多々ある。その返された魚云々は、東京に送る予定がみんな駄目になる。こういう事例が発生しているんです。それに関して、空港のほうにいろいろ確認して、あり得る。これは、なぜかっていうと、あるんです。これ、調べました。お願いします。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、航空便での貨物輸送の現状について、お答えをいたします。航空会社からの聞き取りによりますと、優先度に関しまして、1番目に搭乗のお客様の荷物、貨物。2番目に、郵便物。3番目に、生鮮品や貴重品の貨物。最後にその他の貨物となっているとの回答を頂いているところです。そのため、搭乗のお客様の貨物が多い場合や、航空会社と契約をしている事業所などの貨物が多い場合、その他の貨物に関しては積載できない場合があるとのことであります。本市といたしましては、水産物に関する航空輸送に関して、漁業協同組合や漁業就業者等から意見を聞きながら、必要性に応じて、関係機関と協議を図っていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思っています。

20番（伊東隆吉君） 現状ですね。さっき、私が冒頭言いました、旅客機故にそういうことになる。そのときの飛行機、エアの空港における重量制限等にかかったときに、天候が悪いときには、やはりお客さんも減らして乗せているというのが現状なんです。かつて私も空港関係におりましたので、YSの時代からずっと見ております。2地点間を帰って来るまでの燃料。最近の飛行機は北海道の稚内から行って帰って来るぐらい積むそうです。どこに降りるか分からない状況を考えている。だから、時代はそういうふうに変わっているから、積載がどうしても人を180名乗りに、旅客、この機材は12から25名ぐらい落とすそうです、いざ。その分、燃料を積む。そうしたら、貨物も当然積めない。トータ

ル、マックスが決まっている、重量制限。そういうことです。そこで、私がいろんな形の提案したいのは、この航空便の航空貨物に特化した、航空貨物便を奄美に、いずれ持ってくる必要があるんじゃないかってことなんです。これは奄美だけで、この本島の、奄美本島だけではなかなか難しいかもしれない。それだけの量があるか分からない。混載入れても。離島も全部含めて、与論、沖永良部、徳之島から、みんなここ持ってきて、混載して送るんだったらどうだろうかとか、いろんな知恵を出して、この奄美が将来、あとあと、地場産業、農業、水産、これがどんどんどんどんと、いろんな意味で、養殖も含めて、6次産業が拡大したときに、直接、首都圏に送れる可能性があるんです。こういうことも一つ、奄振の次の展望の中に、航空貨物便の輸送便、この機材を奄美に持ってくる、就航させる。これはですね、是非、お願いしたいと、こう思っております。今、芝田さんっていう、全日空の社長さん、加計呂麻出身、おられますね。この中で、P e a c hが、なんか妙な噂が流れましたけれども、貨物がどれぐらいあるんだという、なんか調べているのかなんとか、妙な噂、耳に入ってきました。いずれ、そういうことがあるとなれば、地元において、この養殖産業、地場産業、水産業、これのものが拡大して、これの事業を始めようとしている人も出る可能性もあると思うんです。そういうものを、相乗効果するために、将来展望の中に航空貨物便の就航。沖縄はいっぱい飛んでいます。こういうものを持ってくることも、奄美には必要じゃないかと。これも新たな展開ですけども、今までないものをつくるわけですから。夢があるじゃないですか。こういうことを思いますので、担当、一つ、これは一つ、理解をしていただき。これは、むしろ市長に、今度の奄振にはいろいろありますけれども、これをやっぱり将来展望として、旅客だけじゃないんだよと。地場産品の拡大には、この離島、外海の奄美が大変だと思いますが、この考え、どうですか。突飛な質問ですけども。

市長（安田壮平君） 伊東議員の御提案ということですね、すごく大事なテーマだなというふうに思っております。沖縄の離島でもですね、そのような事例があったというふうにもですね、聞いていますので、それは奄振でやったのか、若しくは地元の単独予算とか、他の予算でやったのか、いろいろ調べてみないと分からないんですけれども、やっぱりそういう思い切った取組というのもですね、一つ、やっぱり将来的には、奄振の中でも、また、考えていく、一つの貴重なテーマかなというふうに思います。しっかりと承らせていただいて、しっかり勉強、研究をさせていただきたいと思います。

20番（伊東隆吉君） 是非、研究していただきたいと思います。

時間ありませんが、最後の質問、名瀬クリーンセンター。これ、同僚議員も聞いておりますけれども、もう25年も経っております。これは、管理者としての市の担当もありますが、現在の状況。焼却炉、これの耐用年数、いろいろありますが、最終処分場を含めて、現状、話せる間でいいですけども、現状をお知らせください。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。一般的に、15年程度で建替える焼却施設でございますが、現在、定期点検や延命化を図りながら、最終処分場が使用できる期間は有効利用したいと考えております。現在の最終処分場が令和16年度末まで利用可能と考えられていることから、大島地区衛生組合においては、構成市町村と協議を行いながら、新しい最終処分場建設も含め、令和9年度から計画に着手し、令和17年度から供用開始を目指して準備を進める予定とのことです。なお、新焼却炉の方式等についても、環境への配慮や予算面など、総合的に判断した処理方式を取り入れる方向で、できるだけ最新情報の収集に努めてまいりたいとのことです。以上です。

20番（伊東隆吉君） やっぱり、耐用年数云々じゃないんです、やっぱり。やっぱり新たな焼却炉、炉の開発っていうのは、どんどんどんどん進んでいると思います。この次のその焼却炉の展開、このクリーンセンターとしてどうあるべきかっていうのであると思いますので、今の最終処分場、今言われたよう

に、あと10何年はおつかもしれない。今の形はそうかもしれません。今の炉だって、延命措置をしながら頑張っている。しかし、新たな展開もいろいろ考えて、この奄美にどうやった施設がいいのか。ただ、焼却だけでいいのか。拡大して、いろんなことに波及できる、そういうものもあり得るというふうに思いますので、この、今、検討計画になって、これを造って、運転するまでに、今、言われたようにすると、計画立てる、5、6年かけて、その前後にはできなくっちゃおかしくなりますね。そういうふうな形をもっていったって、いくら、少しでも早めにはできるのであれば、新しくする。ぎりぎりまで使って、パンクしてから、あとどうしようもなくなるよりは、やっぱりちゃんと計画立てて、早めにして替える。こういうこともやっていかなければいけないと、こう思っておりますので、そういう意味では、管理者である安田市長、これは、この本島でできている、その全部で造っている、やっぱりクリーンセンターですのでね。そういうのを含めて、次の展開のこともやはり市として、管理者として、そして、奄美にどれがふさわしいか。ただ、焼却だけじゃないっていうことも、いろんな拡大ができる可能性が、今のSDGsも考えながら、そして、皆さんの健康も考えながら、いろんなことを考えることができる、そういう炉も、やはり、当然、いろんな機材にはいい、良し悪しが当然あります。全部、100パーセントというのはありません。その中で、どれの、リスクの低いのを、どれをどういう検討したらいいか。そういうことに考えて、担当者として、また、管理者の責任者として、各、龍郷、宇検、なんかその辺の市町村も含めての検討会も早期に始めて、次の展開を早目にやる。こういうことも、是非とも要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時29分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

なお、栄 ヤスエ君から書画カメラ使用及びパネル使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。一般質問2日目の最後となりました。最後までよろしくお願い申し上げます。

質問入ります前、所見の前に、字句の訂正をお願いいたします。一般質問の（4）の本年4月にプラスチック云々というところで、法律が改正ってところを、施行ってことで、字句の訂正をお願いいたします。

質問の前に、少々所見を述べさせていただきます。新型コロナウイルス感染症で療養中の皆様には、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い快復をお祈りいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2年余りにわたり最前線に対応されていらっしゃる医療従事者、そして、介護従事者、消防組合の皆様、職員の皆様、関係者の皆様、そして、奄美市長をはじめとする行政の全職員の皆様には、日頃からの御尽力に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。また、8月1日より就任されました諏訪副市長におかれましては、幸せの島、奄美市づくりのために、お力を十分に発揮していただけますように、ともどもに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、世界におきましては、ロシアによるウクライナ侵攻が未だに続いており、多くの犠牲者や国を離れる方など、日本も避難者の受入など、人道的な支援も行われておりますけれども、犠牲になられた皆様への心よりの哀悼を表しますとともに、1日も早いこの終息を祈りたいと思います。私事ですが、平成23年の初当選より10年余りの議員生活を経過いたしました。御支援をいただきました

市民の皆様には、この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げます。公明党は結党より本年度で60周年を迎えます。大衆とともにとの結党精神を片時も忘れず、原点に戻り、邁進してまいりたい決意でございます。

それでは、今月、9月1日は防災の日でございました。防災の日の由来は、1923年、大正12年9月1日に発生しましたマグニチュード7.9の関東大震災で、膨大な数に上る死者、行方不明者が出た、この地震を教訓にして、災害への心構えを忘れないように制定されました。近年では地球温暖化による異常気象で、夏の暑さや線状降水帯による集中豪雨など、気候のパターンが従来とは違ってきていると言われております。大雨などで甚大な被害が全国的に起こっております。平時から地域の避難場所の確認ですとか、また、防災グッズの点検、マイタイムラインの作成など、備えが大事になってまいります。本年1月16日にトンガ海底火山噴火に伴う津波警報におきまして、避難に当たっては、寒さとコロナ禍でもあり、車で避難者が多かったため、渋滞、トイレの問題ですとか、高齢者など、要支援者が避難できなかったなどの課題が浮き彫りになりました。詳細は同僚議員にも諸々御答弁があったところでございますが、一つ目の質問に入ります。災害弱者の命を守る。(1)自治体努力義務の個別避難計画における避難行動要支援者名簿についてですが、この質問は本年3月の第1回定例会一般質問でも、橋口議員とともに、私も取り上げてまいりました。令和4年度が始まりまして、5か月余りと経過いたしましたけれども、この間で市内でどのような話し合いがもたれて、計画が作られたのか。①本年度の取組を伺いたいと思います。名瀬地区、住用地区、笠利地区の個別避難計画と、避難行動要支援者名簿作成などの進捗を具体的にお示しいただきたいと思います。

次の質問からは、質問席にて行います。

市長（安田壮平君） それでは、栄議員の御質問にお答えいたします。名瀬地区、笠利地区、住用地区における個別避難計画の策定状況についてであります。現在、本市におきましては、名瀬のシダーサ真名津自治会において個別避難計画を策定しており、今年度は大熊町内会と小湊町内会の2地区が、現在、個別避難計画の前段となる地区防災計画策定に取り組んでいるところでございます。また、住用・笠利地区においては、今年度、住用の市自主防災会において、個別避難計画策定に向けて、自主防災組織が活動しており、また、役勝地区では、地域の企業と連携し、上役勝、中役勝、下役勝を一体とした独自の避難体制の整備等に向け、取組が行われているところでございます。笠利地区においては、まだ、個別避難計画は策定されておりませんが、外金久自主防災会が地区防災計画を策定しておりますので、今後、個別避難計画につなげてまいりたいと存じます。今後も出前講座や各種訓練を通じ、地域防災意識の醸成や人材育成を図るとともに、自主防災組織、福祉関係機関とも連携した個別避難計画の策定支援、周知に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、御答弁、ありがとうございました。具体的な各地区における個別計画の現状ですね、お聞かせていただきましたけれども、午前中の正野議員からも、4月から8月まで、12件のですかね、出前講座等も含めて、一応、地域に、各地域に回って、されているってということで、だったんですけれども、名瀬地区でも、先にもう、一つ目はシダーサでしたですね。大熊、小湊と、やはり海に近いところというか、自治会、大きなところもあるんですけれども、そこ、そこですね。あと、また、浜里の地域防災計画だったのでしょうか、そういったところも、今、実際にこうやっているところも含めてですね、名瀬地区、また、住用地区、笠利地区がまだっていう、手が、まだ、入っていないところなんですけれども、一つ、一つ一つですね、1地区、1地区、1地域、1地域、丁寧に、今、進めているところだということが、実態、実情でよく分かりました。

先ほど、防災訓練の話、午前中もございましたけれども、しっかり、また、高台への避難も予定をしていたということで、具体的な取組をされようという、したということはありませんけれども、しっかりまた、こういったところでもですね、含めてですね、個別計画の大切さをちょっとまた、質問させてい

ただきたいと思えますけれども、これを踏まえて、本年2月には奄美大島介護事業所協議会ですね、鹿児島県の介護専門員協議会奄美大島・喜界島支部の2団体から、災害時の在宅要援護者の避難に関する実態調査ってということで、実施も、結果も出ているところなんですけれども、国は令和3年度よりですね、市町村に対しまして、この個別避難計画の作成経費ってということで、予算付けもしておりまして、新たに地方交付税措置をして、優先度の高いところにつままして、この5年間で作成に取り組んで、作成には、この、先ほどもありました福祉の関係者、福祉事務所の専門職の方たちも参画ができるような仕組みづくりもさせていただいております、そういったことも想定して、作成経費においては、福祉専門職の参画に対する報酬ですとか、事務経費など、1人当たり7,000円程度の費用助成ができていますのでございますので、令和3年7月に内閣府と、また、厚生労働省から、日本支援専門員協会宛の事務連絡におきまして、平時における連携として、この個別避難計画への参画ってということを明記しております。本年、第1回定例会一般質問での、部長答弁におきましては、個別避難計画が進まない要因としまして、市全体で対象者が約7,000人もいるということが多いと、ということと、また、要支援者の同意と高齢化等による避難支援者の確保などが困難なことっていうことを挙げてらっしゃいました。先進地の大分県の別府市におきましては、防災研修をしっかりと行った上で、7,000円分の報酬を日頃からケアプランを作成しているケアマネージャーさんに作っていただいて、ケアマネージャーや、また、福祉専門員に、その報酬を出していただいて、避難計画の策定を促したってということの事例がございます。個々の計画を地域で一緒にこう共有しながらですね、隣近所から、また、支援を得られるように、な実態に、避難訓練をこう使ってですね、行うなど、そんな、いろんなことのプロセスを定めた結果、要支援者名簿がある高齢者や障害者の半数以上が、この個別計画の策定が進んだという経緯もございましたので、この別府市の行政担当者の声として、一般の人に任せるよりも、福祉のプロに、やっぱり日頃からケアプラン作ったりとか、また、高齢者もですけども、障害者の方たちも、支援専門員とかいらしゃるので、そういった方たちが、本人にとっても安心感があると。作っていただくってことですね。協力が得やすくなるとの新聞記事もございましたので、そこで、次の質問に入りますけれども、②ですね、1月18日に市長へ提出された避難行動要支援者の適切な避難に関する要望書を受けて、介護事業所、また、福祉事業所等との、その後の取組ですね、について、具体的な計画がありましたら、お示しいただきたいと思えます。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本年1月の津波警報におきましては、多くの市民の方々が避難をされたところでございます。このような中、避難に際し、支援が必要な方々が取り残される事例がございました。そのことを受け、奄美大島介護事業所協議会等からも、避難行動要支援者を対象とする避難体制構築支援の要望がなされたところでございます。本市といたしましては、これまで避難行動要支援者の同意、先ほど議員からもございましたが、支援者のマンパワー確保などが課題として考えておりましたが、この課題解決のためにも、避難行動要支援者情報を把握しているケアマネージャー、それから、民生委員の方々は、避難体制支援において重要な存在だと認識しております。このようなことから、今後、ケアマネージャーや民生委員の方々を対象に、個別避難計画の策定に向けての説明会を行う予定としております。いずれにいたしましても、個別避難計画は福祉事業者や各地域の民生委員、自治会等との連携をして取り組むことが重要と認識しております。このようなことから、各関係機関とも情報共有や検討会を重ねながら、災害時に避難行動要支援者が迅速かつ確実に避難できる体制の構築に向けて、努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。しっかりとまた、前進した様子が伺えて、本当に良かったです。一つ一つ、また、説明会を通しながらですね、その地域の人を、また、見つけ出しながらですね、手伝ってくれる人たちを本当にこう巻き込みながら、是非、お願いしたいと思えます。

8月29日に、公明党の女性委員会の災害弱者の命を守る個別避難計画の作成についてっていうこと

で、防災勉強会をZ o o mにて行ったんですけれども、そこに私も全国の女性議員とともに参加をさせていただきました。内閣府の担当官と、また、モデル事業を展開しています自治体より説明を受けました。名簿作成において、個人情報の開示についての質問が、やはり、出まして、茨城県の常総市におきましては、個人情報の提供については、個人計画策定において、個人情報提供の同意書を頂いているということがございました。加えて、個人情報を関係者に提供する際は、誓約書を書いていただいているというふうな回答を頂いております。また、全国のモデル事業の報告書を受けて、内閣府の担当官より、首長がリーダーシップを発揮することが大切であるということ。また、関係部局が一体となって取り組む体制をつくることのできる取組から行うことってということと、また、粘り強く周りの関係者を巻き込むことなどの重要な点を参照していただき、優先度については、それぞれ出てくると思いますが、そういったことで検討を進めていただければということ、お話、回答を頂いております。名簿を作成するには時間がかかることは、もう、承知しております、前提としておりますので、もうこのことが、もうしっかり、命を守る政策でございますので、本当に待ったなしだと思っております。このことに関して、市長から、また、再度、何かございましたら、お答えいただきたいと思いますけれども。

市長（安田壮平君） 今、栄議員からですね、貴重な御提言、頂いて、そしてまた、この個別避難計画のですね、市内全体的に進めていく上での大事なポイントについてもですね、御指摘を頂いたなど。その中でまた、首長のリーダーシップの大事さということもですね、おっしゃっていただきました。奄美市としてもですね、本当にその、台風であったり、大雨であったり、あるいはまた、いつ分かる、起こるとも分からない地震、津波であったりですね、大変、災害のリスクというのは常に意識しておかなければならないというふうに思います。その一方で、行政だけでは、本当に全てをですね、市民の方々にその支援なり、手助けというのを届けられるわけじゃありませんので、そこはしっかりと、民間の方々との連携をしながらですね、そのための普及啓発、説明会や研修会など含めて、そしてまた、一緒に連携できる、様々な主体というのもですね、また、これからも検討を深めながら、取り組んでまいりたいと思いますので、また、引き続き、いろいろと御教示を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

9 番（栄 ヤスエ君） 急な御答弁、ありがとうございました。しっかりとまた、リーダーシップっていうことで、市長の強い決意をお聞きしましたので、是非、また、しっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入りますけれども、救急の日、また、救急医療週間は救急業務と、また、救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。以来、9月9日を救急の日ということで、この日を含む1週間を救急医療週間というふうにしております。救急の連鎖、その一手が命をつなぐという、フレーズがございましたけれども、あなたにできること、救急隊、医師へということではありますが、心肺停止、心停止の予防、また、怪我の予防、また、初期症状の気付きが、次のまた、早期認識、また、通報につながり、また、一次救命の処置、また、心肺蘇生、AEDを使うというふうな手順、ございます。救急隊につなぐときにも、救急隊、医師へつなぐ。また、二次救命措置と心肺、心拍の再開後の集中治療っていうことで、この一連の流れで一命がとりとめ、命がつなぐってことなんですけれども、一人ひとりの行動が命を救うことになる救急の連鎖っていうことでございますけれども、一次救命措置で心肺蘇生のために使用するAEDでございまして、次の質問なんです、（2）本市におけるAEDの現状ということで、質問させていただきたいと思います。令和3年度に第4回定例会の一般質問でも質問させていただいたところなんですけれども、そこで、一つ、一つ目の質問でございまして、①設置場所や24時間利用できる設置場所の情報提供について、伺いたいと思います。設置状況について、よろしくお願いします。

総務部参事（永田隆樹君） それでは、お答えいたします。議員御質問の24時間利用できるAED設置

場所の情報提供につきまして、大島地区消防組合が把握しております本市の設置場所は消防署を含む13か所あり、日本全国AEDマップによりインターネットで確認をすることができます。消防組合で把握している件数と日本全国AEDマップの件数では差異があることから、精査を行い、本市及び消防組合のホームページ上での情報提供につきまして、関係部署と情報を共有しながら協議をしていきたいと考えております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。前回、24時間使用できるAEDは14、前回は14つお答えしたんです、一つ減ったということになりますね、はい。昨年の参事の答弁では、本市においてAEDが168台設置されておりまして、うち、24時間使用の可能なAEDが、そのときは14台、1台減ったということなんですけれども、となっておりますという。情報開示については、この場では情報は開示できないものっていうことで答弁を頂きました。他の自治体、また、龍郷町や宇検村などは、そうですね、すいません。すいません。先ほどの答弁では13台が24時間できるっていうことと、また、今、答弁の中で、ホームページ上等でも、このAEDの貼り付けをするっていうかですね、奄美市なのか、消防本部のホームページなのかっていうことで、今、協議をされているっていうことで、御答弁だったと思いますが、よろしかったでしょうか。一歩進んだかなと思います。是非、日本AED財団っていう財団のアプリとかがあるんですけれども、今、いろんなアプリが出ているんですが、そこがだいぶ、全国のAEDを網羅しているところでもありますけれども、また、別なアプリにおきましては、アプリを開くと、その、どこにあるかって、その地域で開いていただくと、AEDの場所と、あとまた、時間が、何時から何時まで使えますよっていう表示も出るようなマップもございます。それを見ていくと、24時間使えるのか、屋外にあるのか、屋内にあるのかとか、そういった細かい詳細まで載っているところがありますので、緊急なときに、やはり使えないと意味がございませんので、やはり命を守る体制としても、そういった、ちょっと細かいんですけれども、AEDマップの中にも、そういった時間帯が書いてたりとか、そういったのも含めてですね、ちょっと研究していただきまして、しっかり実効性のあるっていうかですね、実際にこう緊急性があるときに使えるようなアプリ等も活用していただきたいと思います。

また、他の24時間使えるAEDなんですけれども、前回も紹介しましたが、他の自治体として、龍郷町ですとか宇検村などでは、公立小・中学校や、また、海水浴場でもAEDを屋外に設置をするっていうことが、もうほとんどとなっております。24時間使用可能となっていることで、命を守るAED設置場所の情報提供ということで、しっかりまた、本市のホームページ等でも見れるような形に、是非、していただきたいと思います。というのもですね、また、来年、来年は10月に奄美市におきましても国体等ございますし、また、今、観光客も多く入って、入客しておりますし、また、海外からも、今、海外、旅行も緩和がされるっていうふうな情報も聞いておりますので、いろんな方たちが、また、奄美に来ていただいて、いつ何時何があるか分からないっていう状況もあると思いますので、しっかりまた、奄美大島には、こういった公共施設とかにですね、AEDはもう外付けを義務付けをしていただいて、しっかりまた、ホームページ上で、その奄美市の、こう観光のところも含めていいと思いますけれども、そういったところで見れるような体制づくりをですね、しっかりまた、していただきたいなと思います。併せて、24時間使えるようなAEDの設置も希望して、終わりたいと思います。よろしく願います。このことに対しては、何か御答弁がございましたら。

総務部参事（永田隆樹君） 屋外設置に関しましては、いろいろな塩害対策とか、また、いろいろな対策を講じなければいけないことだと思いますので、そのような観点から、奄美市のほうと、また、これ、屋外設置に関しましても、これから協議をさせていただきたいと思います。

9番（栄 ヤスエ君） どうもありがとうございました。しっかりまた、意識を、問題意識をもって取り

組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りますけれども、②、女性に配慮したAED利用の取組について伺いたと思います。これも同じく、令和3年の第4回定例会一般質問で質問いたしました。AEDの救命効果は電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は10パーセントずつ低下すると言われております。新聞記事には、スポーツ大会で突然倒れた、意識のない女性を見て、近くにいた人が心臓マッサージを開始しましたけれども、大会本部の救急車にはAEDが積まれていたんですけれども、車から関係者が降ろしたんですけれども、そのAEDが結局使われずに、119番を要請をして、5分後に救急車が到着をして、救急隊はそのAEDが必要と判断して、すぐに女性にこうパッドを当てて救命措置をしたんですけれども、やはりそれが到着から2分後だったと。電気ショックが行われたんですけれども、その方は、そのタイムラグがあったために脳に酸素が不足する状態が続きまして、重い意識障害が残ったというふうな事例もございました。今でも寝たきりの生活が続いているというふうな情報もございました。京都大学などの研究グループが、倒れた人が女性の場合、素肌をやはり出して、AEDを使うことに、こう男性の方っていうかですね、やはりためらうっていうことが、抵抗感があるっていうのが、一定あるっていうことに、分析結果を出しております。参事の答弁におきましては、消防組合が行っている救急講習会におきましては、AEDの取り扱いに、AEDパッドを装着するときには、素肌に直接貼り付けることができれば、衣服の下から少し下着をずらして、右の鎖骨と、右の鎖骨と脇に貼り付ける、パッドをですね、貼り付けて、利用っていうことで、現在、指導しておりますっていう御答弁いただいたんですけれども、やはりこう人が倒れていたら、女性であればパッドを貼ったあと、その上から服出すとかですね、男性であればジャケットがあればジャケットを被せるだったりとか、その上から服などをかけて、肌を隠す。更に、周りの人たちが、こう人垣をつくって見えないようにするなどの配慮も必要だと思っております。前回の質問でも、東京都の多摩市の府中保健所では、女性に配慮したAEDの使用方法があることを周知するために、普及啓発の資料を作成しております。そこで、ちょっとお見せをしたいんですけれども、よろしいですかね、この、ここに映します。AEDを使うの、ためらわないでということで、これ、私が昨日作った、さっそく作ったんですけれども、ペーパーをですね、ラミネートをして、あとでパンチをして、AEDがあるところにこう下げておくですとか、あと、後ろのほうには、AED、判断をしますっていうことで、AEDの使い方等も書いてあります。こういったものを、ちょっと側に、AEDがあるところに全部を設置をする。そして、布なんですけれども、できれば布の設置もお願いしたいところなんですけど、布を被せてくださいってことですね、AEDがあるところには、こういう表紙をしてですね、女性に配慮した、すいません、こういったものをですね、作らせていただきました。今日、ちょっと私は三角巾を持ってきたんですけれども、これは救急の防災グッズとかにも、いろんな袋に入っていますし、学校の給食のあれでも入っていると思います。例えば、こういうような形で、まず、救急、AEDを使うときには隠していただくっていうことも含めて、蘇生した場合、また、その方が怪我をして、骨折をしているとか、そういったのがあった場合には、三角巾であれば、すぐ救急で、救急でっていうか、三角巾で手を保護することもできるっていうようなあれがあります。できれば三角巾か、若しくは四角い布ですね、そういったものを、しっかりとまた、全ての奄美市にあるAEDの側には備えていただいて、そんなにお金にかかるものではないと思いますので、ペーパーで、私でもこういうふうに作れますので、やはり見える化をするっていうことはすごく大事だと思いますし、救命率もこれで、男性もいいんだっていうことで、布があれば安心だねっていうことで、本当にこう使えることになると思いますので、これはもうしっかりと提案をさせていただきたいと思いますので、取組のほど、よろしくお願い申し上げます。

ということで、すいません、見せました。この本市のAEDにおいても、このリーフレットを被せること、また、布とか三角巾などの設置ができないかってことで、本市の対応ですね、まず、ちょっとお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

総務部参事（永田隆樹君） それでは、お答えいたします。先ほど議員が御案内いたしましたように、AEDの使い方につきましては、女性に配慮したやり方というのも、講習会等では指導をいたしております。また、AEDに布やリーフレットの設置はできないかということですが、この件に関しましても、本市の公共施設に設置のAEDにつきましては、布やリーフレットの設置について、関係部署と、現在、検討しているところでございますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。対応することで、検討しているということの御答弁でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

始良市においてはですね、本年の4月より、市内の公立学校と、また、公共の施設のAEDにこのような説明、布をですね、全てに取り付けたということがありました。鹿児島市についてもそうですね。実際に布を使ったAEDの、始良市におきましては、この、実際に布を使ったAEDの使い方をDVDってということで、消防のほうでDVDを作成しまして、その市のホームページにしっかりと貼り付けて、使い方まで見せるような形で動画を載せているそうです。また、コロナ禍でAEDを使用をためらわれたことから、市の広報紙にですね、コロナ対策をしながらの心肺蘇生の説明ってということで、広報紙にもしっかりと載せているってということがありました。本市の公立学校と、また、公共施設の全AEDに、このような説明と、また、布の設置、是非、取組をお願いしたいと思います。以上で終わります。

それでは、次の質問でございますけれども、コロナ対策、感染症ってということで、新型コロナウイルス感染症については、同僚議員からも諸々質問がございましたけれども、昨日の大迫議員の質問に対して、新型コロナウイルスは7月中旬から増加し、旧盆、新盆と続く上旬にかけて急激に拡大をしたと。最多感染者が218名を記録した翌週は1,022名。そして、8月28日から9月3日の週は592名と、徐々に減少はしていますということで、部長答弁がございましたけれども、9月6日、昨日は97名と、また二桁、少し増えている感染者の数がございましたけれども、このコロナ感染症に関して、保健所を中心に、本市も保健師を派遣をしながら、感染者への様々な対応をいただいているというふうには認識しております。県において、また、8月29日に、このコロナフォローアップセンター鹿児島を開設したってということで、聞いておりまして、自宅療養者の健康観察ですとか、相談対応など、民間事業に委託する、また、保健所の負担軽減を目指すとしておりますけれども、このフォローアップセンターについて、詳しくお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 議員の質問にお答えいたします。感染者数が増加し、自宅療養者が増えた時期には、保健所の電話がつながりにくく、本市にも多くの問い合わせがあり、不安を持った療養者が多数いたと伺っております。議員御案内の8月29日に開設いたしましたコロナフォローアップセンター鹿児島は、自宅療養者の健康観察及び相談対応、自宅療養解除の電話、生活支援物資等、生活に関する相談、療養証明書の発行に関する相談等の業務を担っております。メリットといたしましては、フォローアップセンターができたことで、まずは保健所業務の負担軽減が図られることが挙げられます。また、感染者にとりましても、不安があれば24時間対応してもらえる体制ができ、住民が安心して自宅療養できることにつながっているものと考えられます。また、相談全般をフォローアップセンターに任せるのではなく、行動調査の翌日に連絡が必要なハイリスク者や、携帯電話を持っていない方については、保健所から直接連絡をする流れになっております。そのため、行動調査の際には対象者を振り分けるためのチェックを行い、見逃しがないような体制で臨んでいると伺っているところでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。詳細の説明を頂きました。メリットとしては、また、保健所の軽減負担なんですけれども、やはりハイリスクの方たち、また、携帯がない方に関しては、しっかりとまた、保健所が、引き続き関わっていくってということで、確認がさせていただきました。こ

のフォローアップセンターにおきましては、2か所ですね、2か所、鹿児島と福岡ってということで、事務局を持っている、開設したってということなんですが、期間としては2か月ってということでよろしかったでしょうか。そういったことも情報がございますかね。別な情報で、大丈夫ですか。

保健福祉部長（山下能久君） このフォローアップセンターの期間につきましては、すいません、ちょっと情報を得ていないものですから、答弁できないことを御理解ください。

9番（栄 ヤスエ君） 別な情報でですね、だったんですけれども、すいません、看護師25名含む85人の体制ということで、委託費は国の緊急包括支援交付金を活用して、2か月で最大約9億2,500万円を見込んでいるというふうな情報がございました。鹿児島事務局は血中の酸素濃度を計るパルスオキシメーターですとか、さっきおっしゃいましたけれども、生活支援物資を希望者に配送する役割。そして、福岡事務局は健康観察や相談対応ですね、療養証明書を出すってということで、先ほど答弁があったとおりでございました。そしてまた、健康観察において、やはり、65歳以上の高齢者ですね、高齢者や基礎疾患のある方のうち、妊婦らに電話で、原則、1日1回は電話をして、健康観察をするというふうな情報もございましたので、しっかり、また、それ以外は療養者が、国のシステムに情報入力をする形をとるというふうな形、情報もございました。24時間対応するってということで、安心感が増すってことがメリットでございますし、また、病症の変化で往診とか調剤が必要になった場合には、保健所に対応していただくってことの情報もございました。県内においては、28日現在で、その自宅療養者、待機者がですね、約3万2,000人にのぼるということの情報もございましたので、県はセンターを開設することで、陽性者が安心して自宅で過ごせるようになればということで、新聞記事、ございましたけれども、しっかりまた、こういった、先ほどありましたけれども、そういった、任せる、このセンター、フォローアップセンターに任せることで、本当にこう、見逃しが無いような形を、しっかりとまた、とっていただきたいなというふうに思いますので、そこはまた、引き続きお願いしたいと思います。

そして、医師の診断のみで陽性と判断できるみなし陽性ってということも、県は導入をしておりますので、このみなし陽性の、陽性証明の取得はセンターで発行するってということでも聞いておりますので、そういった細かいところですね。あと、30日発表以降の新規感染者数に含まれる見通しだってということで、情報がございましたので、しっかりまた、こうやってセンターをつくったことで、不利益がないようにですね、感染者の皆さんにですね。特にまた、思いますのは、やっぱり食料とかですね、生活物資がなかなか届かないってことであるんですが、この中では、鹿児島のほうがそれを担当、受け持つってことになっておりますので、その間のタイムラグっていうんですかね、どういうふうな形でそれが届けられるか。市町村に来るのかどうかってということも含めてですね、また、確認をさせていただきたいと思いますが、こちら辺はいかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、生活支援物資について、お答えします。本市におきましては、新型コロナ感染により自宅療養となっている方への支援として、周囲から生活支援の協力を得られない世帯に対して、食料品を中心とした、約1週間分の生活支援等の提供を行っております。議員がおっしゃられるように、自宅療養者への生活支援物資は、原則として県が実施するというのが、まず、大原則でございますが、県の支援対象、制度の対象外となる方、具体的には感染者と同居している家族で濃厚接触者になった方。例えば、親が陽性で外出、濃厚接触者が子どもしかいないと、買い物ができないとかいうパターンですとか、離島ならではのですね、検査結果待ちで自宅療養となって、その期間、外に出られないという、その生活物資の確保が困難な方というところ。それから、今、議員のほうからも出ましたが、物流関係で物が届かないとかいうパターンもあるかとは思いますが、その流れとしましては、情報は一本化をしております、具体的な流れとしては、県から、自宅療養者や健康観察を行う際

とかに、生活上の困り事を確認して、必要があった場合は県から市へ情報提供を頂いて、市からの生活支援物資を実施するという事で、県から情報があった場合、この方に届けてくださいとあった場合に、市が動いて届けているという流れになります。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。今、3番の質問になってしまったようなんですけども、すいません。自宅療養者の市民の中にですね、一人暮らしや、また、食料や生活物資の準備もなくって、本当にこう家族の中で感染者が出ると、その家族も濃厚接触者になり、外に出れない状態で、私のほうにも相談が何件か入りました。そしてまた、ちょっと課長のほうにも確認、連絡をさせていただいて、本市の対応っていうことを確認させていただき、相談者へすぐにこう連絡をとったところなんですけれども。その相談者の方、感染者のほうから、保健所にしっかりと希望を言わないと、そこはつながらないっていうことでしたので、しっかりとまた、保健所のほうにつないでいただきまして、少しもう時間、生活物資と食料が家族分、しっかりと、たくさん、4人家族だったら4人分も、1週間分っていう形で、届きましたっていうことで、喜んでいただいた経緯がございます。このことを受けて、情報を、しっかりと周りにお伝えしたところだったんですけども、なかなかこういった情報も知らない、こう、感染者の方、当初、説明があるのかないか分からないんですけども、しっかりと、感染者が確認されたとき、保健所からそういったことも説明はあるんだと思うんですが、なかなかそれが認知ができてなくて、迷ってらっしゃる方たちもいらっしゃったようでしたけれども、やはりその中の物資の中にですね、ちょっとお聞きしたら、乳幼児がいる、赤ちゃんがいらっしゃる世帯などは、ミルクだったりとか、赤ちゃんが必要なもの、お菓子だったりとか、そういったものもしっかり含まれていたっていうふうなことも聞きましたので、しっかりと、寄り添った対応ができていっているなというふうには思いました。このフォローアップセンターへ保健所機能が移行した場合も、同じような対応ができるっていうことで、確認を、再度、確認させてもらいたいと思いますけれども、やっぱり災害時と同じく、食料や飲み物、熱さまシートですとかですね、解熱剤なども、やはりこう、一人ひとり、市民も一人ひとり準備をしておく必要もあるのかなというふうに思いますので、こういったことで、フォローアップセンターが、鹿児島県のほうに行ったとしても、同じような対応ができるかどうか、再度、確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 繰り返しの答弁になりますけれども、県のほうから必要な方への連絡等がありましたら、市のほうで、再度、その方へ連絡をしまして対応するという形をとります、支援物資に関しましてはですね。ただ、議員のおっしゃるように、御本人から直接、電話があった際につきましては、一度、保健所のほうに電話を確認してくださいということで、情報の入り方を一つに、一本にやっているという状態でございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。しっかりと、はい、本当に一人ひとりも、また、備えというかですね、そういったものも含めてですね、本当、先ほど、繰り返しますけれども、災害時もストックをしっかりと、自分、我が家にもストックしているんですけども、熱さまシートと飲み物、食べ物っていうことで、ローリングストック、ローリングで、終わったら食べて、食べるって感じでさせてもらっているんですけども、やっぱりそういう形で、何か市民の一人ひとりもですね、いつ起こるか分からないっていうか、なるか分からないようなこともありますので、もう災害と同じだと思えば、備蓄もできると思いますので、そういったものも含めて、備えていただければなというふうに思います。奄美市のこの9月号の17ページにもしっかりとした内容が載っておりますので、これもまた、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問でございますけれども、本市では、また、新型コロナワクチン接種の4回目接種が始まっております。また、若い方の感染拡大もありまして、特に若い世代の1から3回の接種も始まっ

ております。9月2日の新聞記事におきましては、県内で基礎疾患のない11歳と1歳未満のお2人が、今回、死亡したってということで、1日、分かったってことで、また、11歳の1人はワクチン未接種で、1歳未満は接種対象外。そして、2人を診察した鹿児島大学病院の小児科の岡本教授は、感染者の急増で全国で19歳以下の死亡、また、重症化が増えていることとし、子どものワクチン接種を、自宅療養中に呼び掛けが弱いのですとか、ぐったりして顔色が悪いといった状態ならば、迷わず救急車を呼んでほしいというふうなお答えをしておりました。小児の感染は、オミクロン株が流行した年明け以降に爆発的に拡大をしております。この岡本教授は、子どもでも脳症など重症化する例が増えておりまして、接種を受けるメリットは増しているというふうに強調しておりました。そのような記事を見ました。そこで、質問ですが、④の本市のワクチン接種の現状と課題ということで伺いたいと思います。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。ワクチン接種の現状と課題についての御質問にお答えいたします。まず、市のワクチン接種の現状についてでございますが、8月31日現在の接種率は3回目接種率が62.4パーセント。4回目接種率は14.4パーセント。5歳から11歳の小児の2回目接種率は12.5パーセントとなっております。本市の接種率が国・県と比較して低い状況にあり、その要因としては、特に若い世代は罹患しても重症化しにくい傾向にあることや、発熱や頭痛などの副反応への懸念、前回と違う種類のワクチンを接種することへの不安。また、新型コロナに既に罹患したことにより、ワクチン接種の意識が低下した方などの要因が考えられます。現在の取組といたしましては、個別に接種券を郵送する際に、ワクチン接種を安心していただける情報提供と本市ホームページ、奄美市公式LINEなどのSNS、地元紙などを活用した広報を実施しております。また、市民からの問い合わせにおいても、交接種の安全性やワクチンの種類による副反応に大きな差がないこと、ワクチン接種を早く接種していただくことが重要であることについて、丁寧に説明を行うなどの取組を行っているところでございます。小児接種におきましては、8月16日に国の専門分科会において、発症予防効果や安全性等についての情報が集積されたことに伴い、予防接種法の接種勧奨から努力義務にすることが提案されておりますので、小児接種を強制するものではございませんが、ワクチン接種の向上につなげるよう、周知を行ってまいりたいと考えております。ワクチン接種は特に重症化予防効果が高く、感染対策の一つの大きな柱でございます。引き続き、国や県が実施するワクチン接種勧奨方法と連動しながら、市民へのワクチンの正しい理解の情報発信を粘り強く続けるとともに、併せてワクチン接種機会の提供を図りながら、接種率を向上できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。ワクチン接種率、3回目が62.4、4回目が14.4ですね。5歳から11歳が2回目接種が12.5っていうことになりましたんで、本当にまだまだ低い状況ではあると思いますので、しっかりまた、先ほど部長がおっしゃったように、安全性とかをしっかりと訴えていただきながらですね、任意というか、努力義務っていうふうにおっしゃったんで、そういうことだと思いますので、しっかりと安全性を、また、丁寧に説明していただきながら、親御さんが、しっかりまた、お子さんもですけども、親御さんの了解も頂けないといけないと思いますので、しっかりそこら辺も進められるようにですね、努力をお願いしたいと思います。県医師会も緊急メッセージってことで、8月23日は出していっちゃいますね。新学期が始まる前に、5歳以上への子どものワクチン接種を強く推奨しているっていうことで、新聞報道もございましたので、やはりこう危機感っていうのは、県全体もですね、やはり、子どもたち、10歳未満ですとかの子どもたちが罹患しているっていうこと、感染しているっていうことで、危機感もあったと思いますけれども、やはり、学校も始まっておりますけれども、本当、この、この県のBA・5対策強化宣言の期限ってことが、今月いっぱいっていうこと、未までに延長されておる、こういった現状もございますので、しっかりまた、学校

の新学期も始まっていますし、シルバーウィークも、もうそろそろ始まりますので、また、小学校、中学校の運動会も、小規模で、密にならないようなということで、来賓等もですね、お呼びしないで、本当にこう短時間でってことは、工夫をいっぱいされて、されながらの開催だというふうには聞いておりますので、しっかりとまた、感染対策、学校関係も含めて、しながらですけれども、また、ワクチン接種の推進もですね、できればしていただきたいなというふうに思いますので、本当にこう、一人でも命を落とすお子さんっていうかですね、重症化するような人たちが、減らすような対策を、また、含めて、努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問でございますけれども、(4)で、本年4月にプラスチックに係る資源循環の促進に係る法律といったことが施行されております。これは、環境汚染の原因ともなるプラスチックのごみを減らすために、プラスチックの設計、また、製造から販売、提供、排出、回収、リサイクルまで、各団体ごとに対策が明記をされているというふうに認識をしております。3Rのリデュース、また、リユース、リサイクルってことで、持続可能な資源化を進めることで、プラスチックの資源環境を促進し、環境経済への移行を加速させるっていうことで、聞いております。日本では、年間約900万トンのプラスチックが排出されているっていうことで、国連の環境計画の報告書では、日本のプラスチック排出量を1人当たり、人口1人当たりで換算すると、32キログラムということで、アメリカに次ぐ世界第2位との新聞記事掲載がございました。日本は2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しているところでございますけれども、今、日本国としても、レジ袋の有料化が始まって、市民の中にもマイバッグを持ってお買い物に行ったりとか、また、飲み物をマイボトルにするとか、マイグラスにするとか、いろんな細かい工夫もされておりますけれども、そういった市民も多く見られるようになりましてけれども、そこで質問ですけれども、①、プラスチックごみにおける本市の取組ということで、具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。本市におけるプラスチックごみにつきましては、現在、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルの分別回収を行っております。各地区の指定の土曜日に回収用のネットを設置し、回収しているところです。現在、名瀬地区においては作業員とシルバー人材センターの派遣職員で回収に当たり、住用・笠利地区については、事業所へ委託し回収している状況です。回収したペットボトルは、名瀬クリーンセンターに搬入され、1本ずつ洗浄した後に大型土嚢袋に入れ、引き取り事業者が大型ダンプで回収、プレスした後、船で島外へ搬出されております。その後は再生資源化を図るため、再生工場において粉碎洗浄後、熔融され、ポリエステル製として、作業着や食品トレーなどにリサイクルされている状況です。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。一連の流れはお聞きしたところなんですけれども、この法律に照らし合わせて、やはりこう、作る側の責任っていうことも言われておりますし、奄美市においては、大きな大型量販店ですとかですね、そういったところがありますけれども、そういったところの企業の努力、作る側の努力っていうことも、回収、作って回収して、また、リサイクルするまでの、ってことも言われておりますけれども、奄美においては、なかなかそういうのは見られてないと思いますけれども、プラスチックのごみの中で、ペットボトルがやっぱりなってくると思いますけれども、資源ごみとしてリサイクルで回収がされておりますけれども、そのペットボトル以外のプラスチックっていうのは、ほとんどが燃やすごみに出す、トレーにしてもそうですし、他のものも、もう、プラスチックもほとんど燃やすふうにしかなる奄美市はなっていないと思いますけれども、そういった中で、回収は他の瓶などと一緒に回収されていますが、その中で、やはりこう、その回収、ペットボトルを回収するときにも、きれいな状態で資源ごみとして出すっていうことが、やはり大事だと思いますので、そのきれいに、その、その後ですね、回収されて、また、それがきれいな状態で海に出て行くっていうことで、結局、単価ですかね。買取単価とかもそれによって違ってくるというふうに聞いておりますし、中にごみとか

入っていると、その、手数料というか、手もかかりますし、あと、それがもう結局燃やすごみになってしまうとか、いろいろ状態はあるそうなんですけれども、しっかりまた、回収されて、今、資源ごみで出すときにですね、自分、私のほうは、有屋のほうで出しているような形で、しっかりとペットボトルの蓋を取って、付いているリングも外してですね、きれいにゆすいで、きれいな状態で出すっていうことをさせていただいているんですけれども、そういった出し方が市民の中で、また、広がっていきますと、やはりプラスチックごみを出すときにも単価が高く出せますし、回収されても、しっかりと本当のこうリサイクルごみって言いますかね、生かされるようなリサイクルになるかなっていうふうに思いました。奄美は離島でもありまして、ペットボトルは島の外へ船などで運搬されるための運送費ですとか、人件費、先ほどおっしゃった人件費などの費用が多くかかることも考えます。捨てることを前提としない環境に、また、環境に負荷をかけないような取組も大事ではないかなというふうに考えます。ペットボトルなど、使い捨てプラスチック製品の使用を抑えるためにも、しっかりまた、こういった飲料水ですね、次の質問になりますけれども、給水できる、無料給水機ってことで、設置をする自治体も、今、増えているというふうに聞いております。鹿児島市においては、このマイボトルですね、自分の、もう結局、ペットボトルを買わないでいいように、マイボトルを随時、携えて持って歩いて、マイボトルでゴミ削減ということで、市の13施設に鹿児島市はその給水機ですね、ペットボトルが置けるようなものを、置いているそうなんですけれども、今年の夏はもう本当に熱中症で、7月、8月と本当にもう30度とか、暑い状況だったんですが、熱中症の対策にもこの給水機が、市内のあちこちにあることで、本当に助かったっていうふうにお話も聞いております。また、始良市においては、来年の国体ですね、使用できるように、体育館に設置を、この給水機を、されたっていうことは、早速聞いております。そこでちょっと、その給水機の写真を、すいません、見せていただきましょうか。これなんですけれども、少し拡大していただくと、今まで給水機というと、口でこう、自分が口を出す、近づけて飲まないといけないような給水機が、学校とか、各施設も多かったんですけれども、これはマイボトルでもって、コロナ禍ってことでもあり、衛生上もすごくいいってことですね。また、冷たい水が出るっていうことで、すごく喜ばれているっていうふうに聞いております。施工前が左ですね、施工後が、こういう形でペットボトルを置いてできるということで、右のほうですね。こういう形で取ります。これが、八女市ですね、八女市の総合体育館で、体育館のですね、スポーツをされるところに、スポーツ会館に施工されてございます。そして、あと1枚ですね、すいません。次は、広川町ですね、町の小・中学校なんですけれども、これも子どもたちが、本当に、手を汚さずにですね、自分で、今、子どもたち、水筒を持って学校に行っていると思いますので、飲みたい、自分たちが欲しいときに、給水機があれば、水を入れて飲むっていう、熱中症対策にも本当、なると思いますので、こういったものが、小・中学校等に、公共施設にですね、設置できればなというふうに思っております。はい、ありがとうございました。そこで、質問でございますけれども、本市の公共施設にマイボトルで給水できる無料の給水機の設置ができないかということで、奄美市が誇るおいしい水もござimasので、そういった水を多くの皆様に飲んでいただく機会にもなるかと思っておりますけれども、このことに対して、御答弁をお願いいたします。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。ゴミ削減、ペットボトル削減への御提案、ありがとうございます。様々な方法があるかと思いますが、議員御提案の給水機の設置も含めた、マイボトルの推進など、島内でのペットボトル利用削減への取組について、他町村、大島地区衛生組合とも協議しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。今回、ちょっと紹介っていう形になると思いますけれども、しっかりまた、活用方法も含めてですね、御検討いただきまして、また、取組をお願いしたいと思います。

次の③なんですけれども、次の質問で、ペットボトルのリサイクルごみの適切な仕方が分かるような

チラシを全戸配布できないかということなんですけれども、令和3年度の年間ごみのカレンダーにはですね、ペットボトルのごみの出し方をこう、写真付きで載っていたんですけれども、これはちょっと市民からの要望もございましたので、質問させていただいているところなんですけれども、この、ごみの出し方をですね、再度こう、全戸配布できるような形ができないか、すいません、質問させていただきます。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。ペットボトルを含むごみ出しのカレンダーにつきましては、年度内はじめに全戸配布を行っているごみ収集カレンダー、大島地区衛生組合が発行するごみ分別一覧、ホームページ、広報紙等で広報を行ってまいりましたが、令和3年度から奄美市公式LINEを活用した広報も行っております。収集日前日、または、当日朝に通知が来るごみ収集日のお知らせや、公式LINE上で分別内容を入力することで、即時に返答を行うごみ分別検索の二つの機能が追加されております。議員御提案のペットボトルの出し方についてのチラシを全戸配布することにつきましては、広報紙を活用して案内の機会を増やすなど、対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも関係部署と協力し、よりスムーズで分かりやすい周知、広報を心掛けてまいりたいと考えております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。LINEは私もずっと活用させていただいて、毎日、ごみ出しの日にちゃんと通知が来るようになっておりまして、本当に便利なLINEでございますので、また、市民の皆様も活用出来たらなというふうには、本当にそういったツールも使いながら、ごみ出しがしっかりとできるような、スムーズにできるような形ですね、是非、取組を、また、再度、お願いしたいと思います。やはり、島内で循環型ですね、無駄がないって言うんですかね、本当にこう、いろんなごみ、ペットボトルとかいろんなごみも、不法投棄とかもありますけれども、しっかりと環境に負荷のかからないような、また、ごみ出しの方法も考えていただきながら、また、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時44分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 8 日
(第 4 日 目)

9月8日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	元 野 景 一 君	16 番	荒 田 幸 司 君
21 番	川 口 幸 義 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	平 田 博 行 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	川 畑 健 朗 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君

9月8日(4日目)

都市整備課長	藤原 俊輔 君	土木課長	安村 幸一郎 君
教育部長	石神 康郎 君	教育総務課長	信島 賢誌 君
学校教育課長	小出水 明洋 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田 忠徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議事係主査	坂元 辰徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1, 一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

11番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は自民党新政会の奥 晃郎でございます。

令和4年第3回定例会にあたり、一般質問を行います。一般質問を行う前に、私の所見を申し上げたいと思います。新型コロナウイルスが国内での感染拡大から3年が経過しましたが、いまだに収束の域に至らず、変異株の感染拡大により、国内の感染者は増える一方であります。とは言うものの、ここしばらく少なくなっているようではありますが、第7波に入ったと言われるBA.5の変異株は、奄美12市町村での感染拡大はとどまることを知りません。その結果として、10万人当たり感染者は県内市町村では奄美の自治体が突出しております。奄美市でも1万人を超える現状にあることに不安を拭えない思いであります。規制緩和の中で観光客等の増加が感染者の増加につながっていることも一因となっていることと思いますが、落ち込んでいる経済の景気浮揚の対策を講じる必要性から、お互いが気配りをしながら感染防止対策をしっかりと講じていく必要があります。

奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島の世界自然遺産登録から1年が経過しました。奄美の宝から世界の宝となった奄美の自然をいつまでも世界に誇れるよう保存継承して未来に残していく取組の必要性が高まっています。コロナ禍の中での登録ということもあり、規制のかかった中での観光客の足止めもあり、奄美経済への波及効果も期待されたこととは程遠い状況にあります。自然をそのような環境のもと、世界自然遺産登録から1年を迎えた、去る7月26日に奄美の自然を疑似体験等ができる奄美大島世界自然遺産センターがオープン、9月6日付けの地元紙の報道にはオープンから2万5,000人の方々が来館されたという報道もありました。情報発信基地として条件整備は整えました。世界の宝を活用してコロナウイルス収束後の対策に向けて官民が一体となって取り組んでいくことが求められているものだと思います。

奄振法の期限を令和5年度末に控える中で、本市議会においても奄振法延長に向けて特別委員会を設置し、取り組んでいるところでありますが、法延長に向けて住民等と一体的な取組が求められているものと思います。法延長を勝ち取りましょう。

また、春の選抜高校野球に出場し、群島民はもとより島外の出身者等に感動を与えた大島高校の夢をもう一度夏の甲子園出場への期待がかかった県予選で決勝戦まで勝ち進みましたが、惜しくも鹿児島実業高校に惜敗しました。大島高校の活躍は手に汗握る思いで応援した人も多かったと思います。私も中学・高校と野球をやっていた関係上、大島高校のこの試合は気合を入れて応援をしましたが、惜しくも負けということでもあります。大島高校野球部の選手の皆さんの頑張りに感謝と敬意を申し上げます。

私の思いの一端を申し上げましたが、通告しております順に従って一般質問をさせていただきます。

はじめに、先般8月8日に実施された中学生ひかり議会についてです。今回の議会は8回目でしたが、

このひかり議会の開催までの経緯と目的についてお尋ねいたします。

次の質問からは発言席において行います。

教育長（村田達治君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

中学生ひかり議会は、平成27年度から本市の未来を担う中学生が自分の住む郷土の現状や将来について考え、模擬議会の体験を通して郷土を愛する心を育てるとともに、市政に興味関心を持つことを目的として開催をしているところでございます。今年度におきましても各校の代表生徒12名が堂々とした態度で質問に臨み、代表校3校による事例発表も行われました。各学校の代表生徒がこの体験で学んだことを生かしながら、今後の学校生活及び生徒会活動等をよりよくしていってくれるものと期待しているところでございます。今後も未来を担う中学生が郷土に思いを巡らし、議会の仕組みや本市の現状に対する理解を深める機会として継続してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 今、目的について答弁を頂きましたけども、今回このひかり議会が8月8日に開催をされました。この8月8日という日にちをいかにして決定されたのかをお尋ねします。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。今年の中学生ひかり議会は8月8日、8月9日、1日目がリハーサルということで本会議8月9日に開催をしたところでございました。御質問につきましてですが、開会日につきましては、昨年度の12月から3月、昨年度末になりますけども、今年度の年間行事予定を計画する中で決定をしているところでございます。今年度は、お盆時期や県及び地区の行事との兼ね合いもございまして、8月9日の開催を決定し、年間行事計画に掲載をしていたところでございました。開催時期につきましては、2学期になりますと各学校において生徒会の役員改選等が行われ、3年生から2年生へと生徒会執行部の引継ぎがなされますので、その関係上、例年、夏季休業中にひかり議会を開催しているところでございます。また、各学校におきましては、6月頃から生徒会を中心に中学生ひかり議会に向けた質問書等の準備を行っておりますので、開催が近づいてからの変更は難しい状況でありました。なお、今年度市長が出席できない日に開催をいたしましたことに関しましては、大変申し訳なく思っているところでございます。今後、開催日を決定する際には事前に関係部署と連携を密に図りながら、打ち合わせを十分に行った上で決定をしていきたいと、そのように考えているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 今、教育長のほうからお話がありましたけども、私自身この8月9日の本番、これについては傍聴もさせていただきました。私の思うところですね、なんで8月8日なのと。今、お聞きしたところ、教育部のほうでもう日にちまで決定をされたようですが、この決定につきましては何月の中旬だとか下旬だとかそこらへんを決めていただいて、後は庁内の各関係部署とですね、やはり調整をして市長が参加できる日を設定すべきだったんじゃないかという思いであります。質問の趣旨は年1回実施されるこの行事に、市内の中学生にとっては市長の目の前で発表ができる、学校はもとより発表予定者にとっては大きな期待をもって臨んだというふうに思います。事前に市長は欠席ですよというお知らせが各学校にあったのかどうかは別にしましても、市長の欠席の理由がミニ人間ドッグのようでしたけども、未来ある若者たちの期待が裏切られたというような思いを持ったので、この質問をした次第です。これは私個人だけではなくて、市民の一般の方もそういうふう感じたことがあったということをお聞きしたので、ここで取り上げさせていただきました。次回開催時にはしっかりした調整をしていただき、首長である奄美市長が出席できる日を設定していただきたいということであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。集落の活性化等に関することについてでございます。人口減少は集落活動にも大きな影を落とし、人口増加対策は喫緊の課題となっております。人口減少の

波をともに受けているのは小規模集落であります。年間をとおした伝統行事の開催にも後継者不足等で継承がままならない集落もあると聞いております。集落の活動は住民自治の原点であり、集落が衰退していくことは奄美市の振興活性化にも影響を及ぼすことは当然にして予見できます。住民自治の原点である集落活性化の観点から人口対策は避けて通れない問題であります。合併から16年が経過する中で人口は1万人も減少しております。それで、質問ですけれども、奄美市の人口動態予測についてお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。お答えいたします。御質問の本市の人口動態予測についてでございますが、議員御案内のとおり、平成17年のこの国勢調査における旧3市町村の人口の合計は4万9,606人でございました。令和2年の国勢調査におきましては4万1,390人となっております。15年間で約8,200人減少をしているところでございます。地域別将来推計人口を発表しております国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言っておりますけれども、そこが平成27年の国勢調査をもとに平成30年度に推計をした本市の人口動態では、2030年は3万4,262人、2040年は2万8,323人と大変厳しい推計が示されております。全国的にも2008年に初めて日本の総人口が減少に転じており、本市においても人口減少は避けられないものと存じますが、近年の国勢調査における本市の人口減少率の推移を見ますと、平成17年と平成22年の比較で7.05パーセントの減少率でございました。これが平成22年と平成27年の比較では6.43パーセント、また、平成27年と令和2年の減少率の比較でございますが、では、4.09パーセントと人口減少の流れの中にあっても人口減少率の改善、すなわち、人口減少スピードの抑制が図られてきているところでございます。加えて、本市の令和2年の国勢調査におきましては先ほど御紹介いたしました、社人研が示した推計人口4万268人を上回る結果となっております。このことは、陸上自衛隊奄美駐屯地開設による一定数の人口確保の効果と併せて、年齢層ごとの転入と転出の差を見てみますと、22歳から60歳まででは転入のほうが超過が続いているというところでございます。また、18歳から21歳までの転入と転出の差、高校を卒業する年代でございますが、それについても減少しているということなどによるものと推定をしております。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 御丁寧な説明ありがとうございます。人口予測が当たらないことをお祈りしております。そのためにはですね、人口減少の歯止めの対策をどう考え、人口増加に向けての対策をどう講じていくかの問題についてはUターン、Iターンと人口増加対策と具体的な取組、これがもしあればお答えいただきたいというふうに思います。

総務部長（三原裕樹君） 人口増加対策と具体的な取組についてでございますが、本市におきましては奄美市「攻め」の総合戦略2020に基づき、人口減少対策に関する各種施策を展開しているところでございますが、大きく二つの取組に分けてお答えをいたします。

一つ目は、安心して子育てができるよう子育て世代を支援する取組、二つ目は移住・定住に関する取組、この二つでございます。

一つ目の子育て世代を支援する取組といたしましては、0歳から高校生までを対象とした医療費無償化の子ども医療費助成事業、3歳から5歳までの保育所、幼稚園等の保育料等の負担軽減を行う幼児教育無償化事業、高校生の通学バス代の支援を行う高校生遠距離通学支援制度、不妊治療に係る交通費等を助成する不妊治療費等助成事業、また、出産・育児に係る様々な各種健康診査への助成や見守り体制の強化、笠利・住用における新たな保育施設の整備に向けた具体的な取組も進めております。

次に、二つ目の移住・定住に関する取組につきましてでございますが、定住促進住宅の整備、住宅購入費やリフォーム費用への助成、関係団体と連携した空き家バンク制度など住居確保支援に努めているところでございます。また、移住を希望される方の本市での円滑な就職支援を行う就業体験支援補助事

業、奄美創業塾による起業支援、更には、フリーランスといった新たな働き方の支援も図っております。加えて、漁業担い手育成支援事業や農業次世代人材投資事業といった新規の漁業者、就農者への支援、人材確保や育成のための島外での資格取得を助成するキャリアアップ助成事業などを実施し、多様なニーズに応える仕事支援も行っているところでございます。このように移住を検討・希望される方々に対する直接的な支援に加え、ワークスタイルラボの活用や民間施設への環境整備補助をとおしたワーケーションの推進、学生スポーツ、ゼミ、合宿誘致助成事業による大学等学生の研究フィールドワークの活性化などにより将来の移住希望者となりうる関係人口づくりも推進しております。人口減少対策といたしましては子育て環境の充実、住居、仕事、関係人口づくり等、多方面からの取組が必要であると考えておりますので、引き続き様々な事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） いろいろな今、対策といいますか人口を増やすための事業が行われているようがあります。私のほうにもですね、奄美に移住をしたいという相談がここ1年以内に3、4件ありました。しかしですね、その人たちが入れる家がないんですよ。なぜって、独身だからですよ。なかなかその独身が入れる住宅がない、それは一般の住宅の賃貸はあるでしょうけど、なかなかその安くない、高いということで二の足を踏むという形になってしまいました。これは奄美市だけではなく、その人たちを龍郷町にも連れて行って相談したんですけども、龍郷町でも同じような状況でありました。それと家族連れが島に帰りたいと、これはUターンですけども、住宅に入れないかという相談を何件か受けましたが、収入が多いんで住宅には入れないという話でしたね。なぜかというやはり都会で生活をするとなればの所得がある、所得税等に引っかかるということで帰って来れない、もちろん所得というのは前年度の収入で決まるものであって、じゃあ島に帰って今年それだけの稼ぎがあるのかということを考えればですね、その一般の住宅を借りられるほど余裕はないということで二の足を踏むという状況でしたね。そういう事例もありますよということをここで申し上げておきたいというふうに思います。人口減少の要因の一つとして少子化の問題もあると思いますが、その要因としてはやはり働く場所が少ないことから若者が定着しないということも考えられると思いますが、合併を踏まえ、住用・笠利地区の特色を生かした農業、漁業等を活用した新たな雇用創出は考えられないのかお聞きします。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。それでは、新規就農者、漁業就労者への育成についてお答えをいたします。本市の主な新規就農者の育成につきましては、農業大学校など農業を専修する教育機関に就学する者に対する奨学金の支給や、公益財団法人奄美市農業研究センターで実施している2年間の農業研修などを通じて次世代を担う農業者の育成確保を図っているところでございます。市農業研究センターの研修期間中は年間最大150万円を県が交付する就農準備資金の活用や、資金の対象とならない研修生に対しましては市が研修助成金の交付を行っており、合併後、平成19年度から今年度までの16年間で41名の農業研修生がいらっしゃいます。

次に、研修終了後の新規就農者に対しましては、巡回指導によるより細やかな技術支援を行うとともに、市の所用するハウスの無償貸付や年間最大150万円を最長3年間交付する経営開始資金の交付、補助事業による機械の取得や施設整備などの支援を行い、円滑な就農定着を図っております。

次に、新規就漁業者の育成と漁業従事者の育成内容についてお答えをいたします。漁業者への支援としまして主に二つの事業がございます。まず、新規漁業就業者への支援といたしまして奄美市漁業担い手育成支援事業を実施しております。この事業は正組合資格の取得後3年以内の新規漁業者を対象とした事業であり、支援内容といたしましては、対象者の方へ20万円の奨励金及び3年間の水揚げ手数料を補助するものであります。実績といたしましては、令和3年度は奨励金が2名、手数料補助が4名となっております。また、漁業就業者全体への支援といたしまして本年度より漁業経営安定化支援事業を実施しております。事業内容といたしましては、漁業協同組合の正組合員を対象に漁業に必要な漁具や

餌、氷、燃油、セーフティーネット事業などに係る経費の2分の1以内で上限を10万円まで交付するものであります。今後とも新規就農、漁業就労者の育成について関係機関と連携し、集落の活性化を図れるよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

11番（奥 晃郎君） よく分かりました。特に漁業者等に対する補助ができてないよと前回の質問で私しましたけども、次年度からということでそれが実施されるようになったということについては、漁業者の方からありがとうございますというお言葉も聞いておりますので、また、何かの時にはよろしくお願いをいたします。

人口が減少していく中で空き家、それから廃屋が増えてきていると思います。集落の安心・安全からの視点、または、集落の活性化を図る一環としての活用なども考えられると思いますが、過去に空き家調査もなされました。その結果についてもここで前回の質問時に答弁を他の議員が頂いてますけども、どのような取組がなされたのか、その中でどのような問題点があったのか、あるいは今後の対策についてお尋ねをします。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問の市内空き家の状況につきまして、先ほど議員からもございましたが、令和元年度に空き家等実態調査をいたしまして、1,049件の空き家を確認しております。そのことを踏まえ、奄美市空き家等対策協議会を設立し、弁護士、建築士、警察、宅建協会等の関係機関と連携・協力を行い、空き家問題に対応する体制を整え、令和2年度には空き家等対策計画を策定し、総合的・計画的な空き家等対策を行ってまいりました。まず、空き家の利活用につきましては令和3年度までに移住・定住住宅購入費助成事業におきまして28件1,700万円、それから、移住・定住住宅リフォーム等助成事業において40件3,376万3,000円、合計で68件5,076万3,000円の家屋に対し、助成を行い、空き家の利活用と同時に移住・定住並びに地域の活性化を推進してまいりました。また、利活用が難しい空き家、この対策といたしまして、昨年度より危険空き家等除却助成事業を開始しまして、危険な空き家の除却を推進しているところでございます。昨年度は7件209万5,000円を助成し、今年度は6月末申込を締め切りまして10件に対して認定を行ったところでございます。また、新たな取組といたしまして、空き家等実態調査をもとに800件の空き家所有者や相続人に対して空き家を放置することの問題性、また、対策方法を伝える啓発チラシの配布及び空き家対策についての講演や個別相談を行うイベントなども年内予定をしております。更に、今後は空き家の賃貸や売買の促進により地域や経済が活性化することを目的に、公益社団法人鹿児島県宅地建物取引協会と空き家等の対策に関する協定を締結し、奄美市が保有する空き家情報等の共有が図れないか検討をしているところでございます。今後も取組を強化、継続させていくことで空き家発生の予防、適切な管理、除却の促進、活用による地域活性化に努めてまいりたいと存じます。

11番（奥 晃郎君） よく理解できました。それでは、次の質問に移らせていただきますが、この集落活性化に向けて集落民だけでは限界があることも考えられます。集落活性化アドバイザー等を配置して、取り組んでいくことは考えられないかお聞きをします。

総務部長（三原裕樹君） 本市において集落は奄美の特色を高める固有文化を多く持っていることから、その伝承を絶やさないためにも人口減少問題、そして、集落活性化に取り組むことは大変重要と認識しております。地域の活性化は集落からをコンセプトに一集落1ブランド事業に取り組んできておりまして、市内21集落にある22の島の宝がブランドとして認定されております。また、市民が主体となっていく事業を応援する制度である、紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業では昨年度実績といたしましてU・Iターン者の受入による地域活性化を目指して空き家改修が行われた他、地域の景観向上を図った事業などが採択なされております。加えて、昨年、奄美・沖縄世界自然遺産登録を契機とし、住用・笠

利両地区の特性を生かしたまちづくりの方向性を定めるため、市長のマニフェストでも示されました地域創生戦略、この策定につきましても、地域協議会をはじめとする市民と市長のふれあい対話などをおして検討を始めたところでございます。本市の職員につきましても各集落における一住民でございます。多くの職員が集落活動などにも参加をし、地域の皆様とともに日頃からの活動にも取り組んでおります。地域の困りごとなどございましたら、これまで同様まずは職員にも相談をいただけると幸いです。いずれにいたしましても、御質問の地域活性化アドバイザーにつきましては、市役所OB含めまして新たな活躍の場の創出ということでも有益なものと考えておりますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

11番（奥 晃郎君） 分かりました。ただ、今、最後にお答えをいただいた地域アドバイザーですね、私の言いたいところはそこだったんですけども、やはり集落の人たちだけでは中々今まで継続していることを変えるということが中々できない、他の人が見てこの集落にはこういう要素があるね、これをこうした方がいいんじゃないのとかもそういう意見を言ってくれるような人、こういう人をしていただいて集落の活性化を目指してほしいなという思いから質問をいたしました。

次の質問に移らせていただきます。防災対策についてでございます。災害は忘れた頃にやってくると言います。台風シーズンに入り、台風の発生状況が気になりますが、今年はこれまで11個の台風が発生しておりますが、幸いにして奄美への上陸・接近は少なく、少なくと言いますか、なく、安堵しております。しかしながら、気象庁予測では年間29個の台風が発生するようであります。まだまだ安心できません。奄美への上陸がないことを祈っております。台風・集中豪雨・地震がいつ発生するか分かりません。有事に備えて普段からの心構え、準備が欠かせないと思います。政府の地震調査委員会は、日向灘など九州周辺や南西諸島海溝周辺の地震活動については発生確率は不明だが、マグニチュード8程度の地震があり得ると発表しております。今年の1月15日に発生した南太平洋トンガ沖の海底火山で大規模噴火が発生し、気象庁が奄美群島、トカラ列島に津波警報を16日未明に発したこと、深夜ということもあり、市民は高台への避難に騒動したことも記憶にありますが、普段からの備えが不可欠であります。過去の経験を踏まえてその後検証もされていると思いますが、これらを踏まえて質問をいたします。なお、前回質問で回答をした事項については省いても結構でございます。南太平洋トンガの海底火山噴火津波警報の際にアンケート調査がなされたと思いますが、その結果を踏まえてどのような対策、防災計画の見直しがなされ、それがどのように市民に周知されたのかをお尋ねします。

総務部長（三原裕樹君） 御案内のアンケートにつきましては本年1月の津波警報に伴い、一人での避難が困難な方の避難を促進していくことを目的に、地域の行政協力員、嘱託員、駐在員の皆様に対し、アンケートを実施し、60の地域から回答を頂いております。その中で住民の避難については、回答を頂いた中の約8割が避難行動を行っており、一人での避難が困難な方の避難の手助けを実施をしたという地域が約4割でございました。また、一人での避難が困難な方に対する避難支援の取組があり、または、進めている地域が約4割、また、避難行動要支援者が災害時にどのように避難するかを定めた個別避難計画策定の必要性を感じている地域が約7割と、その必要性を感じている結果となっております。アンケート結果を踏まえ、改めて避難行動要支援者への避難計画の支援などの重要性を再認識したところでございます。このようなことから、本年5月には住用・笠利地区において避難行動要支援者への個別避難計画について広報・周知を行い、また、名瀬地区の大熊町内会と小湊町内会においては個別避難計画の前段となる地域防災計画を策定中でございます。今回の津波警報を教訓として、地域防災計画について適宜見直しを図りながら、市民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 前回この質問等については結構同じような回答を頂いているのでよく理解できま

した。特にですね、これで集落内の指定された避難場所、これは津波の避難場所として適切であったのか、また、適切でなかった避難場所、これらは見直しはされたんですよね。

総務部長（三原裕樹君） 本市におきましては指定避難場所ということで144か所ございます。この指定避難場所につきましては、本市の地域防災計画において最大の津波避難リスク想定から、市民の皆様が安全に避難できる高台として指定をしております。本年1月の津波警報の際には、津波避難場所として名瀬地区内の5か所の高台にて車避難での渋滞が発生いたしました。このことを受け、主要5か所の現場にて奄美警察署、陸上自衛隊奄美駐屯地、大島地区消防組合、消防団の関係機関とともに当時の状況を踏まえ、現場検証を行ったところでございます。その中で渋滞につきましては、緊急避難場所に向かう途中で路側帯へ駐車をしたため後続車両に渋滞が発生したということが判明しております。津波避難につきましては、本市の地域防災計画に基づいた徒歩避難を基本といたしますものの、今回の深夜での避難行動の在り方など、現在専門的な知見もいただきながら課題解決に取り組んでいるところでございます。指定避難場所の見直しというよりは、今回渋滞になった理由、そこを検証いたしまして、今後渋滞にならないような避難の在り方、そこを今、知見を頂きながら課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） よく分かりました。次、(3)の奄美市内の集落等の自主防災組織の現状については昨日他の議員からの質問で答弁いただいておりますので、なしということでお願いします。

次ですね、台風被害防止の観点から無電柱化についてでございます。台風銀座と言われる奄美群島はこれまで台風被害等で電柱が倒壊し、数日間停電し、不便を来した生活を経験した人は多いと思います。市街地においては遅くても翌日には停電が解消され、普段の生活に戻りますが、笠利地区の集落等においてはひどい時には1週間近くの停電を余儀なくされたこともあります。停電解消の一つの対策として電柱の無電柱化が考えられます。これまでも過去に電柱の無電柱化を提案しましたが、現段階においては難しいという答弁を頂きましたが、他の自治体においては台風被害防止対策、観光対策の一貫として無電柱化に向けて検討している自治体もあると聞いております。財源対策等厳しいということですが、補助事業、辺地債、過疎債等有利な地方債の対象事業として取り組めるよう要望していくことも必要ではないかと思います。無電柱化について検討していく考えはないのか再度お尋ねをいたします。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり、防災の観点からも無電柱化の推進につきましては景観も含めて今後のまちづくりを進めていくということで重要な課題であるということは認識しております。県はこれまで本土の都市部で無電柱化を進めておりまして、令和2年度からは和泊町と与論町の一部の県道で無電柱化に着手しております。本市では鹿児島県無電柱化協議会に加盟して関係機関と検討・調整を図るとともに情報収集等に努めているところでございます。これまで末広・港土地区画整理事業やマリンタウン整備事業に併せて検討は行ったところでございますけれども、費用負担の問題などから実施には至らなかったということでございます。なお、財源につきましては国の電線共同溝整備事業の活用及び議員御案内の有利起債等の利用が考えられます。今後とも他地域の事例について情報収集を図りながら調査・研究に努めるとともに、まずは、緊急輸送道路に位置付けられている国道・県道の無電柱化について要望を行ってまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（奥 晃郎君） 分かりました。奄美市内すべてを無電柱化にしろというのは無謀な要望かもしれませんが。必要なところをですね、特定をしてここについては無電柱化が必要だと思われるようなところを検討をしていただいて、少しでも前進していただくよう要望してこの質問を終わらせていただきます。

す。

次ですね、陸上自衛隊奄美駐屯地開設3周年を経過をして、陸上自衛隊奄美駐屯地、瀬戸内分屯地が開設されてから3年が経過しました。奄美駐屯地、瀬戸内分屯地の役割は南西諸島の防衛体制の強化を目的とされており、その役割は昨今のロシア、ウクライナ、北朝鮮、中国、台湾など日本近海で活発化する近隣諸国での軍事活動に緊張感が増しての中で重要な役割を担ってるものと理解しております。自衛官OBである私にとりましては、昼夜を問わず国防に努めている後輩たちに敬意を表するものであります。自衛隊が駐屯して3年が経過する中、これまでの経緯を踏まえて質問をいたします。陸上自衛隊が駐屯したことに対する安田市長の自衛隊に対する期待と自衛隊に対する考え方をお聞きしたいというふうに思います。建前の回答ではなくて、本音でお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

市長（安田壮平君） おはようございます。奥 晃郎議員の御質問にお答えいたします。

奄美駐屯地の開設につきましては安全保障上緊張が高まる南西諸島の国際情勢に鑑み、南西地域の防衛の空白地帯の解消を図り、我が国の平和と安全を確保するためのものと認識しております。奄美駐屯地開設後は子育て世代も増え、隊員や御家族の皆様による消費効果に加え、清掃活動や行事、イベントなどにも積極的に参加するなど地域の方々からも非常に喜ばれ、地域に活力を与えていると伺っております。また、本市が行う防災訓練への参加や災害対策本部への連絡員派遣など地域の安全にも御協力いただいているところです。このように奄美駐屯地は市民の暮らしと安全に大きな役割を果たしており、これからも連携・協力しながら安心・安全で活力ある地域づくりに取り組んでまいりたいと存じます。以上、よろしくお願いいたします。

11番（奥 晃郎君） 自衛隊が駐屯したことによる経済効果、この辺も市長感じているようではありますが、どの程度の効果があったのかをお尋ねします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問の経済波及効果についてでございますが、まず、市民税につきましては令和4年度調定額といたしまして約6,300万円、また、普通交付税につきましても駐屯地開設に伴う隊員及びその御家族の人口影響分などとして約1億1,000万円と試算をしております。また、隊員及び御家族の消費活動による経済波及効果についてでございますが、隊員350名と仮定をし、1世帯かつひと月あたりの消費額を全国消費実態調査等を参考に17万5,000円と推計した場合、約9億3,500万円の経済波及効果があると試算しております。その他にも駐屯地内の食堂等への食材や資材の授与、更には、そこで働く雇用効果等による経済効果等もございますので、奄美駐屯地の経済波及効果については大きいものと考えております。

11番（奥 晃郎君） よく分かりました。今の隊員の数でそれぐらいの効果があるということですから、自衛隊の必要性はよく理解していただいているものと思っておりますので、瀬戸内町長ですかね、瀬戸内町として防衛庁にいろんな要望をしているようですが、この奄美市においてもですね、こういう効果を見込んでの何かの要望も必要じゃないかなと、今回と畜場の建設に関しても防衛省の予算が絡んでくることもありますので、こういうのを大いに利用してこの奄美市の発展につなげていけたらいいなというふうに思います。また、各隊員が居住する自治会等にもいろんな効果があったというふうに思います。特に、私も慰霊碑の清掃等、隊友会が主催をして実施をして参加したんですけども、隊員の方々が約20名来られまして、我々だけでやったらそれこそ半日ぐらいかかりそうな作業ですね、1時間ちょっとで終わらせたということもあって非常に有り難く感じているところでもあります。その辺も踏まえて自衛隊に対する自治会あたりの期待することについて、何かないのかお尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） 議員からもございましたが、先月赤崎公園にある奄美群島殉国者慰霊塔におきまして、自衛隊員の方々が朝早い時間から現場周辺の清掃や草刈りを行っていただいたということ伺っており、心より感謝申し上げたいと存じます。また、宿舎のある自治会等での清掃活動や行事等へ御家族とともに積極的に参加されるなど地域の方々に大変喜ばれているとも伺っております。更に、コロナ禍の中で実施されているおしごとテーマパークや商店街夏祭りなどのイベントへも、感染防止対策を徹底し、参加されるなど地域に根差した活動にも積極的に参加しておられます。今後も自衛隊員の皆様には本市の防災面はもとより、地域の一員として一緒に活性化に寄与していただけるものと期待をしております。

11番（奥 晃郎君） それでは、最後の質問になりますけれども、自衛隊の役割の一つが災害派遣制度であります。離島である奄美市においては災害が発生した時には自衛隊の協力は不可欠であると思います。災害時に自衛隊災害派遣要請の体制についてお尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問の災害派遣要請につきましては三つの要件、公共性、緊急性、自衛隊でなければならない非代替性を満たす場合に、要請の内容及び被災情報に基づいて防衛大臣等により派遣が決定されることとなっております。本市におきましては台風常襲地帯であり、災害リスクが非常に高い地域でもございます。このような中、本市が災害対策本部を立ち上げた際には連絡員として奄美警備隊の隊員が派遣され、逐一警備隊本部との情報共有がなされているところでございます。また、本年1月の津波警報においては約60名の隊員が奄美駐屯地に非常参集し、津波被害の情報収集、災害派遣の出動準備にあたっていただいた他、奄美駐屯地の体育館を急遽避難場所として市民に提供いただくなど御協力をいただいているところでございます。今後におきましても、日頃から自衛隊との情報共有を図るとともに、緊急時に適切な対応が取れるよう引き続き連携をしながら各種事案に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） ありがとうございます。やはり日頃のお付き合いというのが非常に大事なかなと思います。そういうことに関しても避難訓練等やはり実施をして、何かの時にはすぐ災害派遣の要請ができるよう準備をしていただければいいかなというふうに私自身思っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩します。（午前10時29分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。まずは、字句の訂正をお願いいたします。3点ございます。（2）の金作原の金の文字が近いの近になってます。金をお願いします。次に、2,教育行政（1）の②保証の字句を補う、償うの補償に。そして、最後に、（2）の①前項調査の前項を全部の学校の意味の全校という字句をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

続きまして、少々所見を申し上げます。昨日伊東議員からもありましたように7月8日、安倍晋三元総理大臣が銃撃により死亡されました。心から御冥福をお祈りいたします。安倍元総理につきましては2014年、平成26年4月に当時の補欠選挙の際に奄美に来島されました。会場には約3,000人を超える方々がお集まりになり、会場を後にする際には会場から沿道まで続く長い距離にお集まりに

なっていた皆様に対し、お一人おひとりと笑顔でしっかりと握手、そして、笑顔で会話を交わしていました。また、演説の際にせっかく奄美に来たんだから鶏飯を食べて帰りますというお話があったものですから、近くの鶏飯屋は一軒でありましたので、その鶏飯屋の周りにも多くの皆様がですね、沿道にお集まりになり、しかし、安倍元総理大臣はその方々とも沿道を歩きながら一人ひとりと握手し、笑顔で会話を交わしていたことを記憶にあります。本当に人間味溢れたお優しい方だったことを本当に覚えております。また、奄美市内においても多くの方々から御意見、そして相談があったこともあり、自民党本部そして、鹿児島県連とも話し合いをした中で、7月下旬から8月上旬までの約2週間記帳所を開設させていただきました。その記帳所にも約300名を超える方々が御来場され、御記帳をいただき、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。国葬につきましてはこれまでも同僚議員からあるように、岸田総理が自ら国民の皆様へ丁寧に説明を行うと申しておりますので、しっかりとその責任を果たしていただきたいと存じます。それでは、一般質問、個人質問に入ります。

はじめに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。今回の最初の質問においては8月1日より副市長に就任されました、諏訪哲郎副市長に直接質問をさせていただき、諏訪副市長の御言葉で本市に対する御見解や思いをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願い致します。初日に同会派の永田清裕議員から同様の質問をされておりますが、私からも質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問として、就任されてから1か月が経過いたしました。現在の本市へ対する御見解、御理解、御認識をどのように捉えておりますか。また、就任後初の定例議会一般質問を通してこの議員と当局とのやりとりを通じて感じることもあったと思います。その点なども含めて御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

なお、今回3点質問を用意させていただきましたが、就任されてまだ1か月しか経っていない、されど1か月経ったということを十分に私自身理解をしながら今回質問をさせていただきたいと思います。またですね、副市長人事につきましてはやはり3月の定例議会経て、5月、6月頃から安田市長がしっかり動きをされて、7月中旬には安田市長のほうから各会派全議員への働きかけも始まっており、その頃あたりからは諏訪副市長もですね、奄美市に対しての意識も、心も体もスイッチも少し切り替わったものだと思いますので、そのことも含めて御答弁をよろしくお願い申し上げます。

次の質問より発言席にて行います。

副市長（諏訪哲郎君） おはようございます。就任から1か月が経過し、本市に対する見解、理解、認識をどのように捉えているかとの質問についてでございます。

改めまして、奄美市副市長としての重責を担わせていただいてから1か月が経過いたしました。この間、市長との対話、部課長からの市の重要事項に関する説明をとおして、本市の課題ごとの実態、背景の把握に努めているところでございます。職員との対話、また、現場での課題解決に向けた議論をとおし、先の地元紙の取材でもお答えいたしましたけれども、課題への精通も含めて本市の職員は非常に優秀であると感じているところでございます。加えて、合併以降の行財政改革の取組も含め、財政健全化にも着実に取り組まれておられるものと認識しております。就任直後には奄美大島5市町村が独自に設定するコロナ警戒レベルを最大の5に引き上げる決定もございました。この中で私自身、県における初期の新型コロナ対策に携わってまいりました経験をもとに、職員とともに新型コロナ感染防止対策と社会経済活動の両立に向けて、市として、奄美大島5市町村として取り組んでいくことについて議論をさせていただきました。一連の意思決定や職員間の情報共有が、県にいた私にとっては非常に速やかだというふうに感じたところでございます。また、先ほど今回の議会における一般質問での議員と執行部との一連のやりとりについての所感についてお尋ねがございました。県の本会議の答弁と違いまして、奄美市の市議会のこの一般質問の答弁というのが一問一答のスタイルで非常に生き生きと行われているということに非常に感銘を受けたところでございます。私も早くこの答弁に慣れてですね、皆様の御質問、正しくお答えできるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

12番（竹山耕平君） 副市長ありがとうございました。お話しされる言葉の力と申しますか、永田清裕議員がですね、質問した時に比べてすごいスムーズにまた、力強くですね、生き生きと答弁されているなという第一印象でした。やはり永田議員からの質問は少しプレッシャーになってたのではないのかと。ありがとうございます。今のことを含めてですね、御理解と御認識そしてそういった形をですね、副市長なりに最初に申し上げましたが、やはり心も体もスイッチが切り替わってるなというふうに思いましたので、まずは、そのことも含めて次の②の質問にさせていただきます。

副市長がですね、奄美市について、また、奄美群島について、奄美について、やはり鹿児島県庁職員の時代から今日に至るまで、県庁職員から奄美を見た感想、思い、そういったものと、やはりスイッチが切り替わった後の今現在の職に就いた、今の答弁にもございましたような考え方は全く別物だろうというふうに思います。実際に副市長に就任されてから本市の課題を、今も少し若干出ましたけど、どのように考えて感じておられますか。また、課題というものはその課題を解消することによって奄美の可能性を無限大に広げることができるというふうに思いますので、その点についてこの1か月、2か月を通じてですね、御見解をですね、御見解と申しますか、その間に少し自分なりに検証・分析されたことがあるのか、お示しをお願いしたいと思います。

副市長（諏訪哲郎君） まず、県政に携わる立場として認識していた本市の課題について2点述べさせていただきます。一つは県全体として取り組む地域の稼ぐ力の向上に向けて世界自然遺産登録の効果をどのように発揮するかという点でございます。もう一つが私のこれまでの職務経験上、本市のみならず、離島地域に共通する課題ではございますが、航空路線の充実、確保という点でございます。稼ぐ力の向上につきましては、世界自然遺産という価値を発揮していくことに加え、環境文化と表現される文化や食などそのポテンシャルは大変大きなものだ、ここ奄美市での生活をとおして実感しているところでございます。また、航空路線の充実確保についてでございますが、新型コロナの影響により、一部減便など厳しい状況ではございますけれども、大手航空会社間のコードシェアが始まるなど、将来的にはコロナ感染前の状況に回復していくことを期待しているところでございます。ただ、就任直後に予定しておりました市民と市長のふれあい対話が新型コロナ感染拡大防止の観点から延期されるなど、私自身楽しみにしておりました地域の皆様との対話の機会が制限されているところでございます。市長が市民の皆様を示している対話と連携、そして挑戦という行動指針を私自身も心がけながら、地域発展の礎となる課題の掘り起こしとその解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、副市長として就任して以降、本市の現状及び課題として認識していたことについてでございます。一つは財政構造上の現状及び課題として、本市予算に占める扶助費の割合が高いということ。もう一つが組織マネジメントの現状及び課題として、人事評価制度に関してこれまでの経緯を踏まえた適正な運用、それと併せて更なる活用に検討の余地があるということでございます。これらについては今後、関係部局と分析や協議を進めてまいりたいと考えております。

12番（竹山耕平君） ありがとうございます。しっかり県庁の職員の時代からしっかりと奄美のことを気にして、昨日の伊東議員からもありましたように、やはりその航空路の充実確保の面も含めてですね、しっかりと県全体のことを把握されてきたんだと、そして、また、その課題を解消、そして、また、地域地域の特性の個性を引き伸ばすための努力もされてきたんだと、そういったものに費やしてきたという思いをしっかりと受け止めることができました。また、奄美市に対してもですね、この財政の健全化、また、分析、そして、また、いろんなそういう組織マネジメント、そういったものについても是非職員との対話、また、市民との対話を通じて、今後もまずは信頼、信用だと思いますので、是非頑張っていたきたいなと思うところでございます。

それでは、次の③の質問させていただきます。次にですね、安田市長以前の副市長人事の在り方につ

いてはこれまでもですね、やはり3月の議会、または、6月のこの臨時議会など安田市長とのやりとりの質疑の中でですね、多くの議論が交わされてきたものと思います。安田市長の強い思い入れによって今回の諏訪哲郎副市長の就任がなされました。今回の副市長人事に伴う、これまでとは違う副市長人事の在り方をおしてですね、御自身に課せられた使命とは何ぞやというふうにお聞かせいただきたいなと思います。また、今もこのうちの答弁にも含まれましたが、この任期中の4年間に自分に課せられた使命を取り掛かるものとして、また、重点的に行いたいもの、これまでのやはり県庁職員時代からも得意分野というものを持ってると思います。そして、それが奄美をどうやって引き伸ばすことができるのかというふうにもつながると思いますので、その部分も含めてですね、お聞かせいただきたいと思いますが、また、4年後を見据えた時に任期はとりあえずまず1期4年とありますので、この4年後にどのような奄美市がどのような姿に想像されること、なっておられること、が今回の御自身の今回の安田市長の人事・任命が成功されたというふうに市民に示すことができるのかというふうに、私はそこがやっぱり結果的に見れば今回の人事、本当に大成功だったよねと、安田市長の判断間違ってたよねというふうに市民にどういうふうな形で示すことができるのかと、その4年後を見据えた逆算をしたこの1年目をどうスタートさせるのかというふうにも、そこは大事なことじゃないかなと思いますので、お聞かせをいただきたいなと、市民とまた、議会に対してもですね、お聞かせをいただきたいなと思います。

以前ですね、遠目塚助役の例が例えとしてよく出されましたが、あの当時は本当に現在ですね、奄美の根幹となるこの社会整備のインフラを中心に推進するためのある意味特命としてですね、位置付けられて、現在の奄美振興を形として姿として残っている、現しやすかった面もあると思います。諏訪副市長が思う形、奄美市の姿、どのように描こうとしているのでしょうか。お示しいただきたいと思います。

副市長（諏訪哲郎君） 副市長の外部登用につきましては先ほど御案内のとおり、平成18年に誕生した奄美市では初めて、3市町村の歴史を振り返っても昭和57年8月から昭和61年3月の3年7月に及ぶ名瀬市助役以来のことと存じております。そのような中、県からの副市長登用にあたっては市長からの御説明にもありましたとおり、これまでの奄美市として培ってきた伝統を礎とした新しい取組を進めるうえでの御判断であると重く受け止めているところでございます。このことから私自身に副市長として課せられた使命といたしましては、安田市長をしっかりと支えながら職員とのコミュニケーションを深め、市長が目指すまちづくりに向けて市民、市役所、一丸となって取り組むマネジメントの力を発揮することであろうと考えております。任期中に取り掛かることについての御質問でございますけれども、重ねてのお答えとなりますが、副市長に求められる役割につきましては市長も申し上げており市長の補佐、職務の代理、組織のマネジメントという職責を全うすることになるのではないかと考えております。そのうえで市民の皆様、議会の皆様が私の仕事を評価していただくものではないかと存じております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。この3点、今回質問させていただきました。質問するタイミングにもですね、私的には今回はまずはベストだろうというふうに思いました。また、1年後、また、その後もですね、しっかりと今回の安田市長の人事・任命に対してやはり議会として目を見張ってしっかりと取組を後、また、働きかけをですね、見ていきたいと思いますが、また、4年後に先ほども話しましたけれど、やはり4年後結果的に今回の人事がどうだったのかという評価がされると思います。そういった中で本当に安田市長がまた、知事に直接お願いをして、そして、知事の推薦のもと、そういった形で諏訪副市長が来られたと思います。なので、市長が4年後に向かってですね、選んで、そして、諏訪副市長でよかったなと、諏訪副市長1期4年っていう形であるんですけど、もしかしたらもう1期いたい、もっと頑張って奄美のために汗をかきたい、という思いにもなるかもしれません。そういったふ

うな形をちょっと望んでですね、今回の質問をさせていただきましたので、期待をしています。よろしくをお願いします。もっと対話を、中々話す機会ありませんでしたので、これで気持ちよくですね、永田議員と二人で副市長室に行きますんで、お願いしますね。

次に、金作原の設置予定のバイオトイレ整備事業の進捗をお伺いいたします。今回補正でありましたが、今回その3月に計上されて以降ですね、いろんな方からのお話もあって、そのたびにちょっと担当課を訪れていろいろとお話をしていた面もありましたので、今回ちょっと補正で挙げられたんですけど、大事なことじゃないかなと思って今回その質問に入れさせていただきました。当初計画の変更があってですね、当初計画、百何十万円じゃなかったかなって思うんですけど、その経緯も含めてですね、それが今回1,500万円ということです。この間の経緯もですね、しっかり説明をいただきたいと思います。また、このツアーガイドの方々からですね、本事業の設置場所、第二種の何たらと書いてありましたが、その部分も含めて、やはり、また、運営方法もですね、今後大事になってくるのではないかというふうに思いますので、その関係のされるだろうと、今後設置された後の、そういった方との意見について、どのように交わして議論が進められて今回の補正決定が下されたのかどうか、お示しをお願いします。

市長（安田壮平君） それでは、竹山議員の御質問の金作原におけるバイオトイレ整備事業に関するこれまでの進捗と経緯を御説明いたします。当初はリースによる期間限定的な設置によって利用状況を実証的にモニタリングし、結果に応じてその後の本格整備につなげる計画でしたので、今年度当初予算におきまして、借上げに係る経費181万5,000円を計上いたしました。なお、借上げ部分は他の環境保全事業と併せて県の地域振興推進事業に3月末で採択されたことから、6月議会にて歳入の県補助金を追加補正させていただきました。加えて、昨年度に本土の大手旅行会社から金作原にバイオトイレを設置するための費用の一部を寄附したいとの申し出も頂いたことから、今9月議会にて歳出の整備費用と併せて歳入の追加補正を提案させていただいております。そのような中、リース設置の条件として太陽光発電ではなく、軽油を燃料とする発電機を使用しなければならず、高額な費用と毎日給油を行う必要が判明したことから方向性を変更し、実証期間を経ずに太陽光発電による本格設置を検討することとなりました。本格設置に向けては、地元の奄美大島エコツアーガイド連絡協議会との意見交換や設置そのものについてのアンケートを実施しながら庁内で慎重に検討を進めてまいりました。ガイド協議会の皆様からは多岐にわたる御意見も頂きながら、結果的に金作原ツアーを希望する観光客が多い状況が続いており、安全・安心なツアー環境を確保するために緊急避難対応としてのトイレが必要であると判断し、金作原へのバイオトイレ設置に必要な経費の追加補正を、今9月議会に提案させていただきました。なお、バイオトイレは一日あたりの処理能力に上限があることから、設置後の運用としてはこれまで同様、事前にトイレを済ませていただき、金作原のバイオトイレは緊急的な利用に限定していただくことを想定しております。実際の利用回数の把握も含めて、関係ガイドの方々の協力を頂きながら、引き続き運用に関する協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。ということは、3月補正と6月の繰入、一部、で結局今回1,500万円ということなんですけど、トータルでいうと補正に補正を重ねたという形で総額お幾らなんだろうかな。すみません、後は維持費ですね、年間の維持費をどう考えているのかを。

市民部長（徳永恵三君） 今9月議会のほうで補正を出させていただいて、先ほど議員が言われたように積み重ねて1,500万円程度の予算となっております。今後の維持管理につきましては、大体清掃業者のほうに委託をして年間22万5,000円程度の運用費用でできたらと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） 積み重ねで1,500万円に積み重なったということですね、分かりました。維持

費のことなんですけど、22万円っていうのは年間ですか。月ですか。

市民部長（徳永恵三君） これはまだ今後の検討課題となるんですけど、毎年22万5,000円っていうことで計上させていただきたいと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。今回旅行代理店のほうからの、旅行会社からの寄附も一部あるということだと思いますけど、先日の同僚議員からのその寄附金の目的税ですかね、そういった協力金はどうなるのか入島税がどうなるのかという議論もあると思いますけど、後はその運営が特に関係してくるツアーガイドの皆様、金作原を後は緊急的に利用されることを限定されることがですね、人間の生理的な問題なんで、そのあたりどうなるのかなとは思いますが。そうすると最初のほうに私も何度も現地に行ったことがあるんですけど、すべてが三儀山運動公園のトイレですね、トイレをしてそれ以降は車で10分、15分、20分ぐらいですかね、行って何時間か経って帰って来ると、やはり人間の生理的な現象なものですから、その間どうしても我慢できない方は我慢できない、後はお子様とか高齢者も問わずですね、そういった形で今どうなっているのかと、どう対処されているのかなというのはもう聞かないですけど、そのあたりも今後は議論を知名瀬地区をトイレとか駐車場の問題が今までもずっと出されておりますので、そのあたりも含めて考えてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうかね。考えているんですか。検討されているんですか。

市民部長（徳永恵三君） 今、現状の使われ方としましては、三儀山の運動公園のトイレと知名瀬の港湾ですね、あそこのほうをまずは、ツアーガイドの方々が御案内して、その金作原のほうで観光されているような状況なんですけど、今回やっぱりその答弁の中でもありましたように、緊急的なお年寄りとかそういった方のためにということで、ツアーガイドさんのアンケートの御意見もありましたので、その付近を鑑みて一応対応をしたいと、緊急的にバイオトイレを設置したいという考えを持っています。また、今後の維持については清掃業務委託っていうのも方向性を持ってるんですけど、今後その付近も協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。その清掃業務はどちらのほうに委託をされ、22万5,000円含めて委託なのか、そこもちょっとお聞かせいただきたいと思いますのと、やはりあの太陽光発電っていう話があって、そのあたりはやはり森が茂って山が茂ってという場所を太陽光、日照時間が短い、少ない奄美ですので、そのあたりの整合性というか、あと、そのツアーガイド協会とも協議されてということだと思うんですけど、そのあたりの問題点とか今後出てこないんですかね。要は太陽光発電を受けるためには日照をつくらないといけない、日照をつくるためにはその設置場所が今、設置する場所を見てないんで、どこなのか分かりませんが、その日照場所があるところに設置をするのか、日照をつくるように枝を剪定するのかという問題もあるんで、ちょっとお尋ね、確認です。

市民部長（徳永恵三君） それではまず、清掃業務の委託につきましては、現在市内の清掃業者の方に委託をお願いしようとは思ってるんですけど、その件はまた今後の検討となると思います。あと、日照的なものについてはそれが今、計画しているのがちょうど知名瀬のほうから登って行ってあたる三叉路のところを予定しているんですけど、その付近が影響しないような形、また、ツアーガイドの方とも観光に影響しないような形での設置方法を検討しておりますので御理解を賜りたいと思います。

12番（竹山耕平君） ありがとうございます。しっかりとですね、ツアーガイドの方々もですね、やっぱり人それぞれで個性豊かな団体でありますので、しっかりと皆さんの意見もですね、まとめてもらえるのかどうかも含めてですね、また、この運営がしっかりといけるようにですね、つくってよかったと、

後は分散するっていう形っていうお話もありましたので、役勝エコロードの話も出ましたよね。役勝エコロードのほうもトイレないんですけども、今後可能性があるのかどうかまで関連で。

市民部長（徳永恵三君） オーバーツーリズムの回避ということで今、エコツアーロード、役勝のほうでの検討も公民連携のプラットフォームでも協議をされております。そういうのも将来的に今後検討の必要性もあるかと思しますので、今後御理解いただきたいと思います。

12番（竹山耕平君） 分かりました。また、今後ですね、またいろいろお話を聞かせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。大浜海浜公園整備事業について、リニューアルされた海洋展示館のこの現状、状況についてお示しをお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。御質問にお答えさせていただきます。

大浜海浜公園にあります奄美海洋展示館は、市民のみならず、多くの観光客に御利用いただいております代表的な観光拠点施設の一つとなっております。平成10年のオープンから20年以上経過し、施設の老朽化が進んでいたことなどから、令和2年度より学び、遊び、体験をコンセプトとし、リニューアル事業を開始しており、展示室の改修及び老朽化している設備などの工事を行い、令和4年3月24日より無事リニューアルオープンしたところでございます。リニューアルオープン後の利用状況といたしましては入館者数において4月から7月の合計で1万4,336人となっており、過去最高の入館者数を記録いたしました令和元年度と比較いたしましても15パーセント増、人数にして約2,000人ほど上回っているものでございます。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。代表的な観光の拠点施設として今、令和元年の数値と比較されて過去最高だったものも含めて、このコロナ禍ではあるんですけど、ものすごい伸びて、それは指定管理者のですね、努力もあるもんだとは思いますが、そういった相まってですね、相乗効果、波及効果がしっかりと出ていると。これまでも遺産センター等も含めてですね、本当に奄美の体験、訪れるそういったところを重要視しながら、当然島民の方、観光客の方も含めてですね、すごい楽しみにしていた、やはりリピーターが多いんじゃないかなと思います。私も二度ほど、というかもっと行ってるんですけど、すごい1階部分からですね、すごい努力されているのがよく分かりますので、そういった面であれば是非今後ともですね、もっと言えば当初のコンセプトというか、図面ですね、完成図と若干違うんじゃないかなと思うんですね。中身の色とかがですね。空間がつくるっていうイメージだと思うんですよ、海の空間。海洋展示館。ちょっと予算が足りなかったのかなというふうにちょっと感じる場所も、そこで当初1,000万、2,000万、そういったところの予算もですね、お話を聞くと改修だけで終わると、当然リニューアルどころじゃないというところで質問をさせていただき、増額計上につながって今回の結果造ってよかったと、できてよかったと、先ほどの諏訪副市長じゃないですけど、結果的にできてこの結果が出てくるということでございますので、またまた、魅力あるものをしていってほしいなというふうに思います。

次に、②バースハウスの利用状況、活用、運営状況についてお伺いしますが、まずは、このバースハウスですね、やはり1階部分と2階部分がありますので、やはりこの2階部分について分けて質問させていただきたいなと思います。このバースハウス、当初計画のですね、このそもそもの目的、コンセプト、そういったものが何だったのか、そして、その目的、コンセプトから、開設されて現在までの利用活用状況、運営状況についてお示しをお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問のバースハウスは平成29年に大浜周辺が奄美群島国立公

園に指定されたことを受け、世界自然遺産登録に伴う利用者増も見越したうえで、大浜海浜公園園内の回遊性、周遊性を高めることを目的として設置された施設でございます。1階部分にはシャワーとトイレが設備されておりまして、先ほど利用者数のお話ございましたけれども、申し訳ございません。バースハウス自体だけの利用者数ということはカウントしておりませんが、大浜海浜公園は多くの方に利用されていると思いますので、バースハウスも皆さんに利用をしていただいているものと思っておりますのでよろしくお願いします。

12番（竹山耕平君） ありがとうございます。そこで、お聞きしたいんですけど、今、利用者数は把握されていないということだったんですけど、運営については把握されてると思うんですけど、どうですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 運営に関しましては現在指定管理者制度をとっておりますので、指定管理者のほうでバースハウスも一緒に管理をしてもらっている状況でございますので、よろしくお願いします。

12番（竹山耕平君） 運営というのはですね、これまでやはり夏場っていうんですか、繁忙期が特に集中して、やはり問題はそれ以外の時にどうするかで、指定管理者がどのようにして通年にお客さんに来てもらって、楽しんで、先ほど部長もおっしゃったようにそういったものを見込んで周遊性を見込んでできたと思うんですけど、先ほど海洋展示館とかいろんな遺産センターの先ほどの入場者数からそういったものも含めて、この運営、今、何回か変わってますよね。そこを把握されてるんですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、議員がおっしゃったのは多分2階のカフェのコーナーのことだと思います。そこに関しましては指定管理者のほうにまた、業者のほうにお願いをしまして、現在これまでに2社ほど運営に携わっていると思っております。ただ、現在このようなコロナ禍のような状況でございましたので、運営は休止をしているということで、今また、次の方法の活用策等も検討しているところですので御理解よろしくお願いします。

12番（竹山耕平君） そうですよ。そこをちょっと聞きたかったなというふうに思います。やはり計画段階からですね、担当の部署に行ってますね、いろいろお話をさせてもらったんですけど、この計画でいいのかなという、そもそもですね。コンセプトも含めて、建物も含めてですね、国立公園に建物が、景観的にも見合うのかという問題点から後は中身、後は収容されるシャワー室だとかトイレの数とですね、含めて、以前と変わらないということ、当初からですね、変わらないままでいいのかなという疑問もあったり、建物自体のコンセプトもですね、ちょっと疑問もあつたものですから、いろいろとちょっとお話をこの何度か取り上げさせて、担当部署とも話をさせてもらったんですけど、今、おっしゃられるように今、もう4、5年ぐらい経って、やはり2社変わってると、今は休業中ということでもう今は二社辞めてるというふうな形で、じゃあどうやったら続けられるのかというところも考えないとですね、いけないと思います。海洋展示館は伸びてる、バースハウスは全く、覚え書きというか契約の時に頑張ると、通年続けて頑張りますという契約を結ぶんですよ。ただし、やっぱりやれない、どうしてもできないというのがあってそこは契約の中ではどうしてもできないんだからやめないといけない、やったら赤字ですから赤字経営ですから。そういったところをじゃあどうやってバースハウスの2階部分を生かして海洋展示館の魅力を引き上げるのかというところを持っていかないとですね、ですので僕、大きい（3）の大浜海浜公園の整備事業の一つだと思って、大きいリニューアル工事のですね、一つだと思って聞いてますので、そういう意味で今後ですね、しっかり取り組まないといけないんじゃないかなと。奄美は今、総合施設できますけど、雨の時に遊びに行くところがない、子どもを連れ

て遊びに行くところが少ない、そういった中でやはりリピーターの多い海洋展示館、大浜海浜公園が愛される施設、公園にならないとですね、意味がないと思うんですよね。ちょっと含めてお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 確かに今、現在としてはカフェのほうはコロナ禍の状況もございまして、休止をしているところがございますけれども、あそこのロケーションといたしましてはもちろん海のすぐそばであるということもまた、皆さん御存じの夕日のスポット的な場所でもあると。そういった形で言えばロケーション的にはすばらしい場所であると思います。そういったことも含めながら、そういったことを如何にして生かしてカフェのほうを運営していけるのか、そういうやり方も含めて指定管理者とも一緒になって今後検討してまいりたいと思いますので、御理解よろしく願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。検討をお願いします。ロケーションばっちりだというふうに、海洋展示館も大浜海浜公園も来場者増えていると、バースハウスだけ、まあ、タラソもありますけれども、そこらへんをしっかりともっともっと管理者とですね、後は市長も含めて是非御協議、御検討進めていただきたいなと思います。

次に、1階部分。すみません、長くなりました。1階部分、トイレ・シャワーについてお伺いしますが、この開放時間が何時から何時で、その利用時間ですね、をお聞きしたいんですけど、なんで聞くかというやはり今でもですね、バースハウスできましたけど、多くの方が第1駐車場前がメインになってまして、やはり昔からよく見られる光景のトイレの前の蛇口で子どもたちが体を、大人も含めて体を洗ってるんですよね。バースハウスがその意味も込めてできたと思うんですけど、しかし、バースハウスが時間が6時半、7時、時間はお話してもらいますけど、夏場はシーズンは日が落ちるのが日没が遅いんですよね。後は夕日見たいという方々が、じゃあ夕日が沈んでいこうかなって思ったらシャワー室が閉まって結局トイレの前の蛇口で水浴びをしているんですよね。そういったところがやはりおもてなし、奄美の観光として全国のいろんな人の利用時間見ましたけど、確かに監視の時間イコールその利用時間っていうふうになっているんで、致し方ないところとちゃんと理解はしてますけど、何か手立てができないのか、また、国直海岸のようにトイレ、シャワーがありますよね。あそこは中のシャワーと外付けのシャワーがあるんですよね。そこの外付けのシャワーでも子どもとかがいろんな、中を上手く利用して、バースハウスの外にはあるんですけど、結局下の蛇口しかないのを足を洗うのかな、それぐらいしかできないんですよね。後はちっちゃい子どもが水を浴びるということがあるんですけど、そういう外付け、今からでも外付けできるし、と考えますので、そういう外付けのシャワーみたいなものを付けてもいいんじゃないかなと、24時間になるといろいろ今まで理由があると思うので。あと、笠利がですね、あやまる公園のシャワートイレは24時間利用できるんだと思うんですよ。そこらはちょっとお答えいただきたいなと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、御質問の1階のシャワー室、トイレにつきましては通常の利用時間は午前8時半から午後5時までとしておりますが、特に多くの利用が見込まれる夏休み期間は開放時間を延長し、午後7時までの利用が可能となっております。今、現在この午後7時までとさせていただきますのはやはり安心・安全面を考慮して現在の終了時間とさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。外付けのシャワーにつきましては現在のシャワー、トイレの運用状況なども指定管理者ともよく協議をしながら、また、安心・安全面等もございまして、今後検討課題とさせていただきます。よろしく願いします。

12番（竹山耕平君） 是非ですね、その何かうまく利用できないかっていうところで利用者が利用しやすいような、あとは、ありがたいような施設になればいいんじゃないかなと思います。それで言えば、第1駐車場もっと広くリニューアルをしてもらいたいなと、また、同じように外側にシャワーを付け

ればもっと利用者にとってはすごい大変ありがたいと思いますよ。そこも含めて是非検討していただきたいなと思います。

じゃあ、すみません。教育行政に力を入れたかったんですけど、ちょっと教育長すみません。時間が短くなってしまって、質問させていただきます。タブレットの端末の活用状況をお伺いします。導入から1年経過いたしました。子どもたちや先生方、また、保護者の皆様からの御意見の中でもこの学校内でのクラスごとの使われ方、活用状況、また、学校ごとの活用状況についてもですね、差が生じているのではないかというふうにお聞きしております。その点についてですね、教育委員会として現状把握についてお示しをお願いしたいと思いますのと、併せてこのGIGAリーダー、ICT推進の活用状況、学校、職員、積極的に活用できるような指導、場をつくってらっしゃるのかどうかについてお示しをお願いします。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えいたします。本市におきましては小・中学校ともに主にロイロノートと呼ばれる学習支援ソフトを使用して、子ども自身の考えをまとめたり、意見の交流を図ったりしながら主体的で協働的に学ぶ授業づくりを推進しているところでございます。タブレットを導入して1年が経過いたしましたけども、本市としましては全学校が一斉に同じように活用することを目指し、7名のGIGAリーダーを中心とした研修会によって各校のICTスクールリーダーの技能向上とICT機器の活用促進を図ってまいりました。議員の御質問にもありましたけれども、差が生じているのではないかという御質問もございましたけども、各学校内における教師の技能差は確かにあるものの、ほとんどの児童生徒が教師の支援なしにタブレットを操作できるようになるなど、この1年、活用に関しては概ね良好の状態だというふうに捉えているところでございます。しかしながら、先ほどの議員の御指摘のように活用の方法に関しましては、まだまだ改善を図っていく必要があろうかというふうに思っているところでございます。今後は重点指導対象者を、各リーダーをこれまでは主にですね、育成し、そのリーダーをとおして校内の技能の向上を図ってまいりましたが、直接的にすべての教職員をですね、対象に各学校に指導主事を講師として派遣するなど、ICT機器の活用方法に関する校内研修への支援と併せまして、地区や県が主催する研修会の参加を力を入れて促進してまいりたいと、推進してまいりたいと考えているところでございます。また、ICT支援員の導入を検討することによって、活用を苦手とする教員への支援も充実させ、これまで以上に活用の質を高めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） 教育長、ありがとうございます。やはりですね、全校一斉に配布されて、子どもたちに配布されてやはり今、1年をとおして、この前のひかり議会にも見てたら同じような質問がありました。やはり子どもたちもですね、やっぱりやっている本人たちが感じていることですから、自分も子どもたちにも聞くとですね、全然触ってないよという子もいたりですね、後は触らないのか触れないのか、そういう環境をつくってるのか、そこもですね、今、改善を図ってまいるということです。もう一点申し上げたいのは、遠隔合同授業をやっている徳之島モデル、これは奄美市が発行しているものですから、そういったもので利用して1年、2年、全国平均を上回っているっていう、学力の向上にしっかりつながっているということを奄美市がちゃんと事例として出してるんですよね。そういったものも含めてやはり、できるだけ触って触れて慣れさせるということが目的の一つだと思いますし、これは離島というんですか、外海離島というハンデというのは全くないわけですから。そういったもので後は遠隔による合同授業とかいろんなやり方がいっぱいあるので、電子黒板も利用しているのも見えました。しかし、あんまり活用してないなっていうところもやはりクラスごとで見られます。そういったものもですね、是非、1年経過しましたが、もう少し1年しか経過してないから2年3年待ってくれよと、子どもたちは1年1年のこの学力が大事ですからね、実証実験にされても困りますからね、そういった意味も含めてやはり1年1年の学力の定着と向上を含めて、やはりどうやってその重点指導の行いを指導

していくのかっていうのは、子どもたちは実験じゃありませんからね、是非1年1年のその力をその時その時の力を十分に定着させて向上させる手段としてタブレット活用していただきたいなと思います。

次に、導入前からまた気になっていて何度も質問させておりますが、この補償の件、補う償うの補償、この取扱い、また、どうなっているのでしょうかね。この保護者、周知についてもお願いしたいなと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。学校において児童生徒がタブレット使用中でこれまで破損の事例も生じてきているところでございます。そこで、御質問の費用負担の線引きでございますけども、故意の破損であることが明らかな場合を除き、通常の活動の範囲内での破損に関しましては本市で予算を確保し、対応しているところでございます。実際にはこれまで修繕件数が26台、令和3年が13台、それから令和4年度これまでに13台となっているところでございます。現在のところ、故意による破損と判断されたことはありませんで、修繕費を保護者が負担した事例はございません。また、今後タブレットの持ち帰りを予定しており、議員の御指摘のように破損の事例が増えることも予想されます。この際の修繕費についても明らかな故意による破損でない場合は本市で対応してまいりたいと考えているところでございます。なお、これまでもタブレット導入に伴い、修繕を含めた対応については学校への周知を行ってきております。今後とも持ち帰りが始まった段階で保護者や各学校の教職員に十分に説明をいたしまして、このことについては理解を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） 分かりました。今、ちょっと気になったのは故意による破損が今のところないと、そういう判断をしていると、今度の3番の質問にもつながるんですけど、その故意によるものっていうその線引きを誰がやるのかなっていう、どういうふうに捉えるのかな線引きを、故意によるものなのか、じゃないものなのか、それも含めて次の3番にもいきますけど、このタブレット、防水じゃないですよ、Apple社製のiPadということで防水じゃないんですよ。そこも含めて、今度の質問に移らせていただきます。この宅習、この宿題における活用状況をお聞きます。タブレットは持ち帰っている学校もモデル校であるとも聞いてますが、全体ではまだ取り扱っていないのではないのかなというふうに認識しています。その持ち帰りを導入する際、今、教育長もおっしゃいましたが、今後、この家庭内の、同僚議員もこれまでも多くの質問がありましたが、やはりこのWi-Fi環境がどうなってくるのか、私も導入前から伺いして絶対に家庭に負担がかかるようなことは絶対ないというふうに確認していますが、その動きはまだ調査も行ってるんですけど、じゃあどうする、じゃあどうしたってことはまだ実施はしてません。そういったことも含めてですね、この件について先ほども言いましたけど、このタブレットやっぱり防水じゃないし、後、故意じゃないですけど、やはり子どもたちは通学見てると、ランドセルをぼんぼん投げてその上に座ったり、椅子代わりにしたり、みんなで故意じゃなく、知らず知らずのうちに、あと、台風の時、子どもたちは傘ささないんですよ。傘ささないでランドセルでそのまま歩いて帰ります。しかし、防水じゃない。そういったいろんなことも含めてですね、今後考えないといけないと思いますが、お願いします。

教育長（村田達治君） それでは、お答えいたします。その故意かどうかの判断についての御質問がございましたけども、中々難しい部分もあるんじゃないかなと思いますけども、やはり壊れた時の状況の把握につきましては学校の先生方とも協力をしながらですね、あるいは子どもたちに説明を聞いたりですね、そういうことでやはり総合的に判断していくことになろうかと思いますが、ただ、取扱いについては5つのルールをしっかりと定めてですね、日頃から子どもたちにも先生方にもお示しをして、お願いもしているところでございますので、本当に故意に面白半分に投げて壊したりとか、そういった事例については起こらないんじゃないかなと期待も込めてですね、考えているところでございまして、また、大

雨の時の際の持ち帰り等につきましても防水の袋を準備するなりですね、これから具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。一方、質問書にあります質問への回答でございますけども、現在持ち帰りについては市内の学校を指定をいたしまして、試行をしているところでございますので、何とか今年度中をめどにですね、全校で持ち帰られる体制をつくりたいというふうに考えているところでございます。更に、家庭のWi-Fi環境についての御質問もございましたけれども、令和2年度に行った調査ではですね、御回答いただいた家庭の84パーセントがWi-Fi環境が備えられているということが分かっておりますので、更に、現在増えているのではないかな思っております。また、そういったところで家庭によって差が出ないようにですね、準要保護の家庭においてはオンライン学習通信費を月額1,000円程度支給をするなど、その差の解消に努めていきたいというふうにも考えているところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） 分かりました。調査では84パーセント、どんどん人数変わっていきますので、学年、毎年ですね。その調査を今だったらいくらなのかなというのも気にしていただきたいなと思います。後、その最後に出た準要保護の家庭にはそういう形ではなくて、希望者には是非お願いしたいと思います。そこがですね、差を作らないって言うわけですから、そういう希望される家庭世帯にはそういう取扱いを是非お願いしたいなと思います。

それでは、最後の質問に移ります。(2)曾於市における事故後の奄美市における対応はということで、これについては先日、和田霜折議員がですね、お聞きし、また、新聞の報道でも10校で2校についてはってことは承知していますので、①については割愛をさせていただきますが、やはりこの調査方法についてお聞きします。新聞報道も見ました。あと、学校にも聞きましたが、やはり校長、教頭の目視によるものっていうことがですね、今までも学校関係で通学路の自動車が子どもたちの列に突っ込むとかそういった悲惨な事故が起きたとか、ブロック塀の下敷きになってとか、そういった時には関係部署、県、警察、あとは、市、学校関係者で調査を行っているんですよね。今回その調査の責任を、危険木っていうのも、その倒れた木だってイチョウの木だって危険木だと、そのあとのシンボルツリーっていうのも後から聞くのでつながるんですけど、その調査方法にちょっと疑問を持っているものですから、もしかしたらヒアリングの時も言いましたけど、教育委員会は今後もし何かあって木が折れて怪我したと、それで今回10校の危険木を、言った学校じゃなかったってなると学校側からは危険木というふうに聞いてませんというふうに答えると思うんですよ。なので、そのちょっと疑問を持ってるので、すみません。お願いします。

教育部長（石神康郎君） お答えいたします。先生方の現在、目視で御報告をいただいているところでございますが、今後専門家の造園事業者の確認などで変更になることも承知しているところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） すみません、ありがとうございます。②の保存樹、シンボルツリー、あかぎについてですね、今回いろんな新聞でも報道でも載った名瀬小学校脇にある、横の市道にある、あかぎが伐採されている関係者の皆さん、本当にあの危険木であったり、そういった形で子どもがカラスの巣にあってちょっと攻撃を受けたりですね、本当にありがたいというふうなお話を聞いておりますが、世界自然遺産になって今後、千年松の危険木ということで保存樹を外しました、指定をですね。そういったものを含めてこのあかぎについてもですね、保存樹についてしっかり協議始めないといけないうんじやないかなと思うんですが、市長どうですかね。

市民部長（徳永恵三君） 御質問の内容につきましては今後外来種の保存樹指定についても奄美市環境保全審議会等において協議をしながらこれまで指定されたものを含め、在り方について検討していきたい

と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

12番（竹山耕平君） すみません、ちょっと質問がしたかったんですけど、しっかり議論したかったんですけど、時間がなくてすみません。しっかりと協議を行っていただきたいと思います。これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○
議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民党新政会 多田義一君の発言を許可いたします。

22番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民党新政会の多田でございます。

始まる前にですね、私、ちょっと喉の調子が悪くてですね、マスクは付けたままで一般質問を行いたいと思いますので、聞き取りづらい点もあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。苦しいときにはちょっと、マスク取りますので御理解ください。よろしくお願いします。

それでは一般質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

2020年より猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、時間経過とともに形を少しずつ変えながら感染拡大し、日本経済に深い傷を残しています。また、様々な外的要因はございますが、半導体不足から、多くの家電や電子部品、または、車、そして、海外製品、特に中国での生産ラインなどが止まったことにより、建築資材をはじめ、様々なものが入手困難となり、また、現場や新規建築などといった、進まないなどの大きな影響がございました。奄美市においても、観光産業や飲食業界、小売業、商店街など、経済損失はかなりあったものと思います。今年に入り、感染力の強いコロナが猛威を振るい、現在までの感染拡大へとつながっているところであります。そのような中、国や県もワクチン接種率や飲み薬を承認するなど、収束に向けて確実に前進していることは理解できます。しかし、感染者数が予想を大きく上回り、重症者の増加、また、死亡者の増加など、そもそも重症化しにくいと言われていましたが、分母が大きくなり、全体の数字を押し上げる現状となっていると考えます。関係する機関の皆様、また、医療機関の皆様には、感染リスクの高い中、昼夜を問わずの対応に感謝と敬意を表するものであり、改めて医療の大切さを痛感したところであります。海外で医療活動をしているジャパンハート代表医師の吉岡先生が以前、奄美市に訪れた際、おっしゃっていました。経済と医療は共に存在することにより成り立っている。どれが一つ欠けてもその地域の発展はないとお話をしていました。まさにそのことを感じているところで、これからも消えることのない感染症と、離島自治体としてどのように向き合うのか、また、対策が取れるのか、連携が取れるのか、その地域での医療は成り立っているのか、様々な視点から考えていく必要があると思います。このことを踏まえた上で、私の一般質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢についてであります。7月より多くの感染者がこの奄美市でも確認され、多いときには1日200人を超える感染者が確認されたのは、多くの議員の質問でもあったとおりであります。今回、私が感じているところは、奄美市警戒レベルを5に引き上げの時期であります。前回の警戒レベル引き上げの際は、県の非常事態宣言もあり、かなり迅速に出されていたと思いますが、今回は、その時期よりはるかに感染者が多く確認されていた現状があったと思いますが、前回の警戒レベル引き上げと今回との違い、また、奄美市警戒レベルの出し方についてお示しをいただきたいと思います。

次の質問より発言席にて行います。

保健福祉部長（山下能久君） 警戒レベルについてお答えいたします。奄美大島コロナ警戒レベルの判断

につきましては、奄美大島5市町村の対策本部会議において決定しているところでございます。警戒レベルを引き上げる際には、感染状況に加え、医療機関への状況確認、保健所の助言などを踏まえ、検診を行うこととしておりますが、警戒レベルにつきましては、今年4月に考え方について見直しを行いましたので、改めて御説明いたします。

感染拡大防止の観点から位置付けております警戒レベルでございますが、これまでの、人との接触機会を減らし感染を防止するという考え方から、感染対策の徹底と社会経済活動の維持に向けて、という考え方に大きく見直しを行っております。社会活動につきましては、基本的に行動制限などは行わず、できるだけ工夫や対策強化を行いながら実施していくという方針としており、現在もこの考えのもと、対策を進めているところでございます。

それでは、今回の警戒レベルの引き上げに関わる経緯を御説明いたします。7月中旬からの感染拡大を受け、7月28日に奄美大島5市町村担当者による新型コロナ対策本部会議作業部会を開催いたしました。この作業部会には、大島郡医師会、県立大島病院、名瀬保健所から出席をいただき、医療機関の状況をお聞きするとともに、今後の感染対策について協議を行いました。この中で医療機関から、発熱外来やコロナを含めた入院調整に影響が出始めている、通常の外来診療は行えているが、新規の入院患者の受け入れが困難になりつつあるなどの状況説明があり、医療体制が逼迫しつつある状況にあると確認をいたしました。このような現状や医療関係者からの要望を受け、喫緊に取り組むこととして、受診する前にかかりつけ医などに電話で相談すること、できるだけ夜間診療などは避け、平日の診療時間内に受診することなどの受診行動に関する周知を行うことといたしました。また、医療体制が逼迫しつつある状況を周知した上で、感染対策への意識を高めてもらう働きかけが必要との協議を受け、大島郡医師会、県立大島病院、名瀬保健所及び5市町村が共同して、地元紙の一面を活用した医療提供体制の現状や感染防止、感染後についての周知啓発等を行うことを決定いたしました。

警戒レベルにつきましては、見極めに必要な情報収集に努め、その後の感染状況や医療提供体制について、情報の共有や協議を継続していくことといたしました。その後、感染者が更に増加傾向となり、8月2日の発表では、本市の感染者数が最多の200人となったことから、市長の行政防災無線での感染防止対策の呼びかけや、奄美空港における注意喚起の館内放送など、急ぎ対策を講じることとし、医療機関の現状把握を再度行い、旧盆、新盆も控えていたことから、急遽、翌日の8月3日の奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部の開催を決定いたしました。その中で、市町村それぞれの医療機関から把握した状況について情報を共有し、保健所長の御意見も踏まえ、レベル5の状態にあると判断の上、警戒レベルの引き上げを行っております。以上でございます。

22番（多田義一君） 分かりました。ありがとうございます。今、ちょっとお話を聞きながら、少しちょっと疑問に感じるというのが、大島本島内の医療機関というのは、ほとんどはこの奄美市に集中しているわけですね。大きい病院はですね。今、この中で、会議の中に、医師会、で、県立大島病院ということがありましたけども、例えば、今回のコロナ感染症の背景にやはり、大きな病院というのがすごく大きなウェイトを占めて、こう、活躍というか、医療行為をずっと行っている病院があると思いますけども、その辺りの意見聴取とかというのはどのようになっているんですか。医師会のほうが取りまとめているという認識でいいのか、それとも、医師会は医師会だけで、その状況分析になっているのか。その辺り、どうか教えてもらって良いですか。

保健福祉部長（山下能久君） 大きな病院の医療提供体制の情報収集につきましては、まず、名瀬保健所のほうで、コロナの感染者を担当、取り扱う病院であったり、その他の病院も含めて、状況を把握しているということで、名瀬保健所のほうからの情報提供を努めておりました。また、医師会からは医師会の代表の方が来られまして、医師会に参加する診療所の状況の把握も行っております。以上でございます。

22番（多田義一君） ありがとうございます。分かりました。私はなぜこの質問を今回させていただいているかというと、それはやはり、市民におけるレベルの引き上げというのは、意識喚起に当然つながっていきますし、もう一つは、この警戒レベルが5になって、誰が一番危険なのかということ、誰のためにこの医療機関はあって、今、現時点でどういうことになっているのかという強いメッセージを出すのが、僕はレベル5だと思っていて、そうしたときに、早めに出すことによって、医療機関も当然ゆとりのある中で次の一手というのを打てるでしょうし、また、実際、僕はなぜこのような質問しているかというもう一つの背景は、通常の患者がやはり、行けなかったんですよ。病院に。というケースがあったんですよ。その方は胸の痛みを訴えて病院のほうを受診したんですよ。車で待機するように言われて、連絡があったのはその後、約3時間。3時間車の中で待機してたということですが、仮にその胸の痛みを訴えて行った場合、心臓の疾患も疑われるわけですよ。いろんなことが想定できると思いますが、今回は胸ということでしたけども、頭痛がある方もいらっしゃるでしょうし、それが重篤な病気につながる、命の危機につながるケースも中にはあると思います。しかしながら、実際、そういう医療機関って限られているんですよ。奄美市の中では。当然、個人病院に行っても、まず、検査ができないですよ。脳であったり心臓だったりすると、それなりの、やはり、医療機関に行かないといけなと。その今回、それなりの医療機関が、ほとんどが発熱外来であったり、やはり、さっきおっしゃったように、通常の患者の入院すら受け入れができないような状況にあったわけですよ。こうなったときに、誰が一番、やはり、本当の意味で、僕は、害が出るかということ、市民だと思うんですよ。市民が安心して暮らせる環境が崩壊してしまう危険性が非常にあったんですよ。今回。僕はそういうふうな観点から、やはり、その警戒レベルの在り方というのは、しっかりと考えていく必要があると思いますし、先ほど奄美市に集中してると言いましたけども、結局、この5市町村すべての住民の危機だったんですよ。と僕は思ってるんですよ。奄美市内の病院が結局、危機的状況になってしまうと、他の地域からも来れないわけですから。この5市町村ですね。そう考えますと、かなりちょっと緊迫したような状況もあったのではないかなと推察はできるわけですが、行政の役割としてどこからどこまでできるのかというのは、僕は分かりませんけれども、一つ、今回思ったのは、レベル5としたときに、医療機関も含めた横の連携がもう少しできれば、例えば、発熱外来を受けるところを絞るとかですよ。で、通常診察ができる病院を残すとかですね。その辺りの棲み分けができなかったのかなというのが、素人目で見ただけの率直な感想なんですけども、そういうお願いというのは、行政からやろうと思えばできるんですかね。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の医療機関の連携であったり、行政のほうから発熱外来を縮小と言いますか、集約化ということができるのかという御質問にお答えします。医療機関の連携につきましては、基本的に保健所のほうでとの役割だと考えておりますが、コロナに関しましては、先ほども申し上げましたように、市、5市町村も含めて、先ほど、作業部会での情報共有や、また、8月3日の奄美大島の対策本部会議におきましても、保健所、医師会から出席していただいて、情報の共有、行政にしてほしいことなどの情報を得まして、それをできることから即座に対応しているところではございます。

また、もう一つが行政からの要請ですかね。行政からの要請につきましては、やはり、専門的な部分に関しましては、医師会でございまして、保健所のほうがよく理解されているというところがございます。行政のほうからもしてほしいこと等があればですね、そういった場の中でお伝え、お願いしているところがございます。以上でございます。

22番（多田義一君） 分かりました。難しい要請にはなると思うんですが、一番最初のコロナのワクチン接種のときに、やはり、多くの病院、医療機関の皆さんが、すごい、やはり、結束をしたように僕は感じているんですよ。いろんなところからの協力があって。やはり、この離島の感染症対策というのは、一つ一つの病院ではなくて、本当に離島医療全体でどう切り抜けるかというのは必要不可欠だと僕

は思っているのですが、その横の連携をもう少しこう機能的に、そうすることによって、僕は、働いている人たちもある程度の時間のゆとり、気持ちのゆとりは僕はできると思うんですよ。全ての医療機関が今回、すごいことになってましたので、そう考えると、その中にやっぱり、一般の患者さんってなかなか行けないですよ。行けないですし、実際に行っても、診察するまでの間に時間が相当かかってしまったというケースもあったり。実際、何もなくて良かったんですよ。本当に。ただ、それが実際、本当に車の中で亡くなったりとかというケースは、もしあった場合は、やはり、考えると少しちょっと怖いんですよ。現状として。まあなかったんで、これは仮定の話になりますけども。ただ、そういうことも起き得る状況であったということなので、やはり、もう少し僕も含めて、今後ですね、この離島での、やっぱり、医療の在り方というのは、考えていく必要が、僕はあるというふうに今回、強く感じましたので、今回、このレベル5の上げ方についてと、また、そのレベル5のそもそもの在り方、効力についてですね、という部分を、やはり、今後は、少し検討していく必要があるのかなというふうに感じましたので、この質問を先にさせてもらいました。

(2)の医療機関の現状については、多くの議員の質問により、理解できましたので、ここは割愛をさせていただきます。

次の質問の飲食業界の現状についてということなんですが、やはり、経済を重視する方向で、今回、動いていますけども、実際にはやはり、奄美の人たちもすごくコロナの感染という部分に関しては敏感に思っていて、やはり、屋仁川全体的に人足が大分鈍くなったという話は多く聞いています。その中で、前回の引き続き、応援券であったり、また、今回、ほーらしゃ券ですよ。ほーらしゃ券も発売されていますよね。10月からですかね。使えるのが。10月からということで、今、二つの、要は応援券というか、そういうプレミアム商品券が使える状況ではあるんですが、使える場所は多岐に渡ると思いますので、結局、そこだけじゃないわけですよ。たくさんあって、実際、屋仁川で使われている頻度がどれだけあるかって見たときには、多分そこまで高くないだろうと。今までの数字がそうだったんで、多分今回だけ突出して屋仁川で使う量が増えるというのはちょっと考えづらいので。であれば、やはり、もっと別の方法も考えていく必要が僕はあるのではないのかなというふうに思っています。実際、鹿児島県とかが今、行っています、ぐりぶクーポンみたいなのがありますよね。クーポンみたいなのがあって、それで結局、支払い時にいくらか割引あるとか。まあ、いろんな可能性はあると思いますが、この飲食業界の現状についてと、また、そういうふうな活用とかができるのかできないのか、その辺りまでちょっと、答弁してもらえればありがたいです。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。飲食業の現状について、まず、お答えさせていただきます。観光客の増加も見られ、飲食店においてもその効果が見られ始めているところと認識はしておりますが、一方、議員御案内のとおり、新型コロナ感染状況を考慮した外食控えなどの理由により、コロナ禍以前の状況までにはお客様は戻ってきていないと感じており、経営状況は依然として厳しい状況が続いているものと認識をいたしております。

そのような中、飲食業の方々に対する支援といたしまして、安心・安全に飲食できる店舗の利用を後押しするとともに、地域経済の循環を促進させることを目的に、現在、第三者認証店舗応援プレミアム商品券事業を実施しているところでございます。これが飲食店に特化したものとなっております。今後、飲食店に人を動かす仕組みが必要であるとの御質問でございますが、先ほど、議員もおっしゃっていましたが、新型コロナや物価高騰の影響を受けている市民の方及び飲食店を含めた事業所の方々の支援を目的に、先の臨時会において、くらし応援ほーらしゃ券発行事業を上程可決させていただいたところでございます。本商品券事業は、飲食店を含めた幅広い店舗での利用が可能となっており、市民生活の支援として、域内経済循環の起爆剤として、できるだけ早期に御利用いただけるよう準備を進めているところでございます。併せまして、本市の事業者に対し、高騰した燃料費、電気料金、ガス料金の一部を支援する、エネルギー価格高騰対策事業を追加の補正予算として、本日、議案送付させていただいた

ところでございます。まずは、商品券事業やエネルギー価格高騰対策事業を確実に実施していくとともに、新型コロナの感染状況や経済状況及び社会情勢を注視しながら、今後とも経済対策について適宜、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

2 2 番（多田義一君） 分かりました。皆さんの取組、頑張りはすごく、やはり周りの方たちも見てらっしゃると思いますので、これは大変有り難いことだなと。ただ、この状況がいつまで続くかというのが正直見えないので、皆さんそこが一番不安なんだろうなと感じますので、是非、聞く側から、今度は何かしら手を出す、差し伸べるというのは、もうこれは役所しかできないと思いますので、是非、その辺は敏感に反応していただきたいな、対応していただきたいなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは次の環境行政に移ります。まず、(1)の分別についてであります。以前より何度か質問させていただいておりますが、なかなかこう進んでないのかなという状況が見て取れますが、現在、どのような現状であるのか、また、思うように進まない理由というのがありましたら、何なのかお伺いしたいと思います。

市長（安田壮平君） それでは、多田議員の御質問に答えいたします。現在、名瀬クリーンセンターへごみの搬入を行っている5市町村の家庭ごみについては、13種類の分別を行っているところです。議員御指摘のペットボトルについて、御質問ありましたのでお答えさせていただきますが、これにつきましては、一部、容器のラベルを剥がしていないことなど、事例があり、洗浄作業前に除去する手間が増えるなどの支障があると伺っております。分別が進んでいる地域として、議員が以前紹介された大崎町の取組については、住民が排出者としての責任を持ち、住民主体の衛生自治会を組織し、住民の役割として27種類のごみ分別が徹底されています。また、本市では資源物の常設回収所として、有屋町内会が積極的に分別収集に取り組んでいることから、本年度から古紙類に特化したものではございますが、より、ごみの減量化が図れるよう、本市も一部支援した実証事業を行っているところです。今後、この事業を通して、地域主体の分別収集体制が整うことを期待しております。住民一人ひとりがごみ分別の意識を持って取り組むことが、ごみ減量化につながるものと考えております。そのことについては、行政としましても周知啓発について、積極的な周知が行えていない状況だと考えております。今後、分かりやすく丁寧な情報発信について、先進自治体の情報なども参考に、更に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 2 番（多田義一君） ありがとうございます。まだまだやっぱり、住民サイドの意識と言いますか、また、分けて集めるステーションの数が全体的に少ない。であったりとか、いろんな課題はあるであろうと思いますが、一つちょっと、部長に伺いたいんですが、今、当然ながら、一番は市民が考えていけないといけない問題。ここに来て、僕、最近ちょいちょい聞くんですが、観光客によるごみの捨て方のマナーが非常に悪いというお話をよく耳にしますが、これは誰がどう啓発していけばいいんですか。そこをちょっと、もし考えるのであればお願いしたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、今、世界自然遺産にもなって、そういう入込客というのが多くなっている状況もあると思います。確かに今、御質問があつてちょっと意識をしたところなんですけど、やはり、宿泊業とか、そういう観光レジャー施設とか、そういうところでやっぱり、行政がしっかり周知をできるような体制というのは、今、御意見ありまして、認識いたしましたので、その件もまた、積極的に進めてまいりたいと思います。以上です。

2 2 番（多田義一君） 自然遺産にもなりました。で、やはり多くの方たちが注目を集めてまして、実際

にやっぱり、この環境問題というのはかなり今から大きなウエイトを占める中で、島に来島される方々の意識も当然変えていかなくちゃいけない。また、奄美に降りたのであれば、やはり、そのごみはしっかりと分別して、資源として使えるような形をやはり、推奨をしていかないと僕はいけないと思うんですよね。その中で、やはり、必要不可欠になってくるのは、どうしてもその観光事業者との連携というのは、間違いなく必要になってくると思いますので、そういうところに対してのアプローチも今後、是非、力を入れていただきたいと思います。

これはもう質問ではないんですが、先日の幸多議員の質問だったですかね。12月31日が今年度より閉めるんですよね。操業してないんですよね。クリーンセンターのほうで。これに対してもすごく反応がありまして、実際、これだけ観光客が来て、しかも、12月、1月というのは帰省客も滅茶苦茶多いときですよね。その間、ごみが取れなくなる。ホテルのごみだったり、業者も当然取れないわけですよね。ストックする場所がないわけですから。そうなったときに、これもつかというお話がこの昨日、今日の朝でありましたけども、もうお決めになったことだと思いますので、実際、今年ちょっと様子を見られてもいいのかなとは思いますが、今年がもし大変な状況になれば、来年からやっぱり、考える必要が僕はあったと思いますので、是非、そこを念頭に入れながら、注意深く見守ってほしいと思います。

それでですね、次の質問に移りますが、紙類、新聞ですよね、新聞や段ボール、古紙類等の資源ごみ回収も今されてると思いますが、先ほどおっしゃいましたステーションが、この市役所にもありますよね。市役所にもあって、有屋町内会にもあって、あると思いますが、この回収作業、どのように今なってるのか、お示しいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、多田議員に回収作業について御答弁いたします。資源物の回収につきましては、古紙類については段ボール、新聞紙を第2水曜日、雑誌などの古紙類は第4水曜日に出していただき、可燃ごみなどの収集と同じ委託事業者において一括して回収しております。また、ペットボトルや空きビン、スプレー缶、蛍光灯、電池類などは、各地域指定の土曜日に出していただいております。住用地区と笠利地区は委託事業者、名瀬地区におきましては、会計年度任用職員とシルバー人材センターの派遣職員で回収しております。以上です。

22番（多田義一君） ありがとうございます。今、名瀬地区だけはシルバーとおっしゃいましたね。そうだったいきさつって何かあるんですか。

市民部長（徳永恵三君） すみません。その件につきましては、ちょっといきさつを調べさせていただきますと思います。

22番（多田義一君） ありがとうございます。なぜこの回収方法も確認するかと申しますと、やはり、この分別に関しても、このごみの回収に関しても、この市役所の中を見られたら、戸を開けて見られたら分かると思うんですが、結構な住民の方が持ってきますよね。あれ、その後に入ったら、とても持って行ける状況ではないんですよね。なくて、あれ、今、多分市のほうできれいに、持って行きやすいような形で、担当課の方なのか、どこか委託してるのか分かりませんが、きれいにした上で、ごみ回収の事業者が、取りに来てもおかつ、まだ、やっぱり、分けられてないんですよね。分けられてなくて。いわゆる何が起きているかという、ものすごい仕分けに時間かかってるんですよ。集める人たちがですね。ということは、時間がかかるイコール経費がかかるんですよね。当然ながら。ここに対して。そこもやっぱり、踏まえた上で、じゃあ今後、この全体的なごみを分別も含めて、経費を下げるためにどういうことをすればいいのかというのを大前提として、考えながら動いていく必要があるのかなと思います。今、僕が言ったように、まとめて業者が一括で持っていくとなれば、かなりその持っていた後に

作業の時間もかかりますし、量も多いですから、これを分けるということは可能なんですか。一旦、ここにあるやつを一気に全部持っていくのじゃなくて、例えば、段ボールと紙と分けるとかですね。何かしら、新聞と古紙、チラシだったりとかのあれを分けるとか。分けて持っていくとか。その辺は同じ業者が持って行くわけですね。回収するわけですね。今は一括でという話でしたけども、これを分けて持って行っても問題はないんですか。その辺りまでお願いします。

市民部長（徳永恵三君） それでは、今の御質問にお答えいたします。議員の御質問の内容はおそらく、日を分けるとか、そういう手法ができないかということだと理解させていただきたいと思います。先ほども言いました、仕分けとかもなかなか、出すときに新聞紙とか段ボールが混在してるとか、もう積み上がっているような状態というのが多々見受けられると思います。収集することから混載となるため、引取事業者におきましては、分別作業を行って、議員御指摘のとおり、その負担はあることはお伺いしております。議員御提案の回収日を分けることにつきましては、現在、市民に定着した収集日の設定なども考慮しながら、今後、請負業者様と協議してまいりたいと考えております。また、先ほどもお伝えしましたが、地域における常設回収所が展開されることで、事業者の負担も軽減されることではないかと考えております。今後、より良い仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

22番（多田義一君） ありがとうございます。基本的にやはり、ごみの回収とか、こういう資源の回収、誰もやりたがらないんですよね。若い子が率先して手を挙げて、じゃあ自分がこのごみ車乗りますよという世界ではなくて。でも、実際、この人たちがいないと、奄美市の食の循環だったり、環境問題というのは一向に前に進まないわけですよ。すごく大事な人たちで、この人たちが今、手間と時間かけて、そしてまた、お金までかけてというのが今の現状であって、じゃあどういうふうにして調整するかというのは、やはり、双方意見を出し合いながら、話し合いながら、僕はしっかりと前に進めていく必要があると思いますので、是非、そこは耳を傾けて、検討に入っていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、(3)のその資源の価格の推移というふうに書いていますが、古紙類だったりとか、プラスチックであつたりとか、いろんなものの買い取りがありますけども、その価格の推移というのはどのようになっているか、分かる範囲で結構なのでお示しいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。資源ごみについては、名瀬クリーンセンターが一括して売却しており、主なものでは令和元年の内容ですけど、アルミがキロ当たり最大51円、最低で21円。銅が最大62円、最低21円。段ボールやペットボトルなども0.2円から0.1円など、四半期ごとの入札で値が大きく違ったと聞いております。令和2年度の価格は1年を通して、アルミと銅がキロ当たり10円、鉄がキロ当たり1円でしたが、段ボールやペットボトルなどはキロ当たり0.1円であつたとお伺いしております。直近の令和3年度では、アルミは30円、銅は10円、鉄は16円となり、段ボールやペットボトルは0.1円となっております。短期的には価格が回復してきているとお伺いしておりますが、今後とも注視してまいりたいと思います。

22番（多田義一君） ありがとうございます。これもですね、やはり、以前と比べるとかなり低くなっているんですよね。実際に、中国がプラスチックを取らなくなったとかという問題があつたりして、国内の中でやはり、ペットボトルだったり溢れていた状況の中で、少しずつの改定ですけども、今、前にやっと進んでいると思いますが、実際にこう資源を分けてうまく再利用する、そこに当然売るわけですね。売って資金を得るわけですけども。なかなか上手くこの循環というのは、今のところは僕の中ではまだ見えてないような現状であると思いますが。少し僕から提案なんですけど、今、燃えるごみ、燃

えないごみは、結局、全世帯が有料で負担しているわけですね。ごみ袋を買うことによって。しているわけですが、実際に、この資源に関しては、要は買い取るというのが前提なんです。先ほど言ったように、じゃあこれを売るだけなのかという、そこに手間がかかってるわけですね。ものすごくかかっていて。実際、クリーンセンターのほうでもその仕分け作業、今、別の皆さんが入って、そこにお金を支払って、今、分けていると思います。実際にじゃあ集めて売って成り立つのかという、僕は成り立たないと思っているんですよ。であれば、そこを少しでも費用負担ができるような形って何があるだろうか考えると、例えば、段ボール、紙類は必ず縛りますよね。縛って出すということがルールとしてなっていますが、その縛るものを販売すれば良いんじゃないですか。ごみ袋みたいな形で、奄美市の刻印でも入れて、その紐というか、何で縛るかは分かりませんが、そこに300円ないしの費用価格を設定することによって、一律応分の負担ができると。ここに関わる費用に関しても、多少なりは、これで利益が出るほどでは全然ないですが、実際にごみを出す、で、また、自分たちがしっかりとこの地域を守っていくという意識付けにも僕はつながるのかなと思ったりするんですが、その辺はどうですか。

市民部長（徳永恵三君） 確かに多田議員の御提案ありがとうございます。やっぱり、その何ですかね。歳入歳出、行政もやっぱり何かをすると予算がかかるような状況もあると思いますけど、その件の提案は謙虚にお受けして、ちょっと部内でも検討していきたいと思います。また、先ほどちょっと資源の、やはり、内容というのをお示したんですけど、やはり、どうしても年間、比較してみると、増減が激しい状況であって、その件もやっぱり、行政として何ができるかというのは、検討していきたいと思っています。以上です。

22番（多田義一君） これは是非、お願いしたいと思います。というのが、この問題って一生続くんですね。今だけではなくて一生続く問題で、しかも、島外の観光客が増えれば増えるほど、奄美島内のごみも増えるわけですよ。当然。使用者が増えるわけですから。また、いろんなものが持ち込まれた上で、ここで処理していく方も当然いらっしゃるでしょうし。そう考えると、今議会でも議論になっていた環境協力金だったりとかというのは、僕は必ず必要だと思いますし、また、今言った資源ごみのこの今の現状を考えたときにも、やはり、そこも何かしらの手立てをこれからずっと続くわけですから、ある一定の歳入を確保するために、何かの方策は絶対、僕は必要だと思いますので、そこも含めて是非、御検討いただきたいと思います。

それでは、(4)の物価、人件費の上昇についてをお伺いいたします。今現在、ウクライナ情勢や、また、コロナ、世界情勢により、様々な価格が上昇しております。また、この奄美市においては、全国そうですが、慢性的な人材不足により、労務単価も近年上昇している状況であります。このような中で、奄美市委託事業者との契約を当然、入札によって行われたわけですが、その当時と今とは環境は大分変わっているんですね。そこを踏まえて、今、その契約内容はどうなっているのかをお示しいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員御質問の一般廃棄物でよろしいですかね。一般廃棄物の収集運搬業務委託において、物価変動に伴う委託料の変更については、その当初の業務委託契約をされているんですけど、そこに記載しております。内容は、物価変動に対し、委託料の額が著しく不相当であると認められるときは協議して変更することができるとあります。このことについては、委託業務の現状について実態を把握して、請負事業者との協議を行いながら適切に対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

22番（多田義一君） ありがとうございます。であれば、じゃあ契約上は協議する条項が入っているの

で、その委託事業者と協議をした上で、今の金額が妥当ではないという判断をした場合は、上乘せも当然ありうるという判断ですね。よろしいですよ。確認です。

市民部長（徳永恵三君） その甲乙協議というか、事業者さんとの話し合いにもなるんですけど、そのときにやっぱり、客観的にその著しい変動というところをどう見るかという、基準的なものがやっぱり、必要なかなと思ってますので、そこはまず、協議をさせていただきたいと思いますが、著しい変動をどう見るかというのは、ちょっと部内で検討したいと思います。以上です。

22番（多田義一君） 分かりました。その著しいという一つの言葉がすごく難しいとは思いますが、実際にざっと考えて、あの車に関わる費用だったり、まあ諸々、タイヤは消耗品ですよ。また、軍手だったりとかも消耗品になりますよね。であったり、車検。車の部品代であったり、労務単価は当然そうですが、諸々考えると今、金額は下がっているものというのはほぼないんですよ。ほぼなくて、全てにおいて上昇しているような状況であります。ですので、その著しいというところが大変悩ましいとは思いますが、基本的には下がっていませんので、上がっていると前提したときに、じゃあどれぐらいの価格であれば、皆さんが仕事を続けられるのか、この危機を乗り越えるのかというところまで、しっかり、やっぱり、サポートしていただかないと、この人たちがもうできないと手を挙げたら、誰がやるんですかということです。本当に。これ、取る人いなくなったら、奄美市が大変なことになりますから、やはり、その辺りはしっかり、また、事業者の皆さんと膝を突き合わせてですね、継続できるように、この難局を皆で乗り切ろうというような形で、是非、話も聞いていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは土木行政について質問いたします。道路管理コストについてという質問ですが、今後、人口の減少や奄美市職員の減少など、様々予測ができますが、現在、道路管理にどれぐらいのコストが年間かかっているのか、それをまず、お伺ひしたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは、道路管理のコスト、費用についてお答えしたいと思います。本市名瀬地区における市道の伐採、軽微な補修につきましては、一般財団法人奄美市開発公社に委託しておりまして、今年度は3,058万4,000円を計上しております。それと、笠利地区、住用地区におきましては、会計年度任用職員を伐採作業員として雇用しておりまして、今年度、笠利地区では1,637万円、住用地区では2,024万7,000円を計上し、3支所の合計は6,720万1,000円となっております。以上でございます。

22番（多田義一君） 分かりました。ありがとうございます。これ今、多分、伐採に係るだけの金額ですよ。恐らく。その全体コストって出ています。出ていないですか。

建設部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。ほとんどが伐採作業ですけども、名瀬地区の例えば、この道路が少し陥没しているとか、そういった軽微な補修で、すぐに開発公社のほうで対応できるものについても、今、申し上げた経費の中に含まれているということでございます。以上です。

22番（多田義一君） 分かりました。トータルで大体、今、現時点で6,720万円ほどだというふうに。一般的に道路管理って見たときに、いろんな方法というか、かかっている費用って僕はあるのかなと思ってちょっと見てたんですけども、例えば、道路パトロールしますよね。陥没がないとか、例えば、法面から土砂崩れがないとか。今やってる法面を安全強度を測ったりですとか。橋に関しては、別で予算付けていろいろやっていると思うので別としても、道路管理というだけで結構諸々、僕はあると思うんですよ。あると思って。実際、その辺も相対的に考えると、じゃあ今一番大きいウエイトを占

めているのは多分、この伐採だと思うんですよ。伐採が一番大きくて、実際には、やっぱり、働き手がどんどんいなくなっていく。ランニングコスト的にもじゃあこの予算を、向こう30年も40年も50年もずっと払っていくのかというところで、やはり、そろそろ考えていく必要が僕はあるんじゃないかなと思いますので。例えば、今、空港からこう市街地のほうに来るときに、龍郷町でもともと道路沿いに植栽があったやつ、もう全部切って、固まる砂か何かで固めてますよね。ああいうのも一つの方法だと思いますし。また、実際、その地域で管理をお願いしたりする植栽も中にはあると思うんですよ。なので、その地域がやれる間はやっていただくというのが一番ベストでしょうし。相対的に考えたときに、今、直接、その開発公社の皆さんが、刈りに行かないといけないような状況で、また、それこそ本当に、質問でもありましたが、道路から出てくるときにこの植栽が丁度目線の高さで、車が見えないとかというのは結構あるんですよ。そういう話もあって、そのときにしかそういう人たちは、この木なんとかしてくれとか、ここ草切ってくれとかというところで対応するしかないのかなと思いますが、そもそもそういう箇所というのは、本当にそのまま、何回も行って切るという手間を考えると、どこかで、もう線引きをしていかないといけないのかなというふうに思いますが、多分いずれこのままだと、雑草を切り忘れて車が見えなかったということで、観光客が多分、事故は多いと思うんですけども、事故の原因にもなりうる危険性もはらんでいますので、この辺りは市の道路管理という観点から、今後、どういうふうなスタンスを持って、この維持管理を進めていくかというのは考えていく必要があると思いますが、いかがですか。

建設部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御指摘の道路の植栽を含めた管理につきましては、道路利用者の、おっしゃったように、視界を遮らないようにするなどの安全確保はまず、第一です。その上で部分的に高木の剪定ですとか、議員御案内の、ございました、防草砂の施工などを行っているところでございます。実際に行っております。一方で、新たに整備する道路につきましては、メンテナンスフリーと言いますか、そういった雑草が生えにくい施工を行っているところでございます。地域の環境として、植栽部は自然を身近に感じるというところでもありますけれども、適正な維持管理を行わなければ、安全性を損なってしまう場所になってしまうということにもなりますので、地域の住民の御要望も踏まえて、植栽の維持管理に努めていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

22番（多田義一君） ありがとうございます。やはり、本当に一生これにかかる問題だと思いますので、少しずつ前進できるように、極力その費用も抑えていけるように、また、手間がかからないような形もこれから考えていかないと、いつまでもお金も必要だし、人も必要という状況であれば、やはり、働き手はどんどん減る、役所の職員だって減るわけですから、当然入ってくる情報量もどんどん少なくなってくるわけですね。そういう時代が必ずやってきますので、また、それを探しに行くために、今度は道路パトロールをするとかとなってくると、また、そこに人を割かないといけない。車両も出さないといけない。そういう循環というのがもう見えますので、その辺りも是非、念頭に置きながら、今後、また、取り組んでほしいなと思います。

今度、2の景観の保全についてというところなんです。もう実際、世界自然遺産にもなって、これからの公共工事の在り方というのは、根本的に僕はまたちょっと、見直すタイミングに来てるのかなという気がいたします。と申しますのも、奄振予算も65年をもう本当に経過して、実際に来年は本土復帰70年と。そこで今まで公共工事も多くやってきて、道路、港湾、そこに関してのインフラの整備というのはかなり進んできたのかなと。また、その道路においては、維持、補修管理という部分は当然、これから陥没だったりとか出てきますけども。この観光地として日本で自然遺産って5箇所しかないわけですね。5箇所しかない中で、自然遺産としては奄美が最後だろうというようなお話もよく耳にしますが、そう考えたときに、やはり、これから先の公共工事、道路の、どういうふうにして景観保全を

しながら、来た人たちに、また、住んでいる人たちにどう見せていくかというのは、すごく大事になってくると思いますので、その辺を踏まえて、何かその保全についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。世界自然遺産登録に登録された奄美市としてですね、景観をより良く見せるために、私たち土木行政が何を指してどのように取り組んでいけるかどうかということだと思いますので、その点についてお答えしたいと思います。道路などの整備方針につきましては、これまでどおり安全・安心を念頭に置いて進めてまいります。また、世界自然遺産登録となった今般、環境への配慮、景観の維持、向上に土木行政が果たす役割も非常に大きいと感じているところでございます。現在、本市におきましては、地域によって防護柵の構造として、一般的なガードレールではなくて、ワイヤーロープを使用したガードケーブルを採用するとともに、周辺の景色との調和を図るために、その構造物の色彩について、環境省や県への申請、その後の許可をもって各事業を進めているところでございます。それから、河川などにつきましても、景観を保全、創出するために何ができるのかということを検討しながら、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

22番（多田義一君） ありがとうございます。実際に、一言で景観と言っても、見る人によってはいろんな見え方もあると思いますので、一概にこれが良いとかこうしたほうが良いとかというのはなかなかないんですが、やっぱり、奄美らしい土木行政というのはどういうことなんだろうかなというのを今後考えたときに、まず、人がやっぱり、一番目にするのは、道路であったり、車絶対通りますよね。その、まず、本当に先ほどの草の伐採じゃないですが、その辺りもやっぱり、人によってはすごく良かったよねと言う人もいれば、なかなか海沿いの草木が伸びていて、海がなかなか見えない箇所があったりとか、そういうのがあると、やはり、人の意識の中に、奄美大島ってあんまりこう整備されていなかったよねって、1箇所見ただけでそう言う人も中にはいると思うんですよ。なので、そこは大変、観光地としては悩ましい問題であると思いますけども、やはり、そこも念頭に置きながら、今後、どういう整備、優先順位をつけていくのかであったりとか、例えば、道路の舗装の色をこの区間だけ変えてみるとかですよ。見せ方というのはいろいろあると思うんで、それはもう土木行政のみならず、例えば、観光部局とも話があって、例えば、ここはこの道路の色だったら、来た人たちは、何かここってちょっと特殊なんだろうなというのがあれば、その辺を整備すると、車を停めて見るところがあるというのが分かったりするかもしれないですし、それは全然こうしたほうが良いとかという話じゃないですけども、ちょっとしたきっかけをすることで、全然変わると思いますので、その辺りも是非、今後ですね、土木って観光とかけ離れているところだと思うんですけども、でも、これから先はそこも念頭に置きながら、僕は是非、仕事を進めていっていただきたいなという思いがありまして、今回、この質問をさせていただきましたので、是非、部長には期待しておりますので、よろしくお願いします。

はい。すいません。じゃあ、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時28分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 奥 輝人君の発言を許可いたします。

19番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうぬひんまんきや、うがみんしょうら。私は自由民主党所属、無所属の奥輝人でございます。本日の最後となりました。あらかじめ通告しています

一般質問を行います。その前に少々所見を述べたいと思います。

まず、本年8月1日より副市長に就任しました、諏訪哲朗奄美市副市長、誠におめでとうございます。これまで県の職員として県下全体の発展に尽力してきたその能力とその手腕を遺憾なく発揮されて、安田市長のもとで右腕として補佐し、奄美市市勢の発展に、奄美市民の一人として、沖縄バージョンのちむどんどんで頑張っていたきたいと思います。頑張ってください。

さて、ロシア国によるウクライナ国への軍事侵攻についてであります。本年の2月に軍事侵攻が始まり、もう半年以上も続き、まだまだ収束の兆しささえ見えない状況が続いております。これまでに両国の兵士やウクライナ国民の民間人、そして、女性や子どもたちに多くの犠牲者が出ております。情報ではその数は8万人とか9万人とか、また、それ以上の数十万人とか、そういう報道がされております。街や建物が破壊され、穀物の麦畑が焼け野原となり、被災して負傷した民間人など、映像を見るたびに、悲惨な戦争の姿に、常識では考えられない不思議な現象が実際に起きていることに奇々怪々、痛感しているところであります。早くこの惨事である戦争を終息、終焉させることが肝要であります。これまでに国連安全保障理事会や関連諸国の働きで、両国の停戦に向けた交渉や条件提示が示されてはきているものの、両国の同意、停戦とまでは至っていない。そもそもの発端はウクライナ国の西側諸国の軍事同盟である北大西洋条約機構、通称NATOへの加盟申請に不服としたロシア国の反発から、軍事侵攻が勃発しているのであります。今、世界において、両国の軍事侵攻の影響で、原油価格の高騰に、穀物価格の高騰に、更には、日本でもその負の連鎖反応が起き上がり、国民生活に大きな打撃とショックを与えている状態であります。とにかく、今後の望みは、国連安全保障理事会に加盟している理事国や関係諸国など、解決策の糸口を見いだして、早期の停戦につなげてほしいと願うばかりであります。

さて、話は変わりますが、奄美ではコロナの影響が長引き、もう2年以上も続き、この状態で本当にいつになればアフターコロナの社会に戻れるのか、また、元の生活様式に戻ることができるのか、前途多難の日々に危惧している市民も多いかと思えます。とにかく、今はこの第7波を収束させ、次の第8波の波を寄せ付けない、門前払いのシャットアウトしていくという心構えで、コロナ感染症対策に取り組んでほしいものであります。コロナ感染症対策を徹底していけば、アフターコロナ、また、ゼロコロナになる日も近いと思えます。もうしばらく、もう少しお互い同士頑張っていきましょう。

それでは一般質問に入ります。1、市民の声から、(1)トンネル内のラジオの難聴解消についてであります。①地域コミュニティーラジオについて、奄美大島において、各地区でのトンネルの開通で、車社会の中、時間の短縮に物流、人流、交流人口の拡大等に大きな役割を果たしております。トンネルは奄美大島では本当に欠かせない貴重な存在であります。さて、そのような中、トンネル内での車のラジオの難聴が課題であると思えます。特に地域コミュニティーラジオのあまみエフエム・ディ！ウェイヴさんの放送や、龍郷から発信のたつごうエフエムなどなどにおいては、トンネル内では難聴であり、ラジオ放送を聴くことができない状況であります。あまみエフエム・ディ！ウェイヴはもう開局して13年余りになりますが、未だトンネル内の難聴の改善には至っていない状況であります。全国放送のNHKのAM放送、または、FM放送については、少数のトンネルにおいて健聴や改善されてきている面もあります。さて、地域コミュニティーラジオは地域の情報発信として、災害時や事件、事故、あらゆる情報や話題、音楽など、即座に対応して情報を発信しているのであります。地域コミュニティーラジオ、あまみエフエム・ディ！ウェイヴの難聴から健聴への改善についての見解を伺いたいと思います。

後の質問からは発言席にて行います。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは、奥輝人議員の御質問にお答えしていきたいと思えます。トンネル内でラジオを聴取するための放送設備につきましては、国土交通省が定める道路トンネル非常用施設設置基準に基づき、トンネルの長さや交通量により設置されております。奄美大島の本島内で県が管理しているトンネルは、現在、37本ということでございまして、そのうち10本のトンネルにおいては、AM放送が聴取できる施設が設置されています。それから、平成27年に開通いたしました網野子トン

ネルでは、AM放送のほか、エフエムせとうちが聴取できるということでございます。この網野子トンネルは、県内で唯一コミュニティーFMが聴取できるトンネルであると聞いているところでございます。コミュニティーFMは議員が御案内のとおり、地域の情報発信であったり、それから、特に災害時の状況をですね、リアルタイムに伝えることができる重要なメディアであるということは十分に認識しております。そして、難聴の解消は今後の大きな課題であるということも認識しております。したがって、今後は、庁内の関係部署との協議を行い、国・県への要望について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 奥議員、ちょっと待ってくださいね。今の問題、FMだけじゃなくて、本茶トンネル、国道においてAMがすべて聞けないっていう状況ですから、やっぱり、大きな問題があると思っております。奥輝人議員、どうぞ。

19番（奥 輝人君） 部長、ありがとうございます。本当、この件についてはですね、まず、防災面の面から、過去にですけれど、永田議員がですね、本茶トンネルを取り上げた事例もありました。そのときには、やっぱり、防災面ということでもあって、その基準とか、やっぱり、この道路の交通量とか、そういった条件があるということで、そのときはもう、そういう流れで、ちょっともう答弁が終わっていたんですけれど、私としてはですね、やはり、この基準も、この前、大島支庁のですね、建設課のほうの道路維持係のほうにちょっとお尋ねしたんですけれどもね、今の状況では、やっぱり、奄美の3,000メートル以上が本当は対象であるということで、網野子トンネルだけが、そういったあまみエフエムも取り付けてあるということでありました。その後にですね、私もまた、瀬戸内の事務所のほうにもちょっと尋ねてみたら、今のこのトンネルの条件の中にですね、3,000メートル以上というのがあるんですけど、3,000メートル以上が望ましいという、そういった文言が今も、平成27年か28年だったと思いますけど、その文言がついたということが知らされてですね、ああ、それであればですね、その3,000メートル以上じゃなくても、そういった可能性があるということで、私、今、質問していますけれど、やはり、このあまみエフエムや、やっぱり、たつごうエフエムについてはですね、やっぱり、市民の皆さんもやっぱり、車社会ということで、情報をバリバリ発信されていることをやっぱり、聴いていきますので、それは本当に大事な情報発信の元だと思っておりますので、さっき言われたように、やっぱり、3,000メートル以上ということはちょっと引っかけますけれど、そこはまあクリアもできる可能性が出てきているということを知っていますので、知りましたので、どうかですね。クリアをしてですね、今のこの、国道沿いにも約12本くらいのトンネルがあると思いますけれど、そこら辺りを勘案しながら、やっぱり、国や県に、やっぱり、そうやって奄美のトンネルの事情なども説明しながらですね、やはり、奄美はトンネルが多いと、そういった中で、やっぱり、観光客でもですね、やっぱり、ラジオを聴きながら、こうやってドライブしながらですね、トンネルに入るたびにその奄美のFMが聞こえないと、シャットアウトされると、そういった意見も聞かれておりますので、そこら辺り、是非、改善していかなければいけないということで、取り上げているところであります。

次の質問になりますけど、可能性を秘めてですけれど、②番の予算の確保についてまで、ちょっと質問したいと思います。民間企業で運営しているこのあまみエフエム・ディ！ウェイヴさんのですね、あまみエフエム77.7メガヘルツについては、本当に先ほど言われたように、奄美に欠かせない情報発信の拠点を理解していくためにもですね、トンネル内へのですね、今の既存のトンネル内への、やっぱり、電波線のケーブルですよ。ケーブルを設置することによってですね、このラジオが聴こえるように、聴けるようになるということでもありますので、そこ辺りのケーブルについても、聞くところによりますと、やっぱり、予算が高騰化しているということで、本当、うん千万という予算で、あまみエフエムさんのそういった担当者の方もですね、もう本当、予算が高くて、やっぱり、自分たちも取り付けたいんだけど、そういった予算がうん千万で、どうもできないという、そういった要望とかも聞きましたので、

そこ辺り、そういう予算を確保するためにも、官民連携で取り組んでですね、奄振予算とか、国の予算とかを活用しながらですね、取り組んでもらいたいと思いますので、そこら辺り、どのように見解を持っているのか伺いたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。コミュニティーFMの難聴解消のための設備の設置、議員御案内のそのケーブルを中に引き込むというような、その設置にはですね、多額の費用がかかるということも承知をしているところでございます。その予算の確保につきましても、議員御指摘の国の補助金、そして、奄振予算の活用を含め、庁内の関係部署とも協議を行い、国・県へ要望していくことについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

19番（奥 輝人君） 来年度予算にですね、奄振予算の213億円要求のこれが出ていますけど、この中でですね、やはり、この区分としては、この社会資本総合整備事業の中にですね、この防災・安全交付金ということで、約24億9,500万円が計上されております。これが本当に使えるか使えないか、そこら辺はまだ、今後になるんですけどもね、やっぱり、こういったトンネル内に、やっぱり、この奄振予算を使いながら、やっぱり、この交通事情なども勘案しながらですね、国道沿いでも良いと思います。また、県道のトンネルでも良いと思いますので、分割しながらでも国道・県道のラジオ放送が聞こえるような、そういう改善をやっぱり、しなければいけないのかなと私も思っていますので、是非、取り組んでいただきたいと思います。自分もいつも朝来るとき、帰るときは、本当、車でですね、節田から回って来るんですけど、本当、あまみエフエムのディ！ウェイヴを聴きながら、こうやって来たり、また、帰ながら聴くんですけど、本当、建設部長のですね、あの歌声とか聞くと、本当、心もなごむし、元気が出ますので、今、建設部長なんか今、特定健診に行こうというそういったCMまで流してしましてですね、そこら辺りをやっぱり、住民の方が聞けばですね、よし、やっぱり、健康のために特定健診に行こうかと、そういった気持ちにもなれると思いますので、そういった地域のやっぱり、そういった情報ですよ。情報発信がやっぱり、大事だと思って、やっぱり、地域のやっぱり、市民の皆さんがそれを受け入れてですね、あー、やっぱり、こういった地域のコミュニティーラジオを聞いて、なんかなごみますねとか、やっぱり、そういった島唄やら島口とかいろいろのおじお婆の会話とかも結構ありますので、そこら辺りを聞きながらですね、やっぱり、この長寿を目指しながら、この奄美がまだ発展できるのかなという可能性も秘めておりますので、是非、この件については取り組んでいただきたいと要望というか、お願いをしたいと思います。はい。この件については終わりたいと思います。

次にですね、これもですね、市民の声からなんですけども、もう（2）番に入ります。この奄美・沖縄直行便の運休について、①週に2便、または、3便体制についてであります。この奄美・沖縄直行便が現在、運休をしております。6月頃からの運休であると思います。これまで年に度々運休があることは理解はしております。その理由、運休の理由にですね、聞くとところによりますと、搭乗客の減少、新型コロナの影響もあり、搭乗客が非常に減少しているということでもあります。現在の運行はですね、この奄美から沖縄に行くときにはですね、奄美・沖縄ホッピング事業などを活用しながらですね、島々を経由していく体制が2通り、毎日ありますけれども、1通りに、奄美空港発、徳之島経由、沖永良部経由、沖縄着、2通り目にですね、奄美発、与論経由の沖縄着。このような体制が今、敷かれているところであります。やはり、この体制でいくとしても、やっぱり、時間がやっぱり、かかると。やっぱり、声から聞けばは時間もかかるし、航空運賃も高くなるという声が聞かれております。それでですね、やっぱり、この奄美・沖縄のやっぱり、こういった交流人口も拡大しなければいけない中で、今後になるんですけども、やっぱり、アフターコロナを見据えて、また、奄美・沖縄の世界自然遺産のそういった関連な事業等にも絡めてですね、やはり、今後はやっぱり、直行便とか、やっぱり、今までどおりの本来であれば1日1回の、やっぱり、直行便とかは飛んでほしいというのが本来の姿でありますけど、今、新型コロナの影響で減便になっているということでもありますけど、その中でもですね、やはり、週にで

すよ、2便なり3便の直行便が飛ばしてほしいという、そういった意見も各地からやっぱり、聞こえますので、そこ辺りなんですけれども、やっぱり、航空会社とのまた、協議やら対応をしなければいけないと思っておりますので、そこ辺り、見解を伺いたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、議員がおっしゃった質問にお答えさせていただきます。議員御案内のとおり、奄美・沖縄間は二つ路線がございます。一つは従来のJACさんで飛んでいますホッピング、奄美、徳之島、沖永良部、沖縄、それがまた往復も、沖縄、沖永良部、徳之島、奄美となっております。もう一つは、これまで琉球エアーコミューターさんが飛んでいました路線をJACさんが運行をいたしております、これが7月15日からとなっております。これは奄美、与論、沖縄で、帰りは沖縄から奄美の直行となっております。この運行が実施されているようでございます。この路線につきましては、長引くコロナ禍の影響により、航空需要の大幅な減少が続く、経営に大きな影響を及ぼしたものと認識をいたしております。奄美・沖縄路線につきましては、住民の重要な路線でもあり、アフターコロナに向け、観光やビジネスでの利用も十分に見込まれる路線でもあることから、鹿児島県と沖縄県が連携して実施している、奄美・沖縄世界自然遺産登録観光連携事業の観光プロモーション等を通じて、観光交流の更なる促進につながることを期待いたしております。また、航空会社におかれましては、先日、発表ございましたが、全日空が奄美・沖縄路線のコードシェア便の運行に参画されるなど、奄美・沖縄の交流人口の拡大にも大きく寄与するものと考えているところでございます。まずは、この奄美、沖縄の交流人口の拡大における動向にも注意してまいりたいと思いますので、御理解をよろしく願います。

19番（奥 輝人君） 答弁ありがとうございました。自分もですね、一応、この航空会社のJALのほうに足を運んで、その専門の方といろいろ話をしたんですけど、やはり、この奄美・沖縄間については、やっぱり、赤字経営だと。赤字経営で、非常に直行便は、飛ばすには、やっぱり、もう1機付け加えなければいけないということで、ちょっと苦しいというか厳しいという意見も伺っております。しかしながらですね、今言った、部長が言われたように、今後の交流人口を拡大するためにはですね、やっぱり、アフターコロナを見据えて、やっぱり、直行便の1便でも2便でも、週2、週2なんですけどもね、やっぱり、飛ばして、やっぱり、こうやって利便性を考えていくべきかなという思いがしております。それでですね、来年度の奄振予算のこの概算要求の中でもですね、こういうことが書かれております。新規にですけれども、沖縄連携促進事業ということでですね、奄美周遊沖縄連携観光の促進は、世界自然遺産登録により、観光面で沖縄との連携強化の重要性が増したことから、奄美と沖縄で連携して行うプロモーションや奄美・沖縄間の運賃割引、奄美群島全体への誘客・周遊を促進する事業を支援するという新しい事業ですね、が、一応盛り込まれています。この奄美・沖縄間の運賃の割引とかそういったことが書かれていますが、この内容等ですけれども、分かる範囲で良いと思いますので、この来年度の予算に要求されてますので、その内容等をちょっと聞きたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、議員から御質問がありました件につきましては、現在、予算要求の段階でございますので、今、議員が新聞等を読み上げていただきましたけれども、国交省の公表している資料によりまして、今、議員が新聞報道を読み上げた資料と同様となりますが、世界遺産登録を契機とし、奄美群島と沖縄との連携の重要性が増したことを背景に、プロモーションや奄美・沖縄間の運賃割引、奄美群島全体への誘客、周遊を促進する事業の支援となっているようでございまして、詳細、これからになっておりますことを御理解いただきたいと思います。

19番（奥 輝人君） 分かりました。自分たち、今の奄振予算の特別委員会も今、開催中でありまして、やはり、委員の方もですね、やっぱり、この奄美・沖縄のやっぱり、航空運賃とか、あと、観光面の件

でいろいろ、要望・提案をしていこうということで、しっかりと今、頑張っていますので、この来年度、こういった予算が可能になるようにですね、やっぱり、頑張ってもらいたいと思いますので、部長、頑張ってくださいと思います。

それではですね、次の質問に入りたいと思います。それでは、2番目の農水産業の物価高騰対策についてであります。(1) 9月補正の支援内容についてであります。本日の朝にですね、本当、追加議案ということで配付されておりました。本来、私の感じではですね、冒頭の9月の5日の最初の本会議で出てくるのかなと私思っていましたけれど、出てきていなかったものですから、一応心配をしていましたけど、今日出てきたということで、若干はもう、安堵しているところであります。そういった中でですね、今度、肥料価格、飼料価格の支援についてということでちょっと伺いますけれども、本当、ロシア国によるウクライナへの軍事侵攻により、原油価格や物価の高騰化が進んでおります。国においてもですね、地方創生臨時交付金をもう、活用してですね、国民の生活物資や支援策を講じている状況が見受けられます。今回の追加議案補正での支援内容等について、肥料価格やら飼料価格において、その説明とか内容について、もし分かればお願いしたいと思います。

市長（安田壮平君） 奥 輝人議員の御質問にお答えいたします。肥料・飼料高騰についての対策ということでありますが、議員御案内のとおり、穀物需要の増加、ウクライナ情勢による燃油価格や物流コストの上昇、主要な原料産出国からの輸出停滞、更に、急激な円安などを受けて、現在、肥料や飼料などの価格が高騰していると認識をしております。このような中、肥料価格の高騰対策についての国・県の支援策といたしまして、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、支援金を交付する予定となっております。

次に、飼料価格の高騰対策については、価格高騰時に補填金が支払われる配合飼料安定基金制度がございます。現在、農家の基金積立金に対し、県において補助を行っているところでございます。本市では肥料・飼料ともに、国・県支援金や基金での補填に加え、コスト上昇の支援を考えており、農業・畜産業経営への影響の負担軽減を図る、肥料・飼料価格高騰対策事業、予算額にして2,283万1,000円ありますが、これについて追加での補正予算案を本日、本定例会に送付させていただきましたので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

19番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。まず、やっぱり、自分も前回、臨時議会の中でも、総括質疑をしましたけれど、やはり、もう少しやっぱり、スピード感を持ってですね、農家とか漁家とか、そういった方たちが困っている中で、早め早めの対策を取っていただきたいというのも、ちょっと申し添えておきたいと思います。実はですね、やっぱり、鹿児島県はもう6月の補正でもう出ているんですよ。今、市長が言われた配合飼料価格高騰対策緊急支援事業ということで、市長も今、答弁がありましたけれど、これがもう6月にもう交付しております。この事業等については、やっぱり、農家さんがやっぱり、困っているということで、もう本当に農家さんのところに、もう現金というか、農家、通帳に振り込まれるという、そういった仕組みのお金もう入ってきております。もう自分の畜産農家にはもう振り込まれております。その振り込まれている農家さんというのは、基金に積立をしている、それと、契約している、肥料の購買を年間どのくらい数量を取るとか、そういった契約している農家さんとかがほとんどですけど、これがもう全国一律で農家さんやっていますので、この支援が行き渡っております。その内容もですね、本当、令和4年の4月に1回上がりました。で、7月にも上がりました。で、この4月から6月までの四半期の第1期分ですね。4月、5月、6月、その四半期の1期分だけが、もうこうやって各農家さんにはもう振り込まれている状況であります。やはり、そこら辺り、やっぱり、鹿児島県のもうやっぱり、スピーディーにやってるなという感覚はしております。そこ辺りはですね、やっぱり、今回の副市長になりました諏訪副市長、やっぱり、そういった鹿児島県のそういったスピーディーな面などを、こうやって指導しながらでも良いと思いますので、この農業関係だけではなくても

良いと思いますので、そういったいろんな政策面とかありますので、やっぱり、スピード感を持ってそういったものややっぱり、県はこういう形で支援をしている、そういった中身などもちゃんと熟知しながらですね、こうやって提案しながらですね、この奄美市のこういった、職員にやっぱり、こういった外部からのやっぱり、意見などもやっぱり、こうやって取り入れられるような、そして、環境づくりにも配慮していただきたいなと思います。副市長、頑張ってくださいと思います。そういう意味ですね、一応この、今、市長から言われたこの追加議案についてはですね、一応12日の日に上程、説明があるということでもありますので、この内容についてはですね、また、そのときにでもまた、質問でもしていきたいと思います。

それですね、次にはですね、歳出になりますけれども、農政部長、今は農家のやっぱり、こういった肥料・飼料価格等に対してのやっぱり、支援が今回、提案されましたけれど、その他のですね、資材ですよね。種子代やらもあるし、農薬費とか、また、いろんなそういった農家さんが使うそういった機械類、また、物流に関係するそういった諸々の資材等に対しては、どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、奥議員のほうにお答えをいたしたいと思います。農薬、堆肥などにつきましては、現在は影響は最小限に抑えられているのではないかと考えているところでございます。農業用ビニール資材につきましては、原油高騰の影響により価格が上昇していることから、県が価格上昇分の一部を支援し、農家負担の軽減を図る予定とのことでございます。今後も農業資材価格の動向を注視して、必要な支援について、各関係機関と連携を図りながら検討を図って、行ってまいりたいと思っております。

19番（奥 輝人君） 分かりました。部長、やっぱりですね、今度の9月議会で、これもやっぱり、鹿児島県の事業になりますけれども、もう補正議案も出ております。第2弾が。その内容としては、やっぱり、農業用のビニールハウスとか、あと、マルチのビニールとかも、今回ももう追加ですね、もう出ているんですよ。やはり、そういった奄美でもですね、やっぱり、そういったマンゴーのハウスとか、いろいろなパッションのハウス、いろんなそういったビニールの被覆するマルチ系統も扱う野菜等もありますので、カボチャでもやっぱり、マルチをしなければいけない。今からですけどね。そういったことも県としてはもう打ち出しているんですよ。県は。そこ辺りがやっぱり、県とか国の動向を見ながらと言っているんですけども、やっぱり、こういう、そこ辺りもやっぱり、早め早めの情報を収集して、キャッチしてですよ、こうやってやっぱり、県がやって、こうやって、その県のそういった支援策に、また、奄美市もそこにちょっと何割かまた、補正していくとか、支援していくとか、そういったことまでやっぱり、県の職員の農政課とでも、農政部の職員等でもですよ、いろいろとこうやって、意見、情報交換ですよ、できれば、情報交換しながら、やっぱり、こういった今の厳しい状況の中のそういった対策なども情報交換しながらですね、解決に向けて取り組んでいただきたいなと思います。やはり、県とかやっぱり、国はやっぱり、すぐさま、パパパッと出てきてますので、また、地方創生臨時交付金の使い方も、バンバン使っていますので、そこ辺りもやっぱり、遅れがないようにですよ、並行していけるような形でできればやってもらいたいなと思います。そこは一応、要望しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではですね、②番の10月以降の再値上げについてであります。国としてもですね、今、国の事業ですね、肥料価格高騰対策が今、打ち出されております。これも今、やっている自治体ももう出てきていると思います。そこに対して国は、上げ幅分の7割を補填にすると。で、また、鹿児島県は15パーセントは補填しますということまで、この前の9月の補正ではもう追加議案として、もう上程されております。そこ辺り、残りの15パーセントですよ。国が70パーセント、県が15パーセントというのはもう確定されておりますので、今度の10月以降の再値上げですよ。これが一番の物価高というか、

肥料価格が高騰する月になりますので、そこ辺り、今の状況でこの予算等で、賄えていけそうであるのか、また、予算等が足りない場合など、追加とか、また、補正とかしなければいけないと思いますけど、そこ辺りですね、10月以降のそういった物価高に対する対策などを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、議員御質問、10月以降の再値上げについてお答えいたします。議員御案内のとおり、肥料価格につきましては、10月以降、更なる値上げが予想されると認識しているところでございます。そのような中、先ほど説明いたしました、国の肥料価格高騰対策事業における支援金の歳出根拠となる価格上昇率は、農業物価統計などをもとに1年前の価格と比較して、今後、国が定めることとなっております。この価格上昇率は秋肥、令和4年の6月から10月までの購入分と、春肥、令和4年11月から令和5年5月までの購入分のそれぞれで設定することとございますので、今後、更なる価格高騰分についても、その高騰分を反映した支援金が交付されると考えております。また、市の支援策につきましても、国や県の制度に合わせ、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

19番（奥 輝人君） よく理解しました。本当、再値上げのときには、やっぱり、農家さんが困らないようにですね、もう早め早めにやっぱり、こうやって支援をしてもらいたいと思います。

それではですね、もう③番の、今度、漁家に対する支援等についてであります。本当、燃油の高騰など、漁家もやっぱり、厳しい苦しい経営を強いられていると思いますので、今回では、漁家への支援等の項目はないんですけど、支援等についてどのように考えてるのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、本市における漁業における支援事業といたしましては、燃油、資材単価の上昇や魚価の低迷などもあり、漁業者の継続的経営の安定を図るため、今年度から漁業経営安定化支援事業を実施しております。事業の内容といたしましては、正組合員を補助対象者に、漁業に必要な漁具、機器、餌及び氷などや、燃油セーフティネット事業の積立金など、一人当たり10万円を限度とし、2分の1以内の補助で支援を実施しております。併せまして、県の事業につきましては、燃油価格高騰の影響を緩和し、漁業者の負担軽減と経営安定化を図るため、漁業用燃油価格高騰緊急対策事業を実施しております。事業内容といたしましては、燃油セーフティネット事業に加入している漁業者、養殖業者を対象に、積立金の3分の1以内で補助金を交付するものです。今後とも引き続き、本市におきましては、漁家の経営安定を図る上で、関係機関と連携し、漁業振興を促進することに努めてまいりたいと思っております。

19番（奥 輝人君） 分かりました。それもですね、今、部長が言われたようにですね、もう鹿児島県は本当、6月議会での補正で、もうこれはもう可決されて今、執行されているところであります。本当、今3分の1を県がやっぱり、燃油価格等に関してですね、やっぱり、こうやって、3分の1は補助しているということですので、やっぱり、奄美市としてもですね、その、あとの3分の2のうちの、やっぱり、3分の1ぐらいはやっぱり、支援できるような、そういった仕組みづくりでも、やっぱり、やってもらったら、やっぱり、その漁家さんもですね、やっぱり、遊漁船やら、また、船舶、あと、船外機などに使う、そういった燃料代ですよね。そこら辺りもやっぱり、軽減化されて漁に出やすくなると思うんですよ。やっぱり、高騰化しているということで、ちょっと、ためらう漁家も見受けられますので、やっぱり、今までどおりの、やっぱり、据え置きのような単価に近いようにですね、漁家の皆さんがこうやって生産意欲が高まるような、そういった支援なども考えていただきたいと思います。本当、奄美市でもですね、単独で一応、この午前中の奥晃郎議員の中でもそういった事業がありましたけれど、この漁業経営安定化支援事業というのもありますけど、それとはまた、別にですけど、別で、やっぱり、こういった先ほどの県の事業に上乘せするような形で、やっぱり、漁家の皆さんの負担軽減につながる

ようなことをやっていただけたらということで、思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

それではですね、大きな3番のさとうきびの振興に移りたいと申します。(1)生産量の確保についてであります。①農家戸数について、さとうきびはもう本当、奄美の基幹作物としてですね、もう農家をはじめ、また、各関連機関や各関連産業へ波及効果をもたらしている作物であります。しかしながらですね、生産量は平成の10年、11年頃をピークにですね、3万トンの生産量を確保していましたが、それから徐々に減少してしまい、今ではですね、もう2万5,000トン前後という、約5,000トンの減収ということになっております。本当はその中でですね、平成の21年とですね、平成22年においては、もうメイチュウの被害で1万5,000、1万6,000トンというのが2期続いたこともありました。本当に苦しい時期もあったさとうきび経営でもありました。本当、製糖会社が要望するのは、やはり、3万トン以上という、そういった目標も掲げられておりますので、その背景にはやっぱり、3万トンが確保されない背景にはやっぱり、その農家の高齢化や、担い手の不足など、農家のきび離れなどが要因となっていると思われ申します。農家戸数の推移についてですけど、ピーク時と今の現在の農家の推移など、ちょっと伺いたいと申します。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、さとうきび農家の戸数の推移について、生産実績により申すと、平成元年の963戸をピークに年々減少してきており、令和3年におけるさとうきび栽培農家戸数は311戸となっております。また、年齢別における戸数につきましても、農業生産法人で4戸、40歳代で34戸、50歳代で23戸、60歳代で25戸となっており、割合については60歳代未満で約20パーセント、60歳代以上で約80パーセントとなっており、議員御指摘のとおり、高齢化が進みつつある現状となっていると認識しております。以上です。

19番（奥 輝人君） 今、部長が数字を言いましたけど、今現在、311戸という農家戸数だと私は今、聞いたと思ひ申しますが、やっぱり、ピーク時はやっぱり、900とか1,000戸ぐらいあったと私は思ひ申すんですよ。それも昭和のもう60年代ですよ、から、平成の初め頃はもう本当、900とかあったと思ひ申します。本当、これからもう本当減少して、もう約3分の1ですよ。もう、311戸というのは。やっぱり、生産農家が本当、減少したなあと申します。しかしながら、やっぱり、さとうきびに対するそういった農家さんの規模拡大というのがやっぱり、進んでいてですね、やっぱり、機械化の一貫体系確立の事業を導入しながら、やっぱり、1,000トン農家、ましてやもう1,500トン農家とか、ゆくゆくは2,000トン農家まで目指そうというそういった農家も今出てきておりますので、そこ辺りをどうにか支援していかなければいけないという思ひがして申します。再質になりますけれども、本当、IターンやUターン、後継者育成など、現状、311戸いますけれども、やっぱり、そういったIターン、Uターン、後継者、そこら辺りの現状は先ほど説明がありましたけれど、今の取り組んでいる状況など、ちょっと聞きたいと申します。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、担い手農家の育成についてお答えいたします。担い手農家の育成につきましては、研修期間中や就農後に、年間150万円を交付いたします、農業次世代人材投資事業を活用して、平成24年から4名のUターン者がさとうきび農家として就農しております。また、制度資金や補助事業を活用して、機械導入を行い、円滑な就農定着を図っているところでございます。今後も各種支援事業を活用するとともに、各関係機関と連携し、担い手や新規就農者の確保、育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

19番（奥 輝人君） 分かりました。本当、笠利地区のほうでもですね、家族経営みたいな感じで、やっぱり、その親がいて、その子どもたちが後継者として育成されている農家もいます。それが1,500トン作ったり、将来的に2,000トン作るという、そういった、もう本当、農家が出てきているのも

事実であります。また、それに見合って、また、Ｕターンしてきている、そういった、高齢ではないんですけど、まだ６０代の夫婦とその子どもがまた、さとうきびだけでもやっていこうということで、今そういったハーベスタなどの事業申請などもしながらですね、将来的にはやっぱり、１，０００トンくらい作りたいという、そういった農家も出てきているのも実状でありますので、そこ辺りをやっぱり、支援しながらですね、さとうきびのやっぱり、魅力化も伝えながら、やっぱり、取り組んでいただきたいなと思います。

それではですね、一応、大規模農家の育成については、今、部長のほうから答弁がありましたので、その次のですね、再質になりますけれども、今、大規模農家を育成するためには、やっぱり、その畑を確保するのがやっぱり、一番の要だと思います。やっぱり、生産面積を拡大していくためには、やっぱり、畑がなければはできませんので、今、本当、遊休農地とかも結構出てきていると思います。前回の正野議員の中でもですね、笠利地区でも約ですけど、１２０ヘクタールぐらいの遊休農地も見当たるといことでありましたので、そこ辺りのことも勘案しながらですね、今の農地中間管理機構、または、農地流動化等を契約している、貸し手、借り手ですよね。そこ辺りの、こういった土地の情報提供とか、どのようにしてですね、こういった大規模農家への土地が斡旋できているのか、そこらの共有とかできているのか、そこら辺りをちょっと確認したいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 御質問の農地中間管理事業の状況についてでございますが、農地の有効活用を図ることにより、農業経営の効率化や経営者の所得向上、農村地域の活性化を目的として、２６年度から実施をしているところでございます。令和３年度の笠利地区における農地中間管理事業の実績といたしましては、農地の借り手が２７名、農地面積が約１４．８ヘクタールとなっております。そのうち、さとうきび農家による賃貸借契約につきましては２２名、農地面積が約１３．７ヘクタールとなっております。また、農地流動化による農地の貸し借りにつきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員が最適な農地流動化方法を判断し、農地中間管理機構が利用可能と判断した場合には、借り手とのマッチングを積極的に行い、利用権設定を行っている状況であります。以上です。

１９番（奥 輝人君） 分かりました。やはり、大規模農家を育成するためにはですね、やっぱり、そういった遊休農地等、また、リタイヤする農地などをですね、こうやって斡旋できるように、そういった仕組みづくりは、農業委員会、最適化利用推進委員会などが取り組んでいると思いますので、そこ辺りもやっぱり、更に、また、指導しながらですね、アップができるようにですね、頑張っていたきたいと思います。

それとですね、③番目のですね、高齢農家の支援についてであります。やっぱり、さとうきび農家は高齢化が進んでいて、本当、７０歳以上がもうほとんどだと思います。それでもですね、高齢農家の存在は欠かせない状況でもあります。今はですね、もう機械化一貫体系確立が整ってですね、植付け期から収穫まで機械化が進むということで、本当、労働力はもう軽減されてきております。しかしながら、その労働力は軽減されるんですけど、やっぱり、コストがやっぱり、かかると。コストがかかって、やっぱり、収入、儲けが少なくなると、そういった、また、反面もありまして。そこ辺りをどうにか改善しなければいけないのかなという思いがしております。そこ辺りはやっぱり、国の交付金などのやっぱり、上昇とか、やっぱり、そういった原料代の上昇とか、合わせて２万２，０００円ぐらいになっておりますけど、それをやっぱり、３，０００円、４，０００円、上げていただきたいという、２万５，０００円代にしていきたいという、そういった声も聞かれています。これはもう奄美だけじゃなくて、離島ですね、やっぱり、徳之島、沖永良部、与論の農家からもですね、群島の議員大会の中でもですね、交付金の単価を上げていただきたいという要望なども、採択というか、もうやっているところでありますけど、なかなか上がらないのが実状であります。で、そこでですね、やっぱり、高齢化のための現在の植付け機のＢＰプランターですね。そのＢＰプランターが今、一台導入されていますけど、そういっ

たB Pプランターの導入を、また、こうやって、まあ1台なんですけども、それをまた、倍増にしていとか、また、民間の農家さんとの連携で、高齢の方がこうやってB Pプランターを利用できるような、そういった体制ですね。そこ辺りもやっぱり、確立してもらえればは、農家さんも、高齢農家さんもさとうきびを作りながら生きがいを持ちながらですね、取り組んでいけると思いますが、今後のB Pプランターの導入計画などをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘のとおり、今年の夏植えから奄美市さとうきび受託組合において、植付け機械であるビレットプランターによる植付け作業を受託しております。今年度の目標面積としては500ヘクタールとしておりますが、現在のところ、申込面積は3.4ヘクタールとなっております。今後、受託面積が増えてくるものと考えており、作業の効率化を図りながら、ビレットプランターを所有する民間の農家さんに協力を依頼していくとともに、新たなビレットプランターの導入に向けて、受託組合や導入を検討している農家さんへ協力を、補助事業の導入や手続きなどの協力をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

19番（奥 輝人君） 是非ですね、そのB Pプランターというのは、今後の生産量の確保について、本当に大事な機械だと思っておりますので、その辺り、この前も研修があつて、その農家さんの現場研修ということで、見せたら、ああ、これだったらもう自分も今まで手植えとか、自分のプランターで植えたり、また、耕運機でのこうやって覆土などしていたのに、これだったらもう時間的にも省かれると。また、種子までですね、種まで、そのハーベスタで刈り取った種をもう直接、B Pプランターに入れて自動で植えていきますので、時間の短縮もできるということで、もう本当、このB Pプランターに対しての熱望がもう強いので、そこ辺り、導入に向けて、民間との交渉もしながらですよ、取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、次に、もう（2）番の反収の向上対策にいききたいと思います。①番目のですね。株出し栽培の欠株対策ですね、欠株対策についてちょっと伺いたいと思います。今ですね、さとうきびの作付けにはですね、3通りありまして、その収穫面積に対してですね、夏植えの作付けと春植えの作付け、そして、株出しですよ。その3つの作付けで今、収穫しているんですけども、やはり、今、株出しのほうが約350ヘクタールくらい、360ヘクタールの面積ということで、一番面積的には多いのが株出しであります。その株出しというのが、やっぱり、反収がやっぱり、低いと。その低い理由にですね、今、①番のやっぱり、欠株ですよ。ハーベスタで剥いだ後の、やっぱり、欠株が結構出たり、やっぱり、枕地を壊したり、そういった、畝から畝にまたがるときに、やっぱり、そういった欠株は出ますので、その欠株をやっぱり、補植、補修しなければは、反収は伸びていかないと皆さん、分かっているんですけど、なかなかそこ辺りが手についていないのが農家かなと思っております。そこ辺りをですね、やっぱり、現場で市の職員、現場ですよ、やっぱり、奄美市、やっぱり、農協さん、富国製糖さん、そうした関係する鹿児島県の、大島支庁さんもありますので、現場でやっぱり、そうやって指導してもらわなければ、農家さんはもう何も指導がなければは、ただそれだけでもやればいいやという、そういった気持ちの農家さんも見受けられますので、そこ辺りの現場での指導ですよ、言わば。そこ辺りは、今後、やってもらわなければは、やっぱり、農家さんもう、ずるずるべったんになってるような感じですので、今後の指導体制について伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御案内のとおり、関係機関で欠株対策として、4月に補植用の苗、約8,500本を無償配布しているところでございます。配布につきましては、数に限りがありますので、農家さんへは農談会などで説明した上で、先着順にて配布しているところでございます。今年度は約80戸の農家へ配布したところでございます。補植につきましては、各農家へ指導助言を今後も進め、さとうきび生産量の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

19番（奥 輝人君） 部長，今，言われたように，やっぱり，農家さんにはやっぱり，そういった苗の確保の補助とかも，やっぱり，やってもらって，やっぱり，そういった欠株に対する，今，言われたように，補植のポット苗とかもやっている農家もいます。ただ，やっていない農家もいますので，そこ辺りはやっぱり，現場に行ってその畑を見て，欠株だらけだ，これをまた出すんですか，とかね，そういった指導をしてほしいと思うんですよ。そういった場合に，農家さんの反応を聞けばですね，何だよとか，そういった逆ギレされるような農家さんもあるという，ちょっと聞いていますけど，そこ辺りはもう逆ギレされてもですよ，もう関係機関，団体で，これはやってくださいと，そういった強気でいけるような現場での指導ですよ，が大事ですので，是非そこ辺りをやっていただきたいなと思いますので，よろしくお願いします。

それとですね，もう最後になりますけれど，今度，株出し栽培のですね，やっぱり，除草対策ですよ。この除草対策もやっぱり，株が伸びない，反収が伸びない要因のもう2大要因ですね。その欠株と除草剤対策。除草剤を撒けばは，本当，良いさとうきびは伸びるのに，草ぼうぼうな畑では，草が伸びて，さとうきびは本当，もう伸びてこないというのが，もう現状であって，それで今，自分もこうやってちょくちょく見るんですけど，そういった畑がもう散見されるんですよ，今は。部長，見たことがあります。現場などやっぱり見て，やっぱり，そういった，この畑は，誰々さんの畑は，こうやって分かりますので，やっぱり，そこ辺りを見て，現場での指導が大事だと思います。今あの，笠利の農林水産課長も来ておりますけど，農林水産課長，来ていますけれど，やっぱり，こうやって課長なんかと一緒に，圃場巡りですよ，圃場巡り。結構ありますよ，今。除草対策していないのが。本当，機械も持っていない農家さんが多いのかなとも思いますけど，そういった除草するためには，やっぱり，ハイクリブームという，そういった除草剤も受託組合にありますので，そこ辺りも活用しながら，やっぱり，除草対策をさせてですね，この反収が今，株出しだけでも，4トンもいかない，3.8トンくらいしかないんですよ。奄美市の反収が。4トンもいかないんですよ。4トンも。だから，いつも平均で夏植え，春植え，株出し，合わせても，5トン未満。だから，伸びていない。ほかの離島に関しては，もう本当，喜界島などについてはですね，夏植えの作型が多いのもあるんだけど，向こうは6トンとか，出ています。やっぱり，1トン違えばは，相当違いますので，やっぱり，その株出しの管理というのはとても大事でありますので，ね，部長ね，うん，やっぱり，圃場を見ながら，やっぱり，指導する畑には指導してもらいたいなと思います。やっぱり，現場が，現場主義でいかなければ何も分からないと思いますので，もし部長が行きますよと言って，私にも電話してくださいよ。私が案内しますよ。農林課の課長でも呼んでですよ。そういった，こういった畑があるんですよと，一度見せたりして，今後，やっぱり，そういった株出し栽培の圃場などをやっぱり，反収をアップさせるためには，それぐらいの意気込みでやっていこうかと私も思っておりますので，一緒に頑張っていきましょう。いいですね，部長。はい，ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で無所属，奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

今日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 9 日
(第 5 日 目)

9月9日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	元 野 景 一 君	16 番	荒 田 幸 司 君
21 番	川 口 幸 義 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
市民協働推進課長	畠 山 成 美 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	保 健 福 祉 部 参 事 兼 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君	都 市 整 備 課 長	藤 原 俊 輔 君
土 木 課 長	安 村 幸 一 郎 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君
学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 参 事 兼 所 長	川 畑 良 二 君

9月9日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立致しました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1, 一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可します。

17番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。令和4年第3回定例会一般質問の前であります。これまで12名の同僚議員が登壇され、質問されました。私の質問とも重複する箇所が多少ありますので、少し冒頭の挨拶にお時間をいただき、所見を述べさせていただきますと思います。最後まで御清聴よろしくお願い致します。

まずは7月10日に執行されました、第26回参議院選挙におきまして、公明党は比例区6名、選挙区7名、合わせて13名当選させていただきました。これも市民の皆様の真心からの御支援であります。心から感謝御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、今世界桂冠詩人の平和の歌というのがありますが、その詩の一部を紹介したいと思います。明るい未来のためには平和でなければならない。幸せの人生のためには絶対に戦争はあってはならない。戦争ほど残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない。どれほど母たちの涙が流されてきたことか。どれほど子どもたちの笑い声が押しつぶされてきたことか。どれほど若人の青春が引き裂かれてきたことか。

本年2月24日、プーチン大統領は、核兵器の使用も辞さないとの覚悟のもと、ウクライナの侵攻を始めました。このことによって、世界の平和が一気に脅かされました。今ウクライナの戦火を思うとき、この紹介した詩の一節一節が大変、身につまされると同時に、また我が国は平和であることに感謝をしながら、この詩を心に刻み、一日一日を歩んでいこうと改めて決意をしているところであります。

さて、そのウクライナ情勢に乗じて、非核三原則の見直しやアメリカから核を持ってきて核を共有しようという一部の声があります。我が国は非核三原則が国是であります。公明党はこの非核三原則を確立するために、これまで全力で取り組んでまいりました。この非核三原則が確立されるまでのこれまでの経緯と、2016年に施行された平和安全法制について少し述べたいと思います。

非核三原則というのは「持たず、つくらず、持ち込ませず」であります。この非核三原則は我が国の安全保障戦略の骨格であり、戦後、我が国が軍事大国になることなく、平和国家としての道を歩んでこれたのも、この非核三原則があったからであると私は思っております。

我が国は唯一の戦争被爆国として、これまで核兵器の廃絶を目指し、また我が国の立場を世界に訴えながら、平和外交を行ってまいりました。この非核三原則が確立されたのは、今から約50年程前で、歴代政権もこれをしっかりと守り抜いてまいりました。そもそもこの非核三原則という言葉が国会の議事録に載ったのはいつのことか。それは1967年、昭和42年の12月、公明党の衆議院での代表質問によるものでした。

今年は沖縄の復帰して50年という節目を迎えます。沖縄が復帰する前年の昭和46年は、日米で交わされた沖縄返還協定を巡って、国会では与野党対決、大激論の中でありました。そんな時、公明党の

行動がなければ、非核三原則は確立されませんでした。その当時の政治の最大の焦点が三つありました。まず沖縄から全ての核兵器を撤去すること。そして２点目は沖縄への核の持ち込みを禁止すること。そして３点目は、米軍基地の縮小でありました。

その当時、交わされた日米沖縄の返還協定は欠陥、不備が多くて、国会では大紛糾をしていた昭和４６年の１１月に当時の自民党が単独での強行採決を構えておりました。そんな時に事態の収拾に動いたのは、当時野党であった公明党であります。その当時の野党であった社会党や共産党は、衆議院の本会議をボイコットしました。公明党はあえて出席をし、そして日米で交わされた沖縄返還協定に反対をしながら、そして大変厳しい状況の中でありましたが、自民党と交渉し、非核三原則を盛り込んだ附帯決議を実現させることができたのであります。その当時、もし全野党がこの本会議を欠席していたならば、日米で交わされた沖縄返還協定のみが残って可決成立していたところ、公明党は出席をして、そしてその非核三原則を自民党と交渉して実現することができたのであります。またその当時の佐藤栄作総理も、これを厳粛に受け止め、しっかりと守っていきたい、このように言っております。

そしてまた、今このウクライナ情勢に乗じて非核三原則と国民の命、どちらが大事だという声があります。しかしこの非核三原則と国民の命というのは、天秤にかけべきものではなく、また、二者択一もないと私は思っております。非核三原則は大事、国民の命はそれ以上に大事であると思います。もし我が国が非核三原則を破って核の共有を認めるようなことになると、それは原爆の落とされた広島、長崎の人々への最大の冒とくに当たると思います。これまで我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶を目指し、そしてまた世界の各国に訴えてきた、このこと自体が世界からの信用が失墜し、信用がなくなり、核拡散の動きが加速する中で核を使う国が現れるのは必定であると、このように思います。また岸田総理も、この非核三原則の持ち込ませずとは相いれない、このように明言しております。

来年５月にＧ７サミットが広島で行われます。公明党はこのＧ７サミットを広島で行うように岸田総理に要望いたしました。総理も当然広島出身の総理でありますので、その決意は固かったと思います。

Ｇ７サミットが広島で行われる意義というのは私なりのこれは思いであります。我が国は先程から申し上げているように唯一の戦争被爆国として、これからも核兵器の廃絶を目指し、また非核三原則をしっかりと守ると、これを世界に対するメッセージじゃないかこのように思います。５月の２３日にバイデン大統領との首脳会談が行われ、岸田総理はバイデン大統領へ防衛費の増額を明言いたしました。公明党も今の世界情勢を見てもこれは仕方ないと思っておりますけれども、しかし、これは予算ありきでなく、これからしっかり何をどういった形で積み上げていくのかを議論をしていかなければならないと思っております。また、バイデン大統領からは日米安全保障条約、日米同盟に基づいて、アメリカはこれからも尖閣諸島並びに日本国、日本の国民をしっかりと守っていくと、このように明言いたしました。あのバイデン大統領の確信溢れる言葉はどこからきてるか、これは私なりの推測であります。２０１６年に施行された平和安全法制にあると思います。あの平和安全法制が確立し施行された当時、バイデン大統領はアメリカ合衆国の副大統領として、当時から我が国の外交防衛安全保障をずっと見続けてきた一人であったと思います。

あの、湾岸戦争の時、我が国は世界から批判されました。日本は金だけ出すが何もしないと。この平和安全法制が確立、施行されたことによって、アメリカは我が国に対する信頼がこれまでの２倍３倍となって、そしてまた、この日米同盟がさらにグレードアップした姿が、あのバイデン大統領の確信溢れる言葉であったと私は思っております。

そして今、この平和安全法制が確立される以前は、我が国は当然、専守防衛の国でありますので、他国から攻撃された場合は当然憲法９条のものと自衛の措置を講ずることができる、でありました。この平和安全法制には新三要件というのを盛り込んであります。この新三要件は、条文を少し紹介しますが、我が国に対する武力攻撃が発生したときのみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、また、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るため

に他に適当な手段がない場合、必要最小限度の武力を行使と、このように明記されておまして、これはどういうことかと言いますと、これは簡単に言いますと、アメリカが我が国を守るため、我が国民を守るために他国から攻撃された場合、その時は憲法9条の許容される範囲の元でアメリカを防護する、守ることができる、このような条文であります。

よく勘違いされるのは、アメリカが世界の各地に行って、戦争を起こし、そして他国から攻撃された場合、それに対して日本はアメリカを守ることができるというものではありません。この新三要件の根本精神は、あくまでも国民を守る、日本を守るというのが、そこに付随されていると思います。そして戦争法案などとも言われておりますけれども、これは批判されてますけれども、これはアメリカと共に世界の各地に行って、また世界の果てまで行って、共に戦争をするという法案でありませんので、御理解をいただきたいと思います。ともあれこの秋には憲法改正の議論も深まると思います。そうすると、この憲法9条に自衛隊を明記しようという声も今一部にあります。これはあくまでも個人的な見解であります。この平和安全法制が確立されたことによって自衛隊の動きはかなり明文化、細分化されており、今自衛隊は国民の6割、7割以上の方々が認知してるという状況でありますので、自衛隊の明記はこの憲法9条にいらないと、これはあくまでも個人的な見解であります。

結びになりますが、ともあれ、我が国は、唯一の戦争被爆国として、これからも核兵器の廃絶を目指して、そして非核三原則を国是として守り抜いていく、これが我が国の使命と責任であると、このように痛感しております。

私も地方議員の端くれではありますが、ことあるごとにこのようなことを市民に訴えながらやってまいりたいと思っております。長くなりましたが、それでは質問をしたいと思います。

通告に従って、まず1番目の市長の政治姿勢について、(1) コロナ禍、そしてロシアのウクライナ侵攻の影響によるとみられる物価高騰、燃油高騰等による市民の暮らし、そしてまた中小零細企業の現況についての質問をさせていただきます。

約この3年間、コロナ感染拡大のこの期間の中で、市民の暮らしや生活は大変厳しい状況であった。これは皆様も御案内のとおりであると思います。そしてこれは本市の中小、小規模企業も例外ではないと思います。またそれに追い打ちをかけるように本年2月24日にプーチン大統領がウクライナの侵攻をしたことをきっかけに、燃油高騰、そして物価高騰等が起こっております。また、この秋は値上げラッシュも続いており、市民の暮らしや生活は大変大きな悲鳴を上げているところであります。そこでこういった現況を市民の暮らし、生活、また中小、小規模企業の現況を当局がどのように捉えているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

次からの質問は発言席で行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、新型コロナウイルスの感染状況の収束の見通しが立たない中、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による社会情勢の悪化等から、原油価格をはじめ、さまざまな物価高騰に直面しており、ガソリン価格や電気料金、ガス料金が軒並み上昇するなど、市民の暮らしに大きな影響を与えているものと認識いたしております。また、中小企業や小規模企業等の現況につきましては、市内の関係機関に聞き取りを行ったところ、原材料や燃料費の値上がりにより、製品の製造に影響が出ていることや、肥料、飼料価格の高騰、農業資材の高騰等により、経営の安定が図れない等の相談を受けているとのことであり、中小企業や小規模企業等事業所の方々の事業経営につきましても、厳しい状況であるものと認識致しております。

17番（与 勝広君） ただいまの部長から市民の暮らしや生活、中小・小規模企業の現況について、答

弁がありました。この約3年間というものが、本当に大変な状況であったと思います。また、先ほども言いましたように、それに追い打ちをかけるように、このロシアのウクライナ侵攻という形で、また今物価高騰もかなり上がっているような状況が続いております。そこでちょっと確認したいのは、この3年間で、国の支援、県の支援、そして本市も、財政支援も財政調整基金を活用してなどの支援も行ってきましたが、これまでの本市が行ってきた支援の成果というのは、どのように捉えているのか。特にまた中小、小規模企業については、いくつかの支援も行っておりますけれども、特に事業所支援給付金も2度支給されておりますので、その進捗状況と現況について御答弁をお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 本市におきましては、これまでも国や県の事業も参考にしながら臨時特別給付金事業や島外で頑張る学生応援事業等による生活支援、プレミアム商品券事業、利子補給事業、または事業所支援給付金事業等による経済対策など、関係機関と連携し、幅広い分野において、市民及び事業所に寄り添った事業の実施に適宜努めてきたところであり、一定程度の支援を行えたのではないかと考えているところでございます。

また、事業所支援給付金事業の執行状況についてでございますが、支給件数は当初見込みの800件に対し642件、約80パーセント、支給金額は当初見込みの1億1,200万円に対し9,199万6,000円、当初の約82パーセントとなっており、予算規模の8割程の実績となることから、幅広い業種、多くの事業所に対し、一定程度の支援が行き届いているのではないかと考えているところでございます。しかしながら、新型コロナに加え、ロシアのウクライナ侵攻を契機とする物価、原油価格高騰等もあり、依然厳しい状況であるものと認識いたしておるところでございます。

17番（与 勝広君） 市民の暮らしや生活といっても、これも多種多様で、また中小、小規模企業もいろんな業種があって、一概に評価というのは難しいと思います。成果自体も、まあそこそこやってるんじゃないかなという感じで受け止めておりますけれども、しかしこの8月の17日に令和4年度の第4弾ということで、コロナ対策第4弾ということで、子育て世代の方々、また高齢者、事業者そして自治会と、プレミアム商品券等もありましてけれども、これはまたこれから成果も出てくると思います。しかし私はもうそれでもまだまだ足りないんじゃないかなと思っております。

補正で今回も出てますけれども、農業関係の支援が。本当にいろんな多岐にわたっての支援が大事だと思います。まず大事なことは、職員の皆さん、当局の皆さんがやはり、市民の暮らしや生活をしっかりアンテナを張り巡らせて、本当にその暮らし、生活をどういうふうに肌感覚で常日頃感じているか、中小零細企業に対してもそうでありますけれども、そういったことが大変重要だと思います。そしてそれに立って、じゃあ次はどういった支援を行うかということは、これがこれからずっと続いていくと思いますので、ありがたく、奄美市は財政調整基金もそこそこ、行財政改革、財政健全化をしっかりとやるという成果のもと、そういった資金もそこそこありますけれども、それが全部使えるというわけでありませんけれども、やはり次なる財政支援を考えてるのか、これは今回もこうしてやりましたでしょいうのではなくて、本当に、どこにどういったところに何が必要なのかというのを、しっかり庁内で精査をしてやっていく。次なる財政支援を考えてるのか、そしてまた今検討中なのか、そこらへん分かったら御答弁をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。お答えいたします。今般の新型コロナに加え、ロシアのウクライナ侵攻を契機とする物価、原油価格高騰は、本市、市民の暮らしや経済活動にとっても大きな影響を与えているものと意識しております。過去2年間に実施しました新型コロナ関連事業の実績を振り返りますと、令和2年度、3年度の決算額で、約84億4,000万円となり、感染症対策をはじめとする各種事業に取り組んでまいりました。

今年度につきましては、先ほど議員からもございましたが、4月の臨時会において計上した事業所支

援給付金の支援策が実施されております。また先の8月の臨時会では、プレミアム商品券事業を含む各種事業を計上し、実施に取り組んでいるところでございます。

加えて、本市の事業所に対し、高騰した燃料費、電気料金、ガス料金の一部を支援する、エネルギー価格高騰対策事業、これと国と県の支援と連動し、農業、畜産業経営の影響の負担軽減を図る肥料飼料価格高騰対策事業について、追加での補正予算案を昨日、本定例会に送付をさせていただきました。

新型コロナの収束や物価原油価格高騰の先行きが見えない中、あらゆる事態に対応するため、引き続き本市の経済状況等を注視をしながら、国の新型コロナ臨時交付金、また財政調整基金の活用など、適時、適切な時期に必要な財政出動を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

17番（与 勝広君） 今、部長のほうから、適宜、適切にということでありましたけども、やはりこれはいつまでやったらいいとか、今やったらいいとか、そういう次元の話ではなくてですね。先ほどから何べんも言っているように、当局の皆さんが、本当にそういった状況を肌感覚でどれだけ感じて、そういった情報をきちっと収集したうえで、これからじゃあ、こういったところに光を当てて財政支援をしていこうかということを、しっかり庁内でも議論する場も設けていただいて、やっていただければと思っています。

時間の配分もありますので、次、副市長に質問させていただきたいと思います。

8月1日に御就任、誠におめでとうございます。質問というよりは、副市長へのこれはもうこの宿題と言った方がいいと思いますけども、副市長は県職としての実践や経験も豊富にあられるので、是非我々に御教示いただきたいという思いで質問をさせていただきます。

まずは1点目はですね、我々が今、日常手にする食料品、日常必需品というものが、これは県本土からの定期船、または貨物船に積載されてきたやつを購入します。その購入する際に、すでにその食料品とか、日常必需品等については、1割から2割の運賃が上乗せされた状態で、我々はそれを10パーセントの消費税を払って購入します。食料品などは8パーセント軽減税率も導入されておりますけども、一般論として、1パーセントか2パーセントの運賃を上乗せされた上に、我々購入するときは、10パーセントの消費税を払うと。これは僕に言わせれば、消費税の二重払いじゃないかなと、いつも思っておりますが、平成26年に奄振が延長されたときに、奄美群島振興交付金が20億3,000万円付きました。それを活用して、奄美群島の条件不利性の改善ということで、奄美群島から県本土までの農林水産物の輸送費のコスト、これは一部でありますけども。これについての負担軽減が国が10分の7、県が10分の1.5、市町村が10分の1.5負担の割合をして、こういう形で上手に制度化されております。私のイメージは、例えば我々が通販で物を買ったときに、元払い、着払いとありまして、元払いというのは、送ったところが運賃を持つ、着払いというのは受け取った側が運賃を払うという制度なんだけれども、これを元払い状況にできないのかなということをいつも思っておりまして、これも難しいいろんな制度があると思いますけれども、例えばこの運賃が来るこの負担を国とか、県、例えば奄振のこういった事業を通じてやるとか、いろいろあるかもしれませんが、そういったこの運賃の負担軽減ができる道筋、それを是非御教示いただきたいと思います、1点目は。

2点目はですね、副市長が8月1日に就任したその時は、ちょうど7月末から台風が5号、6号が発生して、大変な状況だったと思います。またこの8月末から9月の頭、土日にかけて台風11号が発生して、これが、長期にわたって、停滞していたものですから、約1週間、定期船が入ってこない状況が続きました。定期船というのは我々の島民にとっての命綱でありますので、これが1週間も入ってこないとなると、市内のスーパーは本当に食料品ガラガラで、新聞でも一面で報じられておりましたけども、やっぱりこのことは離島がゆえに、例えば台風とか天候不順によって、これが当たり前のように常態化してますけども、もしこれが奄美じゃなかったらこれは、陸続きだから、どこでもそういう品物はすぐ来るわけで、これについての例えば、天候不順や台風等によっても対応できるような、食料品をストックできるような倉庫の常設に向けての、そういった制度づくり、こういう道標を是非御教授いただきたい

いと思います。以上2点です。

副市長（諏訪哲郎君） 食料品への運賃の負担軽減という新たな制度創設についての御提言でございます。

平成26年度の奄美群島振興交付金の創設の際には、私が県におきまして交通政策課職員として航空運賃の低減化事業に携わっておりました。当時を振り返りますと、奄美諸島、奄美群島の念願でございました航路航空路運賃の低減化、農林水産物輸送コスト支援事業、それらの実現の財政的裏付けとなる交付金制度等の実現に向けて、奄美群島12市町村が一丸となって、並々ならぬ熱意と行動をしていたことが鮮明に思い出されるところでございます。

また平成25年度に策定されました、奄美群島成長戦略ビジョンは地元の声をまとめた初めての試みとして国会でも取り上げられるなど、大きな注目を集め、国、県、市町村が一体となった法の延長、拡充に大変大きな役割を果たしたところでございます。

新たなビジョン策定の作業が進む今、議員御提案の制度などについても、群島的議論をなす好機である存じておりますので、外海離島であります奄美群島の更なる発展のために、市長とともに、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食料品をストックできる倉庫の設置についてということでございます。台風等での定期航路の欠航による食料品や日用品の不足は、情報としては前もって知っておりましたけれども、奄美に赴任いたしまして、先週末から今週初めの台風11号を経験し、離島の大変さというのを身をもって実感したところでございます。

議員御質問の食料品をストックできる倉庫ということにつきましては、台風常襲地帯である奄美群島特有の課題でございます。これまで本市議会でも取り上げられたと聞いております。市民生活の安定のための重要な課題と認識しておりますので、職員とともに、課題や方策について研究してまいりたいと考えております。

17番（与 勝広君） この2つの質問については、最終的には受益者負担という原点に立ち返ったならば、12市町村がしっかりと主体者となって、そしてまた国や県、またいろんな事業等もありますが、そういったのをどうするかと。最終的には一応、方向性をきちっと、こうしたらこうできる、これが壁でできないとか、そういうものがきちっと分かるとですね、あとは政治的な判断でできると思うんですよ。しかし、来年は復帰して70年という節目に当たりますけれども、この、私思うのはこの70年間、本当にこの奄美の島民にですね、群島民に、政治の光が当たってきたかと思うと、やっぱり必ずしもそうじゃないなと。本当に今いうこの天候不順、台風等によって、食料品なども十分にままならないような状況が続いたり、またこの離島があるがゆえに運賃が加算されたりとか、ただでさえ生活水準の低いこの地域であるにもかかわらず、そういったものが日常化しているというのが、これは本当に市長にお願いなんだけど、70年というこの節目で、この70年間をびしっと総括してですね、12市町村の首長で、本当にこれを、奄美はこれから本当にこういったことをしてほしいという、奄振の事業以外で、やっぱり、政府にきちっとした奄美の群島の12市町村の首長がしっかりと決意をして、そこに要望を出していただきたいなと、こういったのも含めてですけども、それを今から精査してやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。マリンタウン地区整備事業、中心市街地活性化基本計画事業（末広・港土地地区画整理事業）の完了後の奄美市の将来構想をどのように描いているかという、ちょっとスケールの大きい質問でありますけれども、一つ一つ事業を見てみますと、例えばマリンタウン地区整備事業は、当初はこの埋め立てが総事業費は35億円ですって、という予定で、それが39億円に変わって、そして土地の売買は41億円ぐらいだという当初の予定だったと思います。一昨日は43億円という話も出ておりましたが、そしてその本当にこの計画自体がですね、このコロナの約3年間で少しずつ狂いが生じてきたのかなという感じがするんですね。6年前に県のこの免許を失効した状態が続い

ていて、結局は奄美市が全部それを引き取ってこれからやっていくということで、一昨年、昨年でしたっけ。7業者と交渉して、6業者とはすでに土地の引き渡しも行っていると。残りの1業者についてはこれから契約をすると。そして先の議会では、この残った4区画については、この8月に再々公募ということ、確か言っていたと思うんだけど、8月に検討委員会開いて、9月に公募するという形に今流れなっているようですけれども、これも最終的には、本当にこの計画自体がこれで良かったのかなという、そういった総括もありますけども。そしてまた末広・港土地地区画整理事業については、総事業費が95億2,000万、事業面積が3.2ヘクタール、移転する家屋が135棟とそういう状況の中で、これは平成16年に土地地区画整理事業が都市計画決定して、平成18年に事業計画が決定したと。平成18年に事業計画が決定してすでに15年、16年経っていますよね。そしてその後、用地先行取得が行われて、平成21年に換地設計し、平成22年には仮換地を指定してそこから工事を開始したと。その工事も令和5年に終わる予定ということでもありますね。そして令和6年には換地処分をした後にこの事業を完了させると、これがこの事業の概要だと思います。

そして、中心市街地活性化基本計画事業につきましては、平成29年の7月から令和4年の3月で完了ということで、最初5年間の目標を立てていましたけども、これが今もう道半ばということで、この道半ばの要因は、この本庁舎の建設が、そしてまた市民交流センターの建設が大幅に遅れたと、これが大きい要因で、あとまたここには子育て・保健・福祉複合施設等ができ、そしてまたバスターミナルセンターの整備もあり、そして消防庁舎も造るとかいう、そういう話も今伺っておりますけれども、まだそういう事業が残っていると。今紹介したいずれも、この事業というのは奄美市の本当に最重要政策ですよ。この事業が完了した後に、奄美市の将来構想をどう描いているかということは、次の質問の総合計画にも関係しますけども、それをどのように将来構想を描いているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、与議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、マリンタウン整備事業及び末広・港土地地区画整理事業におきましては、市街地へのアクセス改善による利便性向上、防災機能の強化を目的に長期的な事業として取り組んでまいりました。マリンタウン整備事業につきましては、平成30年度に埋立事業が完了し、すでに一部事業者による営業開始、新たな施設の建設が進むなど、新しい町が形成されていく様子を、多くの市民の皆様も期待を持って見守っていただいているものと存じます。また、末広・港土地地区画整理事業におきましては、これまで地権者の皆様の御理解をいただきながら、着実な事業の推進に努め、末広地区における路線の供用開始など、中心市街地の防災力強化が実現されてきております。加えて、本庁舎や市民交流センターの整備により、中心市街地における都市機能の集約強化が図られてきたところです。

このような状況を踏まえた本市の将来構想についての御質問ですが、県が事業を推進しているおがみ山バイパス事業の完了後には、市内の人、交通の流れにも大きな変化がもたらされるものと存じます。このような中、世界自然遺産登録による交流人口の増加、一方では人口減少という変化も念頭に置かなければならないと考えているところです。

いずれにいたしましても、本地区を含めた将来像につきましては、今後策定を進める本市最上位計画の中でも、市民の皆様からの御意見をいただきながら、しっかりと議論をしてまいります。以上となります。

17番（与 勝広君） 今の質問については、大変それぞれの事業がすごく幅が広いので、総体的な大きな部分でしか、これは答弁できないと思います。これはもうね。しかし、この後どうするかということは、すごく大事なことになってきますよね。ちょっと2点質問させていただきたいと思いますが、このマリンタウン地区の整備事業と末広・港土地地区画整理事業について質問させていただきますが、このマリンタウンは当初は総事業費39億円から41億円で土地の売買をする予定であったと思います。まだこの

4区画がまだ残っていて、その部分が、分譲しないとちょっと分からないと思うんだけど、最終的に収益というのはどのくらい見込んでいるのかね、その1点。

そしてもう一つは、末広・港土地区画整理事業については、この事業は平田市長、朝山市長、安田市長と3代の市長にわたっての長きにわたる大プロジェクトですよね。これが平成18年に事業計画が決定してからですので、もうすでに15年、16年経っています。そしたらやっぱりこの、こういった大きなプロジェクトというのは、その平田市長のときの当時の時代背景、経済状況、社会情勢、そこから今度、これを総仕上げをするね、安田市長の今言った時代背景、社会情勢、経済状況というのは、全く違っているわけですね。それでやっぱりそういう計画を見通してやっているとは思うんだけど、それが完成したときの他の事業との整合性、整合性どうなのか。また、これ完成した後の相乗効果、どういうふうな形で相乗効果が出るのかということを質問したいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、私のほうからマリンタウン地区の売却についてお答えをいたします。

御質問の残り4区画の売却収入見込額でございますが、11億1,067万5,053円でございます。また、議員からございました奄美市開発公社が実施をいたしました第1回公募からの全区画の売却収入見込額につきましては、43億5,912万9,969円と見込んでおります。以上でございます。

建設部長（濱田洋一郎君） 私からは末広・港土地区画整理事業についてお答えいたします。

この事業は、中心市街地への良好なアクセスの改善、防災機能の強化、商業施設の再編を目的に実施しており、令和6年度の完了を見込んでいるところでございます。マリンタウン事業と同様に中心市街地と一体となって都市機能の集積を図る目的がございます。また、都市再生整備事業によりハード、ソフト面から奄美らしさを感じられるよう、商店街の方々とも連携を図りながら取り組んできたところでございます。

事業完了後の他の事業との相乗効果ということでございますけれども、末広・港線臨港道路、マリンタウン地区が1本の道路でつながることにより、アクセスの向上が図られ、回遊性があり賑わいのあふれる一体的なまちづくりが期待できます。また、両地区においては民間事業者によりマンション等の共同住宅や店舗付き住宅などの整備が進んでおり、定住人口の促進に期待が高まります。併せて、これらの建設工事や不動産売買などに伴い、地域経済の活性化も期待されます。更に、両地区では今後も複数の公共施設の整備が予定されておまして、都市機能の集約を図ることにより、中心市街地への人の流れを取り戻す効果が大きく期待されています。

今後、県が整備をしておりますおがみ山バイパス事業が完了することにより、更なるアクセスの向上が図られ賑わいに満ちた中心市街地の形成に寄与するものと考えております。

17番（与 勝広君） マリンタウンの事業収益は43億5,900万、約44億円ということですね。今のその末広・港土地区画整理事業の整合性、そして相乗効果についても理解できました。

そこで次の①の質問に移りたいと思いますけれども、今言ったこのマリン地区の整備事業、そして末広・港土地区画整理事業、中心市街地活性化基本計画事業は、これから策定する奄美市総合計画にどういった影響があると考えているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。マリンタウン地区整備事業及び末広・港地区土地区画整理事業により、これまで新しいまちづくりの推進を行ってまいりました。今後も宿泊施設、交流施設などの建設が予定されていることから、新たな最上位計画におきましても、これらの施設を踏まえた交流人口の拡大や、新たな産業の創出など、賑わいに満ちた新しいまちの視点なども計画に盛り込みながら、策定作業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

17番（与 勝広君） 今、その総合計画等、マリンタウン地区の話がありましたけれども、その先ほどは全体的な中心市街地活性化基本計画の中にですね、今その総合計画ともリンクすると思うんですが、その中に三つの指標というのがありましたね。例えば、その中心市街地活性化基本計画の43ヘクタールの中にある、例えば、営業店舗数を5年間でどうするかという、ありましたね。例えば、この営業店舗数については、基準値が平成28年の8月になっていたと思いますけども、その当時の営業店舗数が247店舗でしたよね。それを5年間で280店舗までもっていこうと。そしてまた、その宿泊利用者数、この基準値が平成27年の12月になっていたと思うんですが、その当時の宿泊の利用者数が22万5,626名だったと思います。これを最終的には、ごめん、14万800人でしたね、宿泊利用者数は、それを最終的に22万1,800にもっていこうと。そして施設の利用者数については、その基準値が平成28年の3月だったと思いますけども、その基準値が22万5,626名で、これを最終的に5年間で37万9,800人までもっていこうと、この5年間の計画があったと思いますけども、この中心市街地活性化基本計画というのは、今道半ばでありますけども、この今言った営業店舗数、そして宿泊利用者数、そして施設の利用者数、これの今の現況の数字はどうなっていますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それではお答えさせていただきます。議員お尋ねの中心市街地活性化基本計画事業において設定した三つの指標の数字について、お答えさせていただきます。

1点目の主要9通りにおける営業店舗数につきましては、令和3年度の最終値が270店舗、2点目の中心市街地の宿泊者数につきましては、令和3年度の最終値が11万6,534人、3点目の交流施設の利用者数につきましては、令和3年度の最終値が8万3,662名となっております。以上でございます。

17番（与 勝広君） 宿泊利用者数についても、この3年間のコロナ感染拡大で大分宿泊者も減になっていたと思うんですが、ここにきて少しずつよくなっているということもお伺いしていますけども、このマリンタウン地区に今建設中のホテルが280室完備しているということで、これが12月に完了する予定になっていますね。そしてまたそのマリンタウン地区に新たにまた起工式もやったホテルもありまして、これはもうこれから将来的には、このホテルの宿泊者数、このホテルじゃなくて、これ全部含めての宿泊者数というのは順調に推移するのかなと思っています。それと施設の利用者については、基準値が平成28年の3月になっていたんですけど、その当時は主にA i A i広場の利用者数だと思うんですよね。それが今度市民交流センターができて、その市民交流センターの利用者も順調に伸びているということを聞いていますので、あと中心市街地活性化基本計画の中に子育て・保健・福祉複合施設が今度できたら、またそこも加わりますので、これも順調に推移するんじゃないかなと期待はしています。

ただ、私が心配しているのは、今度は営業店舗数は247から270ということで伸びてはいますけれども、だけどその今営業をしている人たちの状況を見ると、大変厳しい状況が続いております。この3年間、客足が遠のいて、そして資金ももう底をついて、国とか、県とか、市のいろいろ助成ももらってやってはいるんだけど、何とかやっている状況で、しかしもう家賃を払えないということで、ほかの場所に引っ越しして店舗経営しているところがあるんですよね。公明党奄美市議団が6月の3日に地方創生臨時交付金を有効に活用していただきたいということで、6項目の要望書を提出しました。その中に、テナント業者、テナントの方々に対する家賃、また固定費の支援はできないかということで、そこに盛り込んでありますけれども、私が本当にこの商店街の経営者と話すと、本当に厳しいと、これがいつまでやっていいかわからないと、この中心市街地活性化計画というのは、要するにこの商店街の経営している人たちが安心して継続できるように、いかに本市が支えていくかというね、それはいつまでもというわけにいきませんので、期限付きでもいいですので、この家賃の支援とか、固定費の支援とか、そういうのは考えられないんですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） お答えさせていただきます。中心市街地の活性化策につきましては、中心市街地における商業店舗の魅力向上と出店を促進することを目的に、現在、新規出店者の家賃補助を行う中心市街地出店支援事業や、中心市街地における店舗のリフォームに係る経費を補助する中心市街地店舗リフォーム補助事業などを実施しているところでございます。コロナ禍における事業所支援といたしまして、これまでも売上が減少した幅広い業種の個人事業者や、中小規模事業者が利用できる国の事業復活支援金、本市独自の事業所支援給付金事業等があり、これらの事業の周知広報に努め、多くの事業者に支援が行き届くよう取り組んできたところでございます。

また、今後につきましても、先ほど答弁にもございましたが、本市の事業所に対し、高騰した燃料費、電気料金、ガス料金の一部を支援するエネルギー価格等対策事業について、追加で補正予算案を議案送付させていただいたところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

17番（与 勝広君） 先ほど市民の苦しい生活、中小・小規模企業の現況についての中で言いましたように、やっぱり当局の皆さんがいかに市民の暮らしや生活を肌で感じているのか。そしてまた、その人たちはどういうふうに変化なのかということをもっと具体的な事例をもってね、ちゃんとキャッチしているかということが、やっぱり大事だと思いますので、個別の案件もありますけれども、税金を投入するわけだから公正・公平・平等というのが原則だと思いますけれども、でもやはりこの人たちが本当に営業できないとなって、歯が欠けたようにいなくなると、またその計画ももとの状況に戻るようなこともありますので、だからちょっとそこら辺もちゃんとまた含めて、もう一回調査してね、今どういう状況なのか、ちゃんとしていただきたいと思います。

先ほど、総合計画にどういう影響があるかということで答弁いただきました。この総合計画、奄美市総合計画というのは平成23年から平成32年間のね、前期5年、後期5年ということで計画立てられていまして、私もこの奄美市総合計画の総括というのを、まだ当局から聞いたことはありませんけれども、この10年間、順調に推移してきたのか。そしてまた今後また、奄美総合計画を策定するに当たって、どういったことを重点にやろうとしてるのか、少しその部分をお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） 奄美市総合計画における平成28年度から令和2年度までの後期基本計画では、67の計画目標を掲げ各種施策を推進しており、各計画の令和2年度における実績値から、達成状況について内部評価検証を行っております。評価結果といたしましては、5段階評価中、学力の定着、向上が図られた学校、自主防災組織率、空き家バンク等の登録件数などが上位3段階の順調、効果あり、やや効果ありで約61パーセント、また、子育てサークルへの親子利用数や大島紬生産反数などが第2段階の横ばい、悪化で約39パーセントとなっております。今後策定いたします計画におきましては、これらの内部評価、検証を踏まえながら、新型コロナの影響により生活様式が大きく変化していることや、SDGsをはじめとする新しい視点なども求められることから、これまでの在り方にとらわれることなく、市民の皆様や民間各種団体の御意見も伺いながら策定に進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

17番（与 勝広君） はい、理解しました。この総合計画には三つのまた数値目標というのがありまして、この10年間で人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億というこの数字がありますけれども、10年間終わってみて、この数字は今どうなっていますか。

総務部長（三原裕樹君） まず、目標人口についてお答えいたします。総合計画における目標人口の定義は、他町村からの通勤通学などの昼間の流入、昼間、ひるまです、の流入人口を含めた人口としております。令和2年度の目標を5万人としておりましたが、令和2年度国勢調査実績では4万1,609人と

なっており、目標には届いておりませんでした。しかしながら、地域別将来推計人口を発表している社人研が平成30年度に推計した令和2年度の本市の人口4万268人は上回る結果となっております。

それから、交流人口についてお答えいたします。令和2年度目標値45万人に対しまして、31万3,838人となっております。目標に達しておりませんが、これは新型コロナの影響により旅行控え、航空便の運休、減便、それからクルーズ船の寄港がなかったことなどが要因として挙げられます。

参考までに、令和元年度の数値でございますが、約53万人と記録が残る昭和45年以降で最多となっており、今後も世界自然遺産登録を契機とした新型コロナからの回復など、更なる増加が見込まれるものと考えております。

最後に、総生産額でお答えいたします。令和2年度の実績につきましては、今年度末の公表となっておりますことから、直近の令和元年度の実績でお答えいたします。令和2年度の目標数値1,400億に対しまして、令和元年度1,294億円となっております。平成28年度以降は増加傾向にございまして、自衛隊駐屯地建設をはじめとした建設業の生産額増加、また交流人口増加による宿泊、飲食サービス業の増加などが要因として上げられます。

なお、令和2年度は新型コロナの影響がございましてことから、数値が公表され次第、改めて精査を行いたいと考えております。以上でございます。

17番（与 勝広君） それじゃ、バイパス事業に移りたいと思います。おがみ山バイパスについては、通常国道58号おがみ山バイパス事業でありますけれども、これは一昨日も質問がありましたので、もう答弁要りませんので。

三儀山バイパス、これについては、1月に津波警報が出たときにですね、下方地区の方々が避難する場所に困ったと、そういったこともありましたので、この防災上、すごく重要なトンネルじゃないかと思います。そしてまた、下方地区の活性化にも必要だと思いますので、これについてどう考えているのか。そしてまた、大熊・芦良間のバイパスについては、これは同僚議員が何回もこれまで質問されておりますが、その時と違って、大義名分が全然違うと思うんですね。自衛隊の駐屯地ができて、市民の生活道路も自衛隊の車両も全部その道路を使っていると。あれを自衛隊の専用道路にしてですね、大熊・芦良間のトンネルを生活道路にするとか、いろんな考えがあると思いますけれども、そこら辺についてどういうふうな考えがあるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。議員御指摘の三儀山バイパス、大熊・芦良間のバイパスによる防災面、交通の安全確保、渋滞緩和といったそのような必要性は十分に認識しているところでございまして、奄美市都市計画マスタープランにおいても、道路ネットワークの整備路線として位置付けられているところでございます。したがって、先ほども御案内がありましたおがみ山バイパスを含め、今後とも県との連携協力を行い、今後も継続して要望してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（与 勝広君） おがみ山バイパスについてはですね、これは平成14年に国道58号おがみ山バイパス事業ということで着工しまして、総事業費が150億円、補償が100億円、工事が50億円という形で予算もついたと思うんですねけれども、でもこれは平成28年の時点でですね、土地も用地取得も8割以上してしまっていて、そしてまた、昨日の答弁ではこれはもう用地取得の状況によって、これから着工するということでしたので、しっかりまた検討、連携取りながら、やっていただきたいと思います。

すみません、いつも残り3分のカップラーメンの教育行政は、いつも本当申し訳ないと思いますけれども、ちょっと質問、これは私はですね、平成29年の3月の一般質問で、教員の働き方改革ということで質問させていただきました。そのときに、校務支援システムを導入できないかということで質問しま

した。そのときの当時の教育長は、財政面、セキュリティ面等をしっかり検討しながら、一つ一つ検討しながらやっていきたいということでありました。よく見ると、教育予算のIT化整備事業の中にですね、校務支援システム導入ということで、何年か前にされているんですけども、この導入後の成果をちょっと御答弁お願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） それではお答えいたしたいと思います。御質問の校務支援ソフトにつきましては、このソフトは令和2年度に全小中学校に導入をいたしました。機能といたしましては、各種児童生徒の名簿、出席簿等、従来は教員が多く時間を費やして制作をしていたものが、このシステムの導入によりまして非常に効率化が図られているところでございます。現場の教員にとって、諸帳簿作成に関わる負担の軽減、作業時間の短縮、操作性や使いやすさといった点において、大変よい評価をいただいております。また、蓄積されたデータの活用等についても、今後また効果が大きく表れてくるものというふうに考えておりますので、教育の質の更なる向上を図る上でも、有効活用に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

17番（与 勝広君） じゃ、もう一つ、教員の働き方改革ということで質問させていただきますけども、休日の部活動については、2023年以降に段階的に地域に移行していくということなんですけども、これ今、現況はどうなっていますかね。

教育長（村田達治君） お答えいたします。現在、本市におきましては、関係機関と連携を図りながら、地域部活動在り方検討委員会を11月までをめどに立ち上げたいというふうに考えているところです。そこで、様々な課題等について意見を伺いながら、今後の教員の働き方改革にもつなげていくようにですね、計画性を持って取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

17番（与 勝広君） もう時間もありませんので、今、本当に教育行政には大変申し訳ないと思いますけれども、次は、必ず1番目に教育行政持ってきて質問したいと思いますので、本当に今、コロナの状況の中で、やっぱり子どもたちも教職員もいろんなストレスが溜まって大変な状況の中で、全般的に運営されていると思いますので、そこら辺も常に現場に行ってですね、子どもたちや教職員を是非教育長のほうで叱咤激励をしていただいて、またいろんな問題等も現場に行けば分かると思いますので、知恵は現場にありという言葉がありますので、しっかりまた現場からいろんなことを発信していただきたいと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）



議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継の御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。令和4年第3回定例会一般質問のおおとりを努めさせていただきます。最後までお付き合いをよろしくお願いいたします。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。私が代表しております奄美ブロック護憲平

和フォーラムは、全国の仲間とともに7, 8月を平和月間と称し、40年以上にわたり毎年、各自治体の長に核廃絶平和行政に関する要請事項を手渡しをして、核も戦争もない平和な21世紀に、子どもたちに核のない未来を訴え、沖縄から九州各県をリレーして原水禁長崎大会へ向けて取り組んできております。その成果として、奄美大島の全市町村長が広島に事務局のある平和首長会議に加入をいたしました。また、長崎が事務局である日本非核自治体協議会には、奄美市と大和村が自治体として加盟をいたしました。引き続き全町村の自治体として加盟するよう要請をしまいたいと思います。

しかし、私たちの願いとはかけ離れ、唯一の戦争被爆国である日本の政府は、米国の核抑止力に頼る状況を理由に、61か国が批准している核兵器を非人道兵器として全面的に禁ずる核兵器禁止条約に批准しようとしていません。日本政府は核保有国と非保有国の橋渡しを務めるとしていますが、核軍縮の主要会議に背を向けて、姿勢を明確にしない日本政府を非保有国が橋渡し役として信頼できるのでしょうか。ロシアは核兵器使用をちらつかせ、北朝鮮にも核実験の兆候が見られます。国際社会の緊張が高まる中、ともすれば核廃絶の潮流は弱まりかねません。だからこそ、非人道性を知る被爆国として、その責任を果たす姿勢が求められております。

日本は原発から出たプルトニウムが46トン貯蔵されており、原子核爆弾が5,700発作れるといわれております。世界の保有している核は1万3,000発と推測をされています。忘れてはならないことであります。外国から見ると専守防衛である日本の平和憲法を信頼し、核に関して持たず、つくらず、持ち込ませずの三原則を堅持しているからこそ、日本が戦場にならず、1人の自衛隊員も戦場に送らず、1人の自衛隊員も戦死者を出してこなかったといわれております。

さて、市民に対する説明会が一度も開かれずに、2019年の3月26日に陸上自衛隊警備部隊、ミサイル部隊の奄美駐屯地、瀬戸内分屯地が開設されました。開設後は協同転地演習や全国の自衛隊部隊の合同演習、米陸軍との実働演習が奄美の駐屯地で行われ、年々訓練が拡大され、大規模な訓練となっております。2020年の1月には、奄美駐屯地の舞台が迷彩服で自動小銃を携帯し、生徒の通学時間帯に一般道で歩行訓練を実施、同年7月には水路侵入訓練と称した大熊港での迷彩服を着たままでの訓練をしております。私たちの抗議によりその後実施されてはいません。このような市街地を仮想戦場にした訓練は、教育上、決して許されることではありません。私たちには奄美に基地が開設されることにより、奄美周辺での自衛隊と米軍との共同訓練が常態化し、軍事基地化される懸念があると主張してきました。最近は少し減ったとはいえ、かなりの頻度で米軍オスプレイの低空飛行訓練が行われており、今月の7日には予防着陸と称して奄美空港に3機が着陸、その1機は約1週間駐機していました。米軍の輸送機も奄美上空に煩雑に飛来し、住民の安心・安全を脅かしています。県内でも鹿屋で米軍KC130空中給油機移転、MQ8無人偵察機の配置、馬毛島FCLP陸上空母着陸訓練施設建設など、南西諸島の軍事化が進んでいます。今や奄美大島は標的の島になってきています。自衛隊はよいが米軍はだめなどということは通用いたしません。自衛隊と米軍は一体であり、米軍の2軍になるかとも言われています。

自民党政府はロシアのウクライナ侵攻や中国を仮想敵国化することにより台湾有事をあり、防衛予算をGDPの2パーセントに増額しようとやっきになっています。沖縄の民意を封殺する辺野古新基地建設の強行など、軍拡路線に邁進しています。このような状況は断じて止めなければなりません。今まで自民党政府がもたらしたことは、機能しない危機管理、隠蔽体質、人権無視、経済危機であります。これを推し進めてきた安倍元首相の法的根拠のない国葬が閣議で決定されたことに強く抗議し、市議会の壇上から強く反対を表明するものであります。国葬に係る16億6,000万円など、全くの無駄遣いであり、平和と民主主義を築いてきた日本憲法の改悪を許さず、改憲の流れを止め、自民党政府を打倒するためには、国政の野党は団結して、ともに頑張るしかありません。

最近の新型コロナウイルス感染症に関する政府の対応は、各都道府県に対策強化宣言を出すことができる仕組みを作り、行動制限はしない、飲食店への休業要請は行わない、地方自治体と協力しながら感染対策と経済活動を両立できるようにサポートしていくと、自治体に丸投げの感否めない状態であります。

奄美市において、もう8月の感染者が3,664人、8月までの累計が9,969人、最大1日に218人の感染者を確認する状況でありました。年代別には10代以下が約22パーセント、その親の年代である30代40代が26パーセント、20代を含むと全体の56パーセントと半数を超える状況であります。9月から新学期が始まり、子ども同士の接触が煩雑になることが予想され、感染者がこれまで以上に確認されるのではとの懸念があります。

そこで、御質問をいたしたいと思います。

(1) 新型コロナウイルス感染症の現況について、3点にわたりお伺いをいたします。

一つ目は、現在の感染症の状況について、当局の認識を伺います。

二つ目は、児童への個別接種、集団接種の状況と今後の対策についてお答えください。

三つ目は、コロナ感染症対策に対する今後の市独自の施策についてお示しをいただきたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。御答弁よろしくお願いを申し上げます。

保健福祉部長（山下能久君） それではまずはじめに、現在の感染状況の認識についてお答えいたします。

累積感染者数につきましては、8月末の発表分までで1万231名となっております。感染の推移につきましては、7月中旬から急激に増大し、特に旧盆、新盆と続いた8月上旬から中旬にかけては、これまでにない感染拡大となりました。月別での最多は7月の1,682名でしたが、8月は3,926名と2倍以上の感染者数となっております。また、年代別では7月までの内訳では10歳未満を含む10代以下が32パーセント、またその親世代である40代以下を合わせると77.8パーセントという状況で、多くを若い世代が占めております。しかしながら、8月の感染者につきましては、10代以下が22.2パーセント、40代以下が56.5パーセントと、これまでに比べると低くなり、反対に70代以上が7月までは9.6パーセントでしたが、8月は18.9パーセントと、高齢者の割合が大きく増えております。

現状の認識につきましては、このような感染者の急増や重症化リスクの高い高齢者の増加によって、医療機関の発熱外来や通常の入院、治療に影響を及ぼす、大変厳しい状況につながっていると認識しております。そのため、まず医療機関のひっ迫度を緩和できるよう、医療機関関係者や保健所などの情報共有や助言をいただきながら、5市町村や本市単独での感染防止対策に取り組んでおり、庁内においては重点的に取組が必要と考える教育委員会や保健福祉部を中心に対策を進めているところでございます。

次に、児童のワクチン接種の現況についてお答えいたします。児童の個別接種につきましては、5歳から11歳の小児接種に対応している医療機関は4機関、12歳以上の追加のワクチン接種に対応している医療機関は9機関ございます。5歳から11歳の小児接種に関わる集団接種につきましては、4月、5月に計4回実施し、現在では個別接種で十分受入れ可能な状況となっております。12歳以上の児童については、ファイザー社製ワクチンに限定されますが、一般の方と同様に集団接種することができる体制となっております。

次に、接種率につきましては、8月31日現在になりますが、5歳から11歳の小児接種の2回目接種率は12.5パーセント、18歳までの児童を含む12歳から19歳までの3回目接種は31.9パーセントとなっております。児童の接種率は各年代の接種率と比較して低い状況にあります。その理由といたしましては、罹患しても重症化しにくい傾向にあることや、副反応への懸念などにより接種を希望する保護者が少ないことが主な要因だと考えております。

現在、国において小児接種の発症予防効果等及び安全性の追加情報等が集積されたことにより、予防接種法の接種勧奨から努力義務に適用する方向で検討しております。この努力義務については、ワクチン接種を強制するものではございませんが、本市といたしましても保護者の方に安心してワクチン接種していただけるよう、小児接種だけではなく12歳以上の児童についても情報発信に努め、児童のワク

チン接種の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、新学期が開始することにより、児童の感染拡大が懸念されます。新学期の開始に当たり、教育委員会と基本的な感染防止策の重要性を改めて確認するとともに、教育委員会におきましては、各学校に対し感染リスクの高い行動や場面などを改めて確認するなどの依頼を行い、感染防止対策の意識の更なる強化に努めていただいているところでございます。

このコロナ禍がいつまで続くか不透明な中、市民の皆様、特に児童、その保護者の皆様には精神的負担がのしかかっていることは重々承知しているところでございますが、気を緩めることなく、粘り強く基本的な感染防止対策を続けていくことが肝要だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、特に子供の感染防止対策に関わる施策についてお答えいたします。子どもたちの感染防止対策につきましては、本市新型コロナ対策本部会議などにおいて、感染状況や医療機関関係者及び保健所からの助言をもとに、方針や重点的に取り組む項目等を決定し、担当課と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの補正予算（第4号）で計上しました保育施設等総合対策事業1,188万7,000円につきましては、ハード、ソフト両方の事業となっており、保育所等において感染防止の観点から施設における改修整備に関わる予算及び消毒液等の購入などに関わる予算を計上しております。

具体的な内容といたしましては、ハード事業として非接触型の蛇口設置や、トイレの乾式化など、9保育所へ608万7,000円、ソフト事業としてマスクや消毒液の購入費等として19保育所へ580万円の補助となっております。教育支援体制整備事業200万円につきましては、市内の公立幼稚園4園への消毒液などの消耗品購入等に対する予算計上となり、本事業については全てソフト事業となっております。学校に対しましても、補正予算（4号）の中で、2学期開始に向けた消耗品等に関わる予算を計上しており、保育所、幼稚園、学校、それぞれにおいて対応を進めているところでございます。

また、子どもの感染防止対策として、本市が新たに取り組んだ対策といたしましては、8月18日に開催しました奄美大島新型コロナ対策会議の中で、医療関係者からの2学期開始に向けた助言を踏まえ、教育委員会においては学校への改めての注意喚起の文書の発出及び30日には臨時校長会を開催し、名瀬保健所長から感染防止対策の考え方などについての講話の実施を行ったと伺っております。

乳幼児に対しましては、健康増進課にて周知啓発用のチラシを作成し、福祉政策課と連携し、保育所等をとおして保護者への配布や、医療機関受診を行う際の受診行動への情報提供、また、子どもが感染した際の対応についての情報提供等を行うなどの対策を行っております。

今後も感染状況や医療提供体制の状況を踏まえながら、庁内連携し必要な施策を迅速に実施することで、感染防止対策を行いながら子どもたちが保育所や学校での生活が安全に行えるよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。いろいろ議論をしてきたことですから、ただ言えるのは、2学期がスタートをして、児童・生徒の感染が増えるのを懸念しているということで、これをどういうふうに防いでいくかという視点でですね、対策をしっかりとやっていただきたいということと、先ほど言いました高齢者、また出ているようですが、奄美市で死亡者が何名出たとか、緊張をさせるためにですね、そういう数字は持ち合わせはないでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の奄美市で新型コロナ感染による死亡者につきましては、当局としては把握しておりますが、個人情報保護の観点から公表は差し控えさせていただきたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

14番（関 誠之君） はい、了解をいたしました。

市長の政治姿勢について、(2)の行政課題、公約取組の現況についてに移ります。副市長、8月1日の御就任おめでとうございます。行政と議会は両輪とよく言われますが、そういういい関係を作りながら、またしっかりと緊張した関係も持ってですね、頑張ってもいきましょう。

そういう中でですね、地方分権が今進行している現在、各地方公共団体の職員に求められていることは、創意工夫を発揮し、独自性が求められていると私は思っております。また、職場においては、職員が達成しようとする目標を掲げて、職員自らがその進捗を図っていくといった参加的な自主的な行政運営が求められているんじゃないかというふうに思いますが、そういうものを捉えてですね、副市長の行政執行における課題と取組と、非常に難しい命題ですけれども、簡単に答えていただければ、ありがとうございます。

副市長（諏訪哲郎君） 副市長として職員マネジメントという課題に対し、具体的にどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

先般、地元紙の取材にもお答えしたとおり、就任から1か月ほどでございますが、本市の職員は非常に優秀であるという印象を持っております。また、地域の実情などについては、この島に生まれ育ち、行政職員として勤めてきた職員の理解を尊重すべきであると実感しているところでございます。一方で、一人一人の個人の集団である奄美市役所という組織のマネジメントにつきまして、私自身の県職員としての経験を踏まえた新たな手法を求められているものと存じます。改めまして市長が示されている奄美市の形を実現するために、私をはじめ各職員、それぞれが役割、責任を自覚しながら、日々の業務に取り組んでいくことが肝要でございます。そのために、私自身、奄美市役所という組織、奄美市の地域性、職員一人一人の個性への理解、そういったものを深めながら、従来の取組を基礎にしつつ、職員の知恵と工夫が発揮される環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

先ほど議員から御提案がございました点につきましては、私の考えと重なるところもございますので、今後の取組の上で是非参考にさせていただきたいと思っております。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。まだ1か月ですから、先が長いのでしっかりと議論をしてみたいというふうに思います。

二つ目の奄美市総合計画策定の進捗状況について、先ほど与議員からもありましたけれども、私はこの奄美市に最上位計画はいまだないということは、行政を執行する上に大変異常なことじゃないのかなというふうに思っております。市町村建設計画が総合計画の代わりになるというようなことを言っておりましたが、詳細を読みますと、細かいことについてはですね、総合計画に委ねると書いてあるんですよ、この建設計画は。ですから、是非一日でも早く対策会議等々を立ち上げて、この策定をするようお願いをしたいんですが、進捗状況を簡単にお願いをいたします。

市長（安田壮平君） それでは、関議員の御質問にお答えいたします。本市における最上位計画の策定につきましては、先の第2回定例会でも答弁させていただきましたが、行政を取り巻く新たな視点、キーワードの調査研究などを行っているところでございます。具体的な取組といたしましては、アフターコロナを見据えた地方創生の動きを政策系、まちづくり系、観光系などのテーマから考える研修の場である大正大学地域構想研究所主催の令和4年度地域戦略人材塾に参加しております。本人材塾では、多様な地域の創生策は、個々の地域ごとに自ら考えることが必要との視点から、経済社会の大きな流れをつかむこと、戦略を練るための多様な道具を知ることを狙いとしており、エビデンスに基づく政策形成などの観点の研修となっております。また、新たな視点として、今後の計画には必要不可欠であるSDGsの各項目に対し、まずは庁内においてワークショップを開催したところでございます。加えて、国勢調査の確定値に基づく各種指標の整理など、計画策定へ向け引き続き論点整理などの内部作業を進めながら、今後予定しております各分野ごとの分科会や庁内ワークショップなどの具体的なロードマップの

作成等も進めてまいりたいと存じます。以上となります。

14番（関 誠之君） 最上位計画ですから、一日も早くですね、しっかりと議論しながら作っていただきたいと思います。

三つ目の行政協力員の活動実態と今後の活用について伺いたします。行政協力員は平成25年度に予算に初計上されて、報酬で1,686万3,000円、決算では57名1,274万というふうになっております。その後、令和2年度の予算で報酬から委託料に切り替えておりますが、このときには嘱託員も駐在員も一緒になっているので、この行政協力員だけが幾らということは分かりませんが、そこでR3年度決算で行政協力員は何名で、決算は幾らになっているのか。1人当たりの委託料はどれぐらいで、どのような、委託ですから、契約がなされているのか、お答えいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは、議員にお答えいたします。名瀬地区の行政協力員の活動実態についての御質問でございますが、まず、令和3年度における実績について御説明いたします。

令和3年度における行政協力員は63名で決算額の見込みは1,713万6,440円となります。1人当たりの委託料は自主防災組織のない町内会等は月額1万5,600円、自主防災組織のある町内会等は月額2万8,000円となっております。委託契約の形態といたしましては、本市と町内会、自治会等の間で地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約により業務委託契約を締結しております。

行政協力員は受託者である町内会等が選任しております。市民への行政情報の周知徹底や防災組織の確立など、区域内における行政事務の一部を委託するものでございます。

次に、令和元年度まで報酬で支給していた根拠について御説明いたします。議員御承知のとおり、本市の行政協力員制度は平成25年度より発足し、令和元年度までは行政協力員は条例で定められた特別職の非常勤職員として市長が委嘱を行い、報酬を支給しておりました。報酬で支払われました根拠としましては、地方自治法第203条の2第1項、普通地方公共団体は、非常勤の職員に報酬を支給しなければならないという規定により、奄美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条に定める報酬額を支給していたものです。その後、地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用が見直され、名瀬地区行政協力員、住用地区嘱託員、笠利地区駐在員については、特別職の要件に当てはまらなくなりました。このため、令和2年度からは本市と町内会、自治会、集落会等の間で行政事務を委託する形での業務委託契約を締結しております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。深く議論したいんですけど、時間がないので、なぜ取り上げるかと言いますと、やっぱり自治会というのは自治組織でありますから、それを行政の中に取り込んで、行政の連絡員的なことでは、少し困るのかなということでもありますから、後もってまた議論させていただきたいと思います。

それと、4番目の市役所における育児休業、今度育児休業の改正も出ているようですけども、直近3年間、男女別に取得をお願いをいたしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 本市の育児休業の取得率についてお答えいたします。

令和元年度、男性が5.3パーセント、女性は100パーセントでございます。令和2年度、男性は取得はございませんでした。女性は100パーセントでございます。令和3年度、男性が30パーセント、女性が100パーセントでございます。

少し状況を御説明申し上げますと、男性の育児休業取得率が低い状況でございますが、育児休業を取得しなかった要因について、職員アンケートを行いました。その結果、自分以外に育児をする人がいた。職場に迷惑をかける。業務が繁忙であったなどの理由がございました。このため、昨年度、奄美市特定

事業主行動計画、これは後期行動計画でございますが、を策定をし、子育てしやすい環境づくりを柱の一つとして掲げ、男性の育児休暇休業等の取得の促進を図ることとしたところでございます。また併せて、昨年度は職員向けに妊娠、出産、子育てに関する休暇制度や取得手続を掲載した仕事と子育て介護の両立支援ハンドブックを作成をし、制度の周知を図り、育児休業等の取得率の向上に努めてまいりました。このような取組もあり、昨年度は育児休業取得率が上昇してきたのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。この件については具体的にまた議論したいと思いますが、新聞によりますと、副市長が県で最初に取ったということで、感想など聞こうと思っておりましたが、残念ながら時間がございませんので、次の機会にお願いしたいと思います。

それでは次に移らせて、（3）奄美市開発公社から無償譲渡された土地の売買状況と、今後の開発公社の方向性についてということで質問させていただきます。

一つ目は、昨日伊東議員の中でもありましたので、端的に一つだけお聞きをしたいと思います。昨日の議論でも明らかになりましたとおり、1社2区画、5億、私が調べたところによりますと、5億784万2,440円というのが今残っているところでありますが、これ半年以上も経過をしてですね、何が原因で契約に至らないのか、新たに売買を考えたほうがよかったのではないかなど。なぜかと言いますと、3次募集がもう目の前に迫っていたわけですね。ここで契約ができないとすれば、一旦契約を解除して、3次募集に乗っけるというのが通常の在り方だと私は思いますのでね、そういう中で、年度内と、まだ1年ぐら残すということについて、見解があればお聞かせをいただきたいというのが1点。

2点目は、2番目に書いてあることについては、聞き取りの段階でよく理解できましたので、これは省きたいと思っております。

3番目、市における土地売却の予定損益といいますか、公会計ですから損益などないんですけれども、足し算引き算で市の収入、市の歳出、関係するね、それを引きますと、幾らぐらい、みんな売れたとしてね、出てくるのかということが1点。

それと、一番これから大変なのは、この造船所補償、造船所の補償、換地等の現況、換地をしてあげないといけませんので、そういった現況と今後の皆さんの対応対策についてお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） まず1点目の第2回契約をした候補者から残る1社についてでございますが、先日の答弁でも申し上げましたとおり、現在も引き続き契約に向けた協議を続けているところでございます。その契約に至らない理由につきましては、相手方もございますので、詳細は控えさせていただきますが、相手方につきましても是非年度内に契約をしたいと、強い思いを持っておりますので、我々も引き続き年度内に契約の全てを完了できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、2点目の損益についてでございますが、歳入につきましては、開発公社から引き継ぎました第2回公募での売却収入済額、これが14億9,189万9,488円でございます。それと、先ほどございました協議継続中、この見込額が5億784万2,440円となっております。また、これから第3回公募で売却収入見込額、これが11億1,067万5,053円を予定をしております。対しまして、市としての収入額合計は31億1,041万6,976円を見込んでおります。対しまして、歳出につきましては、開発公社の埋立事業に伴う借入れの代位弁済額として、昨年度末に実行いたしました18億7,773万円と、同じく今年度末期限の借入れの代位弁済額として6億円ございますので、合計で24億7,773万円となっております。したがって、歳入から歳出を差し引いた額6億3,268万6,976円を見込んでおまして、現時点では公共施設の整備基金に積み立てる予定としております。

それから、造船所の関係でございますが、造船所の移転に関しましては、埋立事業の当初から協議をさせていただいておりまして、一部の補償につきましては既に契約を完了しております。ただ、残りの補償物件につきましては、現在においても協議を継続しているところでございますので、詳細な答弁は控えさせていただきたいと思っております。また、移転先につきましても、権利者御本人の御意向に沿って、本市の市有地を確保し、提示をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

14番（関 誠之君） 今説明がありましたとおり、市は全部売買すれば6億3,200万余りの歳入が入るわけですね。これは本来ならば開発公社が純益として会計に計上するものなんですよ。それですね、皆さんは鹿銀の借入18億の利息600万余り、それと信金の弁済金が今度6億出ますから、それが75万円ぐらいの利息が出るわけですね。売って6億3,200万円の金が入るわけですから、開発公社というのは、今、前も言ったとおり、公共施設の管理運営だけですね。非常に経営としては厳しいものがあるわけですよ。ですから、その辺のことについては考えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

本当にマリンタウンに建設の槌音があつてですね、新しいまちづくりが今進められておりますが、本当にああいうのを見ると奄美市も活気があるなということで、大事なことですけれども、是非そういったことで開発公社も、前申し上げたとおり、そういった資金をやっぱり出すことによって、新しい公社へと、スポーツの開発公社とかいうような形でですね、少しあり方を研究していただきたいということをお願いをしたいと思います。何か見解がございますか。

総務部長（三原裕樹君） 開発公社におきましては、議員からもございましたが、今現在、指定管理業務を受けております。先ほどの利息の件につきましては、当初から公社のほうで予算を計上しているところで準備をしていたものでございます。それから、一般社団法人、財団法人ですかね、の法によりまして、利益を大きく上げるということはできないような法人になっておりますので、この売上げについても当初開発公社で売却後も市のほうに寄附をするというような方向で考えておりましたので、ただこういった状況になりましたので、開発公社の今後につきましては、またいろいろ御意見をいただきながら検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 今言ったのは、理屈として分かるんですが、開発公社はこの埋立てをするときに、与議員も議論しましたけれども、トータル42億8,700万入るような、いわゆる経費の在り方をしているわけですね。ですから、言った6億3,200万円ぐらいの金が、開発公社として非常に大きい金だというのは、僕はお互い認識ちょっと違ったと思っておりますので、ただ、開発公社が苦労してできた土地を、一つあいつたことがありましたけれども、是非その辺は金があるわけですから、考えていただきたい、開発公社の今後の在り方についてどうするかという、原資もかかるでしょうから、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、給食センターの問題について、教育行政について、学校給食センターにおける課題、問題点についてということで、三つほど上げてありますが、一つ目、は小・中学校の給食費の滞納金の徴収の在り方、それと二つ目は、前の議会で指摘をいたしましたけれども、奄美市名瀬米飯給食センターの清算問題について、三つ目は、給食センター今後の運営の運営方式の在り方ですね、について皆さんの見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

教育部長（石神康郎君） それでは、議員への聞き取りの内容に沿ってお答えをいたしたいと思います。

学校給食の徴収につきましては、学校給食センターにおいて実施をいたしております。学校給食センターの各年度の徴収状況及び未納額について申し上げますと、名瀬住用地区学校給食センターの

現年度の徴収率は平成30年度95.64パーセント、令和元年度98.80パーセント、令和2年度97.87パーセント、令和3年度98.09パーセントとなっております。笠利学校給食センターの現年度の徴収率は、平成30年度99.50パーセント、令和元年度99.72パーセント、令和2年度99.40パーセント、令和3年度98.00パーセントとなっております。令和3年度末未収金額は総額で626万4,829円となっており、内訳といたしましては名瀬住用地区で542万5,271円、笠利地区83万9,558円となっております。給食費の徴収事務につきましては、学校給食センターにおいて給食費に関することといたしまして徴収事務を実施しているところでございます。

また、6月議会の3号補正におきまして計上いたしました収納管理ライセンス適用業務委託料の294万円のうち286万円につきましては、すでに本市で滞納整理に活用し、実績のある滞納管理システムについて学校給食費を適用させる業務として随意契約にて発注いたしております。契約期間は令和4年8月1日から令和4年11月30日、発注相手はパステムソリューションズ株式会社となっております。残額の8万円につきましては、導入後の保守管理委託料を予定しているところでございます。

なお、徴収業務につきましては、相手方との交渉において、その経過を記録していくことが基本でございますが、このシステムは交渉履歴について時系列で記録し、状況に応じて督促催告書、納付書等各種帳票が一括でスムーズに発行できる点などが優れており、対象者の把握、その他の滞納整理事務の負担軽減に寄与するものであると考えているところでございます。また、税務課など徴収担当部局と同一のシステムを導入することにより、協力体制の構築がスムーズにいくものと考えているところでもございます。

続きまして、学校給食費につきましては、自力執行権がない債権でございますので、最終的には法的措置を実施する必要があります。学校給食費の債権管理につきましては、給食センターにおいて対応を行っておりますが、法的措置などの手続が必要となる場合には、税務課滞納整理室との協力体制をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、米飯センターの清算の件でございますが、はじめに有限会社奄美市名瀬米飯センターにつきましては、奄美市立学校給食センターが運用開始後、法人としての活動を休止し、清算について手続を進めておりました。法人の清算手続に不慣れな点もあり、手続きに期間を要したことや議会への報告義務について誤認があり、8月17日の全員協議会において報告をさせていただくことになりました。改めましてお詫びを申し上げたいと思います。

財産援助団体等監査結果報告書につきましては、地方団体が補助金、交付金、負担金等の財政援助を行っている団体に対して、当該地方公共団体監査委員が実施した監査の結果などをまとめて報告するものでございます。奄美市立名瀬米飯センターにつきましては、いわゆる財政援助団体ではございませんでしたので、確認できました平成14年度以降において監査の対象となっていないため、報告をされたことはございません。また、当該法人におきましては、平成30年度9月以降、活動を休止いたしており、事業に伴う予算執行の予定がなかったため、予算執行予定表は作成をされておられません。また、第23期と第24期の決算日についての御質問でございましたが、第23期の決算日でございます令和2年12月21日は、法人として解散の決議及び登記がなされた日であり、解散登記がなされた後に会社としての清算手続が開始され、第24期の令和3年7月27日が清算決了日となっております。法人解散までと解散後の清算決了までをそれぞれ事業年度として区別する必要があったためでございます。

次に、第21期、平成30年4月1日から平成31年3月31日の決算につきましては、令和元年8月23日付け奄総総第176号により議会へ報告済でございます。

次に、3番目の職員の件でございますが、給食センターの運営につきましては、以前より申し上げておりますとおり、直営維持の方針としていただいております。併せまして、給食センターの運営の在り方についても、今後また検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） 議会であれ、指摘をされて初めて分かったような、この米飯給食センターの清算問題ですから、それで先ほど活動してないから予算執行予定表は作らんでいいというのは、ちょっと見解の相違があって、活動がしてなければ、そこはゼロを入れてやるんですよ、普通は。ですから、そういうことも含めてね、今後ないようにしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それと非常に問題なのは、給食センターの今後の運営の在り方について、前の教育長のときから平成30年の9月、センターが開所したときから議論をしておりますけれども、いまだにこのことについての協議会なり、運営委員会なりができてないと。もう正職員が今年3月31日で、来年度1人ですよ。それぞれのラインに1人ずつ配置をして、2人配置をして、しっかりとそれぞれ責任を取りながら子どもの安全・安心の給食を作っておるわけですよ。それを会計任用職員、会計年度任用職員と同じじゃないかと言いますが、それは気持ち的にやることは同じですけども、やはり対応面、そういったことをしっかりとやらなければ、またヒューマンエラー的なものが出たら大変なことになりますので、しっかりとそういった人たちにはですね、インセンティブ的な主任とか、そういったものをつけて、やはり手当を上げるべきではないかというものを含めて、検討委員会でしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、その他の施策についてということで、今日の新聞も出ておりましたが、いわゆるオリエントシールド、この日米共同作戦がですね、非常にエスカレートをして、今度の訓練は陸上自衛隊200人と米軍50人がやると。冒頭申し上げましたけれども、自衛隊はよいが米軍はだめだというようなことは、決してこれ、言えないわけでありますから、今や奄美大島は標的の島になっているんじゃないかという指摘もあります。そういう中で、オスプレイは上空をどんどん低空で飛んでいるというような実態もあるわけであります。この自衛隊駐屯地開設のその後の拡充について質問いたします。

今申し上げました米軍のオスプレイ、今、全機地上待機になっているわけですよ。そういう中で、奄美空港には、前段申し上げましたけれども、7月7日には3機駐機をして、8日間そこにいたというようなこともあります。是非、最近頑張っているようでありますけれども、市民の安全・安心を守るためにですね、オスプレイが奄美市の上空を飛ばないように、オスプレイは自国の住宅地は飛んでいないわけですよ。そういうことで、非常に危ないと前から指摘をしましたけれども、そういうことで米軍、陸上自衛隊に、やはり市として何らかの申し入れをするべきじゃないかというのが1点でございます。

2点目は、先ほど申し上げました日米共同訓練のもの、陸上自衛隊と米軍による日米共同訓練、オリエントシールド、いわゆる東洋の盾ですからね。アメリカを守るための第一列島線で、今南西諸島の軍事基地化を作っているわけですから、そういう中でですね、このオリエントシールド、8月14日からちょうど今日、9月9日まで実施をされておりますけれども、奄美大島では米軍の高機能ロケット砲システムハイマース、これは今、ロシアの攻撃のために使っておりますけれども、第1マルチドメイン・タスクフォースといわれる電子部隊、そういったのがどんどん入って来てですね、誘致した我々議員もミサイル部隊までは来るとは知らなかったという方も、中にはおるわけですから、どんどんこういった拡張されていることに対して、ひとつ見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、オスプレイの件についてでございますが、オスプレイの予防着陸につきましては、人命の安全を確保するためやむを得ないことと存じております。しかしながら、本市におきましては、これまでもオスプレイに関して市民の皆様の不安を招くような運用については控えるよう要請をしており、今年の予防着陸の際にも安全飛行の管理徹底に努めるよう、重ねて要請をしたところでございます。

奄美市上空での航空機の低空飛行につきましては、米軍機に限らず、市民の皆様からの通報や苦情等を受けた都度、県を通して防衛省などの関係機関へ照会を行っております。照会の結果、米軍機と思わ

れる機体については、九州防衛局から米軍側に通報や苦情等の内容を伝え、住民生活に影響を最小限にとどめるよう申し入れをしているところでございます。

このように、これまでも国・県と連携した速やかな情報共有、申し入れなど対応を行っているところでございますが、御指摘のとおり、抜本的な改善には至っておりません。このようなことでございますので、市民の皆様の安全・安心の確保を第一に引き続き粘り強く関係機関に要望を重ねながら対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、日米共同訓練についてでございます。先日、崎田議員の答弁と少し重複いたしますけれども、日米共同訓練につきましては島しょ防衛、ひいては日本の安全保障上の観点から実施しているものと理解をしております。しかしながら、実施に際しましては、市民の皆様の安全・安心が大前提でございますので、本市といたしましては九州防衛局長並びに西部方面総監宛てに、安全対策に万全を期すこと、新型コロナ対策の徹底、訓練に関する情報提供等について、文書にて要請をしたところでございます。併せまして、市長表敬もでございますが、その都度安心・安全、情報の提供については、重ねて要望をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

14番（関 誠之君） 端的にお聞きしますが、今回のこの訓練ですと、笠利の蒲生崎観光公園で演習をするということでありましたが、それに対して今回、その公共施設等に対する申請、これはどういうふうに行われたのか、このほかに公共施設を利用したのはなかったのか、お伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 今回の訓練では、蒲生崎観光公園につきましては、結果的に使用しないということになりました。また、他の公共施設等につきましても、使用していないことから、今回は申請はございませんでした。以上でございます。

14番（関 誠之君） 最後になりますけど、この武力攻撃の際の住民避難計画についてですと、もちろん国民保護計画というのは作られておりますが、その後、そういった改定なりをしたのかしないのか、今後、やる予定があるのか、含めてお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） これまでも何度か御質問いただいておりますけれども、奄美市国民保護計画につきましては、武力攻撃やテロなどを受けた場合に、本市が国・県及び関係機関と連携しながら、市民の生命、身体、財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めたものでございます。

この奄美市国民保護計画では、弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラや特殊部隊の潜入、破壊工作など、危機事象に応じた避難実施要領のパターンが策定されております。危機事象が発生した場合、時間、場所、攻撃、被害状況など、発生状況に応じ、本市においてそのパターンを参考として避難実施要領が策定できるようになっておりまして、その要領をもとに国・県及び関係機関と連携し、避難指示の伝達、避難の誘導などを行ってまいります。

奄美市国民保護計画につきましては、これまで国・県の修正を踏まえ、避難実施要領パターンの追加など、必要に応じて見直しを実施しているところでございますが、今般のウクライナ情勢などを勘案いたしますと、新たな見直しも視野に入れながら国・県と連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。先の6月議会で県議会でありますけれども、市町村は避難準備の誘導を行うことというふうになっておりますから、しっかりとそういったものを含めてですね、やっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、半田滋さんという1955年生まれのジャーナリストがおりますけれども、最後に朗読をして終わりたいと思います。平和を愛するなら戦争以外のあらゆる手段で問題を解決するよう

知恵を絞り、実行するしかありません。それができる日本を永遠に大切にしていきたいと思います。こういうことがいわれておりますので、是非平和を愛することに対しては、誰も反対する人はいないと思いますので、お互い知恵を絞ってですね、しっかりと戦争にならない日本をつくっていかねばいけないということを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、立憲民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

9月12日午前9時30分、本会議を開きます。

また、午後1時半から議員研修会も予定されております。

本日はこれをもって散会いたします。（午前11時45分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 12 日
(第 6 日 目)

9月12日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	7 番	正 野 卓 矢 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	竹 山 耕 平 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	17 番	与 勝 広 君
18 番	西 公 郎 君	19 番	奥 輝 人 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番	林 山 克 巳 君	13 番	元 野 景 一 君
16 番	荒 田 幸 司 君	21 番	川 口 幸 義 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	徳 永 恵 三 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	平 田 博 行 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
都 市 整 備 課 長	藤 原 俊 輔 君	建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	石 神 康 郎 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

9月12日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1, 議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第72号 土地処分についてまでの11件を一括して議題といたします。

ただいま議題としました議案11件に対する質疑に入ります。なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

早速、議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、5ページ、第2表、債務負担行為、末広・港土地区画整理事業の補正期間が令和5年度の限度額が500万から800万に増額になっている根拠と、今回債務負担行為を増額して予算措置をする理由をお答えください。

二つ目は、16ページ、2款1項3目24節積立金490万円の内訳と、公共施設整備事業に積み立てる理由をお答えください。

3番目、16ページ、2款1項6目24節積立金860万9,000円のふるさと応援基金の説明と、R3年度のふるさと応援基金の歳入歳出の内訳について詳細にお答えください。

四つ目、16ページ、2款1項13目14節工事請負費600万は、どこの定住住宅で工事の内容について説明し、入札の方法についてもお答えください。

5番目、17ページ、2款1項15目12節バイオトイレ清掃業務11万3,000円、設計・監理業務100万円、及び15節工事請負費1,400万円について、一つ目は清掃業務はどこの業者がどんなローテーションで行うのか。設計・監理業務とあるが具体的な説明を、14節の工事請負費についてはちょっと書き漏らしておりますので、通告してありますので、再質問で行いたいと思います。

6番目は、17ページ、2款1款16目18節負担金・補助及び交付金6,784万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金市町村負担金は県が10分の1、国が10分の8となっていたようでもありますけれども、この事業の奄美市における事業実績について、詳細にお示しをいただきたいと思っています。

7番目は、24ページの4款1項1目19節40万円、がん患者ウィッグ購入扶助費について、一つ目は補助金でなく扶助費とした理由と事業内容、申請の在り方についてお示しをいただきたいと思っています。

二つ目は、対象者の基準と対象者20名の根拠をお示しください。

八つ目は、27ページ、6款2項2目12節委託料2,000万円、14節工事請負費600万円について、①大川ダムハザードマップ作成業務500万円、測量設計1,500万円についての説明と当初予算に計上できなかった理由をお聞かせください。

二つ目は、工事費600万円の説明と補助事業などは検討されたのかお伺いをいたします。

9番目は、33ページ、8款6項1目18節負担金・補助及び交付金400万円、住宅リフォーム等助成金は、当初予算で1,600万円の合計2,000万円と今回となっております。

まず、①当初予算における申込状況、月別件数とその合計、支出総額、支出総額に対する総工事費、現時点における経済効果などと、今回の予算の内容についてお答えをいただきたいと思っています。

最後になりますけれども、３８ページ、１０款６項４目１４節工事請負費２,６８０万円の内容説明と入札時期と入札の方法についてお答えをいただきたいと思います。
よろしく願いをいたします。以上です。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

都市整備課長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは、１の（１）債務負担行為の増額分の根拠について御説明いたします。

当初予算で計上しております債務負担行為５００万円につきましては、末広・港土地区画整理事業地区内の地権者と本年中に令和５年度までの２か年度にまたがる期間の移転補償契約を締結する予定であることから計上しているものでございます。しかし、昨今の建築単価等の高騰により、当初の補償費案では地権者が不利益を被る恐れが生じたため、最新の公共単価で再算定を行い、移転補償契約に支障の出ない額である３００万円を増額計上し、確実に契約が行えるように対応するものでございます。以上です。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関しましてお答えいたします。１の（２）公共施設整備事業基金への積立金４９０万円につきましては、今回の５号補正予算の歳入、１７款２項３目に計上しております名瀬米飯給食センター出資金返還金４９０万円を、今後予定しております米飯センターの解体費用の財源といたしまして基金に積み立てるものでございます。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。プロジェクト推進課からは（３）のふるさと応援基金、（４）の定住促進住宅についてお答えいたします。

ふるさと応援基金８６０万９,０００円の増額につきましては、令和３年度の３月補正予算提出後にふるさと納税として入金があった寄附金で、令和３年度中に積み立てできなかった分を今回積み立てるものであります。

令和３年度のふるさと応援基金の歳入につきましては、ふるさと納税寄附金から募集に係る経費を差し引いた額を積み立てており、基金利子を含めまして１億３,５６０万２,３６１円となっております。歳出につきましては、令和３年度ふるさと応援基金活用事業費へ８,７５５万９３４円、世界自然遺産推進費へ３,５１０万３,３２５円、合計１億２,２６５万４,２５９円支出しております。

続きまして、定住促進住宅についてお答えいたします。

工事請負費６００万円の増額につきましては、朝仁定住促進住宅に係る改修工事となっております。当初予算でコンクリートブロックの撤去並びに外壁等の改修といたしまして１,１００万円を計上しておりましたが、屋上防水につきましても劣化が激しく、外壁と合わせての施工が望ましいことから、追加で計上いたしましたところでございます。

なお、入札の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。以上です。

世界自然遺産課長（平田博行君） それでは、バイオトイレ清掃業務に関してお答えいたします。

設置後の清掃業務委託費として、補正予算において計上させていただいているところでございますが、清掃頻度として週２回程度の清掃業務を想定しており、大和村宮古崎に設置しておりますバイオトイレの清掃状況を参考にさせていただいております。大和村宮古崎は週１回程度の清掃とのことでございましたので、金作原の現在の利用状況を考慮して、週２回のローテーションとしたところでございます。業者選定につきましては、市内の清掃廃棄物処理業者への業務委託を考えているところでございます。以上でございます。

商工政策課長（畠山正明君） おはようございます。商工政策課からは通告書１の（６）新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金市町村負担金の事業実績の詳細についてお答えいたします。

本負担金につきましては、本年の１月１１日から３月６日までの５５日間において、県が行った飲食店等に対する営業時間短縮要請に応じた事業所に対して支給する協力金のうち、本市に係る協力金の１割分を県に負担金として支出するものでございます。

事業実績の詳細をお答えいたします。まず、１月１１日から１月２４日までの本市における協力金の支給件数につきましては、全体で４５６件、支給金額が１億７,３０８万２,０００円となっており、本市負担分は１,７３０万７,０００円となっております。次に、１月２５日から２６日、２日間でございますけれども、この期間における本市の協力金の支給件数は４４７件、支給金額は２,４２８万８,０００円となっており、本市の負担分は２４２万８,０００円となっております。続きまして、１月２７日から２月２０日までの２５日間において、本市における協力金の支給件数は４５６件、支給金額は３億１,４９８万２,０００円となっており、本市負担分は３,０８２万７,０００円となっております。最後に２月２１日から３月６日１４日間における本市の協力金の支給件数は４５７件、支給金額は１億７,８３８万４,０００円となっておりまして、本市の負担分は１,７２８万５,０００円となっております。以上でございます。

健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課から１の（７）がん患者ウィッグ購入扶助費について、補助金ではなく扶助費とした理由と事業内容、申請の在り方について御説明いたします。

まず、補助金ではなく扶助費とした理由についてお答えいたします。現在、扶助費としましては、不妊不育治療や予防接種費用、養育医療など、幅広く治療費や医療に係る費用についての助成を行っているところです。本事業につきましても、がん患者に対して行われるがん治療に付随する性質のものと認識し、扶助費への計上といたしました。

続きまして、事業内容について御説明いたします。まず、目的としましては、がん治療に伴う脱毛による精神的負担を軽減するために使用する医療用ウィッグとウィッグの装着に必要な頭皮保護ネットの購入費用の一部を助成することにより、がん患者の経済的負担を軽減すること。また、がん患者の治療と就労の両立を支援することを目的として実施するものです。

対象者につきましては、がん治療による脱毛によりウィッグを必要とする方となります。対象となる経費は、ウィッグの購入費用で対象者１人につき１台とし、令和４年４月１日以降に購入したものを対象とする予定です。助成する金額としましては、購入費用または２万円のいずれか少ないほうの額となります。申請につきましては、申請書兼請求書にがん治療を受けた、または受けていることを証明する書類、対象となるウィッグの購入に係る領収証、振込先が記載された書類となり、窓口または郵送での申請を予定しております。

続きまして、②対象者の基準等と対象者２０名の根拠についてお答えいたします。本事業の対象者として、まず本市に住所を有している方。がんと診断され、薬物療法、放射線治療、手術などのがんの治療を現在受けている、または過去に受けたことがある方。また、他の制度によるウィッグ等の購入費用の助成を受けていない方としております。

次に、対象者を２０名とした根拠につきましては、事業を検討するに当たりがん治療を行っている医療機関への聞き取りを行いました。把握できたこととして昨年度の医療用ウィッグ購入者は５名、ウィッグではなく医療用ケア帽子、ニット帽子のようなものになりますが、の購入者が約３０名と伺ったところです。また、病院への相談としては経済的負担に関する相談が一番多いということでした。このことから、ウィッグの購入者は５名でしたが、経済的な理由により医療用ケア帽子を購入された方もいらっしゃるのではないかと考えたこと、また、インターネット等による購入者も一定数いらっしゃるかと考え、初年度の対象人数を２０名としたところです。以上となります。

農林水産課長（俵 裕樹君） おはようございます。（８）大川ダム関連の御質問にお答えいたします。

大川ダムハザードマップ作成業務５００万円につきましては、近年、大雨による災害が多発していることから、想定される浸水区域や避難所などを示すことで災害に備えるためでございます。測量設計委託１，５００万円につきましては、ダム管理用処理設備機器の更新工事の詳細設計でございます。ダムの水を放流するためのシステムは一部更新しておりますが、気象観測装置が更新できていなかったため、気象観測装置と入出力装置を接続する方法について検討するものでございます。

当初予算に計上できなかった理由につきましては、関係機関の県水道課と協議をしておりましたが、当初予算計上までに調整が終わっていなかったことによるものであります。今回、協議が終了し、早急に更新を行うための補正予算となっております。

続きまして、工事請負費６００万円についてでございますが、ダム管理用観測設備の漏水計を更新するものでございます。

補助事業等の検討につきましては、復旧工事に補助事業を導入できないか、県を通して国への確認をしておりましたが、維持管理の範疇に当たるものとして単独事業になるという回答があったため、単独事業にて早急に工事を行うものでございます。以上です。

建築住宅課長（岡江康裕君） おはようございます。建築住宅課からは（９）の住宅リフォーム等助成金について御説明いたします。

当初予算における申込み状況についてお答えします。まずはじめに、住宅リフォーム補助金の申請受付期間等について御説明したいと思います。例年４月から８月末までの前期と９月から翌年度の２月末までの後期に分けて行っておりますが、補助金の割合につきましては前期１，２００万円、後期４００万円の総額１，６００万円としております。今回の補正予算承認後には、交付金の予算額を合わせて８００万円にする予定としております。

今年度の月別の申請件数につきましては、４月が４７件、５月が２４件、６月が１８件、７月が２８件、８月が１６件の計１３３件、補助金交付決定額は合計１，１５２万２，０００円となっており、前期分の残額は４７万８，０００円となっております。また、交付決定額に対する総工事費としましては、約１億５，１００万円となります。

この制度は平成２３年度から始まっており、今年度で１１年目になりますが、昨年までの１０年間の実績で申しますと交付決定件数２，７２１件、交付決定額約２億６，６００万円、対象工事費総額としましては約２８億８，５００万円となっております。

また、補助金の交付にあたって申請者及び施工業者へのアンケートを行っておりますが、施工業者の約７０パーセントが工事件数が増えたとの回答もあることなどから、一定の経済効果はあると考えております。以上です。

スポーツ推進課長（田中 巖君） おはようございます。スポーツ推進課からは質問番号１の（１０）１０款６項４目体育施設管理費、１４節工事請負費２，６８０万円につきまして、その内容、入札時期並びに入札方法についてお答えいたします。ページは３８ページになります。

まず、予算内訳としまして名瀬運動公園陸上競技場改修工事として５８０万円、同じく同公園市民球場防球ネット改修工事として２，１００万円となっております。次に、工事概要としまして、陸上競技場につきましては、１００ｍ競技スタート部分に規模の大きいウレタン舗装の剥離が生じており、これを改修するものでございます。市民球場につきましては、外野部分を囲っている防球ネットを支えるワイヤーの塩害が進んでおり、一部には断裂なども見受けられるため、安全確保の観点からこれを改修するものでございます。

入札時期、入札方法につきましては、補正予算成立後速やかに指名競争入札にて執行する予定としております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。1番の末広・港土地区画整理事業は、もう最後になってきてですね、移転のほうも大体特定をされるので、なかなか申し上げにくいこともあるかもしれませんが、この事業は本来に来年度事業で終わる可能性があるのかというのが1点と、現在の工事の進捗状況ですね、その内容をお示しをいただきたいというのが二つ目です。

2番の公共工事、給食センターの解体費用としての一旦の積み立てだということで、非常に理解をいたしました。やはり先ほど課長のほうからもありましたけれども、名瀬の米飯給食センターの出資金が300万円、それに繰越剰余金が190万円ですから、そういうところから出てきたのは給食関係に使うというのが基本的な考え方だろうと思ったので質問いたしました。解体費用ということですから理解しました。

3番目のこのふるさと応援基金、今、1億3,600万円の歳入があったということでよく理解できましたけれども、これもまた時期があれば、そろそろその使い方についてのですね、あの6項目だったかな、でなくて、ある意味特定をした使い方もあるのかなと思っておりまして、やりたいと思っております。

あとのことについてですね、少し再質問をさせていただきますが、この5番目のバイオトイレ、先ほど工事費の関係をちょっと抜かしましたけれども、工事請負費の入札の執行の方法、設置する場所、それとバイオトイレの説明ですね、電気がないわけですから、太陽光かディーゼルを持ってきてやるのかなと思いますので、それを含めたこと。それと財源が過疎対策事業債ということと、指定寄附金1,400万円となっているが、この指定寄附金の使い道について、恐らく指定寄附金ですから、そういった環境方面に使ってくれということで寄附をされたと思いますが、その辺の具体的にどういう指定をしてきたのかということをお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、対象になる国・県補助金等の事業は検討しなかったのかどうか、されなかったのかということですね。

7番目の20ページ、4款1項1目の今答弁がありましたけれども、がん患者ウィッグ購入の補助費について、補助費ということの理解はできましたので、次に、この事業の周知方法ですね、やはり非常にデリケートなことです。他人に知られないほうが購入、この補助費からの支出をですね、していただければ、そういった対象者は安心するのかなと思いますので、そういったことも含めてですね、事業の周知方法についての手段についてお答えをいただきたい。

それと40万円の予算以上の申請があった、かなり現場をリサーチをしての20名だということはよく理解できましたけれども、対象の方々に聞いてみますと、ちょっと少ないんじゃないかというような話もありましたので、予算以上の申請があった場合の対応はどうするのか。最後の補正となった場合は、県との補助金の兼ね合いがあるのかなのか。そこまでちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

8番目の27ページ、6款2項2目12節の2,000万円、委託料、工事請負費について、財源が過疎対策債1,360万と水道からの受託収入1,176万2,000円について出ておりますけれども、この辺の説明と、この水道とのいわゆるアロケーションなんですけど、按分はどのような根拠によって決定されていくのか。事業によって少し数字が違ってきているように思われますけれども、そこまでお示しをいただきたいと思います。

再質問の最後になりますが、33ページの8款6項1目18節負担金、補助及び交付金の400万円、これは先ほど非常に、2億6,000万円の支出で総事業費が25億8,500万円と10.8倍ぐらいの経済効果が出ておりますが、そういうことから考えますと、平成23年度から住宅リフォームの持ち家で29パーセントが利用したというような数字も出ておりますから、もうそろそろ第2回目の利用者を知恵を絞ってですね、どうするかということを検討する時期だというふうに思いますけれども、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

都市整備課長（藤原俊輔君） それでは、末広・港土地区画整理事業の現状、それから進捗率等についてお答えいたします。

まず、進捗率でございますが、令和3年度末で事業費ベース93パーセントでございます。移転補償契約ベースでは135棟の中131棟が移転しておりますので97パーセントでございます。そして令和4年度予定でございますが、事業費ベースで94.4パーセント、移転補償ベースで135棟の中の133棟が完了ということで98.5パーセントを今のところ見込んでおります。それから、今現在工事しております末広・港線、末広町のほうは供用しておりますが、今現在、港町のほうを工事しております、末広・港線、それからその枝のほうの6-8号線を現在施工しております、末広・港線につきましては、令和5年度末に全線開通を見込んでいるところでございます。

それから、移転補償の物件につきましては、残り今年度末あと2棟ということでございますけれども、地権者の方と事業についての御理解をいただけるように鋭意交渉中でございます。よろしくお願いいたします。

世界自然遺産課長（平田博行君） それではお答えさせていただきます。まず、入札方法ということでございますが、こちらについては設置工事について市内事業所を優先とする指名競争入札を想定しているところでございます。

次に、設置場所についてでございますが、予定地としましては知名瀬の林道を登り切ったT字路の北西側であります。南側に太陽光発電を設置すると、採光を確保したいと考えているところでございます。

併せて、また次の質問で寄附金の使途ということでございますが、これにつきましては、昨年度に本土の大手旅行会社から金作原にバイオトイレを設置するための費用の一部を寄附したいという申し出をいただいておりますので、今9月議会にて歳出の整備費用として、併せて歳入の追加補正を提案させていただいているところでございます。

次に、バイオトイレについての説明というところでございますけれども、当初、実証実験を考えておりまして、実証事業ということでありましたが、場所的に電気もない、水道もない、排水施設も排水の整備もされておきませんので、そういったところで、やはり太陽光の設置をして、太陽光でエネルギーを得てやると。このバイオトイレにつきましては、水を使わずに微生物の力で尿を分解処理するトイレでございます。便器の下にですね、スギチップを敷き詰めて、処理槽を設置して、そこに排泄物の水分を吸収させて蒸発しやすい環境を作り、温度管理を行いながら処理槽内のスクリーンによって攪拌をして酸素を取り込み微生物の活動を活性化して、無害な処理の方法を行うという施設でございます。

次に、内容的にはですね、大和村の宮古崎の施設と大体同じでございます、大便器、小便器を設置をして行うこととしております。

次に、事業の補助の関係、補助事業が考えられなかったのかということでございますが、当初は実証事業として県の地域振興推進事業に採択をいただいておりますので、本格設置への変更に伴いですね、県補助金を本格設置にそのまま充当が可能か、あるいは同時に採択された環境保全事業の事業費の増による対応などについて、可能かどうか、現在、大島支庁の御担当者にも御相談をさせていただいているところでございます。以上でございます。

健康増進課長（徳永明子君） 健康増進課から医療用のウィッグ購入扶助費についてお答えいたします。

まず一つ目、事業の周知方法についてでございますけれども、一つ目はまず広く周知する方法を考えております。広報紙やホームページ等での周知、そしてもう一つは医療機関にほとんどの病院が相談窓口を設けているということが今回分かりました。ですので、医療機関の相談窓口からの周知、様式等も含めて周知をしていただきたいと思いますと考えております。申請につきましても、ホームページから申請書をダウンロードして郵送で申請が可能となるような、対象者に寄り添った対応となるようにしていきたいと

思っております。

次に、予算が20名40万円という予算についてでございますけれども、予算が不足するようなことが万が一想定される場合には、しっかりと予算を確保して対応してまいりたいと思います。また、県との協議もあらかじめ行ってまいりたいと思いますので、御了解お願いいたします。

農林水産課長（俵 裕樹君） 大川ダムの財源についてお答えいたします。議員おっしゃるとおり、財源といたしましては起債と水道課からの負担金によるものとなっております。水道課からの負担金の割合、アロケーションでございますが、昭和62年度に嵩上げダムが完成したときに、維持管理に関する協定を結んでおりまして、それを基にしております。割合といたしましては市側が22.59パーセント、水道事業側が77.41パーセントのアロケーションでございます。以上です。

建築住宅課長（岡江康裕君） それでは住宅リフォームの2回目を検討できないかということについてお答えいたします。

本リフォーム制度は広くたくさんの市民の方に利用していただき、リフォームによる経済業界の経済活性化や住環境の向上を図る目的で進めております。今後の申請状況、あるいはアンケート調査の内容などを把握した上で、1回目の方に負荷がないような形で2回目のほうを検討していきたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。このバイオトイレのもう1点ですけれども、設計管理業務が100万円ということですが、ちょっとイメージが湧かないんですけれども、トイレというのは作られたものがあって、それを備えるだけかなというイメージがありますので、この辺の設計・監理業務の100万円の使い道ですか、これを具体的に教えていただきたいということと、がん患者、医療機関の相談窓口というのは非常にいいことだというふうに思いますので、この辺はまた遺漏のないようにしっかりと、この対象者とやっていただきたいなというふうに思いますので、聞くところによりますと、やっぱり自分ががんで、そういった、いわゆる放射線治療をしたと知られたくないという方も結構多く聞くもんですから、そういう中で、今言ったこの周知の方法と申請の方法、これを考えていただきたいということですので、是非相談窓口を含めてですね、今言った趣旨をしっかりと理解をしていただきたいというふうに思います。

それと8番目の水道とアロケーションの問題ですけど、22.59と、これはどの事業についても、この按分割合でやっておられるのか、一応確認をさせてください。

そういうことと、先ほど建築課長のほうからも出しましたが、市長ですね、非常にこのリフォームの経済効果が高いといえますか、10.84倍ぐらいになっておりますので、それでもう29パーセント、持ち家の、利用したという数字等も出ておりますから、是非そろそろ2回目の利用者についてどうするのかということをですね、考えていただきたいんですけども、その辺の当局の見解があればお聞かせをください。すみません、よろしく願いをいたします。以上です。

世界自然遺産課長（平田博行君） 設計・監理業務の内容につきましてお答えさせていただきます。設計・監理業務ということで、監理の文言があることから若干分かりづらいところがあったかと存じます。設置予定箇所において太陽光の採光に適した造成工事の設計業務のみということになっております。以上でございます。

農林水産課長（俵 裕樹君） 水道課とのアロケーションの話でございますが、先ほど言った数字は維持管理に関するアロケーションでございます。その他のものについては、それぞれアロケーションが違ってくるものもございますけれども、申し訳ございません、アロケーションの詳細な数値については手元

に資料がないので、申し訳ございません。

建築住宅課長（岡江康裕君） 住宅リフォームの件です。先ほどのリフォーム済みの総交付件数と国勢調査等の持ち家件数との比較。先ほど議員からもありましたように、29パーセントがこの制度を利用していると考えております。総持ち家件数のうち、新築等で必要のない家屋もあると思いますが、29パーセントということで、まだ1回も利用されていない建物所有者さんもいるかと思えます。今後としましては、これらも含めてですね、今後の申請状況をよく把握した上で、あるいはアンケート調査を見た上で検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

議長（西 公郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第70号、議案第72号及び議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第63号から議案第67号まで、議案第71号及び議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての7件は、これを文教厚生委員会に、議案第68号、議案第69号及び議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての3件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理しました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に負託しましたので御報告いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、議案第73号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第73号の提案理由を御説明いたします。

議案第73号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）の主な内容を申し上げます。

今回の補正につきましては、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、国や県の動向を踏まえ新型コロナ緊急対策事業として補正予算を計上するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきましては、ガソリンや電気料金、ガス料金などの価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援といたしまして、エネルギー価格高騰対策支援金1億4,000万円を新たに計上するほか、肥料や飼料の価格高騰の影響を受ける農業者に対する支援といたしまして、肥料・飼料高騰対策補助金2,036万5,000円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

繰入金におきましては、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金1億6,532万5,000円を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で1億6,533万1,000円を追加することにより、令和4年度奄美市一般会計予算の総額は326億8,547万8,000円となります。

以上をもちまして議案第73号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） 暫時休憩いたします。（午前１０時１５分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前１０時３０分）

先ほど議題といたしました議案に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。立憲民主党の関 誠之でございます。

議案第７３号 令和４年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について質疑を早速させていただきます。

（１）９ページ、２款１項６目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、１８節負担金、補助及び交付金１億６,０３６万５,０００円について質疑をいたします。

参考として渡ったものに肥料・飼料価格高騰対策事業というようなこともありますけれども、予算書は２,０３６万５,０００円であります。その①肥料・飼料高騰対策補助金２,０３６万５,０００円の対象者でと書いてありますが、対象者の農業を営む者の定義についてお答えをいただきたいと思います。対象者の農家戸数は何戸と推測をしているのか、併せてお答えください。

二つ目は、事業の申請方法と周知の在り方。対象者が令和５年２月までに購入した分となっているが、どのような仕分けになるのかをお示しをしてください。また、国や県は令和５年５月まで購入した肥料となっております。この違いについても御説明ください。市が令和５年２月までとした理由は何であるのか。

３番目は、市における高騰分の算出の方法と国やと書いてある、国は県の補助を除くと書いてあるが、その確認はどのように行うのか、お答えください。

４番目は、会計任用職員を雇用するようでありますけれども、雇用の在り方と雇用期間をお示してください。どこに配置をする予定なのかお答えください。この事業の担当部署を併せてお示しをいただきたいと思います。

５番目は、国や県の制度について説明するとともに、市が残りの額に対し肥料は３分の２、それは３分の１と書いてありますが、は３分の２、飼料は、挿入をして飼料は２割相当とする支援をする理由についてお答えをいただきたいと思います。

次に、エネルギー価格高騰対策事業１億４,０００万円について質疑をいたします。

一つ目は、対象になる事業所の定義と事業者数についてお答えをいただきたいと思います。

二つ目は、事業費１億４,２５０万円の算出根拠についてお答えください。

次に、事業の開始時期と申請の方法並びに前年度の領収等がない場合の確認の方法等をどのように考えているのかお示してください。

次に、両事業、いわゆる先ほどの肥料・飼料またエネルギー、この両事業の対象者に対する周知の方法についてお答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、財源は一般財源、財政調整基金繰入金１億６,５３２万５,０００円でありましても、財政調整基金の繰り入れ後の残高をお示しをいただきたいと思います。また、後日財源の振替え等ができる事業を予想しているのか、併せてお答えいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

農林水産課長（俵 裕樹君） まず、農林水産課所管分１の（１）の①から⑤までの御質問についてお答えいたします。

農業を営む者の定義については、農畜産物の販売実績がある方を想定しており、家庭菜園等にて自家

消費分のみを栽培する方は対象外と考えております。対象となる農家は約800戸と見込んでおります。

続きまして、②事業の申請方法につきましては、各総合支所で個別に申請していただくことを基本と考えておりますが、JA部会員などについてはJAがとりまとめて一括して申請できないか、検討してまいりたいと考えております。

⑨の質問にもかかってくるんですけども、周知の方法につきましては、ホームページやSNS、広報紙、新聞への掲載に加えて嘱託委員会や駐在委員会などの案内や、様々なツールや機会を利用して広く周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

国・県は令和5年5月までの購入分が対象になることについてでございますが、本事業の財源として地方創生臨時交付金を見込んだ場合、年度末までに申請者への支払いを行うことが求められていることから、本市につきましては令和5年2月までに購入した肥料を対象としております。

続きまして③になります。高騰分の算出方法ですが、国の事業では価格高騰率を農林水産省が実施する農作物価統計調査に基づく農作物価指数などにより定めることになっています。市の事業についても国の定めた価格高騰率を用いて補助金の算出を行う予定にしております。国・県の補助金額の確認方法ですが、国・県と同じ方法により前年度から増加した肥料費を算出し、そこから国・県の補助金の残り15パーセントの3分の2である10パーセントを補助金として考えていることから、市において国・県の補助金額は確認いたしません。

続きまして④になります。会計年度任用職員についてでございますが、窓口等での申請者対応や提出された書類確認整理の補助員として会計年度任用職員の雇用を考えております。期間につきましては、補正予算成立後早急に募集をし、今年度末までの任期と考えております。名瀬地区については雇用中で別事業に当たっている職員による事業業務の兼務、住用地区については正職員での対応、笠利地区については新規1名の雇用を考えているところです。担当部署については、名瀬農林水産課営農指導係、住用産業建設課産業振興係、笠利農林水産課農政水産係及び糖業推進室を想定しているところです。

5番目になります。肥料価格高騰についての国・県の支援策は化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その70パーセントを国が、15パーセントを県が支援金として交付するというものとなっております。そして、残り15パーセントの3分の2に相当する10パーセントを市補助金として考えているところです。飼料高騰対策については、価格高騰時に補填金が支払われる配合飼料安定基金制度がありますが、補填金以上の価格高騰が続いている状況に加えて、補填金の対象とならない粗飼料についても価格が高騰していることから、今回飼料価格高騰に対しても価格上昇の20パーセント相当の支援を考えているところでございます。飼料は国・県のような支援策がない中でありますが、市として支援できる取組を行い、農家の経営安定を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

商工政策課長（畠山正明君） 商工政策課からは、通告書1の（1）⑥から⑨についてお答えをいたします。

まず、⑥エネルギー価格高騰対策支援金の対象となる事業所の定義と事業所数についてお答えいたします。本事業につきましては、原油価格高騰の影響を受けた事業者に対し、本年1月から10月に係る燃料費及び電気・ガス料金の負担を軽減するため、法人10万円、個人事業者5万円を支給し、事業の継続を支援することを目的としております。

御質問の事業所の定義、対象者につきましては、原油価格高騰の影響は幅広い業種に及んでいると思われることから、市内に本社または主たる事業所を有している全ての業種の法人及び個人事業者としております。また、対象となる事業者数につきましては、およそ2,000事業者と想定をしております。法人と個人事業者の内訳につきましては、法人が800社、個人事業者が1,200社と見込んでいるところでございます。

次に、⑦事業費1億4,250万円の算出根拠についてでございます。本事業費の算出根拠についま

しては、各事業者への支援金が1億4,000万円、本事業に係る広告料や消耗品、郵送料等の事務経費として250万円を計上させていただいております。支援金の1億4,000万円につきましては、法人への支援金が支給上限の10万円の800業者で8,000万円、個人事業者への支援金については、同じく上限額の5万円の1,200事業者で6,000万円を計上させていただいているところでございます。

次に、⑧事業の開始時期と申請の方法、前年度の領収証等がない場合の確認方法など、どのように考えているのかということの御質問です。まず、事業の開始時期につきましては、現在、事業の実施に向けて要綱等の作成をしているところでございます。本市といたしましては、本予算議決後、10月のなるべく早い時期に申請受付を開始したいと考えているところでございます。

次に、申請方法でございますけれども、対象月となる令和4年の1月から10月の任意の月と比較月となる令和3年の同月の燃料費等の差額を支給をすることとしており、申請書類としては申請書をはじめ、対象月と比較月の燃料費や電気料金、ガス料金が確認できる書類等を郵送にて提出いただくことを検討しているところでございます。

3点目の領収証がない場合の確認方法についてでございますけれども、料金を確認する書類として、まずは領収証等の写しの提出を想定しておりますけれども、領収証がない場合には明細書や引き落とし口座の通帳等での対応も検討しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、⑨事業の周知の方法についてでございます。本事業の積極的な活用を促進するため、本市の広報紙、ホームページ、公式LINE等SNSへの掲載、また市内の商工業や飲食業、観光業などの各関係団体を通じた事業案内、地元新聞やあまみエフエムなどでの広報など、様々なツールや機会を利用しまして、多くの事業者に活用していただけるよう広く周知広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

財政課長（永田公洋君） それでは1の（1）の10につきましては、財政課よりお答えいたします。

補正予算の財源としております財政調整基金繰入金についてでございますが、今回の6号補正予算後の残高見込額は30億789万8,000円となっております。また、財源の振替につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今年度の交付決定後に財源の振替を予定しております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。エネルギー対策は1月から10月までの高騰分ということですから、10月以降でありますと一括して請求ができるというふうになりますが、この肥料・飼料価格高騰対策事業は、令和4年度から令和5年の3月までということを明記されておりますけれども、そうしますと何月かで区切って2回に分けて年度末というふうになるのか、その辺と、先ほど国の補助の部分については算定しないというような、考えていないというようなことでありますけれども、これはややこしいものが肥料・飼料の価格などは国や県の補助を除く農家負担のうち2割相当を市が支援と、非常に国や県の補助金というものが、どれぐらいどう出たのかというのが分からないと、この2割相当というのが出てこないのではないかと思います。その辺の具体的なものと、これも3月までの先ほど言いました、どういう仕分けでやるのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、創生交付金の中で財政調整基金の振替をすると、財源の、という話がありましたけれども、大体予想される財源振替の額というのが大体分かるはずなんです。それをお示しできないのかどうかということをお願いをしたいと思っております。

農林水産課長（俵 裕樹君） まず、国や県の動向の確認についてなんですけれども、国と県が県の協議会を作ってそこで支給するという制度となっていて聞いております。それとは奄美市のやり方は別枠として考えておりまして、奄美市独自のものとなっておりますので、国・県とは別の考えを持っていま

す。ただ、国と県と合わせて70パーセントと15パーセントを見込んでおりますので、その残りの分を支給したいと考えているところであります。

続きまして、支給の方法についてなんですけれども、1回で年度末に精算するのか、2回に分けてするのか、これについてはですね、農家の方の負担の軽減や事務の軽減、いろいろなものを考えながら、これから運用の中で協議してまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思います。以上です。

財政課長（永田公洋君） それでは、新型コロナの交付金と財政調整基金との繰入と振替という御質問でございますが、国より示されております新型コロナ交付金、昨年度からの繰り越し、それから今年度の上限額というのが示されております。その合計額で申し上げますと、5億7,800万円ほどを見込んでおります。今回の6号補正までに我々が財政調整基金として充当しております額が6億2,400万円ほどございます。現時点で申し上げますと、6億2,400万円ほど財政調整基金を充当しておりますので、現時点では全て新型コロナ交付金に振り替えられればというふうに考えております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。実際に現場でやる人は非常にこの高騰対策事業というのは大変だろうと思うんですよ。ですから、その辺は事前にね、シミュレーションをしたりして、それぞれの総合支所の中で遺漏のないように、しっかり頑張っていただきたいということと、今言った財政的な問題は、非常に財政課がうまい財政運営をやっておりますから、そのことは非常に評価をしなければいけないというふうに思いますけれども、この全体の使い方を見るとね、まだ30億7,000万円余り残るわけですから、基本的に言えば標準額ですか、170億ぐらいの10パーセントで20億ぐらいあれば、何とかいろんなことがやれるのではないかという一つの意見もありますので、これから先、コロナがどういうふうになるか分かりませんが、しっかりとこの財政調整基金というのは使うものは使うというやり方をしていただきたいということを要望して質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第73号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）は、これを産業建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日13日から25日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日13日から25日までを休会とすることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了いたしました。

9月26日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時52分）

第 3 回 定 例 会
令和 4 年 9 月 26 日
(第 7 日 目)

9月26日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	和 田 霜 析 君
5 番	松 山 さおり 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	用 稲 工 巳 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 義 成 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
地 域 総 務 課 長 (笠 利)	正 本 英 紀 君	市 民 部 長	徳 永 恵 三 君
市 民 部 参 事 兼 税 務 課 長	保 金 満 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
都 市 整 備 課 長	藤 原 俊 輔 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 参 事 兼 所 長	川 畑 良 二 君
会 計 管 理 者	津 田 宏 君	会 計 課 長	佐 野 早 苗 君

9月26日(7日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。会議に先立ち、謹んで報告申し上げます。奄美市議会議員荒田幸司君が去る9月13日御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みに絶えません。ここに故荒田幸司君の御冥福を祈り黙とうをささげたいと思います。全員御起立の上、お願いいたします。黙とう。

（黙とう）

お直りください。御協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員は20名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1,議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第73号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてまでの12件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（崎田信正君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は9月13日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第62号から議案第67号及び議案第71号の7件について、慎重かつ丁寧に審査を行いました。7件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告を申し上げます。

はじめに、議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託された案件について、当局より補足説明があり、委員より、ファミリーサポートセンターについての質疑がありました。

当局より、8月末現在で利用会員が812名、サポート会員が196名の1,008名との答弁があり、委員より、転入者で預け先がないなど、利用していく可能性があるとの想定について質疑があり、現在、乳幼児健診等に出向いて積極的に事業の案内をしている。転勤族等の口コミ等で増えると思うとの答弁でした。

また、基準額についての質疑があり、国の交付基準要綱でサポート会員が1割増による加算で今回計上したとのことです。

また委員より、200名近いが1か所でいいのかとの質疑に、これからの利用頻度とか調査をして検討していきたいとのことでした。

委員より、火葬場の現況についての質疑がありました。当局より、奄美斎場は3炉同時に茶毘をすることができる。コロナ禍になって1炉閉じており、1日6件の茶毘を行っている。緊急に火葬を必要とする場合は3炉動かすこともあるとのことでした。コロナのレベルが4に緩和されることによって3炉使う形にできるとのことでした。

委員より、へき地保育所の職員手当等マイナスに関しての質疑があり、当局より、人件費の減額は古見方へき地保育所、屋仁へき地保育所の4年度からの休園に伴うものとの説明がありました。

委員より、障害者福祉サービスデータベースシステム改修についての質疑があり、当局より、今までサービスデータを各自治体で持っていたものを、全国的に国でも匿名化して把握するものとのことでした。

委員より、社会教育施設管理費のネットワークサーバーリプレイス業務についての質疑があり、当局より、市民交流センターと名瀬公民館、各公民館を運営するためのサーバーの機器とのことで、このサーバーの部品調達が困難とのことで機器を取り替えるとのことでした。

委員より、赤木名小学校附属幼稚園の雨漏り修繕に関して、優先順位の付け方について質疑があり、

危険度の高いものとしているとのことでした。

また、大島地区広域文化祭の旅費についての質疑があり、5名のフラダンスの団体で旅費全額を見込んでいるとのことでした。

また、各種大会出場の補助については、全国大会は1人当たり4万円を上限に旅費額の2分の1、九州大会は1人当たり2万円を上限に旅費額の2分の1を補助しているとのことでした。

委員より、地女連名瀬支部100周年記念式典実行委員会負担金30万円についての質疑があり、各種団体からの協賛金を募り、奄美市の30万円を合計して60万円の予算を考えているとのこと。30万円の基準はどの質疑に、検討している段階との答弁でした。

委員より、学校給食センターの栄養士について質疑がありました。現在、名瀬の給食センターは3名の県費の栄養教諭が常勤でいる。昨年度まで市費の栄養士が配置されていたとのもので、1名減とのこと。現状を見ながら必要性があれば今後考えたいということでした。

また、有価資源物収集運搬及びリサイクル業務についての質疑があり、昨年まで廃油を無償で受け取っていただいていたが、薬剤の高騰などで無償でできないとのもので、2万5,000円の7か月分を計上したとのこと。

ほかにも多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第63号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、保険税の口座振替の現状について質疑がありました。現在、口座振替の普及率が約34パーセント近い。国保世帯は7,000世帯で2,000世帯とのもので、年々上昇しているとのことでした。

委員より、特定健康診査の国庫支出100パーセントについて質疑があり、重複頻回受診者の訪問指導に関する業務が10分の10の国の特別交付金保険者努力支援分に該当すると確認できたとのことでした。

他に若干の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第64号 令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、住用診療所のマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの導入について質疑があり、当局より、昨年笠利地区はシステムを導入したが、住用は予算計上したものの半導体電子部品の不足により事業が行えず、今回の補正での対応となったとのことでした。

他に若干の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第65号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明があり、委員より、常勤職員、保健師1名について質疑がありました。当局より、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業を実施することで、高齢者福祉課の要望で認められたとのことでした。

次に、議案第66号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明があり、委員より、基金積立金の残高について質疑があり、当局より、2億915万7,806円で第8期計画の中で1億6,900万円取り崩す予定とのことでした。

次に、議案第67号 令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、給料についての質疑があり、事務費が工事金額の約5パーセントの範囲で上限を超えないような積算の仕方で累計として出しているとのことでした。

次に、議案第71号 奄美市相撲練習道場条例の一部を改正する条例の制定について、維持管理経費について使用料収入を財源とするための条例改正との補足説明があり、委員より、相撲連盟に委託される根拠についての質疑がありました。当局より、将来、指定管理者制度を導入することも視野に入れながら条文を整理してある。道場はしばらく直営でやる。一部分を相撲連盟に委託するとのことでした。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（西 公郎君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） おはようございます。産業建設委員会は去る9月14日、水曜日1日間、付託されました6件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。

議案第62号から議案第69号までの4件につきましては、お手元に配付してあります当委員会報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項について、及び議案第73号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてまでの2件を一括して議題といたしました。

先に、議案第62号中、2款総務費のうち紬観光課と商工政策課に係る分、6款農林水産業費、7款商工費まで、並びに議案第73号を審査し、次に、議案第62号中、債務負担行為補正、2款総務費のうち建築住宅課に係る分、8款土木費、11款災害復旧費を審査いたしました。なお、歳入歳出とも同時に審査をいたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、令和4年度新型コロナ対策事業予算、6号補正の肥料・飼料価格高騰対策事業2,283万1,000円の肥料の分について、国が肥料に対して70パーセントの補助、そして県が15パーセント、奄美市は残りの15パーセントに対しての3分の2の10パーセントということで、残りの5パーセントの部分については農家の負担になるのかとの質疑があり、当局より、肥料価格高騰対策については、国・県が行う肥料価格高騰対策事業支援事業の補助のうち10パーセント程度を市のほうで補助するというふうに予定している。また70パーセントが国、15パーセントが県、残りの5パーセントについては受益者負担ということで考えているとの答弁でした。

同委員より、JAを通さずに肥料メーカーと直接取引をしている生産者にも配慮を求める要望があり、飼料高騰分に対する支援等も含め、市の迅速な対応を望む要望もありました。

その他細かな質疑と丁寧な答弁がありましたが、この際、省略いたします。

委員より、26ページ、18節の負担金、補助及び交付金、農業次世代人材投資資金が225万の減額理由についての質疑があり、当局より、令和3年度に就農している方については、就農後1年から3年目を最大150万円を3年間支給、4年目、5年目については120万円を支給という制度である。150万円の4人分600万円で計上していたが、1名については令和3年度末に、今年度の75万円分を前払いを行っており、それで75万円の減額と、それから今年就農した方が1名おり、この方については今年度から国の制度が変わり、経営開始資金という形で名称と制度内容が変わっている。そういう点で1名分の150万円を農業次世代人材投資資金から減額して、経営開始資金のほうに計上しているということであり、予算の組替である。経営開始資金の制度としては、就農1年目から3年目の方について最大150万円を支給ということで、今まで5年間支給していたのが3年間になったというところであるが、支援期間が短縮される代わりに新たに経営発展支援事業が創設され、今回375万円計上されているとの答弁でした。

委員より、補正予算6号について、令和4年6月から令和5年2月までに肥料を購入した分について対象となっているが、タンカンの時期だと2月が収穫で、春肥は大体収穫後に撒くのが普通で、3月にまたがる農家さんもあると思う。そういう農家への救済策の質疑がありました。当局より、国の交付金を活用するにあたっては、どうしても年度内に農家へ支援金を振り込むという形になる。事業としては2月、3月中の早いうちに申請をいただいて、極力年度内に振り込みたい形になるが、委員指摘のとおり、タンカン、サトウキビ、また野菜の春植え等についても、3月、4月が一番肥料が必要とされる時期というのは認識している。農家さんには事前に予約購入するなりしていただいて、何とか救えるところは支援していきたいと考えている。県のほうも国に合わせて令和5年5月までの肥料を対象としてい

るが、ただ発注は年度内に発注して申請も年度内にしていただくという形を県のほうも考えているみたいである。国・県と足並みを揃えて柔軟に対象肥料については対応していきたいと考えているところであるとの答弁でした。同委員より、情報が農家に届くのが遅い懸念もあるので、早めに周知徹底するように要望がありました。

委員より、本市の営農指導員体制をただす質疑があり、当局より名瀬総合支所に4名、笠利総合支所に2名、公益財団法人奄美市農業研究センターに1名、内訳として園芸の果樹、野菜、花きの指導員と畜産の指導員がおり、畜産については定期的に月1回の巡回指導を行っており、市の職員、県の指導員、農協の営農指導員、家畜保健衛生所の獣医師、農業共済の獣医師が同行して、毎月定例的に巡回している。園芸農家についても新規就農者を中心に定例的に農協の指導員、大島支庁の農業改良普及員とともに巡回を行っているところである。また、技術的な巡回指導だけでなく、経営的な面、それから補助事業の導入に対する計画の支援、また資金を借りて農業機械を導入したりする際の資金調達の計画書の支援、こういったものを農業の専門知識を持った技術員が現在行っているところであるとの答弁。

同委員より、世界情勢を鑑み、国は新規に施策を打ち出して自給率を高めるため新規就農者を育成する趣旨が見受けられる。当局にも更なる努力をお願いしたいとの意見がありました。

他にも活発な質疑と答弁がありましたが、この際、省略いたします。

席の入替えの後に、議案第62号中、債務負担行為補正、2款総務費のうち建築住宅課に係る分、8款土木費、11款災害復旧費を審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、33ページ、8款土木費、6項の1目10節の需用費、修繕料について、工事内容と3地区の管理戸数を示せとの質疑があり、当局より、修理の説明では今回の補正予算に関する修繕箇所としては、名瀬地区においては駐輪場、テレビの共聴設備、エレベーター、住宅管理道路の補修等を計画している。笠利地区においてはシロアリ被害や水道管の補修、住用地区においては空き家の補修等となっている。全体的に建物の老朽化に伴い、特に電気、給排水などの設備関係が多くなってきているところである。奄美市全体の管理戸数は3月末時点で284棟2,226戸となっており、名瀬地区が98棟1,697戸、笠利地区が124棟378戸、住用地区が62棟151戸であるとの答弁でありました。

委員より、17ページの2款1項16目12節の委託料の紙図面をデジタルデータ化する事業についての説明を求める質疑があり、当局より、市が管理している住宅だけではなく、本市の所有する施設すべての紙図面が建築住宅課のほうにある。それを基に改修工事等が出た場合には、パソコンのほうに読み込んだ上でCADのほうで図面化するのであるが、その読み込むまでのタイムラグを解消するために、今回は3,000枚の紙図面をデータ化することの費用となっている。併せて、昨年度も2,400枚ほど同じような形で紙図面のデータ化を当初予算で行っている。あくまで内部の資料として、今まで紙で管理していたものをデータにして、職員間で紙図面を共有するのを回避したり、作業の効率化、また検索を容易にする目的であるとの答弁でした。

他にも活発な質疑がございましたが、この際、省略いたします。

以上をもちまして、議案第62号中、債務負担行為補正、2款総務費のうち建築住宅課に係る分、8款土木費、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたし、議案第62号中、関係事項及び議案第73号は討論を省略し、採決の結果、議案第62号中、関係事項及び議案第73号については、全会一致でこれを原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたし、審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、11ページ、5目東部地区再編推進事業の委託料について、今回、東部地区ポンプ施設工事発注支援業務委託の1,200万円と、東部浄水場増築工事発注者支援業務委託800万円が計上されており、この委託先についての質疑がありました。当局より、業務委託に関しては浄水場の施設建設ということで、積算施工管理にあたって特殊な幅広い知識及び高度な技術を要求

されることから、発注支援を活用している。業者については、実施計画業務委託を令和元年度に行っており、その実施業務を行った県外の業者と契約をしたいと思っているとの答弁。

同委員より、県外の業者とのことであるが、地元業者への委託は考えられないかとの質疑に対し、当局からは、水道の設計積算に係る業務については、地元の奄美市には当該業者が現在のところ存在しない。そこで実績のある九州管内及び県内を中心とした専門のコンサルタントと実施設計契約を行っているところであるとの答弁でした。

他の委員より、同じく11ページの委託料について、当初予算と今回の補正額に大きな隔たりがある点についての質疑があり、当局より、当初、須野ポンプ場の施設工事に伴う積算施工管理のみであったが、今年度発注した工事費の中から事業費の調整の必要が生じたため、これに伴い工事実施計画を見直し、来年度予定であった笠利ポンプ場の施設整備工事を今年度実施することになり、これに伴う発注者支援業務を追加しているとの答弁に対し、同委員より、来年度の業務を今年度に前倒して持ってきたために増額になったという認識でよろしいかとの再質疑があり、当局より、そのとおりであるとの答弁でした。

他にも大川ダム改修事業負担金等の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で議案第68号に対する質疑を終結いたし、討論を省略した後に採決の結果、議案第68号 令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致でこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたし審査いたしました。

当局より、主な内容について補足説明の後に質疑に移りましたが、特段の質疑はございませんでした。

質疑を終結し、討論省略の後に採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（西 公郎君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） おはようございます。マスクをしたまま御報告をさせていただきます。

総務企画委員会は、去る15日の1日間開会し、慎重に審査をいたしました。

議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項についてから、議案第70号及び議案第72号までの3件を審査いたしました。

審査の結果はお手元に配付してありますとおり、審査報告書のように、全会一致により採択すべきものと決しております。

審査の内容について御報告いたします。

議案第62号 令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、16ページ、13節使用料の副市長職員公舎借上げ68万5,000円についての質疑があり、当局より、家賃の初期費用として29万8,833円、家賃5万5,000円の7か月分の38万5,000円となっている。また、副市長からは職員の住居手当と同様の月額2万5,000円を差し引いた月額3万円を負担額とし、8か月分で24万円を歳入として計上している。また、市より国・県への派遣職員なども市のほうで公舎を借り上げ、職員から歳入として負担額を徴収しているとのこと。

委員より、16ページの安全安心対策費の集会施設について、どの程度改修工事が必要な施設があるかとの質疑があり、当局より、62施設あるうちの26施設が改修が必要と平成30年度の調査で計画を立て、令和3年度までに17施設を改修している。残りの9施設は緊急度の高いものから優先に改修していくとのこと。

委員より、１０ページの個人番号カード交付事務費補助金で、市役所２階にて対応しているが、マイナポイント申請が個人では難しいと聞くが、対応はどうしているかとの質疑があり、当局より、マイナポイントの手続については、国からもスマートフォンを使って自分で行ってもらうこととなっている。個人情報の記載があるために対応は慎重に行う必要があるとのこと。また、１人の方にかかる時間として２０分から３０分かかるため、そのことに職員にかかる時間が多くなり、マイナンバーカードの申請に来られる方々の待ち時間が非常に長くなることから、予約をしていただき対応を行っているとのこと。

その他にも質疑がなされましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第７０号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、補足説明があり、委員より、今回の改正でどのように変わるのかとの質疑があり、当局より、一つが育児休業の取得回数の制限が緩和され、今まで原則１回しか取得できなかったものが２回に分けて取得できるようになること。同じように男性職員についても２回に分けて取得可能である。また、非常勤職員についても、今回の改正により緩和され、在職期間を１年以上であることが変わる。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行っていくとのこと。

次に、議案第７２号 土地の処分について、当局より補足説明があり、委員より、今回の土地の価格６、０００万円の根拠はとの質疑があり、当局より、隣接の土地の路線価、あとは土地家屋調査士からの算定により数字を出しているとのこと。

また委員より、今回の売却方法が随意契約となっている理由はとの質疑があり、当局より、今回の敷地は事業所が建設され既に１０年以上が経過、利用されており、当初より特別養護老人ホーム用地として３０年間の賃貸借契約を結んでいる。また、豪雨災害からの復興支援や住用地区での福祉事務所としての地域貢献等からも、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号に規定するその性質または目的が競争入札に適さないものと該当するとのことで、随意契約により見積り合わせを行った。

また委員より、１万平方メートルを超える取引は、国土利用計画法に基づいて行われているかとの質疑があり、当局より、国土利用計画法に基づく大規模土地取引の手続きは、公共が行う場合には不要となっているとのこと。

その他特段の質疑はありませんでした。

以上で報告は終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決はこれを一括して行います。

この議案１２件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１２件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案 12 件はいずれも原案のとおり可決されました。

○

議長(西 公郎君) 日程第 2, 陳情第 4 号 川内原発の 20 年延長運転期間に関する陳情を議題といたします。

本件に関する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長(大迫勝史君) それでは、御報告申し上げます。陳情第 4 号 川内原発の 20 年延長運転期間に関する陳情につきましては、去る 9 月 14 日に産業建設委員会におきまして慎重に審査を行いました。

今回の陳情第 4 号は、奄美市名瀬和光町の川内原発 20 年延長を止める会奄美地区支部、提出代表者、城村典文さんからであります。

以下、審査内容を御報告いたします。

主な意見を集約いたしますと、川内原発の立地自治体及び周辺自治体さえも運転再開に対しての賛否を表明していない。立地自治体と県の問題であり、本市議会としても賛成反対を判断するのは非常に困難である。また、原発やエネルギー政策について勉強会等で知識を得た上で判断してもいいのではないか。他に、現段階で奄美市議会として陳情事項の原発運転延長を認めないという決議は出せない等の意見があり、取り扱いについては採決を求める意見が多くあり、討論を省略し採決の結果、賛成の委員はおりませんでしたので、不採択と決しました。

以上で審査報告を終わります。御質疑があれば他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長(西 公郎君) これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15 番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第 4 号 川内原発の 20 年延長運転期間に関する陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

今回の陳情事項は、住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに 20 年運転延長は認められない決議と、政府と県に対して原発 40 年、運転期間を守る意見書の提出を求めた 2 点でございます。原発事故の恐ろしさというのは、1986 年 4 月 26 日に旧ソ連ウクライナ共和国で発生したチェルノブイリ原発であります。原子力発電開発史上最悪の事故だとして、全世界に衝撃を与えました。そして今度、2011 年 3 月 11 日に発生した福島原発事故は、ひとたび重大事故が起これば放射能汚染は極めて甚大なものとなり、地域社会が破壊をされ、その被害から立ち直るには多大な努力と時間が必要となることを、私たちに教えたのではなかったでしょうか。命が奪われ、脅かされ、10 年以上が経過しますけれども、いまだにふるさとに帰れない人が多数あり、ふるさとを捨てざるを得なかった人も多数おられます。しかし今、福島原発事故がなかったかのように、老朽化した原発の運転延長が行われようとしております。また、原発立地地域の多くが経済的に原発に依存をしているようでありますけれども、それは国の誘導によるものであり、原発なくした後の経済政策については、国が責任を持って取り組むべきものだと思います。今、大きな成長が期待されているのが再生可能エネルギーで、関連す

る新しい産業の誘致、育成によって原発廃炉の道が現実のものとなるのではないかと思います。陳情の趣旨に基づく2点の陳情事項は、私は至極まともな、もっともな内容だと思っております。安心・安全な社会環境を目指すためにも、老朽化した原発は運転延長しないでいただきたいと申し上げ、採択を求める討論といたします。

議長（西 公郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意をお願いします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、陳情第5号 安倍元首相の「国葬」に反対を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） 御報告申し上げます。総務企画委員会に付託されました陳情第5号 安倍元首相の「国葬」に反対を求める陳情を慎重に審査いたしました。

陳情者は奄美市名瀬鳩浜町にお住まいの奄美地区退職教職員連絡協議会会長、勇 寛和さんからであります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおり全会一致により不採択と決しております。

全ての意見の内容を御報告いたします。

委員から、岸田総理において国会で説明をしっかりと行っており、今後も国民に対して丁寧な説明をしていくとしていることから、国民が混乱しないように進めるべきであるとの意見や、多くの要人が世界から葬儀に出席するというので、これまでの外交に力を入れてきた功績だと思ふとの意見。また、国葬に関して弔意や黙とうの強制などを求めているわけではないので、今回の陳情事項からして反対との意見。また、テロにより元首相の尊い命を落とされた。このような観点からも国がすることについて地方議会での議論は大変難しい。閣議決定されたが、国民に対して強制するものではないので、自由でいいと思う。このような観点から反対との意見。また、最後の意見として、国民に理解がまだ得られていないところは理解を得られるようにしっかりと得る努力は必要であることを趣旨に置きながら、岸田総理は国葬の理由として4点示しており、1点目が憲政史上最長の8年8か月にわたり首相を務めたこと。2点目には東日本大震災からの復興や経済再生、日米関係を基軸とした戦略的な外交を主導するな

どの業績を残された。3点目に各国で様々な形で敬意と弔意が示されていること。4点目には選挙活動中の死であり、暴力、テロには屈しないという国としての毅然たる姿勢。この4点の理由から国葬を実施するということは、我が党としても一つの判断として評価できるとのことで、反対という立場を表させていただきますとの意見でありました。

冒頭に述べましたとおり、全会一致により不採択と決しております。

以上で報告は終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第5号 安倍元首相の「国葬」に反対を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

今回の陳情事項は、安倍元総理の国葬への反対決議と、国葬が強行されたとしても、市の施設での弔旗掲揚、黙とう要請など、市民への事実上の弔意強制を行わないことの2点であります。

亡くなられた方に弔意を表すというのは、人として自然な感情であります。私も7月25日の全協の開催前でしたけれども、その場での黙とうの提案に対して、私の思いを次のように述べました。24日付けの南海日日新聞に、7月24日ですね、南海日日新聞に自民党が追悼記帳台を設置していることが紹介をされている。これについては各党会派が行うことで自由であり、新聞報道では竹山耕平幹事長が持ち前の外交力で各国の日本に対する信用、信頼を高めたと評価されている。このことについてもそれぞれの思いで述べられているものと理解をいたします。日本共産党は7月15日に創立100周年を迎え、戦前の治安維持法の下で激しい言論弾圧に屈することなく戦い抜いた政党として、現職の国会議員が選挙戦最中の街頭演説中という言論の自由という民主主義が最も発揮される場で起きた事件で、あつてはならないことで命を奪われた人に対する哀悼の気持ちを表すことで、黙とうに参加することを表明しておきたいとして、黙とうにそのときは参加をいたしました。しかし、安倍元首相に対する政治的評価、先ほど委員長報告にもありましたけれども、8年数か月という長い期間の中でどういった政治的なことがあったのか、批判される面も多かったのではないのでしょうか。森友加計問題、そして桜を見る会などでは国会答弁で118回もうその答弁を繰り返していた、このことも明らかになっております。また、森友問題では一人の公務員が自殺をするという、命が奪われ、失っているという事実もございます。更に憲法問題では、集団的自衛権行使容認を閣議決定で強行する。また、学会会員の任命を何の理由も示さず拒否をする。こういったことが晩年になって次から次と明らかになっている。このことに対しての評価もきちんとしなければならない。政治的批判とは全く別のもので、国葬ということになればなおさらではないのでしょうか。国葬については、もうすでにマスコミ等でいろんな角度から多くが論じられていることではありますが、私が反対する一番の理由というのは、岸田首相が安倍氏の国葬について国全体として故人に弔意と敬意を表すための儀式だと述べたとのことでありますけれども、日本国、日本は国民主権の国であります。国全体といえば、当然我々国民が含まれるわけであります。それは憲法第19条の思想及び良心の自由を侵害することになるのではないのでしょうか。更には、法的根拠が示されない国葬ですが、全額多額の税金で執り行うということになります。それは憲法第14条の法の下に平等にも触れるものだと考えます。マスコミ等では委員長報告がありましたけれども、より丁寧な説明

をとの言葉がよく流されますけれども、してはならないことをいくら丁寧に説明しても、してはいいというということにならないのは理の当然ではないでしょうか。安倍元首相は現職時代に、2014年4月19日に奄美市に来られております。そのため親近感をお持ちの島民の方もおられるかと思えますけれども、立憲主義の国として憲法違反はしてはならない。このことは与党とか野党とかいう問題ではないと思います。立憲主義を国として当たり前のことを述べているものだと思います。9月22日の南日本新聞には、弔意強制、法的根拠なし、国葬反対広がる議決、地方議会、自民党議員賛同も、との見出し記事も掲載をされております。立憲主義を守る立場から陳情の採択を求めたいを思います。よろしくお願いをいたします。

議長（西 公郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立表決に代わり電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決しました。

○

議長（西 公郎君） 日程第4、議案第74号 令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定から、議案第83号 令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についての10件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第74号から議案第83号までの提案理由を御説明いたします。

議案第74号 令和3年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

令和3年度一般会計予算は、当初315億2,435万7,000円を計上し、その後、87億4,421万6,000円を増額補正したことにより、最終予算額は402億6,857万3,000円となりました。これに、令和2年度から繰り越した市民交流センター整備事業や新型コロナウイルス感染症緊急対策事業など、31億6,576万5,000円を加えた最終の予算現額は434億3,433万8,000円となっております。この予算現額に対して、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や土木施設現年災害復旧事業など11億7,218万3,446円を令和4年度に繰り越した後の令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額419億5,041万5,365円、歳出総額409億6,984万3,241円となり、歳入歳出差引額は9億8,057万2,124円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,947万4,946円を差し引いた実質収支額は、9億5,109万7,178円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の

2の規定により、4億8,000万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

議案第75号 令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初50億7,087万3,000円を計上し、その後、1億2,560万3,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は51億9,647万6,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額52億2,602万2,241円、歳出総額50億1,210万5,194円となり、歳入歳出差引額は2億1,391万7,047円となりました。

議案第76号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億7,051万8,000円を計上し、その後5,746万3,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は3億2,798万1,000円となりました。この予算現額に対して2,675万円を令和4年度に繰り越した後の決算額は、歳入総額2億8,463万4,209円、歳出総額2億8,414万2,283円となり、歳入歳出差引額は49万1,926円となりました。

議案第77号 令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初5億2,879万3,000円を計上し、その後66万3,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は5億2,945万6,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額5億2,722万1,194円、歳出総額5億2,568万6,679円となり、歳入歳出差引額は153万4,515円となりました。

議案第78号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初51億4,813万1,000円を計上し、その後1億6,753万2,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は53億1,566万3,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額53億176万6,642円、歳出総額52億3,080万6,760円となり、歳入歳出差引額は7,095万9,882円となりました。

議案第79号 令和3年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3,531万8,000円を計上し、その後160万円を増額補正したことにより、最終予算現額は3,691万8,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額、歳出総額ともに3,439万4,906円となっております。

議案第80号 令和3年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額8,015万9,000円に対して決算額は歳入総額7,987万976円、歳出総額7,963万880円となり、歳入歳出差引額は24万96円となりました。

議案第81号 令和3年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初784万円を計上し、その後236万4,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は547万6,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額332万443円、歳出総額214万4,483円となり、歳入歳出差引額は117万5,960円となりました。

議案第82号 令和3年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして収入額11億5,771万869円、支出額10億8,238万3,752円で、当年度純利益は7,532万7,117円となりました。利益処分計画につきましては、令和3年度末未処分利益剰余金3億4,742万6,266円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に資本的収支につきましては、収入額1億6,324万2,600円に対し、支出額5億7,647万1,355円で、差引4億1,322万8,755円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

議案第83号 令和3年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして収入額16億9,406万7,603円、支出額15億1,943万1,290円で、当年度純利益は1億7,463万6,313円となりました。利益処分計画につきましては、令和3年度末未処分利益剰余金3億2,832万7,578円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。次に、資本的収支におきましては、収入額7億8,898万6,500円に対し、支出額

13億6,348万5,544円で、差引5億7,449万9,044円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上をもちまして議案第74号から議案第83号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（西 公郎君） 暫時休憩いたします。（午前10時34分）

議会運営委員長より、議会運営委員会の開催の申し出がありましたので、委員の皆さんは第一委員会室へご参集ください。

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前11時10分）

先ほどの議会運営委員会の内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（伊東隆吉君） 急きょなことで、暫時休憩を入れてもらい、大変申し訳ございません、ありがとうございました。

ことの推移のことでございますけれども、議運委員長としてこの総活の今の上程、それこそ前の決算議案の上程がありました。そして説明も終わりました。その後、質疑に入る前でございますが、この質疑の総括の質疑が、この案件、要するに決算議案の審査の中身そのものでございます。なぜかと申しますと、今回、議会運営委員会の副委員長であります関議員よりこの総活が出た。議会運営委員会の申し合わせ事項の会議規則の中に、監査委員、要するに議会から選出する議選の監査委員の特別委員会、決算委員会等への出席はできませんというふうに申し合わせで決められております。それは、現監査委員、そして前監査委員も一緒でございます。そういうことを含めて、この意味合いは我々これまで旧名瀬市議会から今回に至って、監査委員は、これまでその関係に関する委員会に出れないということは質疑ができないと、こういうふうに解釈をしてずっと従来きておりました。これも過去においてもそういうことは過去に一度もございません。これは暗黙の了解の中でやっておりますから。ただ、今回この出されたときに、私は委員長としてこれはもう少し議会運営上で、もう少し論議をした上でもいいじゃないかということで、今回、質疑等も下ろしてもらうように委員長としてお願いをしました。なかなか本人が納得いかない。その内容等においては、質疑、発言等に関しては議員として、議員としての形としては、質疑できないことはないじゃないか、それがしかも本会議ではない、こういうような言い分でありました。私はそこは解釈の問題はいろいろありますが、だからそこがファジーになっている可能性がある。これは日本全国の市議会、県議会においても監査委員の、議選監査委員の選出に関しては、なかなか非常に難しい。ある市においては監査委員を出さないと決めてありますし、大阪府とかいろいろ調べられて、いろいろあります。それだけ悩ましい問題であることは言えると思いますので、私は今回そういう意味で、本人自体からも全員協議会、ついこの間あった中でも、そういう質疑の今度論議をしましょうというのを、本人自体からも出されたにも関わらず、今回こういうのを出されたということで、非常に残念に思ったことですが、私としては議会運営委員長としての立場で、急きょこの議運にして、今、現議会運営委員の皆様、どういうふうな皆さん、思っているかということを諮ったわけです。この総括に関してはできませんよということの一つも言ってないんです。ただ、決められたことはそういうふうに拡大して、これまで暗黙に理解して、監査委員が委員会に出ない、そして当然それに関する、事項に関することも質問等、一般質問含めてできないということに解釈しているからであるというふうに認識しているからでございますので、それを含めて、現在の議運の委員の皆様、急きょ皆様の御意見等をお伺いしましたら、いろいろ賛否両論いろいろありましたので、今後、これはまた論議をするという形にして、議運としてはそこで納めた形ですけれども、非常に今回の件は、かつてないことを今回は認めざるを得ないことになったことも、非常に不可思議だということで議運を開いた。これがことの議運を開

いた、急きょ開いた内容でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。暫時休憩入れて、皆様に本会議を大変中断させたことは、大変申し訳なく思っておりますが、大変重要なことだと、議運として議会議員としても重要なことだと思いますので、今後、これは別途論議をして形を決めていきたいと思っておりますので、そういう論議を急きょでございましたけれども、委員会を開催いたしました。大変申し訳ございません。以上、報告いたします。

議長（西 公郎君） 日程に戻ります。これから、ただいま議題としました議案１０件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

なお、書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

１４番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そしてインターネットを御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

早速、議案第７４号 令和３年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、決算附属書４ページ、１款市民税が平成３１年度から４０億を超えて、今決算時は４１億３,３４３万１,０００円となっている。要因の一つである市民税の個人分の伸びの分析と、固定資産税の収入減についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目は、同５ページ、５款株式等譲渡所得割交付金１,４７２万３,０００円が昨年の１.７５倍伸びているが、その要因はどう分析しているのかを示していただきたいと思っております。

３番目、同５ページ、６款法人事業税交付金は令和２年度１,７０１万１,０００円、令和３年度４,９７１万５,０００円と伸びが顕著であります。法人事業税交付金の説明と伸びた原因をお伺いいたします。

四つ目、同５ページ、７款地方消費税交付金は令和元年度７億６,１１３万１,０００円、令和２年度は９億２,８１９万５,０００円、令和３年度は１０億６,２４万４,０００円と伸びている。その原因と今後の予想についてお伺いをいたします。

今、映っておりますけれども、交付税についてであります、５番目、同６ページ、１１款地方交付税１２億９,５２０万１,０００円のうち普通交付税は元年度１１億２,５０６万９,０００円、また令和２年度は１１億２,９１８万９,０００円、令和３年度１１億１,４２４万２,０００円と伸びております。令和３年度からは一本算定でかなりの減額が予想されておりましたが、先ほど説明しましたとおり１１億と伸びておりますので、この一本算定の減額は幾らであり、また、この普通交付税の伸びの要因についてお示しをいただきたいと思っております。

６番目、同１９ページ、１７款２項１目物品売払い収入、学校給食収入の合計１億６,９４万３,０００円と、１０７ページ、１０款６項２目１０節、歳出でありますけれども、需用費、賄材料費が１億５,４８５万８,０００円との差が４,７９１万５,０００円ほどありますけれども、その差額について御説明をいただきたいと思っております。備考欄にはＲ元年度、２年度、３年度について記載してありますので、御参考ください。

７番目、１９ページ、１７款２項財産売払い収入、２目不動産売払い収入１５億３,４２８万７,０００円のうち土地売払い収入６億５,２００万２,０００円、１,００９万６,０００円、１５億１,６７５万９,０００円の詳細についてお答えをいただきたいと思っております。

８問目は、同２６ページ、２２款１項市債、４６億１,９２７万１,０００円は財政規律３６億円の範囲内なのか、御説明いただきたいと思っております。

次に、財政の各種指標について、若干お伺いをいたします。実質収支のところをお願いできますか。

実質収支、今グラフが出ておりますとおり、今年度は、R3年度は9億5,068万7,000円、実質収支比率が5.3パーセントということで適正な額であるのかどうか。多くはないのか。望ましい実質収支比率は何パーセントなのかをお答えいただきたいと思います。ちなみに元年度は3.8パーセント、実質収支比率がありました。

10番目、単年度収支マイナス61万5,000円、実質単年度収支がマイナス5,461万7,000円の赤字になっていることと、実質収支が6年連続で赤字になっていることについての説明と、実質単年度収支が赤字になるということはどういうことなのか、詳細にお聞かせいただきたいと思います。赤のところは全部マイナスですね、6年間。そういうことで是非、お答えをいただきたいと思います。

11問目、経常収支比率、昨年93.4パーセントから88.9パーセントと落ちている、良いことですが、要因を説明をいただきたいと思います。経常収支比率の適正な水準は何パーセントとされているのか、お答えいただきたいと思います。

12問目は地方債現在高が昨年の435億8,408万6,000円から440億2,712万1,000円と伸びた原因と、ここ数年確実に増えてきておりますけれども、今後の地方債の予測をお示しいただきたいと。かなり伸びているということが分かります。

13番目の積立金、基金決算年度末現在高161億5,847万1,000円は、確実に増えてきて、これも良いことですが、基金によっては上限を、貯めるだけがいいことではありませんので、基金によっては上限を決める必要性はないのかについて見解をお示しいただきたいと思います。

14番目は、その基金の定期預金等の運用はどのようにになっているのか、お示ください。

15番目、実質収支、実質公債比率、これがほとんど変わっておりませんが9.6パーセントと、ここ数年少し上がる傾向にあります。原因と対策を示すとともに、減債基金38億3,004万5,000円は、地方債46億1,927万1,000円の返済の何パーセントかと、ちょっと分かりにくいんですが、いわゆる地方債のうち市単独で返済する分があるわけですね、交付税等に載ってない、その額に対応するものが減債基金で積み上げられるというふうに思っておりますけれども、その対応分がどれぐらいの積み立てになっているかということでございます。

16番目、これは奄振の投資的経費ですけど、かなり差があるということは、要するに投資経費のうち奄振経費の割合がここ数年落ちてきているというように見受けられますので、その原因をどう分析しているか、お答えをいただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

税務課長（保 金満君） おはようございます。それでは、最初の個人市民税の伸びの分析と固定資産税の収入減についての見解について、お答えいたします。

まず、個人市民税の分析についてですが、個人市民税の現年度分につきましては、令和2年度の16億4,404万874円から令和3年度の16億6,212万2,385円と1,808万1,511円増額となっております。その要因につきましては、毎年7月に行います課税状況調べの数値によりますと、納税義務者数については令和2年度の1万8,641人から令和3年度の1万8,713人と増加しており、また納税義務者のうち約8割を占める給与所得者の所得が令和2年度の398億7,600万円から令和3年度の417億4,000万円と18億6,400万円増加していることによるものと考えております。令和3年度におきましては、建設業や医療福祉業の住民税特別徴収額が増加していることから、大型公共事業の影響や新型コロナウイルス感染症対策の需要を受け、これらの業種における雇用情勢が好調であったものと推察しております。

次に、固定資産税の収入減につきましては、令和3年度の1年分に限り新型コロナの影響により事業収入が減少している中小企業に対し、事業用家屋及び償却資産を対象とした固定資産税について軽減措

置を行ったことによる減収が主な要因となっております。また、新型コロナの影響により航空機等の寄港減便に伴う大臣・知事配分償却資産の減額も収入減の要因の一つとなっております。ちなみに、令和3年度の軽減措置の実績としまして、118件の事業者から申請があり、事業用家屋100件、償却資産46件の固定資産税の軽減措置を行い、5,939万8,000円の減額を行っております。なお、減収分につきましては新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により補填されております。以上です。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関する御質問に順次お答えいたします。

まず、2の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式等の譲渡の際に課税されます県税の一部が市町村に交付されるものでございます。したがって、令和3年度の伸びた要因につきましては、鹿児島県内での株式等の譲渡所得が増えた結果であると捉えているところでございます。

次に、3の法人事業税交付金につきましては、県が法人事業税の収入額に7.7パーセントを乗じた額を市町村に対し従業者の数に応じて交付されるものでございます。増額の要因といたしましては、法人事業税交付金は令和2年度に創設されており、令和2年度から3年度において市町村への交付率が3.4パーセントから7.7パーセントへと引き上げられたため、令和3年度は増額となったものでございます。

次に、4の地方消費税交付金につきましては、令和元年の12月に消費税率が10パーセントへ引き上げになったことから、令和2年度の決算時点ではそれぞれ事業所の決算時期によっては8パーセントと10パーセントの税率での計算が混在していたのではと想定いたしております。したがって、令和2年度と3年度を比較いたしますと、やはり消費税率の10パーセントの影響により増額となったものと考えているところでございます。また、今後につきましても、新型コロナの影響や物価高騰など、社会情勢の変化が続く中、消費活動等の先行きも予測しがたい状況でございますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、5の普通交付税についてでございます。一本算定につきましては、平成28年度から5年間は激変緩和措置として段階的な減額措置となり、令和2年度には残り1割、そして令和3年度、昨年度からは完全に一本化となっております。一本化による影響額でございますが、令和2年度までは旧3市町村での合併算定替えと一本算定の両方で積算をしておりましたので、その令和2年度の算定額で申し上げますと、影響額は1億円程度と試算したところでございます。また、令和3年度の普通交付税の伸びの要因につきましては、地域社会のデジタル化の推進に要する財源措置として地域デジタル社会推進費が新たに創設されたことや、本市の公債費需用額の増、更には国からの新型コロナ対策への追加交付等によりまして、前年度から6億3,505万3,000円増額となったものでございます。

次に、7の不動産売払い収入のうち財政課所管分の15億1,675万9,000円についてお答えいたします。名瀬港マリンタウン地区の売払い収入額が6事業者7区画の14億9,189万9,483円、そのほか普通財産の売払い収入額が3件の2,486万円となっております。

次に8の市債についてでございますが、令和3年度の特種要因を除く借入額は、奄美市全体で現年度分が26億8,300万円、令和4年度、今年度への繰越分はいまだ執行中でありますので、予算額で申し上げますと、10億9,580万円となっております。合計は37億410万円となり、36億枠を1億410万円超過している状況となっております。

次に、9の実質収支でございますが、実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支の割合を示す指標となっております。実質収支比率が低いと厳しい状況とはなりますが、一方で高すぎますと財政支出を増やして事業の実施やサービスの提供を増やしてもいいのではという見方もございまして、おおむね標準財政規模の3パーセントから5パーセントが望ましいと示されております。本市におきましては、おおむね3パーセントから5パーセント程度の数値で推移しており、財政規模に応じた適切な事務事業の実施、適切なサービスの提供がなされており、その上で安定的な財政運営が図られているもの

と認識いたしております。

次に、10の単年度収支と実質単年度収支でございます。単年度収支は当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて算出いたします。従いまして、単年度収支は単年度で赤字になること自体は特に問題ではなく、黒字と赤字を繰り返しながら実質収支額を一定程度確保し、財政調整基金への積み立ても確実にを行いながら、安定的な財政運営を図ることが肝要であると考えております。

次に、実質単年度収支でございますが、実質単年度収支は単年度収支から財政調整基金への積立額を加え、また取崩額を差し引いて算出いたします。従いまして、災害や今般の新型コロナへの対応など、年度間の追加の財源充当として財政調整基金を取り崩す額が大きければ大きいほど、実質単年度収支は赤字へ転じやすくなります。

議員御案内の6年連続で赤字となった期間のうち、平成30年度と令和2年度につきましては、単年度収支は黒字であったものの、災害の復旧や新型コロナ対策などの財源として財政調整基金を取り崩した額の影響によりまして、実質単年度収支が赤字に転じたものでございます。今後におきましても財政調整基金の取崩額によっては、実質単年度収支額は影響を受けることになりますが、一方で緊急事案等に対し迅速かつ臨機応変に対応できる財源がまさに財政調整基金でありますので、今後も財政調整基金の確保とともに基金の機動的かつ効果的な活用にも努めてまいりたいと考えております。

次に、11の経常収支比率でございます。経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。令和3年度におきまして88.9パーセントと改善した要因につきましては、計算上の分母となります経常的に収入される一般財源が、普通交付税等の追加交付によりまして大きく増加したことによるものでございます。また、比率の基準ということでございますが、率が高いほど財政に余裕がないと言われておりまして、需要と供給という財政上の観点から一般的に70パーセント台が適正な水準と示されております。

次に、12の地方債現在高でございます。地方債現在高は本庁舎の整備や市民交流センターの整備事業をはじめとする大型事業の実施が続いておりまして、近年増加傾向にございますが、今後は令和3年度末、昨年度をピークに減少傾向にあるものと見込んでおります。

次に、13、積立金についてでございます。特定目的基金はそれぞれの目的に応じて設置いたしております。主な基金で申し上げますと、財政調整基金は年度予算の財源調整や緊急的な財政出動への財源として、減債基金は将来の償還財源として、公共施設整備事業基金は今後の施設の整備や更新等の財源として、また、地域振興基金は地方創生関連事業の財源としてそれぞれ積み立てを行っているところでございます。この中で、財政調整基金につきましては、いつでも機動的に活用できる財源として確保に努めており、予算規模の1割程度を目安といたしております。その他の基金につきましては、それぞれ特定の目的を持った基金でありますので、必要な額は確保するという考えの下、特に上限額基準は設けておりません。ただ、基金につきましては、各種財源として多いにこしたことはありませんが、各年度での必要な予算への充当、それから予算の執行状況、そして決算状況等を勘案しながら今後も基金の確保と基金の適切な活用にも努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、15の実質公債費比率でございます。実質公債費比率は地方公共団体の公債費の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものでございます。近年の上昇傾向の主な要因といたしましては、本庁舎や市民交流センター整備事業などの大型事業の実施により公債費は増加しており、今後においても償還、いわゆる返済が始まること等によりまして増加傾向が続く、令和8年度をピークと見込んでおります。このような中で大型事業の実施に当たりましては、当然償還額も大きいものでありますので、将来の償還の一般財源相当分は確実に減債基金へ積み立てし、公債費財源を確保しているところでございます。

実質公債費比率につきましても、実施計画において今後大型事業や教育施設の更新など、年度間の平準化を行い、単年度の公債費を抑えることで実質公債費比率の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、減債基金の質問がございましたけれども、総額の残高で申し上げますと、地方債残高といたしましては、440億2,712万1,000円となっております。その額に対する減債基金積立金残高38億3,104万5,000円の割合といたしましては、約8.7パーセントとなっております。以上でございます。

学校給食センター所長（川畑良二君） それでは、6番の学校給食費収入と賄材料費の差額についてお答えをさせていただきます。

令和3年度の歳入と歳出の差額についてでございますが、令和3年度につきましては、令和3年度奄美市一般会計補正予算（第3号）において、コロナ禍における子育て応援施策として市内の小・中学校の2学期及び3学期、9月から3月末まででございますけれども、の給食費について全員の半額の減免を行って予算を計上し執行させていただいております。減免額の決算額につきましては、3,554万4,401円となっております。令和2年度も給食費の減免を実施をいたしております。その内容といたしましては、市内小・中学校の4月分と5月分の2か月を減免するものでございました。その決算額といたしまして1,783万8,867円でございます。令和3年度は令和2年度に比べましてコロナ支援対策といたしまして、減免額を拡充したことにより歳入と歳出の差額が大きくなったものでございます。以上です。

笠利地域総務課長（正本英紀君） おはようございます。私のほうからは1の（7）①についてお答えいたします。

17款2項2目不動産売払い収入、土地売払い収入605万2,000円につきましては、奄美市有地土地の2筆の売払い収入でございます。1筆目は奄美市笠利町大字節田の土地となり、公簿地目は原野、現況が宅地見込みの土地を一般競争入札により600万円で売払いを行ったものでございます。2筆目は奄美市笠利町大字用安の土地となり、公簿地目は原野、現況も原野となっている土地を、長年にわたり使用をしていた方へ5万2,200円で売払いを行ったものでございます。以上でございます。

都市整備課長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは、7番、土地売払い収入のうち都市整備課所管分の1,109万6,000円の詳細についてお答えいたします。

当該金額は2件分の合計額となっており、内訳といたしましては小俣街路事業地区内の市有地売却分が988万円、次に大熊土地区画整理事業地区内の保留地売却分が121万6,000円となっております。以上です。

会計管理者（津田 宏君） 14番の基金の定期預金等の運用状況につきまして御説明いたします。

基金の全体の現在高は、161億5,847万1,000円でございます。運用の内訳でございますが、まず定期預金が47億7,213万5,000円でございます。次に、国債の運用が20億円でございます。最後に普通預金が93億8,633万6,000円となっております。運用益でございますが、まず定期預金の利息が255万7,475円でございます。次に国債の利息及び運用益が1,364万円でございます。次に基金の組替運用の利息が4万3,994円でございます。最後に普通預金の利息が6万1,583円となっております。合計で1,630万3,052円となっております。以上です。

企画調整課長（國分正大君） それでは、質問16番の投資的経費のうちの奄振経費の割合についてお答えいたします。

ここ10年間における奄振経費につきましては、おおむね13億円から20億円で推移をしているところでございますが、投資的経費に占める奄振経費の割合は、本市全体の投資的経費により変動するものと考えております。例えば、投資的経費に占める奄振経費の割合が一番高かった平成26年度は、奄

振経費が約 21 億円に対し、本市全体の投資的経費が約 40 億円だったことから、割合が 52 パーセントとなっております。一方、平成 30 年度は奄振経費は約 15 億円であったのに対し、庁舎建設等により投資的経費が約 85 億円と大幅に増えたため、割合が 18 パーセントと低くなっているところがございます。また、各種奄振事業につきましては、各年度ごとに活用すべき事業を整理し活用を図っていることから、本市全体の事業計画にあわせ増減が生じているところも要因の一つかと考えております。いずれにいたしましても、引き続き奄振を活用できる事業におきましては、積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

14 番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。16 番の映像を映しますから、投資的経費と今の説明のことですけれども、グラフを、はい、あのグラフですね、先ほど企画課長が説明した 30 年度 85 億で 15 億と、奄振経費が、そういうような間が開いているから差があるということですよ。ですから、せっかく奄振振興開発事業、それぞれ事業によっては辺地債を取ったり、いろんなことがあるんでしょうけども、しっかりとやっぱりやっていただきたいなと、そしてここにはないんですけれども、県の持ち分というか、ちょっと勉強していただいて、調べていただいて、県の持ち分がかなりやっぱり落ちているんじゃないかなというのも散見されますから、そういう中で、この奄振を上手に使っていくということをやっていただきたいというふうに思います。

時間が押しておりますから、最後、一番最後の R 元年度の決算ということで、先ほど財政課長も話しておりましたけれども、やはり使うべきところには使っていくと、そして基金が少なくなったら、またそれを埋めていくと、大変いいことですが、ちょっと資料があったんですけども、今ですね、奄美市というのが非常に運営的にはよいほうに運営されているんですよ。右左あって、奄美市がちょうどこの辺にあるんですけど、非常にこれはこの間研修に行ったところの全国からの市の状況をやったやつですけども、ちょうどぎりぎり良好な財政状況というふうになっておりまして、本当に財政のほうでも苦勞しながら運営しているんだなというふうなのが分かるのがですね、この基金比率といわゆる将来負担比率のものをグラフにしたのがあるんですけども、これが元年度までずっと左のいい位置にきてたんですけども、先ほど説明がありましたとおり、調整やいろんなのをやりながら、基金を崩したもんですから、R2 年度はちょっと基金比率が落ちていて、しかし 3 年度にはまた積み増しをして戻しているということで、非常にいい投資的経費の使い方をしているというふうになりますので、是非こういったことをですね、頑張ってください、是非この財政の健全化含めて頑張ってくださいということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案 10 件については、9 名の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び 9 名の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案 10 件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、両特別委員会委員の選任についてを議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の委員の選任についてを議題とすることに決定いたしました。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しています両特別委員会名簿のとおり、議長において指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会名簿のとおり議長において指名いたします。

議案第74号の1件は一般会計決算等審査特別委員会に、議案第75号から議案第83号までの9件は、これを特別会計審査等特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時54分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後0時00分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に竹山耕平君、副委員長に与 勝広君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に栄 ヤスエ君、副委員長に多田義一君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、審査日程については、両委員長から追って通知がありますので、御了解願います。

○

議長（西 公郎君） 日程第5、発議第7号 奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

奄振延長・提言特別委員長（橋口耕太郎君） 皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。発議第7号 奄美群島振興開発特別措置法に関する提言書の関係先への提出について提案理由を御説明いたします。

令和4年7月1日に設置されました奄振延長・提言特別委員会につきましては、これまでに計4回の委員会を開催いたしました。その中で国や県など関係機関において進められている奄美群島振興開発特別措置法の改正に向けた議論において取り上げていただくため、法改正に係ると思われる事項についてのみ本年9月に中間提言という形で先行して提言を行うべきとの結論に達しました。そのため、本日、中間提言書の案の関係先への提出について発議を行ったものでございます。

提言書案の1ページに記載しておりますとおり、奄美群島は、昭和28年に日本へ復帰し、昭和29年から続くこれまでの特別措置法に基づく取組等により、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本整備が着実に進められてまいりました。また、平成26年の奄美群島振興開発特別措置法の改正によって奄美群島振興交付金が創設され、産業振興や人材育成、航空運賃等の軽減等において、地元の自主的かつ広域的な取組が進められてきました。特別措置法は奄美群島の自立的発展に向けて一定の成果を上げてきております。

しかしながら、遠隔の外海離島である地理的条件や、台風常襲地帯である厳しい自然条件下にあって、本土との間に所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差や、人口減少や少子高齢化など、解決すべ

き課題はいまだに多く存在しております。

一方、奄美群島は、南北約220キロの海域にわたり島々が点在する国境離島として、我が国の領域の保全に大きな役割を果たしているとともに、世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島をはじめ、日本初の環境文化型国立公園に指定された奄美群島は、豊かな自然環境や多様な文化との触れ合いの場及び機会の提供といった、国民の利益の保護及び増進にも重要な役割を担っております。

今後とも、奄美群島が持つ役割を果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本の更なる整備促進や、奄美群島が抱える条件不利性の更なる改善はもとより、地元市町村でとりまとめた奄美群島成長戦略ビジョン2033骨子において掲げる、「仕事の創出に重点を置いた産業振興」を図っていく必要があります。

そのためには、今後も奄美群島振興開発特別措置法に基づく支援が必要不可欠であり、令和5年度末となっている同法の確実な延長を望むものでございます。

2ページから6ページにかけまして法改正にかかる提言事項を記載しております。

まず、現行の内容を改める条文としまして、附則第1条、法期限に関しては、法の期限を延長すること、またこれまでの法改正では5年間の期限延長となっていました、これを10年間の延長とすることを提言しております。

第6条、特別の助成に関しましては、法の別表に記載の国の負担または補助の割合の範囲を沖縄振興特別措置法並みに嵩上げすること。また、公営住宅整備の促進について国の負担または補助の割合の範囲を嵩上げし、別表に記載することを提言しております。

第24条、農林水産業その他の産業の振興及び第31条、防災対策の推進に関しては、奄美群島が台風の常襲地帯に位置すること、及びこれに伴う課題について法に明記するよう提言しております。

第38条、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置に関しては、製造業や旅館業などを営む者が当該事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した際に、当該施設等に固定資産税等を課さないこととした場合の減収額の補てん措置について、施設等の新增設だけでなく、その改修についても対象とすることを提言しております。

次に、新規に追加する条文としまして、奄美群島と沖縄との間の諸活動の促進等に関しては、奄美群島が沖縄の地域生活圏と密接な関係にあることについての配慮規定を創設することを提言しております。

子どもの貧困対策等に関しましては、子どもの貧困対策に係る配慮規定を創設することを提言しております。

生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関しては、奄美群島が離島ゆえに抱える、本土と比較して恒常的に物価が高い状況に鑑み、特定有人国境離島に係る特別措置法を参考に、物資の費用負担軽減に関する配慮規定を創設することを提言しております。

以上が中間提言書の内容でございます。なお、本中間提言書は法改正に係るものを先行して提言することを趣旨としておりますが、奄美群島振興開発のために必要な具体的な施策・制度等についての提言は、本年12月に最終提言という形で中間提言の内容も含めた上で、一つの提言書としてとりまとめる予定といたしておりますので、申し添えます。

以上で提案理由の御説明を終わりますが、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決をいたします。

発議第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

ただいま可決されました提言書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（西 公郎君） 日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び産業建設委員長からお手元に配付してある文書表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和4年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午後0時09分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 関 誠之

奄美市議会議員 与 勝広

奄美市議会議員 奥 晃郎

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第62号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第63号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第64号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第65号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第66号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第67号	令和4年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1号)	原案可決すべきもの
(7)	議案第71号	奄美市相撲練習道場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和4年9月26日

文教厚生委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第62号	令和4年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第68号	令和4年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第69号	令和4年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第73号	令和4年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第4号	川内原発の20年延長運転期間に関する陳情	不採択とすべきもの

令和4年9月26日

産業建設委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 西 公郎 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 62 号	令和 4 年度奄美市一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 70 号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 72 号	土地の処分について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第 5 号	安倍元首相の「国葬」に反対を求める陳情	不採択とすべきもの

令和 4 年 9 月 26 日

総務企画委員長 多田 義一

奄美市議会議長 西 公郎 殿

令和4年9月26日

奄美市議会議長 西 公郎 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

産業建設委員長 大迫 勝史

閉会中の継続審査及び調査の申出について

議会運営委員会及び産業建設委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 産業建設委員会

- 1 陳情第3号 政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

奄美群島振興開発特別措置法に関する 提言書

令和４年12月 最終提言【予定】
（令和４年９月 中間提言）

鹿児島県奄美市議会
奄振延長・提言特別委員会

本提言書は、国や県など関係機関において進められている、奄美群島振興開発特別措置法の改正に向けた議論において取り上げていただくことを希望するため、法改正に係ると思われる事項についてのみ、令和4年9月に「中間提言」という形で、先行して提言を行うものである。

その後、奄美群島振興開発のために必要な具体的な施策・制度等についての提言は、令和4年12月に「最終提言」という形で、中間提言の内容も含めた上で1つの提言書としてとりまとめるものである。

1. はじめに

奄美群島は、昭和28年に日本へ復帰し、昭和29年から続くこれまでの特別措置法に基づく取組等により、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本整備が着実に進められてきた。また、平成26年の奄美群島振興開発特別措置法の改正によって奄美群島振興交付金が創設され、産業振興や人材育成、航空運賃等の軽減等において、地元の自主的かつ広域的な取組が進められてきた。特別措置法は、奄美群島の自立的発展に向けて一定の成果を上げてきている。

しかしながら、遠隔の外海離島である地理的条件や、台風常襲地帯である厳しい自然条件下にあって、本土との間に所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差や、人口減少や少子高齢化など、解決すべき課題はいまだに多く存在している。

一方、奄美群島は、南北約220kmの海域にわたり島々が点在する国境離島として、我が国の領域の保全に大きな役割を果たしているとともに、世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島をはじめ、日本初の環境文化型国立公園に指定された奄美群島は、豊かな自然環境や多様な文化との触れ合いの場及び機会の提供といった、国民の利益の保護及び増進にも重要な役割を担っている。

今後とも、奄美群島が持つ役割を果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、交通・産業基盤、生活環境等の社会資本の更なる整備促進や、奄美群島が抱える条件不利性の更なる改善はもとより、地元市町村でとりまとめた奄美群島成長戦略ビジョン2033骨子において掲げる、「仕事の創出に重点を置いた産業振興」を図っていく必要がある。

そのためには、今後も奄美群島振興開発特別措置法に基づく支援が必要不可欠であり、令和5年度末となっている同法の確実な延長を望むものである。本提言書では、法期限の延長はもとより、本市ならびに奄美群島の振興開発に必要な施策・制度等について、奄美市議会として検討・整理した事項を提言するものである。

2. 法改正に係る提言事項

(1) 現行の内容を改める条文

① 附則第1条：法期限

ア) 奄美群島振興開発特別措置法の期限を延長すること。

イ) これまでの法改正では5年間の期限延長となっていたが、これを10年間の延長とすること。

提言の趣旨

○今後とも、奄美群島が持つ役割を果たし続けるとともに、持続可能で自立的な発展を目指すためには、法期限の確実な延長が不可欠である。

○一方で、5年間の延長では中長期的視点に立った事業導入が難しいことから、財政基盤が脆弱な奄美市において、今後とも国、県との連携のもと、効果的な事業を安定的に展開していくためにも、10年間の延長による法的担保が必要である。

○また、奄美群島12市町村が自らの将来像とそれを実現するための基本方策を示すものとして、令和4年度に策定作業が進められている「奄美群島成長戦略ビジョン2033」は、計画期間が令和6年度からの10年間となる予定である。

○このことを踏まえ、本ビジョンに基づく地域主体の取組を推進するためにも、法期限の10年間の延長により、本ビジョンと法期限との整合を図ることを望むものである。

② 第6条：特別の助成（別表）

ア）別表に記載の国の負担又は補助の割合の範囲を沖縄振興特別措置法並みに嵩上げすること。

提言の趣旨

○財政基盤が脆弱な奄美市においては、国の補助率が十分でないがゆえに、事業導入を見合わせざるをえないケースがあるものと認識。

○時代に即した効果的な事業を今後も行えるかどうか、奄美群島の振興開発、発展には欠かせないことから、事業選択の幅を広げるためにも、別表（特別の助成）の補助率の嵩上げを望むもの。

○なお、沖縄振興特別措置法においても補助率の嵩上げ措置がされているが、沖縄は米軍基地の問題など社会的特殊事情を抱えていることも承知しており、沖縄並みの補助率とまではいかないまでも、これに近づけるようご配慮いただきたい。

イ）公営住宅整備の促進について国の負担又は補助の割合の範囲を嵩上げし、別表に記載すること。

提言の趣旨

○公営住宅整備については、現状、別表（特別の助成）には規定がなく、国の補助率の嵩上げ措置がとられていない。

○本市においては、昭和30年代から建設された公営住宅の更新時期が近づいてきているのをはじめ、離島であるがゆえの塩害の影響もあることから、今後、多くの公営住宅において改修ないし建替えなどの対応が必要になることが想定される。

○しかしながら、本市の財政状況では、将来にわたり必要な公営住宅整備の推進が困難な状況である。

○そこで、沖縄振興特別措置法と同様に、公営住宅整備について国の補助率の嵩上げがなされるよう、別表（特別の助成）において新たに規定することを望むものである。

③ 第24条：農林水産業その他の産業の振興

次のように改正（下線部分の文言を追加）すること。

国及び地方公共団体は、台風の常襲地帯に位置する奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、鮮度保持、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

④ 第31条：防災対策の推進

次のように改正（下線部分の文言を追加）すること。

国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、台風時の物資の確保、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

提言の趣旨（③・④）

○奄美群島は、台風の常襲地帯に位置していることから、台風の影響による船舶の欠航により、生鮮食料品等の不足や、農水産物等の島外への輸送が止まることによる鮮度保持の困難さなど、従来から課題を抱えている。

○台風の迷走等によって船舶の欠航が長期化する傾向にある昨今、これらの課題がより一層顕在化してきており、両条文において現状と課題を明確に位置付けることで、課題解決に向けた施策を計画し、実行に移していくための後押しとなるものとする。

⑤ 第38条：地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

製造業や旅館業などを営む者が当該事業の用に供する施設又は設備を新設または増設した際に、当該施設等に対する固定資産税等を課さないこととした場合の減収額の補てん措置について、施設等の新增設だけではなく、その改修についても対象とすること。

提言の趣旨

- 奄美・沖縄が令和3年に世界自然遺産に登録され、新型コロナ禍による観光需要の落ち込みも回復傾向にある中において、今後、奄美を訪れる観光客が増加していくものと考えられる。
- そのような中、奄美市内においては新たな宿泊施設の建設が進むなど、民間による観光客の受入体制整備が進められているところであるが、施設の新増設だけではなく、老朽化している既存施設の改修等も必要になってくると思われる。
- そこで、本条文で規定する税制優遇措置を拡充し、観光客受入に係る民間の設備投資を促進することで、他の産業への波及効果も含め、奄美全体として遺産登録効果を最大限享受することに資するものとする。

(2) 新規に追加する条文

① 第●条：奄美群島と沖縄との間の諸活動の促進等

奄美群島が沖縄の地域生活圏と密接な関係にあることについての配慮規定を創設すること。

提言の趣旨

○人・物資の輸送や、ドクターヘリや自衛隊機等による急患搬送、観光・文化面での交流など、生活圏、文化圏において奄美群島と沖縄は非常に密接な関係がある。

○令和3年の奄美・沖縄の世界自然遺産登録も契機として、今後、両地域の連携はますます重要になるものと考えられることから、両地域に密接な関係があることについて法的な位置づけをすることにより、両地域が関係する施策における担保となるものとする。

② 第●条：子どもの貧困対策等

子どもの貧困対策に係る配慮規定を創設すること。

提言の趣旨

○奄美群島は所得水準が低く、また、生活保護率、離婚率が高い。

○さらに、離島であるがゆえの生活物資、教育物資の物価高騰などの課題も恒常的に抱えている。

○このように、家庭環境や離島ゆえの条件不利性を背景として、貧困の状況にある子どもが多いとみられ、このような子どもの生活環境は本土と比較して厳しい状況にある。

○一方で、令和4年4月施行の改正沖縄振興特別措置法においては、「子どもの貧困対策」に係る努力義務規定が新設されたところ。

○ついては、奄振法においても沖新法同様の努力義務規定を新設することにより、奄美における子どもの貧困対策のさらなる推進に資するものとする。

③ 第●条：生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

奄美群島が離島ゆえに抱える、本土と比較して恒常的に物価が高い状況に鑑み、下記を参考に物資の費用負担軽減に関する配慮規定を創設すること。

【参考】有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域

社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）

（生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減）

第14条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であって、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

提言の趣旨

○生活や事業活動に必要な物資の奄美群島への輸送に際しては、海上又は航空輸送が必要であり、陸上輸送で済む本土と比較して、恒常的に物価が高い構造を抱えている。

○一方で、同じような状況にある特定有人国境離島地域に関して、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」においては、上記のとおり物価高に対する配慮規定が設けられている。

○ついでには、奄振法においても同様の配慮規定を新設することにより、奄美群島の自立的発展、住民生活の安定及び福祉の向上のさらなる推進に資するものとする。

3. 奄美群島の振興開発に必要な施策・制度等に関する提言事項

【本項の内容は令和4年12月の最終提言において示す予定】